令和７年11月

中小受託取引適正化法

テ　キ　ス　ト

「下請法」から「取適法（とりてきほう）」へ

公正取引委員会・中 小 企 業 庁

公正取引委員会では、独占禁止法・取適法の内容、ビジネスの基礎知識として知っておきたい取引のルールなどを分かりやすく紹介した動画を YouTube の公正取引委員会チャンネルに掲載しています。

社内のコンプライアンス研修などにご自由にご活用ください。

https://www.youtube.com/c/JFTCchannel



目　次

１　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の内容 . 1
(1)　本法制定の趣旨 . 1
(2)　本法の概要 . 2
(3)　本法の適用対象 . 5
ア　委託事業者・中小受託事業者の定義（第２条第８項及び第９項） . 5
イ　製造委託（第２条第１項） . 6
ウ　修理委託（第２条第２項） . 10
エ　情報成果物作成委託（第２条第３項） . 12
オ　役務提供委託（第２条第４項） . 15
カ　特定運送委託（第２条第５項） . 18
キ　みなし委託事業者・中小受託事業者規定（みなし適用規定）（第２条第 10 項） . 21
(4)　委託事業者の義務 . 36
ア　発注内容等の明示義務（第４条） . 36
イ　支払期日を定める義務（第３条） . 50
ウ　書類等の作成・保存義務（第７条） . 51
エ　遅延利息の支払義務（第６条） . 55
(5)　委託事業者の禁止事項 . 56
ア　受領拒否の禁止（第５条第１項第１号） . 57
イ　代金の支払遅延の禁止（第５条第１項第２号） . 60
ウ　代金の減額の禁止（第５条第１項第３号） . 72
エ　返品の禁止（第５条第１項第４号） . 81
オ　買いたたきの禁止（第５条第１項第５号） . 85
カ　購入・利用強制の禁止（第５条第１項第６号） . 93
キ　報復措置の禁止（第５条第１項第７号） . 97
ク　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第５条第２項第１号） . 98
ケ　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第５条第２項第２号） . 99
コ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第５条第２項第３号） . 106
サ　協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第５条第２項第４号） . 112
(6)　立入検査・指導及び助言・勧告・罰則等（第８条～第 14 条） . 116
(7)　本法事件処理フローチャート . 119
２　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第４条に規定する明示に係る参考例 . 121
３　電磁的方法による発注・取引記録の保存 . 140
４　一括決済方式の概要 . 141
５　電子記録債権を用いた支払の概要 . 146
６　本法違反行為の未然防止の取組 . 149
７　取適法違反行為を自発的に申し出た委託事業者の取扱いについて . 150
参考　受託中小企業振興法の内容 . 151

(1) 受託中小企業振興法による施策の概要 151
(2) 基本的性格 151
(3) 法の適用範囲 152
(4) 振興基準 153
(5) 振興事業計画 154
(6) 特定連携事業計画 154
(7) 受託中小企業取引機会創出事業者 155
(8) 受託中小企業振興協会 155
資料１　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 . 156
資料２　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第二条第八項第一号の情報成果物及び役務を定める政令 164
資料３　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則 165
資料４　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第６条第１項及び第２項の率を定める規則 167
資料５　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則 168
資料６　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準 171
資料７　サプライチェーン全体での支払の適正化について（抄） 203
資料８　サプライチェーン・マネジメントに関する考え方 205
資料９　下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて 209
資料 10　下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて 210
資料 11　下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について 211
資料 12　受託中小企業振興法 212
資料 13　受託中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準 221
資料 14　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（抄） 232
資料 15　不公正な取引方法 234
資料 16　特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法 236
資料 17　「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）の概要 238
資料 18　働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例 239
資料 19　下請法勧告一覧（平成 16 年度以降） 246
資料 20　令和６年度における下請法の運用状況及び中小業者等の取引適正化に向けた取組 ... 290
資料 21　令和６年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取組 295
資料 22　違反行為情報提供フォームについて 298
資料 23　労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】 299
資料 24　インボイス制度について 301
資料 25　取引調査員(取引Ｇメン)による訪問調査について 303
資料 26　受託適正取引等推進のためのガイドラインについて 304

１　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の内容

(1)　本法制定の趣旨

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法。以下「本法」という。）の適用対象取引（以下「受託取引」という。）における代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第 19 条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定には、相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれがある上、委託事業者と中小受託事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として中小受託事業者の利益にならないことも考えられる。

また、受託取引の性格上、中小受託事業者が委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、中小受託事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、本法が、独占禁止法の補完法として制定されている。

すなわち、本法は、適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定するとともに、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に中小受託事業者の保護を図ろうとするものである。

また、本法は、受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護を図るという目的から中小企業関係法としての性格も併せ有しており、中小企業政策の重要な柱となっている。

なお、令和７年５月 16 日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和７年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が成立し、同月 23 日に公布された。主な改正内容としては、特定運送委託の対象取引への追加、従業員基準の追加、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、手形払等の禁止、事業所管大臣等による指導及び助言に係る規定の整備等である。

改正法の施行期日は、令和８年１月１日であり、令和８年１月１日以降に行う製造委託等について、適用されることになる。

(2) 本法の概要

● 目的（第１条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

● 委託事業者、中小受託事業者の定義（第２条第１項～第９項）

a．物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務（えきむ）提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下 （個人を含む。）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

委託事業者		中小受託事業者
常時使用する従業員 300 人超	→	常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

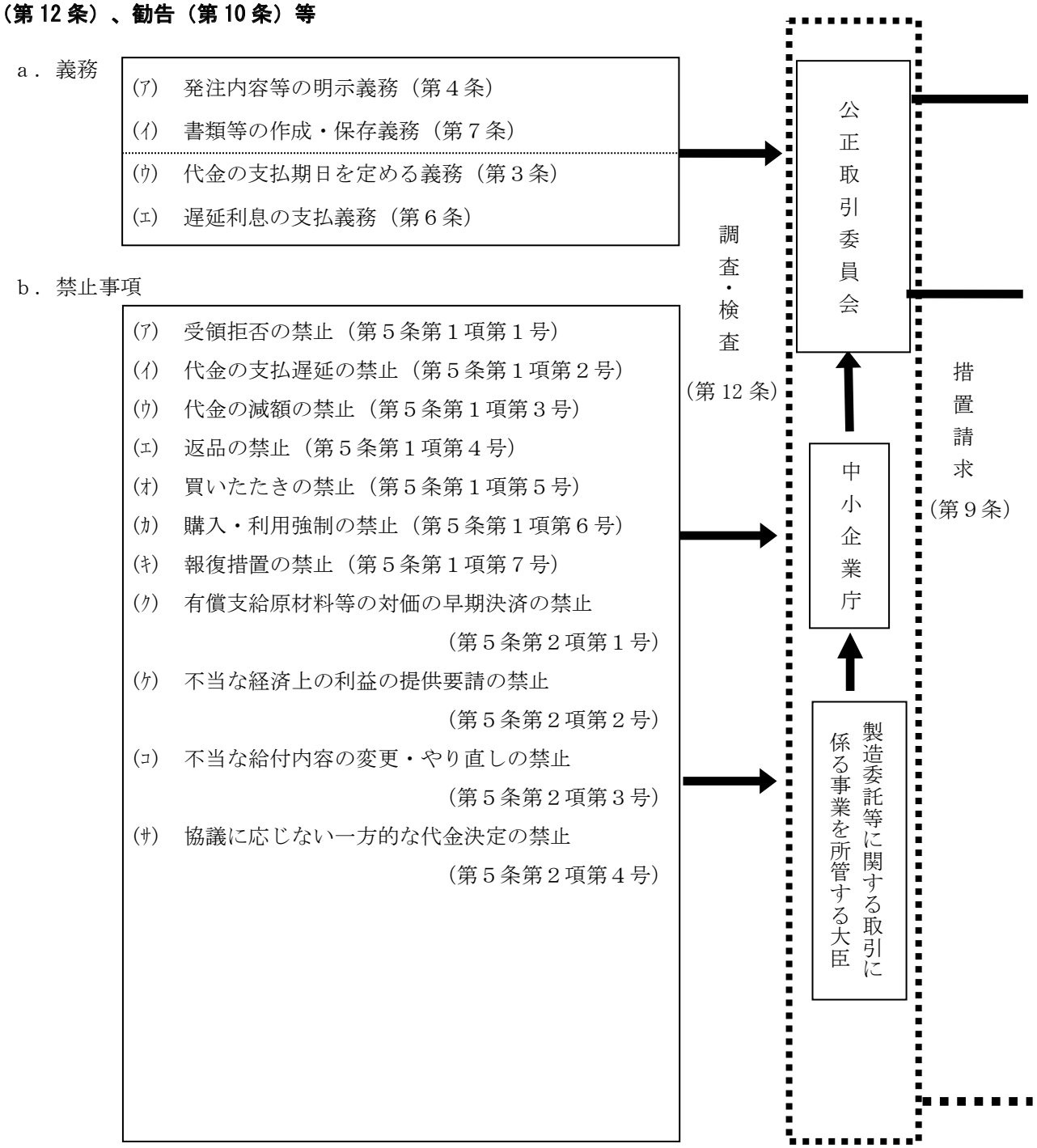
b．情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

委託事業者		中小受託事業者
常時使用する従業員 100 人超	→	常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

● **委託事業者の義務（第３条、第４条、第６条、第７条）、禁止事項（第５条第１項、第２項）、調査権（第 12 条）、勧告（第 10 条）等**



義務（ｱ）、（ｲ）違反 ➡

ア　違反したときは 50 万円以下の罰金（第 14 条）

違反行為に対する勧告措置（第 10 条）

禁止事項（ｱ）～（ｻ）違反 ➡

イ　中小受託事業者が被った不利益の原状回復措置

（ｱ）　受　領　拒　否･･･受領するよう勧告

（ｲ）　支　払　遅　延･･･支払うよう勧告

遅延利息（年 14.6%）を支払うよう勧告

（ｳ）　代金の減額･･･減じた額を支払うよう勧告

遅延利息（年 14.6%）を支払うよう勧告

（ｴ）　返　　品･･･返品したものを引き取るよう勧告

（ｵ）　買 い た た き･･･代金を引き上げるよう勧告

（ｶ）　購入・利用強制･･･購入させた物を引き取るよう勧告

（ｷ）　報　復　措　置･･･不利益な取扱いをやめるよう勧告

（ｸ）　早　期　決　済

（ｹ）　不当な利益の提供要請

（ｺ）　不当なやり直し等

（ｻ）　協議に応じない

一方的な代金決定の禁止

} 中小受託事業者の利益を保護するための措置を採るよう勧告

ウ　その他必要な措置（例）

○　上記イのほか中小受託事業者が被った不利益の原状回復措置として必要な措置を採るよう勧告

○　本法遵法管理体制を確立するよう勧告

○　本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告

○　その他必要な再発防止措置を採るよう勧告

必要があると認めるとき ⇢

エ　委託事業者に対して指導・助言（第８条）

(3) 本法の適用対象

ア 委託事業者・中小受託事業者の定義（第２条第８項及び第９項）

本法は、適用の対象となる受託取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資の総額。以下同じ。）又は常時使用する従業員の数の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託）の両面から定めており、この２つの条件を満たす取引に本法が適用される。

● この規定が設けられたねらい

独占禁止法の補完法である本法では、規制対象に当てはまる取引の発注者（委託事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

● 規制対象の内容を図示すると以下のようになる。

委託事業者と中小受託事業者の範囲

・ 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成に限る。）
・ 役務（えきむ）提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。）

［委託事業者］	［中小受託事業者］
資本金３億円超の法人事業者	資本金３億円以下の法人事業者又は個人事業者
資本金１千万円超３億円以下の法人事業者	資本金１千万円以下の法人事業者又は個人事業者

［委託事業者］	［中小受託事業者］
常時使用する従業員300人超の法人事業者	常時使用する従業員300人以下の法人事業者又は個人事業者

・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

［委託事業者］	［中小受託事業者］
資本金５千万円超の法人事業者	資本金５千万円以下の法人事業者又は個人事業者
資本金１千万円超５千万円以下の法人事業者	資本金１千万円以下の法人事業者又は個人事業者

［委託事業者］	［中小受託事業者］
常時使用する従業員100人超の法人事業者	常時使用する従業員100人以下の法人事業者又は個人事業者

※「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

※ 従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

イ　製造委託（第２条第１項）

第２条（定義）

この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

〔運用基準第２の１－１　172 ページ参照〕

製造委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等（物品、その半製品、部品、附属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具）の製造（加工を含む。）を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を依頼することをいう。そのため、規格品・標準品を購入することは、原則として「委託」に該当しないが、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工等をさせる場合には該当する。

また、製造設備を持たない事業者であっても、物品等について仕様、内容等を指定して他の事業者に製造を依頼する場合には「委託」に該当する。例えば、商社、製造問屋と呼ばれる卸売業者、大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）、フランチャイザー等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することも該当する。

なお、「委託」の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。

「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいう。製造には、製品組立、部品製造、金型製造、製造工程中の検査・運搬等がある。

「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。加工には、機械加工、プレス加工、板金加工、製缶加工等がある。

「物品」とは、有体物をいう。

「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいう。

「部品」とは、目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に附属されることによって、その効用を増加させる製造物をいい、例えば、

① 商品や製品に付着させる銘板・ラベルなど

② 商品や製品を使用するときなどに必要な取扱説明書・品質保証書・保護カバー・収納ケースなど

③ 商品や製品と一体として販売される容器包装用の物品

などを指す。

「原材料」とは、目的物たる物品を作り出すための基になる資材（原料・材料）をいう。

「専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、その性質上他の製品のために用いることはできず、これらの製造に専ら用いられるものをいう。「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい、「その他の物品の成形用の型」としては、例えば、砂型や樹脂製の型がこれに該当する。なお、「専らこれらの製造に用いる」とは、その製造に係る物品等の製造専用であることをいう。

「専らこれらの製造に用いる…工作物保持具その他の特殊な工具」とは、例えば、工作物を固定する道具（いわゆる治具）のほか、特殊な工具（例えば切削工具）であって、目的物たる物品等の製造に専ら用いられるものをいう。

なお、「金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具」には、金型等の製造を委託した委託事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型等を用いて製造するよう委託する場合の金型等も含まれる。

以下の**４つの類型**が「製造委託」に該当する。

（類型１）事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の販売を業として行っている場合に、①販売の目的物たる物品、②その物品の半製品、部品、附属品、原材料、③その物品や半製品等の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

（類型１に該当する例）

○　自動車メーカーが、販売する自動車の部品の製造を部品メーカーに委託すること。

○　大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等）が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託すること。

○　出版社が、販売する書籍の印刷を印刷業者に委託すること。

○　電気器具メーカーが、販売する電気器具を構成する部品の製造に用いる金型の製造を金型メーカーに委託すること。

○　建売業者（ハウスメーカー）が、販売する建売物件に使用する建築資材の製造を建設資材メーカーに委託すること。

（類型２）事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の製造を業として請け負っている場合に、①請け負う製造の目的物たる物品、②その物品の半製品、部品、附属品、原材料、③その物品や半製品等の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

（類型２に該当する例）

○　精密機器メーカーが、製造を請け負う精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託すること。

（類型３）事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の修理を業として行っている場合に、その修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。これには、修理を業として請け負って行う場合だけでなく、自社で使用する物品を自ら業として修理している事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合も含まれる。

（類型３に該当する例）

○　家電メーカーが、消費者向けに家電製品の修理を行う際に用いる部品の製造を部品メーカーに委託すること。

○　工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託すること。

（類型４）事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

事業者が、「その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」、つまり、外部への販売を目的にするのではなく、自家使用又は自家消費する物品の製造を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合に、①その自家使用又は自家消費する物品、②その物品の半製品、部品、附属品、原材料、③その物品や半製品等の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

例えば、自社の工場で使用する工具、専用機械、製品の運送に使用する包装・梱包用資材等の製造を社内に部門を設けて行っている場合は、「その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」に該当する。

また、発注する事業所ではその物品を製造していなくても、他の事業所でその物品を製造している場合は、「その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」に該当する。

一方、製造を行うことができる設備があったり、製造に必要な技術を持った作業員がいたとしても、他の事業者に委託している物品を製造していない場合は、「その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」に該当しない。

（類型４に該当する例）

○　輸送用機器メーカーが、自社の工場で使用する輸送用機器を自社で製造している場合に、当該輸送用機器の部品の製造を部品メーカーに委託すること。

○　自社で製品運送用の梱包材を製造している精密機器メーカーが、自社で使用する製品運送用の梱包材の製造を資材メーカーに委託すること。

以上の製造委託の４類型をまとめて整理すると、以下のようになる。

事業者が、

類型１
- ①　販売の目的物たる物品
- ②　①の半製品、部品、附属品、原材料
- ③　専ら①②の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具

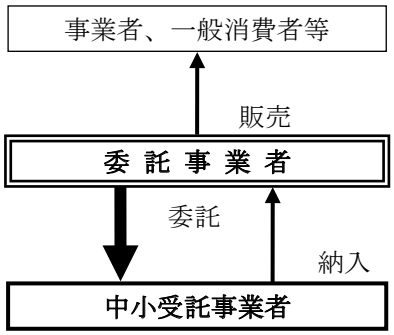
類型２
- ①　請け負う製造の目的物たる物品
- ②　①の半製品、部品、附属品、原材料
- ③　専ら①②の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具

類型３
- 修理に必要な部品、原材料

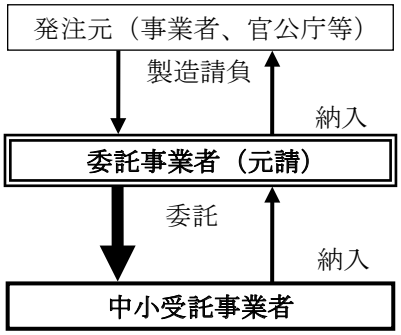
類型４
- ①　自家使用・自家消費する物品で自家製造している場合の物品
- ②　①の半製品、部品、附属品、原材料
- ③　専ら①②の製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具

の製造を、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して他の事業者に依頼することをいう。

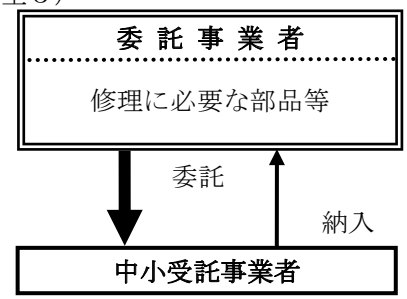
（類型１）



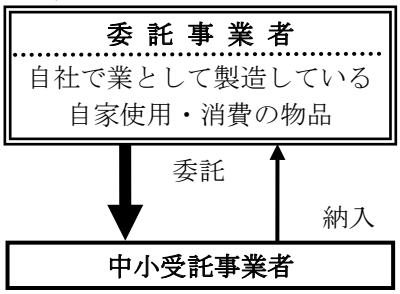
（類型２）



（類型３）



（類型４）



※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

ウ　修理委託（第２条第２項）

第２条（定義）
２　この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

〔運用基準第２の１－２　173 ページ参照〕

「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。

なお、製造委託と同様、**「業として」とは、**事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指し、**「物品」とは、**有体物をいう。

以下の**２つの類型**が「修理委託」に該当する。

（類型１）事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の修理を業として請け負っている場合に、その物品の修理の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行う修理も含まれる。

（類型１に該当する例）

○　自動車ディーラーが、ユーザーから請け負う自動車の修理作業を修理業者に委託すること。

○　ビルメンテナンス業者が、請け負うエレベーターや自動ドアの部品交換等の建設工事に該当しない修理作業を、修理業者に委託すること。

（類型２）事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、「その使用する物品の修理を業として行う場合」、つまり、他の事業者から請け負うのではなく、自家使用する物品の修理を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合に、その物品の修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

例えば、自社の工場で使用している機械類、設備機械に付属する配線・配管等の修理を社内に部門を設けて行っている場合は、「その使用する物品の修理を業として行う場合」に該当する。

また、発注する事業所ではその修理を行っていなくても、他の事業所でその修理を行っている場合は、「その使用する物品の修理を業として行う場合」に該当する。

一方、修理を行うことができる設備があったり、修理に必要な技術を持った作業員がいたとしても、他の事業者に委託している修理と同種の修理を行っていない場合は、「その使用する物品の修理を業として行う場合」に該当しない。

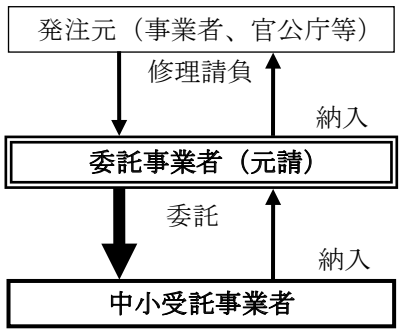
（類型２に該当する例）

○　自社工場の設備等を自社で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業の一部を修理業者に委託すること。

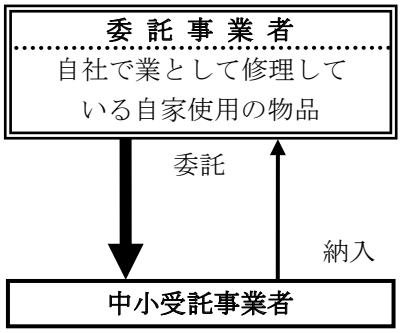
○　自社工場で使用する工具を自社で修理している工具メーカーが、その工具の修理作業の一部を修理業

者に委託すること。

（類型１）



（類型２）



※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

(注) 実際の修理委託においては、中小受託事業者が発注元に出向いて修理することがある。このような場合は物品を納入する行為は発生しないが、納入されないからといって修理委託に該当しなくなるわけではないので注意が必要である。

エ　情報成果物作成委託（第２条第３項）

第２条（定義）
３　この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

〔運用基準第２の１－３　174 ページ参照〕

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

①　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
　例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

②　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
　例：テレビ番組、テレビＣＭ、ラジオ番組、映画、アニメーション

③　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
　例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

なお、上記①から③以外で、これらに類する情報成果物については今後の技術進歩等に応じて機動的に対応できるよう政令で追加できる仕組みとなっているが、現在のところ追加されているものはない。

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の附属品として提供される場合（例：家電製品の取扱説明書の内容、ＣＤのライナーノーツ）、制御プログラムとして物品に内蔵される場合（例：家電製品の制御プログラム）、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体（かたい）して提供する場合（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

情報成果物作成委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して情報成果物の作成を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの仕様、テーマ、コンセプト等を指定して作成を依頼することをいう。そのため、ソフトウェアメーカーが既に販売しているパッケージソフトを購入する場合は、原則として「委託」に該当しないが、その一部でも自社向けに仕様変更等をさせる場合は該当する。

「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。

なお、製造委託と同様、**「業として」とは、**事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

以下の**３つの類型**が「情報成果物作成委託」に該当する。

（類型１）事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、情報成果物を業として提供している場合に、その情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供（例：広告宣伝物、リクルートビデオ）であれば、これに当たらない。ただし、この場合であっても、類型１には該当しないが、類型３には該当する可能性がある。

（類型１に該当する例）

○　ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。

○　家電メーカーが、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

○　家電メーカーが、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者に委託すること。

○　衣料品メーカーが、消費者に販売する衣料品のデザインの作成を他の事業者に委託すること。

○　不動産会社が、販売用住宅の建設に当たり、当該住宅の建設設計図の作成を設計会社に委託すること。

（類型２）事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、情報成果物の作成を業として請け負っている場合に、その情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

（類型２に該当する例）

○　広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビＣＭの制作を広告制作業者に委託すること。

○　ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　広告会社が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成をデザイン業者に委託すること。

○　テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のＢＧＭ等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。

○　テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。

○　建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。

○　工作機械メーカーが、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

（類型３）事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、「その使用する情報成果物の作成を業として行う場合」、つまり、他者への提供を目的にするのではなく、自家使用する情報成果物の作成を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

例えば、自らの事業のために用いる広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ等の作成を社内に部門を設けて行っている場合は、「その使用する情報成果物の作成を業として行う場合」に該当する。

また、発注する事業所ではその作成を行っていなくても、他の事業所でその作成を行っている場合は、「その使用する情報成果物の作成を業として行う場合」に該当する。

一方、社内にシステム部門があったり、システム開発に詳しい従業員がいたとしても、他の事業者に作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合は、「その使用する情報成果物の作成を業として行う場合」に該当しない。

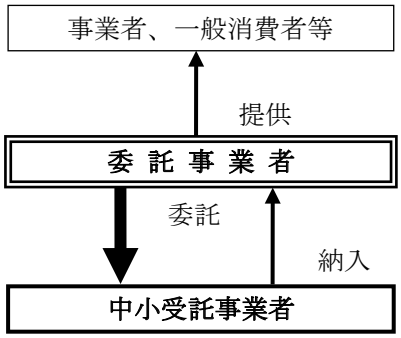
（類型３に該当する例）

○　事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

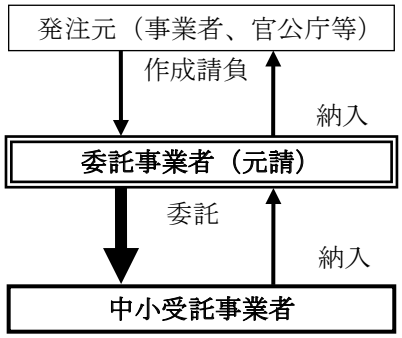
○　自らデザインを作成している広告会社が、新製品のデザインコンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成をデザイン業者に委託すること。

○　テレビ放送事業者が、自社が放送する番組の広告宣伝ＣＭの作成の一部を番組制作会社に委託すること。

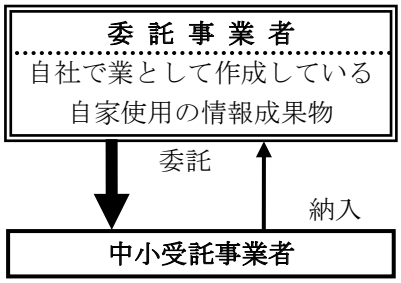
（類型１）



（類型２）



（類型３）



※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

オ　役務提供委託（第２条第４項）

第２条（定義）
４　この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。
※　ただし、建設業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第２項に規定する建設業をいう。）を営む者が、業として請け負う建設工事（同条第１項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は本法の対象とはならない。

〔運用基準第２の１－４　176 ページ参照〕

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、事業者が他者に提供する役務のことであり、事業者が自ら用いる役務は含まれない（自ら用いる役務について他の事業者に委託することは、本法上の「役務提供委託」には該当しない。）。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部又は一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

役務とは、運送、ビルメンテナンス、情報処理等、いわゆるサービス全般であるが、例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業を他の事業者に再委託する場合は、当該梱包作業は他者（荷主）に提供する役務であるから、当該梱包作業の再委託は「役務提供委託」に該当し、本法の対象となる（自社で当該役務を提供する能力が無くとも対象となる。）。

一方、荷主から梱包作業は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託する場合は、当該梱包作業は他者に提供する役務ではなく、自ら用いる役務であるから、当該梱包作業の委託は「役務提供委託」に該当せず、本法の対象とはならない。

また、他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品に付随して提供される場合（例：ソフトウェアメーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には本法の対象となる。

なお、本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、中小受託事業者の保護が別途図られているためである。

以下の**類型**が「役務提供委託」に該当する。

（類 型）事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、他者に対し業として役務を提供する場合、その役務の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

例えば、他者から運送、ビルメンテナンス、情報処理等の各種サービスの提供を請け負った事業者が、それらのサービスの提供を他の事業者に委託することをいう。

（役務提供委託に該当する例）

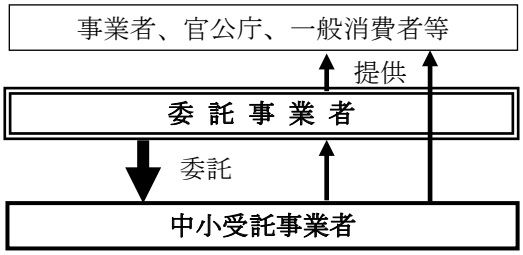
○　貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。

○　貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。

○　内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
○　ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの清掃を清掃業者に委託すること。
○　広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。
○　マンション管理会社が、マンション管理組合から請け負うマンション管理業務の一部たるビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
○　元請建設工事業者が、発注者から請け負う建設工事一式に含まれる警備業務を警備会社に委託すること。
○　ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

（自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない例）
○　ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること。
○　工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること。
○　カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託すること。
○　プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託すること。

（類型）



※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

（注１）　「プログラムの作成（情報成果物の作成）」と「情報処理（役務の提供）」の違いについて

「プログラムの作成」とは、電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるようにこれに対応する指令を組み合わせたものを作成することをいい、情報成果物の作成に該当する。例えば、ソフトウェア等の作成（コーディング作業も含む。）がこれに当たる。

一方、「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことで、プログラムの作成に該当しないものをいい、役務の提供に該当する。例えば、受託計算サービス、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の運用（データ入出力、移動管理、障害管理、資源管理、セキュリティ管理等）を行うことなどがこれに当たる。

また、情報成果物の作成と役務の提供のどちらに該当するかについては業務委任契約であるかといった契約上の形態は問わず、取引の内容から判断する。

なお、当該役務が、委託事業者が他者に提供する目的たる役務である場合には、本法第２条第４項の

「役務提供委託」に該当するが、当該役務が自ら用いる役務である場合には、当該委託取引は、本法の対象とならない。

（注２）　「情報成果物の作成」と「情報成果物の作成に必要な役務の提供」について

情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合がある。「最終的な情報成果物」、「最終的な情報成果物を構成することとなる情報成果物」及び「最終的な情報成果物の作成に必要な役務」のそれぞれの例は以下のとおり。

なお、当該役務の提供を委託された事業者が他者に再委託する場合は、役務提供委託として本法の対象となる。

最終的な情報成果物	最終的な情報成果物を構成することとなる情報成果物（例） （当該情報成果物の作成を委託することは、本法の対象となる）	最終的な情報成果物の作成に必要な役務（例） （委託事業者が他者に提供する情報成果物の作成に必要な役務である場合に、当該役務の提供を他者に委託することは、本法の対象とならない）
ゲームソフト	・プログラム ・映像データ ・ＢＧＭ等の音響データ ・シナリオ ・キャラクターデザイン	・監修 （情報成果物の作成を伴わないもの）
放送番組	・コーナー番組 ・番組のタイトルＣＧ ・ＢＧＭ等の音響データ ・脚本 ・オリジナルテーマ曲の楽譜	・監督 ・ＡＤ ・俳優 ・照明 ・撮影 （撮影したデータを納める場合は「情報成果物を構成することとなる情報成果物（いわば部品、半製品）」に該当）
アニメーション	・セル画、背景美術等 ・ＢＧＭ等の音響データ ・脚本 ・絵コンテ ・キャラクターデザイン ・オリジナルテーマ曲の楽譜	・監督 ・声優

カ　特定運送委託（第２条第５項）

第２条（定義）
５　この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

〔運用基準第２の１－５　177 ページ参照〕

「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいう。例えば、自社の工場から顧客までの販売商品の運送を他の事業者に委託することは「取引の相手方に対する運送」として特定運送委託に該当するが、自社の工場から自社の別の工場までの半製品等の運送のような自社の拠点間の運送は、通常、「取引の相手方に対する運送」とはいえず、特定運送委託に該当しない。

「当該相手方が指定する者」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方が当該取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合の当該者をいい、例えば、取引の相手方との間で、目的物等の物品の保管を受託する者（倉庫業者）に受け取らせることとした場合などがこれに該当する。

「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

特定運送委託における「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、「取引の相手方」へ引き渡す物品、場所等の内容等を指定して「運送」の役務の提供を依頼することをいう。

情報成果物が「記載され」た「物品」とは、広告用ポスター、設計図等をいい、**情報成果物が「記録され」た「物品」とは、**会計ソフトのＣＤ-ＲＯＭ等をいい、**情報成果物が「化体され」た「物品」とは、**建築模型、ペットボトルの形のデザインの試作品等をいう。

以下の**４つの類型**が「特定運送委託」に該当する。

（類型１）事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の販売を業として行っている場合に、販売の目的物たる物品を当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

（類型１に該当する例）

○　家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送事業者に委託すること。

○　鉄鋼メーカーが、販売した製品を顧客に引き渡す場合に、その製品の運送を運送事業者に委託すること。

○　食品メーカーが、商品の製造を請け負った食品加工業者に有償で提供する支給品を引き渡す場合に、その支給品の運送を運送事業者に委託すること。

（類型２）事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品の当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の製造を業として請け負っている場合に、請け負う製造の目的物たる物品を当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

（類型２に該当する例）

○　精密機器メーカーが、製造を請け負い完成させた精密機器を顧客に引き渡す場合に、その精密機器の運送を運送事業者に委託すること。

○　食品加工業者が、製造を請け負った大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）のプライベートブランド商品を、当該小売業者に引き渡す場合に、そのプライベートブランド商品の運送を運送事業者に委託すること。

（類型３）事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、物品の修理を業として請け負っている場合に、請け負う修理の目的物たる物品を当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する行為の全部又は一部を運送事業者に委託することをいう。

（類型３に該当する例）

○　自動車修理業者が、修理を請け負い完成させた自動車を顧客に引き渡す場合に、その自動車の運送を運送事業者に委託すること。

○　家電メーカーが、修理を請け負い完成させた家電製品を顧客に引き渡す場合に、その家電製品の運送を運送事業者に委託すること。

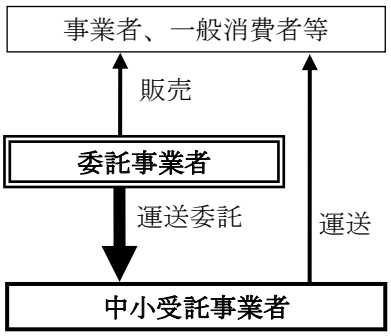
（類型４）事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

事業者が、情報成果物の作成を業として請け負っている場合に、請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

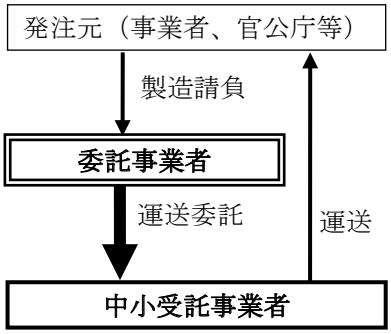
（類型４に該当する例）

○　建築設計業者が、作成を請け負い完成させた建築模型を建築業者に引き渡す場合に、その建築模型の運送を運送事業者に委託すること。

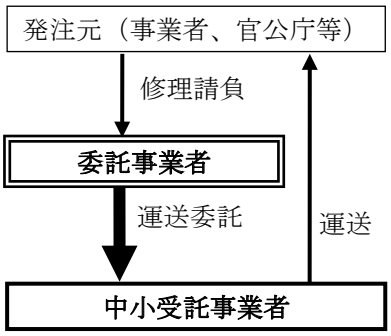
（類型１）



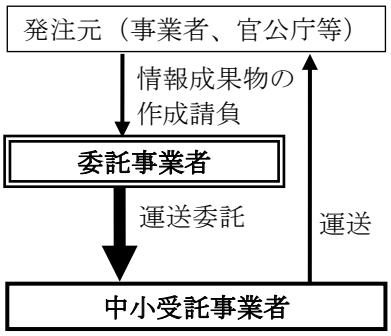
（類型２）



（類型３）



（類型４）



※　太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

キ　みなし委託事業者・中小受託事業者規定（みなし適用規定）（第２条第 10 項）

第２条（定義）

10　資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が 100 人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第８項第１号、第２号又は第５号に該当する者がそれぞれ前項第１号、第２号又は第５号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第８項第３号、第４号又は第６号に該当する者がそれぞれ前項第３号、第４号又は第６号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

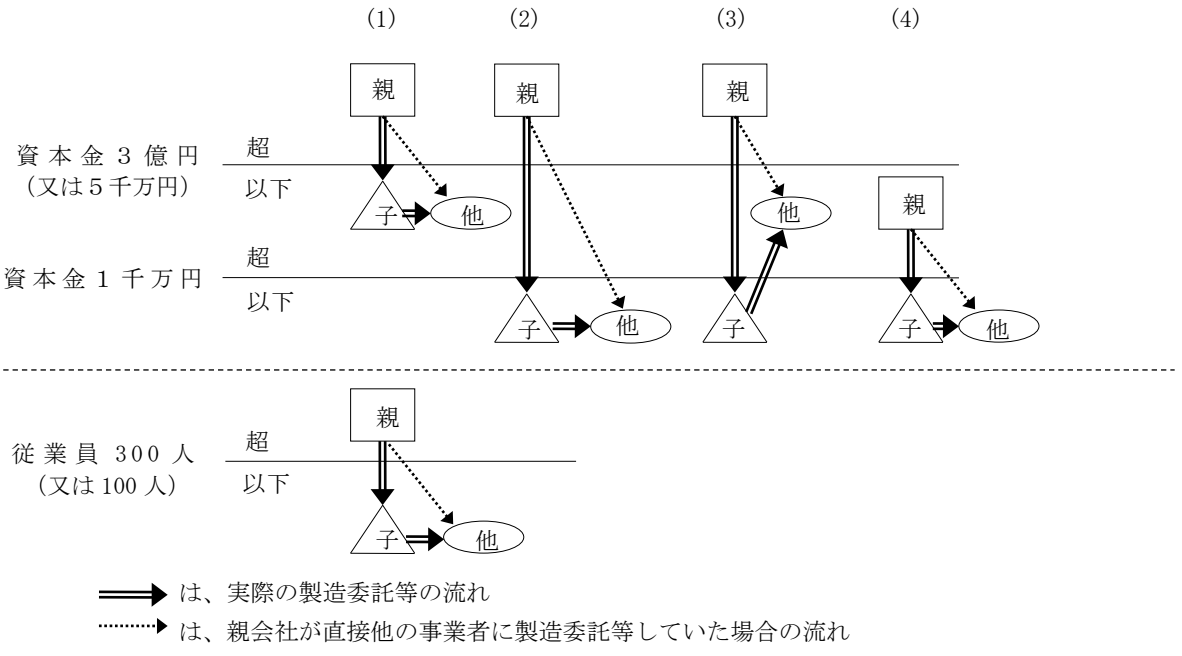
事業者が直接他の事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、事業者がその子会社（みなし委託事業者）等に発注し、当該子会社等が請け負った業務を他の事業者に再委託することで、本法の規制を免れるというような脱法的行為をさせないための規定である。

本規定については、事業者（親会社）が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり（後記(ｱ)）、かつ、当該事業者（親会社）の子会社等が２つの要件（後記(ｲ)の①及び②）を充足した場合には、当該子会社等が委託事業者、当該他の事業者が中小受託事業者とそれぞれみなされ、当該取引には本法が適用されることとなる。

(ｱ)　前提条件

事業者（親会社）が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者との取引が資本金基準又は従業員基準上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者に委託すること。

具体的には、以下のような場合である。



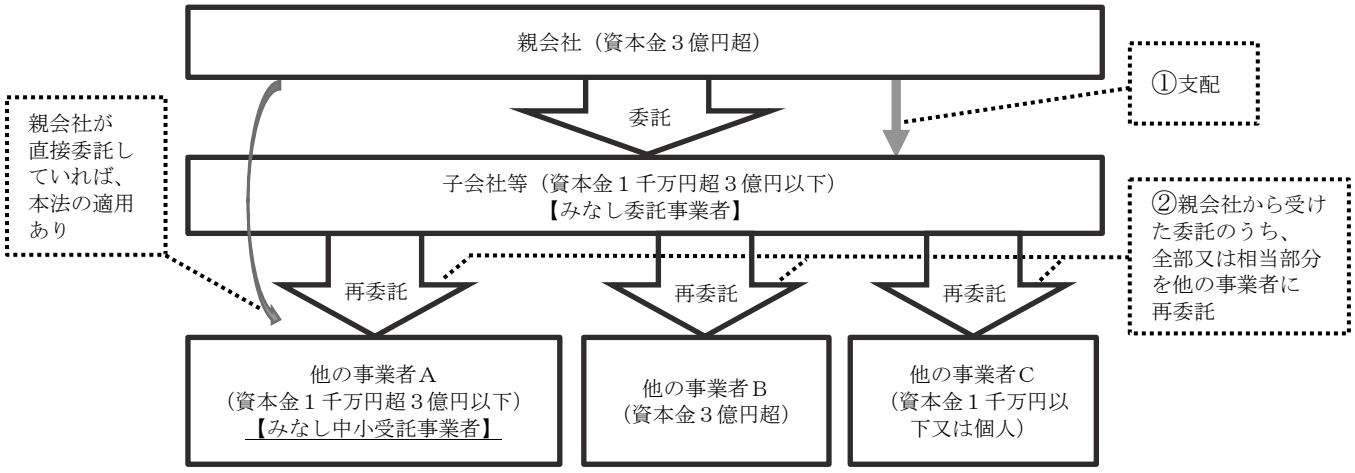
(ｲ)　子会社等の２つの要件

①　親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。

②　親会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託（複数の他の事業者に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

(ｳ)　具体例（製造委託の場合の例）

＜資本金基準との関係＞

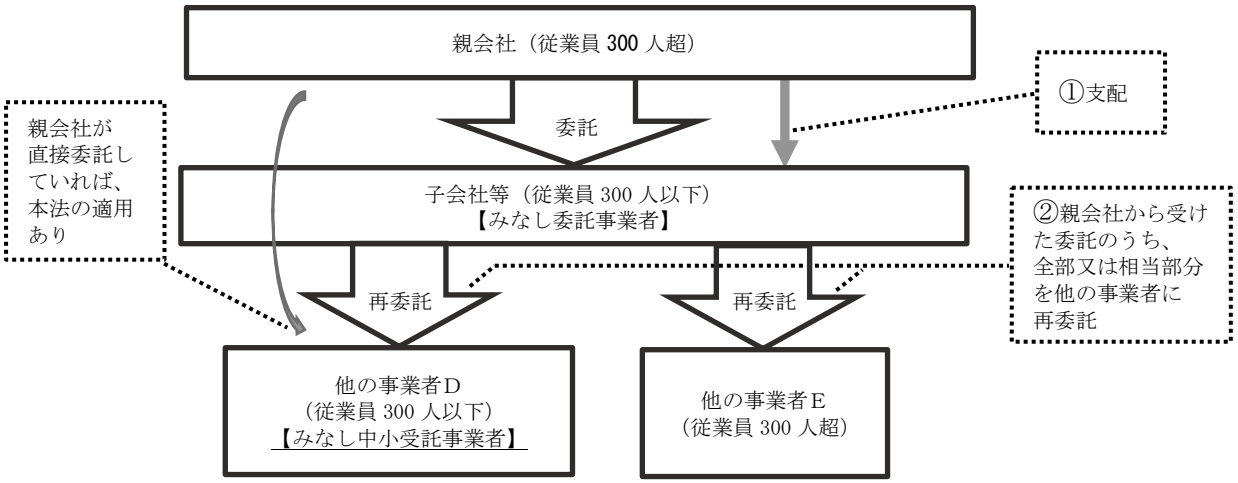


（注）　他の事業者Ｂ（資本金３億円超）は、親会社（資本金３億円超）が直接委託しても、従業員基準を満たさなければ、本法の適用はなく、他の事業者Ｃ（資本金１千万円以下又は個人）は、子会社等（資本金１千万円超３億円以下）との間で元々本法の適用を受ける事業者である。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Ａとの取引は、子会社等は委託事業者と、他の事業者Ａは中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。

なお、他の事業者Ｂは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引に本法の適用はない。また、他の事業者Ｃは、子会社等との取引が本法の適用を受ける。

＜従業員基準との関係＞



（注）　他の事業者Ｅ（従業員 300 人超）は、親会社（従業員 300 人超）が直接委託しても本法の適用はない。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Ｄとの取引は、子会社等は委託事業者と、他の事業者Ｄは中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。

なお、他の事業者Ｅは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引に本法の適用はない。

【適用範囲についてのＱ＆Ａ】

①　受託取引の該当性

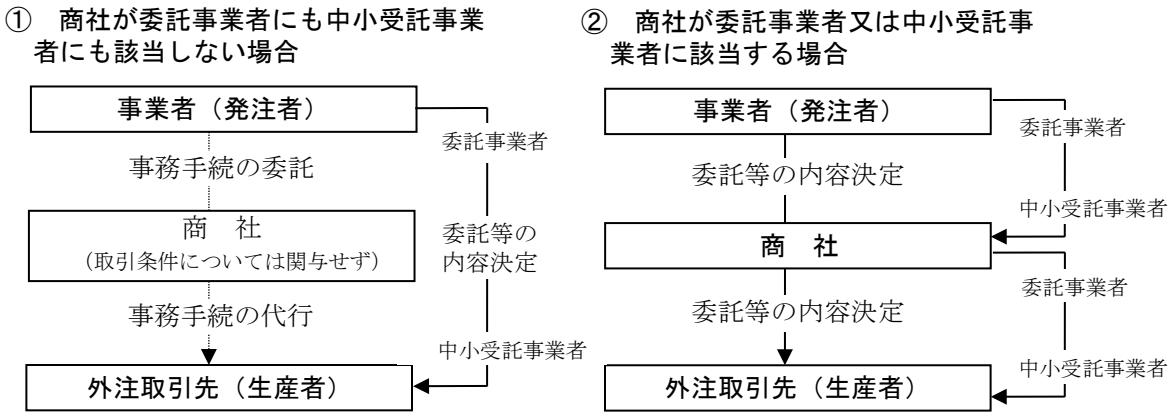
Ｑ１：　当社と外注取引先との取引について、商社が関与することとなった場合、中小受託事業者に該当するのは商社か、それとも外注取引先か。

Ａ：①　商社が本法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

商社が本法の資本金基準又は従業員基準を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となる。したがって、委託事業者は商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、本法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。

②　商社が本法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、商社が中小受託事業者となる。また、商社と外注取引先の間で本法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、当該取引において商社が委託事業者となり、外注取引先が中小受託事業者となる。



Ｑ２：　一般財団法人、一般社団法人等の法人は、本法上の委託事業者となり得るか。

Ａ：　本法の「資本金の額又は出資の総額」とは、事業に供される資本としてある程度固定的に把握できるものをいう。例えば、資本金勘定のない一般財団法人及び一般社団法人であれば、貸借対照表上の指定正味財産等の固定的な財産が「資本金の額又は出資の総額」に該当する。したがって、当該法人の指定正味財産等の固定的な財産が本法の資本金基準に該当すれば委託事業者となり得る。

なお、一般財団法人及び一般社団法人以外の公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人等についても、固定的な財産において判断することは同様である。

また、一般社団法人等の常時使用する従業員数が本法の従業員基準に該当するような場合も委託事業者となり得る。

Ｑ３：　親子会社間や兄弟会社の取引にも、本法が適用されるか。

Ａ：　親子会社間等の取引であっても本法の適用が除外されるものではないが、親会社と当該親会社が総株主の議決権の 50％超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の 50%超を所有している子会社間の取引など、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従前から、運用上問題としていない。

Ｑ４：　労働者の派遣を受けることは、本法の対象となるか。

Ａ：　労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けるために、派遣会社に労働者の派遣を依頼することは、通常、労働者の派遣は自社の業務のために派遣を受けるものであるので、自ら用いる役務の委託として本法の対象とはならない。

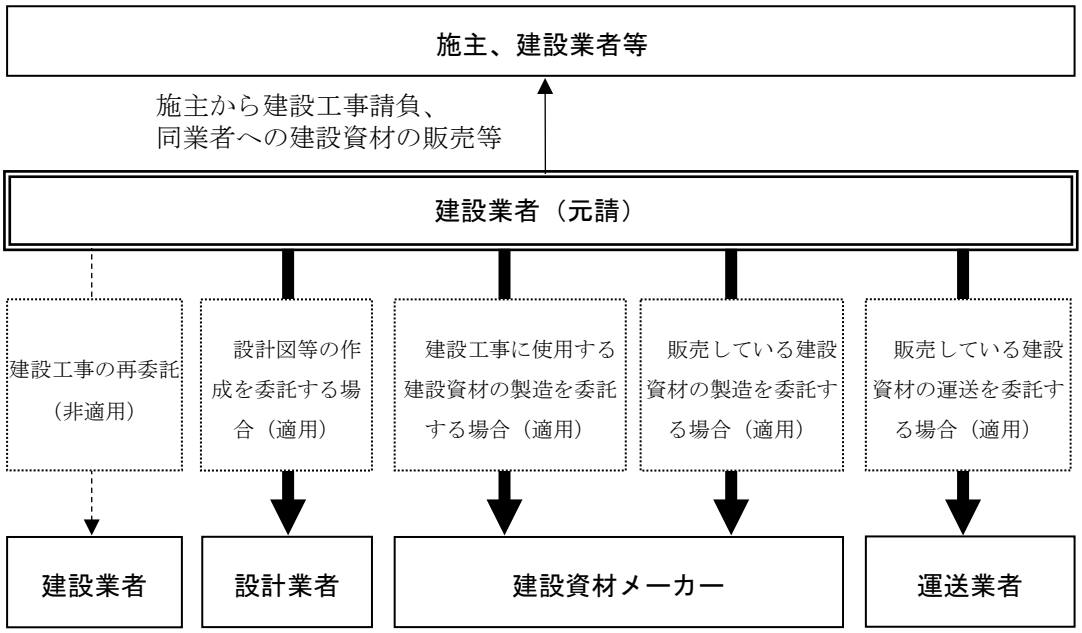
また、派遣された労働者との間では自らの指揮命令の下で業務を行わせているものであることから、あくまで事業者が自ら業務を行っていることとなり、委託取引とはならず、本法の対象とはならない。

Ｑ５：　建設工事の請負には本法の適用がないとのことだが、建設業者には本法の適用がないと考えてよいか。

Ａ：　建設工事に係る下請負（建設工事の再委託）には本法は適用されない。しかし、例えば、建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型１）に該当する。また、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型１）に該当する。

このほかにも、建設業者が請け負った建築物の設計や内装設計、又は工事図面の作成を他の事業者に委託する場合には、情報成果物作成委託（類型２）に該当する。また、建売住宅を販売する建設業者が、建築物の設計図等の作成を他の事業者に委託する場合には、当該設計図等は建築物に化体して提供されるものなので、情報成果物作成委託（類型１）に該当する。

建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の販売先までの運送を他の事業者に委託する場合には、特定運送委託（類型１）に該当する。



※　業種でなく委託の内容で判断する（太線の矢印部分の取引が本法の対象）。

Ｑ６：　ビルメンテナンス業者が、業として請け負うエレベーターや自動ドアの修理作業を、修理業者に委託する場合、本法の適用対象となるか。

Ａ：　ビルメンテナンス業者が、業として請け負うエレベーターや自動ドアの部品交換等の作業であって、建設工事に該当しないものを、他の事業者に委託する場合には、修理委託（類型１）又は役務提供委託に該当する。

他方で、ビルメンテナンス業者が、業として請け負う故障したエレベーターや自動ドアの改修作業等の作業であって、建設工事に該当するものを、他の事業者に委託する場合には、本法は適用されない。

Ｑ７：　「常時使用する従業員」には、グループ会社の従業員も含まれるか。

Ａ：　「常時使用する従業員」については、事業者単位で判断することになるため、別の事業者であるグループ会社の従業員は含まれない。

Ｑ８：　「常時使用する従業員」には、パートタイマー、アルバイトも含まれるか。

Ａ：　「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとする。

「常時使用する従業員」の例としては、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、１か月を超えて引き続き使用される日雇い労働者などが含まれる。

Ｑ９：　「常時使用する従業員」には、船員も含まれるか。

Ａ：　船員（船員法第１条第１項に規定する船員をいう。）についても、「常時使用する従業員」に含まれる。その事業者が使用する労働者たる船員については、その事業者の報酬支払簿の記載対象となる船員（船員法第 58 条の２、船員法施行規則第 42 条第１項及び様式第 16 号の３等）の数によって算定するものとする。

Q10：　「常時使用する従業員の数」は、どの時点における数で判断されるのか。

Ａ：　従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。

Q11：　取引の相手方の「常時使用する従業員の数」が、製造委託等をした時には従業員基準を満たさず本法の適用対象ではなかったが、その後、従業員の数が増加して、従業員基準を満たす状況となった場合、本法の適用対象となるか。

Ａ：　従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」の数によって判断される。製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員の数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。製造委託等をした時に従業員基準を満たさなかった場合には、その後に従業員基準を満たす状況となっても、本法の適用対象とはならない。

Q12：　当社の取引の相手方は、８月中に賃金が支払われた労働者について、９月の末日までに賃金台帳を調製しており、その数が把握可能となっている。その状況において、10 月に製造委託等を行った際に、当該取引の相手方に「常時使用する従業員の数」を確認したところ、その時点で当該取引の相手方において把握可能な８月中に賃金が支払われた労働者の数を回答された場合など、当社として把握可能な従業員数が、製造委託等をした時の実際の「常時使用する従業員の数」と異なる場合もあるが、問題ないか。

Ａ：　従業員基準に該当するかどうかについては、個々の製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」の数によって判断される。

ただし、例えば、前々月（N-2 月）中に賃金が支払われた対象労働者（以下「前々月賃金支払労働者」という。）について前月（N-1 月）の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっているときは、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月（N 月）中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」として取り扱うことも可能である。

Q13：　製造委託等をする事業者には、取引の相手方の常時使用する従業員の数を確認すべき義務はあるか。

Ａ：　製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない（例えば、取引の相手方の賃金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。）。

なお、発注者は、特に「常時使用する従業員の数」の変動の多い受注者や、「常時使用する従業員の数」が従業員基準付近の受注者に製造委託等をするに当たっては、「常時使用する従業員の数」を確認するために積極的にコミュニケーションを取ることが望ましい。

Q14： 当社は発注に当たって、中小受託事業者に対し「常時使用する従業員の数」を確認したものの、当該中小受託事業者が事実と異なる回答を行ったため、その相手方に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、当社の行為が本法に違反することとなったときは、当社は本法に基づく措置の対象となるか。

Ａ： 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、直ちには、勧告を行うものではない。

Q15： 製造委託等をするに当たって、取引の相手方に対して「常時使用する従業員の数」を確認しようとする場合、どのような方法があるか。

Ａ： 確認方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましい。具体的な方法としては、例えば、発注における見積依頼書に「従業員数が 300 人を超える場合は、以下のボックスにチェックを入れて返送してほしい」旨等を記載することにより見積書返送時に従業員基準の該当性を確認する、相手方から提出してもらう見積書の備考欄に「従業員数は 300 人を超えていない」等の記載を記入してもらうなどの方法が考えられる。

Q16： 製造委託等を受ける事業者は、製造委託等をする事業者に対して、常時使用する従業員の数を説明する義務はあるか。

Ａ： 製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。

② 製造委託関係

Q17： 規格品、標準品を購入する場合、製造委託に該当するか。

Ａ： 規格品、標準品を購入することは、原則として、事業者が仕様、内容等を指定していないため本法上の「委託」にならず、製造委託に該当しない。しかし、規格品、標準品であっても事業者が仕様等を指定して他の事業者にその製造を依頼すれば「委託」に該当する。例えば、規格品の製造の依頼に際し、依頼者の刻印を打つ、ラベルを貼付する、社名を印刷する、又は、規格品の針金、パイプ鋼材等を自社の仕様に合わせて一定の長さ、幅に切断するというような作業を行わせることなどがこれに当たる。

Q18： 小売業者がメーカーブランドの商品（各メーカー等が自ら仕様等を決定し自社ブランドとして販売している商品）を発注し、納入業者が発注を受けてから生産する場合、製造委託に該当するか。

Ａ： 小売業者によるメーカーブランド商品の発注については、納入業者が発注を受けてから生産する場合であっても、当該メーカーブランド商品の汎用性が高く、かつ、当該小売業者が自社用として変更を加えさせることがない場合には、実質的には規格品の購入と認められ、製造委託には該当しない。

ただし、この場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q19：　小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合、これは製造委託に該当するか。

A：　小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合であっても、小売業者が仕様等を指定したとは認められない場合には、本法上の「委託」にならず製造委託には該当しない。

なお、製造委託に該当しない場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q20：　生鮮食品の取引について、①小売業者が野菜や果物等を生産するよう依頼すること、②小売業者が、鍋用野菜セットやサラダセットなどの生鮮食品に係る商品を製造するよう依頼することは、製造委託に該当するか。

A：　原材料たる物品に一定の工作を加えることのない、農耕、畜産、鉱物の掘採、水産動植物の採捕等の原始的生産は、本法上の「製造」にも「加工」にも含まれないため、①の野菜や果物等の生産を依頼しても製造委託には該当しない。

一方で、②の鍋用野菜セットやサラダセットのように、原材料たる物品に一定の工作を加えて、一定の価値を付加しているものであって、小売業者が野菜等のカットするサイズやパッケージデザイン等を指定して製造を依頼しているものは、製造委託における「委託」に該当する。

Q21：　試作品の製造を委託することは、製造委託に該当するか。

A：　商品化することを前提としており、最終商品と同等のレベルにあるような商品化の前段階にある試作品の製造を委託する場合には、製造委託（類型１）に該当する。また、研究開発の段階等で商品化に至らない試作品の製造を委託する場合は、自家使用物品の製造委託として、自社で研究開発段階の試作品製造を業として行っていれば、製造委託（類型４）に該当する。

Q22：　景品の製造を委託した場合も本法の対象となるか。

A：　商品に添付されて提供される景品は、有償で提供している商品の一部として提供されているため、当該景品の製造を委託することは製造委託（類型１）に該当する。また、自社が純粋に無償で提供している景品は、自家使用する物品であり、当該景品を自社で業として製造している場合に、当該景品の製造を委託することは製造委託（類型４）に該当する。

Q23：　工場内における運送作業を外部に委託する取引は、「製造委託」と「役務提供委託」のどちらに該当するか。

A：　運送は役務の提供に該当する行為であるが、同一工場内における製造工程の一環としての運送（ライン間の仕掛品の移動等）を他の事業者に委託することは、製造委託に該当する。

③ コンテンツ関係

Q24： 映画等の制作においては、製作委員会方式が採られる場合が多いが、製作委員会名で映画制作をプロダクションに委託した場合、当該製作委員会は委託事業者に該当するか。

A： 当該製作委員会が法人格を持つ場合には、委託先のプロダクションとの間で、出資の総額が資本金基準の要件を満たす又は従業員基準の要件を満たせば、当該製作委員会が委託事業者となる。

一方、当該製作委員会が法人格を持たない場合には、当該製作委員会は委託事業者とはならず、それぞれの参加事業者ごとに資本金基準又は従業員基準を満たせば、それぞれの参加事業者が委託事業者となる。この場合、製作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託しているのであれば、製作委員会名で４条明示をすることは差し支えない。

Q25： 当社では、海外で販売しているゲームソフトを国内向けに販売することがあるが、そのためには当該ゲーム内で使用されている言語を日本語に翻訳する必要がある。この翻訳については外注しているのだが、これは情報成果物作成委託に該当するか。

なお、翻訳の成果は文書を印刷した形で当社に納入される。

A： 翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書は最終的な情報成果物であるゲームソフトを構成することとなる情報成果物であるので、翻訳を外注することは、情報成果物作成委託（類型１）に該当する。

Q26： 放送番組に使用する脚本、オリジナルテーマ曲の楽譜の作成は、脚本家や作曲家が著作権を持つことから本法の対象とはならないと考えてよいか。

A： 脚本、オリジナルテーマ曲は、最終的な情報成果物である放送番組を構成する情報成果物であり、当該放送番組のために作成を委託することは、著作権の帰属先のいかんを問わず、情報成果物作成委託に該当する。

Q27： 放送番組に使用する番組のタイトルＣＧ、ＢＧＭ等の音響データの作成を委託することは情報成果物作成委託に該当するとのことだが、これらについては、外注先プロダクションの担当者が放送局に出向いて、発注時に定められた作業を、放送局のディレクターから適切な指示を受けながら行う場合には、情報成果物作成委託には該当しないと考えてよいか。

A： 放送局がプロダクションに委託する業務の内容が、放送局においてディレクターの指示どおりに作業をすることというものであれば、情報成果物作成委託ではなく、役務の取引に当たるが、放送局が作成する最終的な情報成果物の作成に必要な自ら用いる役務の提供の委託であることから、役務提供委託に該当しない。

④ ソフトウェア関係

Q28： 当社で使用するソフトウェアを社内のシステム開発部門で作成しているが、当社では作成できない特殊な知識を必要とする部分があり、その部分について専門のシステム開発会社に外注する場合には、本法の対象となるか。

A： 自社で使用する情報成果物について日頃自ら作成していても、外注する部分を自社で作成する能力

がないような場合には、当該外注部分の作成を自社で業として行っているとは認められないことから、当該外注部分の取引については情報成果物作成委託には該当しない。

なお、自社が日頃自ら作成している部分を外注する場合には、当該外注部分の取引については情報成果物作成委託（類型３）に該当する。

Q29： 販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発支援業務に係る恒常的な業務委任契約（特定の情報成果物の作成ではなく、発注者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成業務を行う。）を結ぶ場合があるが、当該コーディング作業等は、役務の提供をさせていることとなり、情報成果物作成委託に該当せず、本法の対象とはならないと考えてよいか。

A： コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、販売目的のソフトウェアのコーディング作業を他の事業者に委託することは、情報成果物作成委託（類型１）に該当する。

なお、４条明示するべき「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には、「システム（ソフトウェア）開発支援業務」等と記載すれば足りるが、この場合には、業務と同時並行的に委託事業者のコンピュータに記録される瞬間に受領が発生しているので、１か月締切制度の場合には締切後 30 日以内に支払期日を定める必要がある。

Q30： ソフトウェアを販売する事業者が、販売したソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当するとのことだが、無償のサポートサービスの場合も含まれると考えてよいか。

A： ソフトウェアを購入した顧客に対するサポートサービスの提供は、無償に見えても対価は当該ソフトウェアの販売価格に含まれていると考えられるので、顧客に提供するサポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当する。

Q31： 販売目的のソフトウェアの作成行為の一部を、外注取引先に委託するに当たり、当社と付き合いがある会社を介在させて外注取引先と取引を行う場合、当社は、「委託事業者」として本法の対象となるか。

A： 本法の資本金基準又は従業員基準を満たす発注者と外注取引先の間の取引に別会社を介在させた場合においても、当該別会社が情報成果物作成委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合には、発注者が外注取引先に対する委託事業者となる（24 ページ、Ｑ１参照）。

なお、当該別会社がいわゆる「中抜き事業者」（多重委託構造の下、商流上は形式的に関与するものの、実際には何ら業務を行うわけでもないのに利益を上げている者（与信の供与など、業務以外の面で実質的な貢献を行っている場合を除く。））である場合には、当該別会社の介在は、中小受託事業者が受け取る代金や単価を低下させ、情報伝達の混乱を引き起こしやすくするものであり、代金の支払遅延の禁止、代金の減額の禁止、買いたたきの禁止、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止といった本法上の違反行為を誘引・助長するおそれがあり、これらの行為を行わないよう特に注意する必要がある。

⑤ 役務提供委託関係

Q32： 一般に、企業と弁護士、公認会計士、産業医との契約も、本法の対象となるか。

A： これらは、一般に企業（委託者）が自ら用いる役務であり、他者に業として提供する役務でないので、役務提供委託に該当せず、本法の対象とはならない。

Q33： 医療法人が患者の検査を行い、検査結果の解析を外部に委託する取引は、役務提供委託に該当するか。

A： 医療法人が、人間ドック、健康診断等の受診者からの依頼を受けて行う検査の場合、その検査結果の解析を外部に委託することは役務提供委託に該当する。一方、医療機関を受診した患者の治療行為の参考とするために行われる検査は、医療法人が自ら用いる役務であるので、当該検査結果の解析を外部に委託することは役務提供委託に該当しない。

Q34： 荷主から貨物の運送を請け負った内航運送業者が、他の内航運送業者等と締結する内航海運における定期用船契約や運航委託契約は、船舶の貸渡し又は運航を他の内航運送業者等に委託するものであり、貨物運送を委託する契約ではないが、運送委託として本法の対象となるのはなぜか。

A： 契約の名目が船舶の貸渡し又は運航の委託であっても、取引の実態が運送の委託であることから、荷主から請け負った運送を再委託することとなり、役務提供委託に該当するものである。

Q35： 荷主から貨物の運送を請け負った内航運送業者が、他の内航運送業者等と締結する内航海運の用船契約は役務提供委託に該当するとのことだが、裸用船契約は含まれないと考えてよいか。

A： 荷主から貨物の運送を請け負った内航運送業者が、他の内航運送業者等と締結する裸用船契約は、他の内航運送業者に対して運送を委託するものではなく、自ら運送を行うために船舶を賃借するものであることから、自ら用いる役務の委託であり、役務提供委託には該当しない。

⑥ 特定運送委託関係

Q36： 特定運送委託に該当しない場合としては、例えばどのようなものがあるか。

A： 特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、その対象となる物品は、事業者が、①業として行う販売の目的物たる物品、②業として請け負う製造の目的物たる物品、③業として請け負う修理の目的物たる物品、又は④業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品に限られる。事業者が他の事業者に物品の運送を委託する場合であっても、「取引の相手方」に対する運送であって所定の物品を対象とするものでない限り、特定運送委託に該当しない。

例えば、以下の場合、通常、特定運送委託に該当しないものと考えられる。ただし、運送委託の発注者が受注者に対し、特定運送委託に該当する運送と特定運送委託に該当しない運送を、一体不可分の取引として発注した場合には、規模に係る要件を満たせば、当該発注は一体として本法の対象となる。

①無償のサンプル品、ダイレクトメール・連絡文書等、顧客に交付する必要のある取引関係書類を運送する場合

②産業廃棄物をその処理のために運搬する場合

③物品の製造等の発注者が無償で提供する支給品をその受注者に対して運送する場合
④中元・歳暮等の贈与に係る物品（有償の商品の一部として提供されているものを除く。）を運送する場合
⑤自社が販売・製造する商品の半製品等や、自社で使用・消費する物品（通い容器等）を運送する場合
⑥自社が販売した物品を下取りのために顧客から自社の拠点まで運送する場合
⑦自社が請け負う修理の対象となる物品を引き取るため顧客から自社の拠点まで運送する場合
⑧自社の販売商品を自社の工場から自社の販売店舗・販売業務を受託する者（販売代理店等）まで運送する場合

Q37：　特定運送委託の「取引の相手方」が外国法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合にも、特定運送委託に該当するか。また、特定運送委託の「取引の相手方」がグループ会社である場合は、特定運送委託に該当するか。

A：　特定運送委託の「取引の相手方」が外国法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合であっても、委託事業者と中小受託事業者との特定運送委託が日本国内で行われた取引であれば、本法が適用される。

また、特定運送委託における「取引の相手方」には運送委託の発注者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。

Q38：　製品を製造した工場から物流センターまでの運送などの自社の拠点間の運送は、特定運送委託に該当するか。

A：　特定運送委託における「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。そのため、自社の工場から自社の物流センターまでの運送のような自社の拠点間の運送を他の事業者に委託することは、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず、特定運送委託に該当しない。

もっとも、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社の拠点をその運送経路の一部として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」の運送といえるため、このような運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当する。他方で、自社の工場から自社の物流センターまで販売等の目的物を運送する時点では「取引の相手方」が特定されておらず、物流センターにおいて特定の「取引の相手方」向けに仕分けられる場合、自社の工場から自社の物流センターまでの運送は「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」の運送とはいえず、このような運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当しない。

Q39：　運送と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は、「運送」に該当するか。

A：　特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。ただし、「運送」と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は、委託事業者から特別の指示を受けて行うものを除いて、通常は「運送」に含まれる。

Q40： いわゆる宅配便やバイク便を利用して運送を依頼することは、特定運送委託の「委託」に該当するか。

A： 特定運送委託における「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、「取引の相手方」へ引き渡す物品、場所等の内容等を指定して「運送」の役務の提供を依頼することをいう。

「委託」に該当するか否かは、宅配便、バイク便などの運送サービスの名称・形態にかかわらず、個別の事例ごとに判断される。

Q41： 当社は、ユーザーから請け負った製品の修理を修理業者に対して修理委託しており、修理を完了した製品のユーザーに対する運送も委託内容に含めて発注する場合、運送に係る部分は本法の対象となるか。また、その修理業者が修理を完了した製品のユーザーに対する運送を運送事業者に委託する取引や、さらにその運送事業者が運送を他の運送事業者に再委託する取引は、本法の対象となるか。

A： 発注者が受注者に対し、業として請け負う物品の修理の行為の委託（修理委託（類型１））と、業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（ユーザー）に対する運送の行為の委託について、修理委託における「給付の内容」に運送の行為も含めて一体不可分の取引として発注された場合には、当該発注は一体として修理委託（類型１）に該当する。

なお、発注者から修理を請け負った受注者が、業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該発注者）が指定する者（ユーザー）に対する運送の行為を他の事業者に委託することは、特定運送委託（類型３）に該当する。さらに、特定運送委託を受けた事業者がその運送の行為を他の事業者に委託することは、役務提供委託に該当する。

Q42： 当社が特定運送委託した中小受託事業者が、到達地において、当社の取引先（着荷主）の要請により、委託内容にない荷下ろし作業や長時間の荷待ちを無償で行う場合があるが、発注者である当社が本法を遵守するために留意すべき点はなにか。

A： 運送の役務を提供する中小受託事業者が、着荷主側の要請により委託内容にはない荷役又は荷待ちを余儀なくされた場合であっても、例えば、着荷主側から荷役等の要請を受けた当該中小受託事業者が委託事業者に対してその対応の要否を確認し、委託事業者の要請に基づいて荷役又は荷待ちを行った場合など、取引の実態に照らして、委託事業者が中小受託事業者に対し経済上の利益を「提供させ」、又は給付の内容を「変更させ」たといえる場合には、不当な経済上の利益の提供要請又は不当な給付内容の変更として本法上問題となることがある。

本法違反を未然に防止するためには、委託事業者は、中小受託事業者との間で、着荷主が当該中小受託事業者に対して荷役等の要請をした場合に当該中小受託事者が提供するべき役務があるときは、その内容及び対価等の条件についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容及び対価等の条件について発注時点で明示しておくことが必要である（※対価については算定方法による明示も可能）。

⑦ その他

Q43： 自社ホームページについて、一部を自社で作成し、残りの部分の作成を外注に出しているが、これは本法の対象となるか。

Ａ：　通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるので、自家使用する情報成果物に当たり、当該外注部分についてはそもそも自社で作成する能力がないような場合には、当該外注部分の作成を自社で業として行っているとは認められないことから、情報成果物作成委託に該当しない。ただし、ホームページ上で有償提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者に委託する場合には、当該コンテンツは業として提供する情報成果物であることから、情報成果物作成委託（類型１）に該当し本法の対象となる。

Ｑ44：　取扱説明書の内容の作成委託（情報成果物作成委託）とその印刷の委託（製造委託）を一体として発注した場合、中小受託事業者を画する資本金基準又は従業員基準はどう判断すればよいか。

Ａ：　取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託について、それぞれの代金を明確にしていないなど、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、情報成果物作成委託又は製造委託のいずれかの資本金基準又は従業員基準に該当すれば、当該発注は一体として本法の対象となることになる。

なお、それぞれが可分の取引として発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準又は従業員基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、この場合には、委託事業者と中小受託事業者の資本金額又は従業員数によっては一方の取引だけが本法の対象となるということもあり得る。

Ｑ45：　無償で配布する商品カタログや販促用のポスター、チラシなどの作成を委託することは、本法の対象となるか。

Ａ：　無償で提供する情報成果物の作成（カタログやチラシの原稿、ポスターの原画の作成等）又は物品の製造（カタログ、ポスター、チラシの印刷等）を委託することは、これらを自社で業として作成又は製造している場合には、情報成果物作成委託（類型３）又は製造委託（類型４）として本法の対象となる。

Ｑ46：　社内に調査部門がありマーケティングを行っているが、当該マーケティングの一環として行うアンケート調査等の一部を他の事業者に委託している場合には、本法の対象となるか。

Ａ：　委託先事業者の意見等を記載した報告書等の情報成果物の作成を委託するものならば、同種の情報成果物を自社で業として作成している場合には、情報成果物作成委託（類型３）として本法の対象となる。

一方、委託の内容がアンケート結果の入力・集計等の情報処理等の役務であるならば、他の事業者に提供するものではなく、自ら用いる役務の委託であるため、本法の対象とはならない。

(4)　委託事業者の義務

受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の４つの義務が課せられている。

ア　発注内容等の明示義務　（第４条）
イ　支払期日を定める義務　（第３条）
ウ　書類等の作成・保存義務　（第７条）
エ　遅延利息の支払義務　（第６条）

ア　発注内容等の明示義務（第４条）〔運用基準第３　178 ページ参照〕

> 第４条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。
>
> ２　委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

委託事業者は、中小受託事業者に対し、製造委託等をした場合は、直ちに、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第４条の明示に関する規則（明示規則）で定めるところにより、明示事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない（後記(ｱ)）。明示事項のうち、代金の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法を明示することが認められている（後記(ｲ)）。

一方、明示事項のうちその内容が定められないことについて正当な理由がある場合には、一定の例外が認められている（後記(ｳ)）。

また、委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合を除き、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない（後記(ｴ)）。

(ｱ)　原則的な４条明示の方法（122 ページ、（書式例１）参照）

> 第４条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

委託事業者は、中小受託事業者に対し、製造委託等をした場合は、直ちに、下記の「●　具体的な明示事項」を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない(明示規則第１条第１項)。本法第４条第１項の規定による明示(４条明示)は、「●　具体的な明示事項」を記載した書面の交付、又は、「●　具体的な明示事項」を記録した電磁的記録の電磁的方法による提供により行わなければならない。

● <u>この規定が設けられたねらい</u>

受託取引において口頭による発注は、発注時の取引条件等が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、中小受託事業者が不利益を受けることが多い。そのため、発注の都度、委託事業者から発注時の取引条件等を中小受託事業者に明示させることによって、受託取引に係るトラブルを未然に防止するためにこの規定が設けられた。

● <u>具体的な明示事項</u>

① 委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による明示も可）
② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）
⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける場所）
⑥ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦ 代金の額
⑧ 代金の支払期日
⑨ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額(支払額に占める一括決済方式による割合でも可)及びその期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払う期日（決済日）
⑩ 代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可)及び中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期、電子記録債権の満期日
⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法
⑫ 上記①～⑪の事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由、当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日（後記(ｳ)参照）

● <u>一定期間共通である事項（共通事項）がある場合の４条明示の方法</u>

４条明示は原則として発注の都度必要であるが、受託取引は継続的に行われることが多いため、明示事項のうち一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）がある場合には、あらかじめこれらの共通事項を書面の交付又は電磁的記録の電磁的方法による提供により明示することで、その期間内においては、当該事項を発注の都度４条明示することは不要となる（明示規則第１条第３項）。ただし、この場合には、発注の都度「代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを４条明示して、発注の都度の４条明示と共通事項の明示との関連性を明らかにしなければならない。

また、共通事項の明示には、当該明示に係る書面又は電磁的記録に、当該明示が有効である期間を明記する必要があり、新たな明示が行われるまでの間は有効とする場合には、新たな明示が行われるまでの間

は有効である旨明記する必要がある（128 ページ、（書式例４）参照）。

なお、委託事業者においては、年に１回、社内の購買・外注担当者に対し、共通事項の内容について周知徹底を図ることが望ましい。

● **中小受託事業者の給付の内容**

「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を４条明示する必要がある。４条明示をするに当たっては、中小受託事業者がその内容を見て理解でき、委託事業者の指示に即した給付の内容を作成又は提供できる程度の情報を明示することが必要である。

● **「製造委託等代金」**

「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合には役務の提供）に対し支払うべき代金である。代金には、消費税・地方消費税も含まれる。

● **知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合**

主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。この場合において、委託事業者が、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例：放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、委託事業者は、４条明示すべき「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。

また、その場合には、中小受託事業者の給付の内容に知的財産権が含まれることとなるので、代金には、知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を加える必要がある。

● **運送の役務以外の役務を提供させる場合**

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることを含んで発注する場合がある。この場合、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」及び「製造委託等代金の額」を４条明示するに当たって、運送の役務の内容及びその対価を、運送の役務以外の役務の内容及びその対価と区別して明示しなければならない。なお、運送の役務以外の役務を提供させることが不当な経済上の利益の提供要請として本法上問題となることがあるため、委託事業者は、本法違反を未然に防止する観点から、運送の役務以外の役務の内容及びその対価等の条件についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

● **電磁的方法による明示**

４条明示をするに当たり、明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

① 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（電子メール等を送信する方法）

「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信

する方法」（電子メール等を送信する方法）とは、電子メール、ＥＤＩ等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。中小受託事業者がインターネット上に開設しているブログやウェブページ等への書き込み等のように、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、第三者が特定の個人に情報を伝達することができる機能が提供されるものについては、「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」には含まれない。

また、電子メール等を送信する方法は、中小受託事業者の使用に係る電子計算機の映像面に文字等が明確に表示されるものでなければならず、中小受託事業者の使用に係る電子計算機により当該電子メール等が受信されるなど、中小受託事業者がその使用に係る電子計算機により４条明示の内容を確認し得る状態にする必要がある。

なお、電子メール等を送信する方法により４条明示をする場合には、明示された内容を中小受託事業者が一括で確認できるようにする等、中小受託事業者が明示された内容を分かりやすく認識できる方法によることが望ましい。また、中小受託事業者は、電子メール等を送信する方法により４条明示を受けた内容が、中小受託事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル等に記録されるものではないことから、トラブル防止の観点から、その内容を自らの電子計算機に備えられたファイル等に記録し、保存することが望ましい。

例えば、次のような方法は、電子メール等を送信する方法に該当する。

❶ 委託事業者が明示事項を記録した電子ファイルを添付して、中小受託事業者の指定する電子メールアドレス宛てに電子メールを送信する方法

❷ ソーシャルネットワーキングサービスにおいて第三者が閲覧することができないメッセージ機能がある場合に、委託事業者が当該メッセージ機能を利用して、明示事項を記録したメッセージを中小受託事業者宛てに送信する方法

❸ 委託事業者が明示事項の一部を掲載しているウェブページをあらかじめインターネット上に設けている場合に、委託事業者が他の明示事項とともに、当該ウェブページのＵＲＬを記載して中小受託事業者宛てに電子メールにより送信する方法

❹ 委託事業者が明示事項を記載した書面等を、電磁的記録をファイルに記録する機能を有する中小受託事業者のファクシミリへ送信する方法

（注１）受信と同時に書面により出力されるファクシミリへ送信する方法は、「書面の交付」による明示に該当する。

（注２）電子計算機とは、内部にＣＰＵ（中央演算装置）やメモリーを有し、電気通信回線を通じて電磁的記録を受信できるものをいう。

② 電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

例えば、委託事業者が明示事項を記録した電子ファイルのデータを保存したＵＳＢメモリやＣＤ－Ｒ等を中小受託事業者に交付する方法がこれに該当する。

(ｲ) 算定方法による代金の額の明示（124 ページ、（書式例２）参照）

（明示規則第１条第２項） 前項第４号の製造委託等代金の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、製造委託等代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。

４条明示をするに当たっては、原則として代金の額を具体的な金額で明示しなければならないが、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、代金の額として具体的な金額を定めることとなる算定方法を明示することが認められる（明示規則第１条第２項）。ただし、この場合の算定方法は、代金の額の算定根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定するものでなければならない。算定方法の明示と４条明示が別のものである場合においては、これらの相互の関連性（関連付け）を明らかにしておく必要がある。

また、代金の具体的な金額を確定した後、速やかに中小受託事業者に当該金額を通知する必要がある。

● <u>算定方法による明示が認められる場合</u>

「具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情」があり、具体的な金額ではなく「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが認められる場合には、例えば以下のような場合があり、また、それぞれの場合の、算定方法の具体的な明示例としては、以下のようなものが考えられる。

① 試作品の製造委託の場合

時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

時間当たりの労賃単価〇〇円×所要時間数Ｘ＋実際に使用した原材料費Ｙ円×１／歩留Ｚ（※）

＋諸経費（〇円＋〇円＋〇円＋〇円）

＋一般管理費（一般管理費を除いた合計×〇〇％）

※ 歩留とは、投入された原材料の量とその原材料から実際に産出された製品の量との比率（産出された製品の量／投入された原材料の量）である。

② 修理してみないと費用が判明しない修理委託の場合

a 各工程（分解、取替、組立等）における時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

物品Ａの分解工程の時間当たりの労賃単価〇〇円×当該工程の所要時間数

＋物品Ａの取替工程の時間当たりの労賃単価〇〇円×当該工程の所要時間数

＋物品Ａの組立工程の時間当たりの労賃単価〇〇円×当該工程の所要時間数

＋実際に調達した原材料費Ｙ円＋出張費〇〇円

＋一般管理費（一般管理費を除いた合計×〇〇％）

b 修理内容の種類に応じて基本料金が定められており、これに中小受託事業者が修理に要した実費を加えて価格を決定する算定方法

修理内容の種類別の基本料金〇〇円＋中小受託事業者が修理に要した実費（部品代、交通費等）

③ 原材料費等が外的な要因により変動し、これに連動して代金が変動する場合

a 為替相場に応じて価格を決定する算定方法

工賃〇〇円＋実際に海外から調達した原材料費Ｘドル×為替レート（中小受託事業者が調達した時点〇月〇日の☆☆市場の終値）＋一般管理費（一般管理費を除いた合計×〇〇％）

b 原材料の相場に応じて価格を決定する算定方法

工賃〇〇円＋原材料Ａ金属を中小受託事業者が調達した時点〇月〇日のＡ金属★★市場の終値×調達したＡ金属の量＋一般管理費（一般管理費を除いた合計×〇〇％）

④ プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準ごとの時間単価及び作業時間に応じて代金が支払われる場合

Ａランク技術者の時間当たりの単価〇〇円×当該技術者の所要時間数

＋Ｂランク技術者の時間当たりの単価〇〇円×当該技術者の所要時間数

＋Ｃランク技術者の時間当たりの単価○○円×当該技術者の所要時間数

＋中小受託事業者が作成に要した実費（交通費、△△費、▲▲費）

⑤　一定期間を定めた役務提供委託又は特定運送委託であって当該期間に提供する役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合（ただし、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）

Ａ区間における運送の単価○○円×当該区間の運送回数

＋Ｂ区間における運送の単価○○円×当該区間の運送回数

＋Ｃ区間における運送の単価○○円×当該区間の運送回数

（注）　○は具体的数字を記入する。

(ｳ)　例外的な４条明示の方法（126 ページ、（書式例３）参照）

> 第４条　委託事業者は、（略）中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

４条明示は原則として発注の都度「直ちに」する必要があるが、明示事項のうちその内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合には、これらの未定事項以外の事項を中小受託事業者に明示すること（当初の明示）が認められる。ただし、この場合には、未定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該事項を明示すること（補充の明示）が必要である（本法第４条第１項ただし書）。

● **「その内容が定められないことについて正当な理由がある」**

「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では明示事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、例えば、以下のような場合はこれに該当する。

①　ソフトウェアの作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、中小受託事業者に対する正確な委託内容を決定することができない等のため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」、「中小受託事業者の給付を受領する期日」又は「中小受託事業者の給付を受領する場所」が定まっていない場合

②　広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」又は「中小受託事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合

③　修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」又は「中小受託事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合

④　過去に前例のない試作品等の製造委託であるため、委託した時点では、「中小受託事業者の給付の内容」又は「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

⑤　放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

⑥　製造委託において、委託事業者はその基本性能等の概要仕様のみを示して委託を行い、中小受託事業者が持つ技術により詳細設計を行って具体的な仕様を決定していくため、委託した時点では、「中小受託事業者の給付の内容」又は「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど代金の額を決定できるにもかかわらず決定しない場合や、代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが可能である場合には、代金の額について「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とはいえない。この場合には、具体的な代金の額や算定方法を４条明示する必要がある。

● **当初の明示**

４条明示すべき具体的な明示事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合には、当該事項を明示せずにそれ以外の事項を明示すること（当初の明示）が認められる。ただし、このような場合であっても、明示しなかった事項について、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を、当初の明示で明示する必要がある（※）。

※　当初の明示で明示する「内容が定められない理由」は簡潔に示せば足り、例えば「ユーザーの詳細仕様が未確定であるため」といった明示方法がある。また、「内容を定めることとなる予定期日」は、具体的な日付が分かるように示す必要があり、例えば「〇年〇月〇日」や「発注後〇日」といった明示方法がある。

● **補充の明示**

未定事項について、中小受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、未定事項の内容が確定した後は、直ちに、当該事項を明示（補充の明示）しなければならない。また、これらの明示については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある（※）。

※　当初の明示の内容を補充する明示であることを明らかにすれば足り、例えば、当初の明示と補充の明示とで同じ注文番号を用いたり、補充の明示に「本注文書は〇年〇月〇日付けの注文書の明示事項を補充するものです。」と付記したりするなどの明示方法がある。

(ｴ)　中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応

> 第４条　（略）
>
> ２　委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。

● **中小受託事業者が書面の交付を求める方法**

中小受託事業者は、委託事業者から明示事項を電磁的方法により明示された場合において、当該明示事項を記載した書面の交付を求める際には、共通事項に係る明示であるのか又はいずれの発注に係る明示であ

るのか等、委託事業者において中小受託事業者が書面の交付を求めている対象を特定し得る程度の情報を示す必要がある。

● <u>中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合</u>

明示事項を電磁的方法により明示した委託事業者は、次の①、②又は③のいずれかに該当する場合には、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として、必ずしも当該明示事項を記載した書面を交付する必要はない。

① 中小受託事業者から４条明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合

「中小受託事業者から法第４条第１項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合」とは、中小受託事業者から４条明示について特定の電磁的方法による提供を希望する旨の申出があった場合のほか、委託事業者が４条明示についてあらかじめ中小受託事業者の承諾を得た場合も含むが、いずれの場合も書面又は電磁的方法によるものに限られる。

また、中小受託事業者から、今後の取引について一括して上記の「申出」があった場合には、当該「申出」に係る電磁的方法による提供を受けない旨の申出（撤回の申出）がない限り、製造委託等の都度「申出」がなくとも、明示規則第４条第１号本文の適用がある。

ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、委託事業者から電磁的方法により明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合はこの限りでない（明示規則第４条第１号ただし書）。例えば、委託事業者がソーシャルネットワーキングサービスにおける第三者が閲覧することができないメッセージ機能を利用して明示事項を記録したメッセージを中小受託事業者宛てに送信する方法により４条明示をした場合において、当該ソーシャルネットワーキングサービスのサービス終了に伴い４条明示を含むメッセージの内容が確認できなくなったことを理由に、中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、委託事業者は、これに応じる必要がある。一方、中小受託事業者が自ら当該サービスのアカウントを削除し、その結果当該明示事項が閲覧できなくなったことを理由に当該明示事項を記載した書面の交付を求められた場合は、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるものとして、委託事業者は、必ずしもこれに応じる必要はない。

② 当該製造委託等について既に法第４条第１項又は第２項の規定に基づき書面の交付がされていた場合

委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を記載した書面を既に交付していた場合には、中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面を再び交付することを求められたとしても、必ずしもこれに応じる必要はない。

③ 当該製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第 25 号）第２条第５項に規定する業務委託事業者による同条第３項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第３条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合に該当するとき

上記①又は②に掲げる場合のほか、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に規定する「業務委託事業者」による「業務委託」に該当する場合において、「特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合」として同法第３条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合(※)に該当するときは、同法の趣旨に鑑みて、本法においても、明示事項を電磁的方法により明示した委託事業者は、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として、必ずしも当該明示事項を記載した書面を交付する必要はない。例えば、委託

事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に規定する「業務委託事業者」による「業務委託」に該当する場合において、「業務委託事業者」により作成された定型約款を内容とする「業務委託」が、インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して中小受託事業者（「特定受託事業者」）が閲覧することができる状態に置かれているときがこれに該当する（公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和６年公正取引委員会規則第３号）第２条第１項第１号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第１条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く）。

※公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和６年公正取引委員会規則第３号）（抄）

（法第三条第二項の書面の交付）

第三条　（略）

２　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一　特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合

二　業務委託事業者により作成された定型約款（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款をいう。）を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合

イ　インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであること。

ロ　当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれていること。

【発注内容等の明示についてのＱ＆Ａ】

①　４条明示の方法

Q47：　有償で販売するポスターの作成について、デザインと印刷の両方を同時に発注する場合、４条明示は２つに分けて明示しなければならないか。

Ａ：　４条明示は、１つにまとめて明示できるのであれば発注内容ごとに分けて明示する必要はない。

Q48：　継続的に運送を依頼している役務提供委託の取引において、契約書の交付を４条明示とすることは問題ないか。それとも、契約書を取り交わしていても、別途、個々の運送を委託するたびに４条明示をする必要があるか。

Ａ：　契約書の内容が、４条明示すべき具体的な明示事項（代金の額については算定方法を明示することも可）を全て網羅していれば、個別の役務提供のたびに明示事項を明示する必要はない。なお、４条明示をするに当たっては、中小受託事業者がその内容を見て理解でき、委託事業者の指示に即した運送の役務を提供できる程度の情報を明示することが必要である。個々の運送の内容（積込先、取卸先、配送日時など）が異なる場合には、契約書の交付のみで個々の運送委託における明示事項を網羅させることはできないため、発注内容等の明示義務違反となる点に注意する必要がある。これは、継続的に運送を依頼している特定運送委託の取引においても同様である。

②　４条明示の時期

Q49：　電話で注文をして、後日４条明示をする方法は問題ないか。

Ａ：　緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合であっても、電話連絡後直ちに４条明示をしなければならない。

なお、電話のみによる発注は、発注内容等の明示義務違反となる。

Q50：　４条明示の書面は様式を問わないので契約書の交付を４条明示とすることも可能と聞いたが、発注後、契約締結まで日数を要する場合、どの程度までなら「直ちに」交付したといえるか。

Ａ：　「直ちに」とは「すぐに」という意味である。委託事業者には、発注した場合「直ちに」４条明示をする義務があるので、発注から契約締結までに日数を要するのであれば、発注後、直ちに明示したとはいえない。そのような場合には、契約書とは別に、発注後直ちに４条明示をしなければならない。

Q51：　長期継続的な役務取引の場合には、年間契約を締結し、その後１年ごとの自動更新としている場合があるが、この契約書が４条明示すべき明示事項を網羅している場合、１年ごとに契約書を改めて交付する必要はあるか。

Ａ：　契約書中の４条明示すべき明示事項の内容に変更がなければ、改めて明示する必要はない。

なお、このような場合には、代金の額などについて、別途明示している場合もあると考えられ、別途の明示がある場合は当該明示を代金改定時などに随時明示するとともに、相互の関連付けが明らかになるようにする必要がある。

③　４条明示の内容

Q52：　ＥＤＩ(※)により発注する場合、システム上の問題により文字を入力・送信することが困難な場合があるので、明示規則に定める明示事項のうち記号（パターンコード）化可能なものについては、記号により通知することとしたいが問題ないか。

Ａ：　それぞれの明示事項についてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ中小受託事業者に書面又は電磁的方法により明示しておけば、記号を使用することも可能である。

なお、書面やファクシミリにより４条明示をする場合であっても同様に、記号を使用することが可能である。

※　電子データ交換（Electronic Data Interchange）

異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）を用いて、コンピュータ（端末を含む。）間で交換すること。

Q53：　情報成果物作成委託においては、委託内容の全てを４条明示することは困難である場合があるが、その場合どの程度詳しく書かなければならないか。

Ａ：　委託内容の全てを明示することは困難であったとしても、中小受託事業者が４条明示された内容を見て「給付の内容」を理解でき、委託事業者の指示に即した情報成果物を作成できる程度の情報を明示することが必要である。

また、４条明示する「給付の内容」は、委託事業者として中小受託事業者に対し、やり直し等を求める根拠となるものでもあるので、必要な限り明確化することが望ましい。

Q54：　４条明示すべき事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合には、当該事項を明示せずにそれ以外の事項を明示すること（当初の明示）が認められており、この場合、当初の明示に「内容を定めることとなる予定期日」の明示が義務付けられているが、以下のような明示は問題ないか。

①　「○月○日」

②　「発注日から○日」

③　「納期」

④　「納入月」

また、全ての当初の明示において「発注日から○日」などと一律の明示をすることは認められるか。

Ａ：　「予定期日」は具体的な日が特定できるよう明示する必要がある。

①、②は予定期日として具体的な日が特定可能であり認められる。

③は具体的な日が特定可能であり、実際に納期まで決まらないのであれば認められるが、そのような実態がない場合は認められない。また、当初の明示において納期を明示していない場合には認められない。

④は、具体的な日が特定できないので、認められない。

また、全ての発注において、「発注日から○日」などと一律の明示をすることは、実際に一律の時期に特定可能となるということであれば可能であるが、通常そのような場合は考えにくい。

なお、明示された予定期日よりも前に内容が確定した場合には、予定期日より前であっても、直ちに

補充の明示をしなければならない。

Q55： 発注時に、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合には、当初の明示は「未定事項の内容が定められない理由」と「未定事項の内容を定めることとなる予定期日」を明示することとされているが、どの程度詳しく明示する必要があるか。また、やむを得ず「予定期日」が守られなかった場合には問題となるか。

Ａ： 「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるように明示する必要がある。当初の明示をする時点で合理的に予測できる期日を明示する必要があるが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではない。

Q56： 自動車の修理委託を行う場合、発注時点では故障の内容や程度が必ずしも明らかでないことから、「製造委託等代金の額」が定まっていないため、発注時点には代金の額を明示せずに、代金の額が定められた後に直ちに補充の明示を行うことは問題ないか。

Ａ： 発注時点に「具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情」がある場合であっても、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが可能であるときは、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とはいえない。例えば、自動車の修理委託を行う場合、発注時点では故障の内容や程度が明らかでないなど代金の額が定まっていない場合であっても、修理箇所、取り替える部品、労働コスト等によって、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが可能であるときには、発注時点で当該算定方法を明示する必要がある。

（代金関係）

Q57： ４条明示に仮単価を明示することは認められるか。

Ａ： 代金の額として、単価を定められないことについて正当な理由がある場合には、その単価を明示せずに当初の明示をすることが認められ、正式な単価でないことを示した上で、具体的な仮単価を明示したり「０円」と表記したりすることも認められる。

ただし、このような場合には、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を明示し、単価が決定した後には直ちに補充の明示をしなければならない。

Q58： 顧客側の都合により、中小受託事業者に委託する給付の内容が定まっておらず、代金の額も給付の内容に応じて変わることから決定できない。この場合、代金の額は給付の内容が定まった後で決定することになるが、問題ないか。

Ａ： 「給付の内容」、「製造委託等代金の額」について、その内容が定められないことについて正当な理由があるため、４条明示をするに当たって、発注時点では、これらの内容以外の明示事項を明示すること（当初の明示）も問題ない。

ただし、この場合、当初の明示には、内容が定められない理由と、内容を定めることとなる予定期日を明示する必要があり、また、「給付の内容」、「製造委託等代金の額」について速やかに決定しなければならず、決まり次第直ちに補充の明示をしなければならない。

Q59： 中小受託事業者に委託する給付の内容は定まっているのだが、顧客側の都合により、顧客への引渡代金は定まっていない。この場合、製造委託等代金の額は顧客への引渡代金が定まった後で決定することになるが問題ないか。

Ａ： 中小受託事業者への製造委託等代金の支払は委託事業者が責任を負うべきものであり、顧客への引渡代金が未定であることは、製造委託等代金の額を定めることができない正当な理由とはならず、発注時に製造委託等代金の額を定めなければならない。

Q60： 中小受託事業者に運送を委託するに当たり、年間契約を結び、代金は単価表に従い毎月の運送実績に応じた額を支払うこととしたいが、本法を遵守するために留意すべき点は何か。

Ａ： 運送の委託に関し、年間契約を結び、個別の役務提供における具体的な明示事項が当該契約書に全て明示されているのであれば、当該契約書を交付することで発注内容等の明示義務は果たされる。ただし、委託事業者は発注後直ちに４条明示をしなければならないので、発注後、契約書の締結までに時間を要する場合には、契約書の交付とは別に４条明示しなければならない。

また、代金について単価表を別途交付するのであれば、契約書に代金は当該単価表による旨明示しなければならず、併せて、当該単価表には有効である期間を明示する必要があり、次回の価格改定までの間は有効とする場合には、その旨明示する必要がある。

月間の運送実績に応じ、代金の具体的な金額が確定した際には、当該金額を速やかに中小受託事業者に通知する必要がある。また、具体的に定まった代金の額と定まった日を７条記録として記録し、記録した日から２年間保存しなければならない。

Q61： 交通費等の諸経費を代金に含めて支払うこととしている場合、交通費の額が不明であるため、発注時点では代金の額が確定できない。このような場合、４条明示する際には、交通費等の諸経費を含まない段階における代金の額と、交通費等の諸経費は委託事業者が負担する旨が明示してあれば、算定方法による代金の額の４条明示として問題ないか。

Ａ： 明示した算定方法が、要した諸経費の実費が確定すれば、具体的な代金の額が自動的に確定するものであれば４条明示として問題ない。そのため、４条明示する際には、交通費等の諸経費を含まない段階における代金の額を明示するとともに、「作成に要した交通費、○○費、○○費の実費は当社が負担します。」など、具体的に何に係る費用を負担するのかを明示しなければならない。

Q62： 客先が求める仕様が定まっておらず、中小受託事業者に対する委託内容を決定できないため、具体的な代金の額を定められないところ、ＥＤＩにより発注する場合、システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになっているが、どう対応したらよいか。また、実際の単価ではないことを明記した上で、「０円」と表記して発注することは問題ないか。

Ａ： 代金の額について、その内容が定められないことについて正当な理由がある場合には、中小受託事業者に対し、「０円」の表記が実際の単価を意味していないことを明示した上でＥＤＩにより発注することは問題ない。

ただし、この場合、内容が定められない理由と、内容を定めることとなる予定期日を明示して発注する必要があり、また、「給付の内容」、「製造委託等代金の額」について速やかに決定しなければならず、決まり次第直ちにＥＤＩ等により補充の明示をしなければならない。

Q63： 内航海運業者が船舶貸渡業者に貨物運送を委託するに当たり、運航委託契約書をもって明示とし、代金は毎月の荷主から収受する運賃実額から一定率を減じた額とする算定方法を採ることは本法上問題ないか。

A： 本法上認められる算定方法は、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限られるので、荷主から収受する運賃実額から一定率を減じた額とする算定方法は、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められているとはいえないため認められない。

Q64： 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託において、中小受託事業者に対して運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることを含んで発注する場合に、「製造委託等代金の額」に運送の役務以外の役務の対価を含めた金額を４条明示することは問題ないか。

A： 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることを含んで発注する場合、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」及び「製造委託等代金の額」を４条明示するに当たって、運送の役務の内容及びその対価を、運送の役務以外の役務の内容及びその対価と区別して明示しなければならないため、「製造委託等代金の額」に運送の役務以外の役務の対価を含めた金額を明示することは認められない。

なお、運送の役務以外の役務を提供させることが不当な経済上の利益の提供要請として本法上問題となることがあるため、委託事業者は、本法違反を未然に防止するため、運送の役務以外の役務の内容及びその対価等の条件についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

（知的財産権関係）

Q65： 情報成果物作成委託において、知的財産権が委託事業者又は中小受託事業者に発生する場合、いずれの場合においても、契約において知的財産権は委託事業者に帰属することとしている。この場合も４条明示する際にその旨明示する必要があるか。

A： 中小受託事業者に知的財産権が発生する場合、「給付の内容」に含めて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させるのであれば、「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を４条明示する必要がある。

また、その場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を代金に加える必要がある。

Q66： 中小受託事業者に知的財産権が発生する情報成果物作成委託において、当該知的財産権を譲渡させることについては後日契約書で明確化したいと考えているが問題ないか。

A： 委託した給付の内容に含めて知的財産権を譲渡・許諾させる場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を４条明示し、知的財産権の譲渡対価・許諾対価を含んだ代金の額を中小受託事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

なお、委託した給付の内容に含めず、後日、当該知的財産権については譲渡対価・許諾対価を支払って譲渡・許諾させるという場合には、受託取引とは別個の契約であり、知的財産権の譲渡・許諾についての４条明示は要しない。ただし、この場合であっても、当該知的財産権の譲渡対価・許諾対価につい

て、中小受託事業者に対して一方的に著しく低い対価で取引を要請する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

【違反行為事例】

① 急を要するため、委託事業者が中小受託事業者に口頭（電話）で発注し、その後、４条明示をしない場合

② 委託事業者が、発注単価をコンピュータに登録してこれを帳票に印字する方法で４条明示として交付する書面を作成しているが、新規部品の製造委託の発注時に、既に単価が決定しているにもかかわらずコンピュータには未登録のため、結果として書面に単価を記載することなく発注する場合

③ 委託事業者は中小受託事業者に対して、原材料Ａ金属の加工を委託しているところ、代金の額は、中小受託事業者が原材料Ａ金属を購入した日のＡ金属〇〇市場の終値にその使用した数量を乗じた金額に加工賃を加えて定められることとなっており、中小受託事業者に委託した時点では、中小受託事業者が購入するＡ金属の終値が分からないので具体的金額を明示することができないことを理由として、算定方法を明示することが可能であるにもかかわらず、当初の明示に具体的金額も算定方法も明示しない場合

④ 委託事業者は中小受託事業者に対して、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部のプログラムの作成を委託しているところ、委託した時点では、ユーザーの求める仕様が確定しておらず、正確な仕様を決定することができないため発注の内容及び代金の額を定めることができないことを理由として、これらが確定するまで、一切明示をしない場合

イ　支払期日を定める義務（第３条）

> 第３条　製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
> 2　製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

委託事業者は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して 60 日以内（受領日を算入する。）のできる限り短い期間内で、代金の支払期日を定める義務がある。

● **この規定が設けられたねらい**

受託取引の性格から、委託事業者が代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、中小受託事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

● **本法上の代金の支払期日**

(ｱ) 受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者から役務の提供を受けた日）から起算して 60 日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日

(ｲ) 支払期日を定めなかったときは、受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。

役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）

(ｳ) 受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して 60 日を超えて支払期日を定めたときは、受領日から起算して 60 日を経過した日の前日

【支払期日を定める義務についてのＱ＆Ａ】

Q67： 代金の支払期日について、以下のように定めることは問題ないか。

① 「○月○日まで」

② 「納品後○日以内」

③ 「○月○日」

④ 「毎月末日納品締切、翌月○日支払」

Ａ： 「支払期日」は具体的な日が特定できるよう定める必要がある。

①、②は、支払の期限を示しており、具体的な日が特定できないため認められない。

③は、具体的な日が特定可能であり、認められる。

④は、月単位の締切制度を採用した場合であるが、この場合も具体的な日が特定可能であり、認められる。

なお、定められた支払期日より前に代金を支払うことは差し支えない。

Q68： 当社は、中小受託事業者に当社の店舗で販売する商品の製造を委託しているところ、「消化仕入」と称し、当社に納入された時点では受領とせず、一般消費者に当社が販売した時点をもって製造委託した物品を中小受託事業者から受領したこととし、当該受領したこととする日から起算して 60 日後に代金を支払う、又は当月末締翌月末払制度を採用すると合意した場合は、支払期日を定めたことになるのか。

Ａ： 支払期日については、本法第３条第１項により、受領日から起算して 60 日以内の期間内に定めることとされている。本法上、納品させた時点で「受領」したこととなるところ、設問の場合、当該受領日とは別に「一般消費者に販売した日」という特定されない日を基準に、その 60 日後、又は翌月末日に支払うこととするものであり、支払期日も特定されないこととなるため、同項の支払期日を定める義務に違反することとなる。

このように支払期日を定めなかった場合は、同条第２項により受領日が支払期日とみなされる。

ウ　書類等の作成・保存義務（第７条）

第７条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 14 条第３号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第７条の書類等の作成及び保存に関する規則（記録規則）で定めるところにより、下記の「● 具体的な記録事項」について明確に記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、これを２年間保存しなければならない（当該書類又は電磁的記録を「７条記録」という。）。

● **この規定が設けられたねらい**

委託事業者が、受託取引の内容について記載した書類又は記録した電磁的記録を作成し保存することによって、受託取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

● **具体的な記録事項**

① 中小受託事業者の名称（番号、記号等による記録も可）

② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日

③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）

④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）

⑤ 中小受託事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受けた日又は期間）

⑥ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について、検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い

⑦ 中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及びその理由

⑧ 代金の額（代金の額として算定方法を明示した場合には、その後定まった代金の額を記録しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった代金の額及び変更した理由を記録しなければならない。）

⑨ 代金の支払期日

⑩ 代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由

⑪ 代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法（口座振込による場合はその旨）

⑫ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払った日並びにその他当該貸付け又は支払に関する事項

⑬ 代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日並びにその他当該電子記録債権の使用に関する事項

⑭ ⑫及び⑬の場合を除き、代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合は、

❶ 当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項

❷ 当該支払手段を使用した日

❸ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項

⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法

⑯ 代金の一部を支払い又は原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の代金の残額

⑰　遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

● **７条記録の作成・保存に当たっての留意事項**

前記「●　具体的な記録事項」を、それぞれ別の書類又は電磁的記録に記載し又は記録する場合には、その相互の関係を明らかにしなければならない。

また、当該事項の記載又は記録は、それぞれの事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに行わなければならない。

さらに、当該事項を書類又は電磁的記録に記載し又は記録する場合には、中小受託事業者別に記載し又は記録しなければならない。

● **電磁的記録の作成・保存**

前記「●　具体的な記録事項」を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている。ただし、その場合には、公正取引委員会等の検査に当たって、その内容が容易に確認できるようにするため、以下の要件を満たさなければならない（記録規則第２条第３項）。

○　記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できること。

○　必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面に表示し、及び書面に出力することができること。

○　中小受託事業者の名称等や範囲指定した発注日により、電磁的記録に記録された事項の検索をすることができる機能を有していること。

【書類等の作成・保存義務についてのＱ＆Ａ】

Q69：　４条明示した内容の写しを７条記録とすることは問題ないか。

Ａ：　発注内容、単価、納期等を４条明示した内容の写しを７条記録の一部とすることは可能である。しかし、７条記録は受託取引の経緯に係る記録なので、取引開始時に定めた事項のみが明示されている４条明示した内容の写しを保存するだけでは、記録規則の記録事項を全て満たすことはできないため書類等の作成・保存義務に違反することとなる。

Q70：　給付内容を変更した場合には７条記録に記録しなければならないが、情報成果物においては、委託事業者と中小受託事業者が個々に打合せをしながら「給付の内容」を確定していく場合がある。この場合、どの程度の変更から記録しなければならないか。

Ａ：　そのような場合には、個々の作業指示を全て記載する必要はないが、少なくともそれにより中小受託事業者に代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記録し保存しなければならない。

Q71：　７条記録のうち、一括決済方式で支払う場合の「その他当該貸付け又は支払に関する事項」、電子記録債権で支払う場合の「その他当該電子記録債権の使用に関する事項」、その他金銭以外の支払手段で支払う場合の「その他その引換えに関する事項」には、それぞれどういった内容を記録しなければならないのか。

Ａ：　「その他当該貸付け又は支払に関する事項」、「その他当該電子記録債権の使用に関する事項」及び「その他その引換えに関する事項」とは、当該支払手段について採られている金銭同等性を確保するための措置（中小受託事業者が当該支払手段を引き換えることにより当該支払期日に満額の金銭を得る

方法）に関する事項をいう。例えば、代金の支払について一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、決済日・満期日が代金の支払期日より後に到来する場合には、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要しないことや、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されていることを記録する必要がある。また、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、代金の支払期日までに当該負担分を委託事業者が補填し、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されていることを記録する必要がある。

エ　遅延利息の支払義務（第６条）

第６条　委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

２　委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

委託事業者は、代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、受領日から起算して 60 日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率 14.6％を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

また、委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率 14.6％を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

● **この規定が設けられたねらい**

受託取引の性格から、委託事業者と中小受託事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられたので、中小受託事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

支払遅延及び減額は本法に違反する行為であり、遅延利息を支払えば代金の支払を遅らせたり代金を減額したりしてよいという趣旨ではない。

● **遅延利息の率**

遅延利息の率は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則（167 ページ、資料４参照）により、年率 14.6％と定められている。

(5) 委託事業者の禁止事項

受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の 11 項目の禁止事項が定められている。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要である。

禁　止　事　項	概　　要
ア　受領拒否の禁止 （第５条第１項第１号）	注文した物品等又は情報成果物の受領を拒むこと。
イ　代金の支払遅延の禁止 （第５条第１項第２号）	物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して 60 日以内に定められた支払期日までに代金を支払わないこと。 また、手形を交付することや、電子記録債権や一括決済方式等の金銭及び手形以外の支払手段について、支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること。
ウ　代金の減額の禁止 （第５条第１項第３号）	あらかじめ定めた代金を減額すること。
エ　返品の禁止 （第５条第１項第４号）	受け取った物を返品すること。
オ　買いたたきの禁止 （第５条第１項第５号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
カ　購入・利用強制の禁止 （第５条第１項第６号）	委託事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
キ　報復措置の禁止 （第５条第１項第７号）	中小受託事業者が委託事業者の不公正な行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由としてその中小受託事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
ク　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 （第５条第２項第１号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
ケ　不当な経済上の利益の提供要請の禁止 （第５条第２項第２号）	中小受託事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
コ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 （第５条第２項第３号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。
サ　協議に応じない一方的な代金決定の禁止 （第５条第２項第４号）	コスト上昇等が生じた場合に、委託事業者が中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。

ア　受領拒否の禁止（第５条第１項第１号）

> 第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
>
> 一　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。

〔運用基準第４の１　180 ページ参照〕

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むと本法違反となる。

● **この規定が設けられたねらい**

委託事業者が中小受託事業者に対して委託するものは、委託事業者が指定する仕様等に基づいた特殊なものが多く、委託事業者に受領を拒否されると他社への転売が困難であり、中小受託事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するためである。

● **「受領を拒む」**

「受領を拒む」とは、中小受託事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も原則として含まれる。

(ｱ)　発注を取り消すこと（契約の解除）により、中小受託事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

(ｲ)　納期を延期することにより、中小受託事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

● **中小受託事業者の責めに帰すべき理由**

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の(ｱ)、(ｲ)の場合に限られる。

(ｱ)　中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なること等がある場合

※なお、次のような場合は、委託内容と異なること等があることを理由として受領を拒むことは認められない。

①　委託内容が４条明示されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたために、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

②　発注後に、検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なること等があるとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合

③　取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者がその内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

(ｲ)　中小受託事業者の給付が、４条明示された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合

※なお、次のような場合は、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

①　納期が４条明示されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合

②　中小受託事業者の給付について委託事業者が原材料等を支給する場合において、委託事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合

③　納期が中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

【受領拒否の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q72：　中小受託事業者が、正式な発注に基づかず見込みで作成してしまった場合には、その受領を拒んでも問題ないか。

Ａ：　発注していないものについて受領を拒むことは問題ない。

ただし、正式な発注にもかかわらず、委託内容を４条明示せずに、口頭発注にて中小受託事業者に一定数量を作成させて受領を拒むことは、明示義務違反にとどまらず、受領拒否に該当する。

Q73：　役務提供委託及び特定運送委託には受領拒否がないということだが、契約期間中に委託事業者から「もう必要ない」と言われても問題とならないか。

Ａ：　本法第５条第１項により、役務提供委託及び特定運送委託に受領拒否は適用されない。

ただし、中小受託事業者が要した費用を委託事業者が負担せずに契約を打ち切ることは、不当な給付内容の変更に該当する。

Q74：　委託事業者が、いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式を採用するに当たり留意すべき点は何か。

Ａ：　いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式においては、以下の事項を全て遵守することが必要となる。

ア　継続的な量産品であって、生産工程が平準化されているものについて、中小受託事業者との合意の上で導入する。

イ　４条明示をするに当たっては、事前に十分なリードタイムを確保し、一定期間内において具体的に納入する日と、納入日ごとの納入数量を明示する。

ウ　ジャスト・イン・タイム生産方式による納入指示カードは、上記イの４条明示された納入日と納入日ごとの納入数量を微調整するために交付するものであるという考え方で運用する。

エ　納入回数及び１回当たりの納入数量を適正にし、かつ、無理な納入日（時間）の指示は行わないよう注意する。

オ　ジャスト・イン・タイム生産方式の採用により輸送費等のコスト増が発生する場合には、代金について事前によく協議し、合意した上で実施する。

この方式では、上記イの４条明示が、一定期間における生産・納入を委託した場合に直ちに行うべき４条明示に当たり、上記ウの納入指示カードにより、その内容を変更していることとなる。したがって、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れたり、納入日ごとの納入数量が少なくなる場合には、それにより中小受託事業者に費用（保管費用、運送費用等の増加分）が発生したときにそれを全額負担しなければ、受領拒否又は不当な給付内容の変更として問題となる。また、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れ、代金の支払が遅くなることが考えられるが、それが納入時期の微調整にとどまる場合（例えば、当該発注期間の最終納入予定日が、次期発注期間の最初の納入予定日等に変更された場合）には、ジャスト・イン・タイム生産方式においてやむを得ないものとしてこれを認めている。

なお、製品仕様の変更等委託事業者側の一方的都合による発注内容の変更若しくは発注の取消し

又は生産の打切り等の場合には、中小受託事業者が既に完成している製品全てを受領しなければ、受領拒否として問題となり、仕掛品の作成費用や部品代を含む中小受託事業者に発生した費用を全額負担しなければ、不当な給付内容の変更として問題となる。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

① 生産計画の変更を理由とした受領拒否

委託事業者Ａ社は、中小受託事業者に計測器等の部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、中小受託事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。

② 設計変更を理由とした受領拒否

委託事業者Ｂ社は、中小受託事業者に機械部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が生産を開始したところ、Ｂ社はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この中小受託事業者が既に完成させた旨を伝えると、Ｂ社は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。

③ 売行き不振を理由とした受領拒否

委託事業者Ｃ社は、自動車部品の加工を中小受託事業者に委託しているところ、指定の納期に納品しようとした中小受託事業者に対して、売行き不振を理由として受領を拒否した。

④ 他社から納品されたため不要になったことを理由とした受領拒否

委託事業者Ｄ社は、鉄鋼製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、鉄鋼製品を販売先に緊急に納入する必要があったことから、中小受託事業者２社に急いで製造するよう発注した。そのため、中小受託事業者２社は、割高の原材料を手当てして納期に間に合わせようとした。しかし、Ｄ社は、１社から早く納入されたため、他の１社に対して、不要になったとして発注を取り消した。

⑤ 無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否

委託事業者Ｅ社は、精密機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初、発注日の１週間後を納期としていたが急に発注日から２日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが、Ｅ社は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。Ｅ社は、納期遅れを理由に、中小受託請事業者が生産した部品の受領を拒否した。

⑥ 受領態勢が整わないことを理由とした受領拒否

委託事業者Ｆ社は、中小受託事業者に革小物の修理を委託していたが、繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が修理した革小物を受領しなかった。

⑦ 取引先の都合を理由とした受領拒否

ａ 委託事業者Ｇ社は、中小受託事業者に金属製品の製造を委託していたが、自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した金属製品を受領しなかった。

ｂ 委託事業者Ｈ社は、中小受託事業者に建装材の製造を委託していたが、自社の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した建装材を受領しなかった。

ｃ 委託事業者Ｉ社は、中小受託事業者に寝具等の製造を委託していたが、自社の販売先の売行き不振を

理由として、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に中小受託事業者の給付を受領しなかった。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑧　製造計画の変更を理由とした受領拒否

委託事業者Ｊ社は、中小受託事業者に対して設計図面の作成を委託していたが、自社製品の製造計画が変更になったとして当該設計図面を受領しなかった。

⑨　仕様変更を理由とした受領拒否

委託事業者Ｋ社は、中小受託事業者にシステムプログラムの開発等を委託していたが、仕様を変更したことを理由として、あらかじめ定めた納期に中小受託事業者が当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。

⑩　取引先等の都合を理由とした受領拒否

a　委託事業者Ｌ社は、中小受託事業者に対してホームページの制作を委託していたが、発注元からの仕様の変更を理由に、中小受託事業者が当初の仕様に従って制作したホームページのデータを受領しなかった。

b　委託事業者Ｍ社は、中小受託事業者に対して広告の制作を委託していたが、広告主の意向により、テレビ放送を用いた広告を行うことを取りやめたため、既に中小受託事業者が制作したテレビＣＭのＶＴＲテープを受領しなかった。

c　委託事業者Ｎ社は、中小受託事業者に放送番組の制作を委託し、中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、Ｎ社が指定した番組出演者に係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のＶＴＲテープを受領しなかった。

d　委託事業者Ｏ社は、中小受託事業者に建築物の設計等を委託していたが、あらかじめ指定した納期に中小受託事業者が納品しようとしたところ、ユーザーからの仕様等の変更を理由として、給付を受領しなかった。

⑪　その他の受領拒否

委託事業者Ｐ社は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を中小受託事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、中小受託事業者が作成した原画を受領しなかった。

イ　代金の支払遅延の禁止（第５条第１項第２号）

> 第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
>
> 二　製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金額と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

〔運用基準第４の２　182 ページ参照〕

委託事業者は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受

領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに代金を全額支払わないと本法違反となる。

また、代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、「なお支払わないこと」に該当し、本法違反となる。

なお、支払遅延が生じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、受領後 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率 14.6%（167 ページ、資料４参照）を乗じて得た額を遅延利息として支払う義務がある。

● **この規定が設けられたねらい**

支払期日までに、納入した物品等又は情報成果物（提供した役務）の代金の支払について、代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されなければ、中小受託事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど中小受託事業者の経営の安定が損なわれるので、これを防止するためである。

● **支払期日と支払遅延の関係**

委託事業者は、受領日から 60 日以内（受領日を算入する。）で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならない（支払期日を定める義務　50 ページ参照）。

支払遅延となる行為は、その支払期日の定められ方によって以下の３つの場合に分けられる。

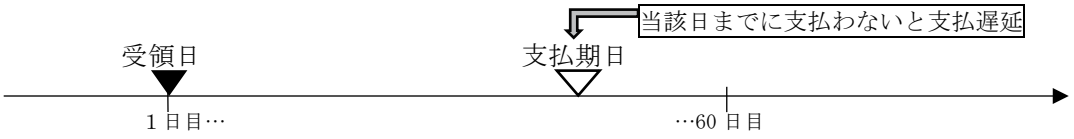
(ｱ)　支払期日が受領日から 60 日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに代金を支払わないとき。

(ｲ)　支払期日が受領日から 60 日を超えて定められている場合は、受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき（この場合、本法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体が支払期日を定める義務に違反する。）。

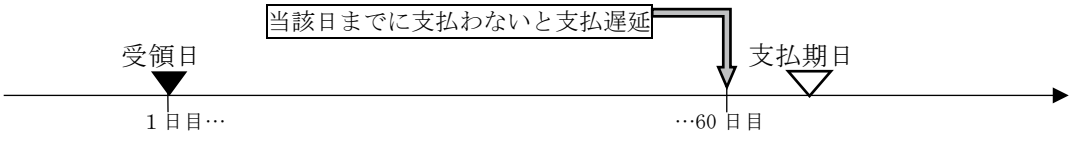
(ｳ)　支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に代金を支払わないとき。

＜概要図＞

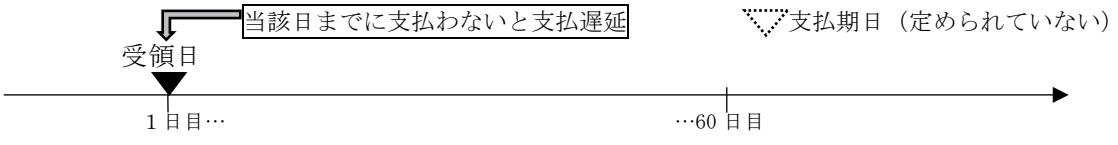
(ｱ) 支払期日が受領日から 60 日以内に定められている場合



(ｲ) 支払期日が受領日から 60 日を超えて定められている場合



(ｳ) 支払期日が定められていない場合



● **受領日の考え方**

支払期日の起算日となる受領日とは、以下の「給付の受領」があった日である。

製造委託又は修理委託における「給付の受領」とは、中小受託事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことである。委託事業者の検査員が中小受託事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始すれば受領となる。

情報成果物作成委託における「給付の受領」とは、給付の目的物として作成された情報成果物を記録したＣＤ−ＲＯＭ等の電子媒体を受け取り、自己の占有下に置くことである。また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物を電子メール等により委託事業者が受信して委託事業者が使用するハードディスクに記録されることや、中小受託事業者が委託事業者の事務所に常駐して情報成果物を作成し委託事業者のハードディスクに記録することなどである。

役務提供委託又は特定運送委託では受領という概念はなく、「支払期日」の起算日は、「中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」である。

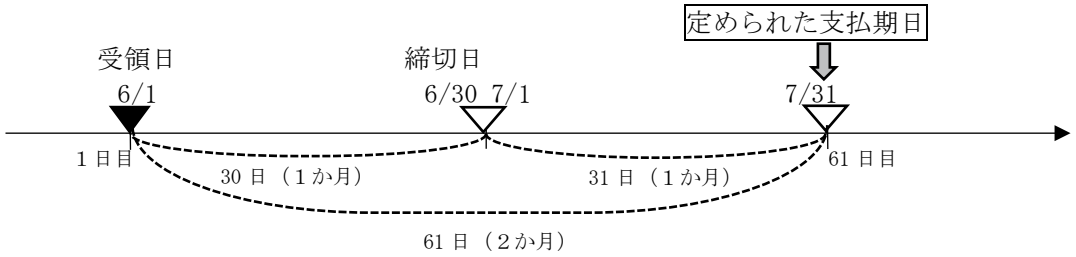
● **月単位の締切制度**

代金は、中小受託事業者の給付の受領後 60 日以内に支払わなければならないところ、継続的な取引において、毎月の特定日に代金を支払うこととする月単位の締切制度を採用している場合がある。

例えば、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度が考えられるが、月によっては 31 日の月（大の月）もあるため、当該締切制度によれば、月の初日に給付を受領したものの支払が、受領から 61 日目又は 62 日目の支払となる場合がある。このような場合、結果として給付の受領後 60 日以内に代金が支払われないこととなるが、本法の運用に当たっては、「受領後 60 日以内」の規定を「受領後２か月以内」として運用しており、大の月（31 日）も小の月（30 日）も同じく１か月として運用しているため、支払遅延として問題とはしていない（後記「●　役務提供委託又は特定運送委託における例外的な支払期日の起算日」の場合も、同様に運用している。）。

なお、検収締切制度を採用する場合、検査に相当日数を要する場合があるが、検査をするかどうかを問わず、受領日から 60 日以内において、かつ、できる限り短い期間内に設定した支払期日に代金を支払う必要があることから、検査に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。

＜具体例＞



上記の具体例において、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採用していた場合、支払期日が受領日から 60 日を超えて定められたとはしておらず、６月１日に受領した物品等の代金を７月 31 日（61 日目）に支払ったとしても問題とはしていない。

● やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なること等があるなど、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があり、代金の支払前（受領後 60 日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日））が支払期日の起算日となる（中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、委託事業者が費用を負担することなく、やり直しをさせることができる場合については106 ページ参照。）。

● 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、委託事業者が作成の過程で、中小受託事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に委託事業者の支配下に置く場合がある。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、委託事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、委託事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、４条明示された納期において、当該情報成果物が委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

● 役務提供委託又は特定運送委託における例外的な支払期日の起算日

役務提供委託又は特定運送委託では、「支払期日」の起算日は、「中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、中小受託事業者が提供する個々の役務に対してそれぞれ「支払期日」を設定しなければならない。

ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、以下の①から③までの全ての要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。

① 代金の支払は、中小受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が４条明示されていること。
（例：支払期日欄に「毎月〇日締切、翌月（翌々月）〇日支払」と記載する。）

② 当該期間の代金の額（算定方法でも可）が４条明示されていること。

③ 中小受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

つまり、この場合には、締切後 60 日（２か月）以内に代金を支払うことが認められる。

なお、個々の役務が連続して提供される期間が１か月未満の役務提供委託又は特定運送委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとする。

● 金融機関の休業日

代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たることがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど支払を順延する期間が２日以内である場合であって、委託事業者と中小受託事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面等で合意している場合には、結果として受領日から 60 日（２か月）を超えて代金が支払われても問題とはしていない。

なお、順延後の支払期日が受領日から起算して 60 日（２か月）以内となる場合には、中小受託事業

者との間であらかじめその旨書面等で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が２日を超えても問題とはしていない。

● 「なお支払わないこと」

代金を「なお支払わないこと」には、「手形を交付すること」や、「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該代金の支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」、すなわち金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段を使用することが含まれる。

金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段とは、例えば、以下のような一括決済方式又は電子記録債権をいい、こうした支払手段を用いる場合は支払遅延となる（一括決済方式については 141 ページ、電子記録債権については 146 ページ参照）。

(ｱ) 一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が代金の支払期日より後に到来する場合において、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するもの

(ｲ) 中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等（例えば、決済手数料、振込手数料）を負担する必要があるもの

なお、満期日・決済日等が代金の支払期日以前に到来するものを使用することは認められるが、当該支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合は、支払期日までに、別途当該代金を支払う必要がある。

【支払遅延の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q75： 納期前に中小受託事業者から納品された場合、検査を終了した時点を受領日（支払期日の起算日）としてよいか。

Ａ： 原則として納品された時点が受領日となるが、中小受託事業者の要請に応じてあらかじめ定めた納期より前に納品を受けた物品について、これを仮受領として受け取った場合は、その時点を受領日とせずに、納期を受領日としても問題ない。また、納期より前に検査を実施した場合、検査を終了した時点を受領日としても問題ないが、検査中に納期が到来した場合には、納期が受領日となる。

Q76： 中小受託事業者の給付に委託内容と異なること等があり、代金の支払よりも前（受領後 60 日以内）に返品する場合であっても、当初の受領日から 60 日以内に代金を支払う必要があるか。

Ａ： 支払期日が到来する前に中小受託事業者の給付が委託内容と異なること等が発見され、返品する場合は、当初の受領日から 60 日以内に代金を支払う必要はない。この場合、中小受託事業者が再納品した際の受領日が支払期日の起算日となる。

Q77： 委託事業者が、中小受託事業者からの請求書に基づき代金を支払っている場合に、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れた場合も、支払期日までに払う必要があるか。

Ａ： 中小受託事業者からの請求書の提出の有無にかかわらず、受領後 60 日以内に定めた支払期日までに代金を支払う必要がある。

なお、委託事業者が、社内の手続上、中小受託事業者からの請求書が必要である場合には、中小受託事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保しておくことが望ましく、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れる場合には、速やかに提出するよう督促して、支払遅延とならないように代金を支払う必要がある。

Q78： 中小受託事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、代金も翌月納入されたものとみなして支払ったが、支払遅延として問題となるか。

A： 中小受託事業者から依頼があっても、又は、委託事業者と中小受託事業者との間で合意があったとしても、代金は受領日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに支払わなければならない。

Q79： 委託事業者が、取引について商社を経由して取引を行っている場合（商社が行うのは事務手続の代行のみで、製造委託等の内容には全く関与していない。）、支払期日までに商社に対して支払えば問題ないか。

A： 商社が本法の資本金基準又は従業基準分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（４条明示の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となる。したがって、代金が支払期日までに中小受託事業者に支払われていなければ、委託事業者が支払遅延となるので、商社を経由して代金を支払う場合は、あらかじめ商社から中小受託事業者にいつ代金が支払われるのか確認し、支払期日までに中小受託事業者に代金が支払われるように商社との間で事前に取決めを行っておく必要がある。

Q80： 満期日が代金の支払期日より後に到来する電子記録債権を使用する場合（例えば、支払期日に満期日までの期間が 60 日の電子記録債権の発生記録・譲渡記録をする場合）、支払期日における割引料等に相当する額を、代金の額に上乗せする、又は別途支払えば問題ないか。

A： 委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、支払遅延として本法違反となる。

このため、満期日・決済日等が代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、通常は本法違反となると考えられる。一方、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に該当せず、かつ、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、本法上問題となる支払手段には該当しない。

Q81： 電子記録債権や一括決済方式などの方法により代金を支払う場合に生じる手数料について、中小受託事業者と合意した上で、代金の額から差し引いて支払うことは問題ないか。

A： 一括決済方式や電子記録債権を用いて代金を支払う際に、決済に伴い生じる手数料（受取手数料、システム手数料等）を中小受託事業者に負担させることは、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、支払遅延として本法違反となる。

Q82： 代金の支払について一括決済方式を使用することとしているが、当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を中小受託事業者が一時的に負担することとなる場合、受取手数料等に相当する額を、代金の額に上乗せする、又は別途支払えば問題ないか。

A： 支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日までに別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されている必要がある。また、その旨について、本法第７条の書類等の作成・保存をする必要がある。

Q83： 手形払により支払遅延となる場合、遅延利息はどのように算定されるか。

A： 支払遅延の遅延利息は、受領後 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じて算定される（55 ページ）。代金の支払について手形の交付をした場合は、支払遅延となり、中小受託事業者が手形割引を受けたか否かにかかわらず、当該手形の満期日を支払をする日として取り扱う。

（製造委託関係）

Q84： 当社の在庫水準を常に一定に確保しておくため、中小受託事業者に対し、一定の在庫水準が常に保たれるように納入させ、このうち毎月当社が使用した分について、翌月末に支払っていることは問題ないか。

A： このような方式（「コック方式」、「使用高払方式」、「ＶＭＩ（ベンダー・マネージド・インベントリー）」等）の下では、中小受託事業者は、４条明示されなくても、又は、納期が特定されていなくても、一定の在庫水準が常に保たれるように納入しなければならないので、必然的に委託事業者の４条明示義務違反（不明示、明示遅れ、明示事項の不備）や支払遅延が発生するおそれが強い。

したがって、このような方式は、基本的には本法上認められない。

なお、サプライチェーン・マネジメントに関する本法上の考え方については 205 ページ参照。

Q85： 金型の製造委託においては、中小受託事業者が作成した金型を委託事業者が占有しない場合があり、委託事業者が納入（受領）の時点を確認できないことから、金型そのものではなく、最初の試打ち品の受領日をもって金型の受領日（支払期日の起算日）とみなすことは問題ないか。

A： 金型の製造委託において、委託事業者に占有が移転することを前提とする場合には、原則どおり金型の受渡日が受領日である。また、委託事業者である完成品メーカーが金型を占有しない場合であっても、完成品メーカーが金型の「受領場所」を委託事業者以外の事業者である部品メーカーに指定して４条明示している場合であれば、中小受託事業者である金型メーカーから部品メーカーに納入された時点が支払期日の起算日となる。

しかし、部品メーカーが製造した（又は金型メーカーに再委託して受領した）金型が他に納入されず、中小受託事業者の元に留まる場合には、委託事業者が金型をいつ受領したのかが明確でないので、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、当該金型を使用した最初の試打ち品を受領した時点を金型の受領日とすることを合意している場合には、当該時点を金型の受領日とするこ

とは本法上問題とはならない。この場合、４条明示するに当たっては、金型そのものではなく試打ち品を納入すべきことを明示した上で、当該試打ち品の「納期」及び「受領場所」を明示しなければならない。

（情報成果物作成委託関係）

Q86： 受領後に情報成果物の検査をする場合に、検査期間が 60 日を超える場合があるが、検査で問題がないことを確認した後に代金を支払うことは問題ないか。

Ａ： 本法上、委託事業者は、検査するかどうかにかかわらず、情報成果物の受領後 60 日以内に定めた支払期日までに代金を支払う必要がある。ただし、Q87 のように、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したこととすることを中小受託事業者と事前に合意している場合には、確認した時点が支払期日の起算日となる。

なお、当該情報成果物が４条明示された納期に委託事業者の支配下にある場合には、検査が終了していなくても当該納期が支払期日の起算日となる。

Q87： 情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認したい場合には、中小受託事業者に対し、４条明示した納期より前に委託した情報成果物を提出するよう指示する必要があるが問題ないか。

Ａ： あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、納期前に委託事業者が支配下においた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該確認のために委託事業者が当該情報成果物を一時的に支配下においても、そのことをもって直ちに受領したことにはならない。したがって、当該確認を行うために、中小受託事業者に対し、４条明示した納期より前に、委託した情報成果物を一時的に提出するよう依頼することは問題ない。

なお、この場合、情報成果物を一時的に提出すべきことまで４条明示する必要はない。

Q88： 情報成果物作成委託においては、４条明示した納期より前であれば、委託事業者が委託した情報成果物を支配下に置いても、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したとすることを認めるとのことだが、検査終了後に受領することを認める趣旨と理解して問題ないか。

Ａ： 情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、情報成果物の作成の過程で、納期前に委託事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、その内容を確認することを例外的に認めたものであって、検査終了後に受領することを認める趣旨ではない。

Q89： プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて中小受託事業者に最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出が間に合わなかった場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したとすることは問題ないか。

Ａ： あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、納期前に委託事業者が支配下においたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、

証拠資料の提出が遅れた場合に、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はない。ただし、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むこととし、その旨を４条明示して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ代金の額を中小受託事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

Q90：　携帯電話の待受け画面の画像や携帯電話で提供するコンテンツの作成委託については、使用回数に応じて代金を払うこととしており、受領後 60 日以内に代金を支払う慣行となっていないが問題ないか。

Ａ：　受領後 60 日以内に定めた支払期日までに代金を支払う必要があるので、支払遅延として本法違反となる。このようなコンテンツの代金は、コンテンツの作成に係る対価と著作権等の知的財産権に係るロイヤリティーの２つで構成されていると考えられるので、本法を遵守するためには、例えば、コンテンツの作成に関する費用を代金として受領後 60 日以内に支払うこととし、事後に代金とは別にアクセス数や使用回数に応じてロイヤリティーを支払う方法とすることが考えられる。

Q91：　出版物の作成の一部の委託において、出版物が発売された日を基準として、当該発売日から 60 日以内に代金を払うこととしているが問題ないか。

Ａ：　受領後 60 日以内に定めた支払期日までに代金を支払う必要があるので、発売日を基準とし、受領後 60 日以内に支払われていないときは、支払遅延として本法違反となる。なお、発注時に支払期日について４条明示されていなかった場合にも本法違反となる。

（役務提供委託、特定運送委託関係）

Q92：　運送委託において、中小受託事業者からの配達報告が届いた時点を「役務の提供を受けた日」とすることは問題ないか。

Ａ：　「役務の提供を受けた日」とは、当該役務が完了した日であり、報告書の届いた日ではないため、当該役務が完了した日が支払期日の起算日となる。

Q93：　期間を定めて運送業務を委託する場合において、月末締めで代金を支払うこととしているが、月末時点で運送が完了していないもの（例えば、31 日に出発して翌月１日に到着する運送）については、翌月末締切分に含めることは問題ないか。

Ａ：　役務提供委託の場合は、個々の役務提供が完了した日が支払期日の起算日となるところ、当該ケースでは翌月１日に提供されたものであることから、翌月末締切分に含めて構わない。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

①　検収締切制度を採用したことによる支払遅延

委託事業者Ａ社は、電気機械器具部品及び製品の組立・加工を中小受託事業者に委託しているところ、毎月末日納入締切、翌月末日支払とする支払制度を採っていたが、検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する代金の支払が、中小受託事業者の給付を受領してか

ら 60 日を超えて支払われていた。

② 使用高払方式による支払遅延

委託事業者Ｂ社は、電極材料の製造を中小受託事業者に委託しているところ、一部の材料について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ、代金の額として支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

③ 支払制度に起因する支払遅延

委託事業者Ｃ社は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、毎月 25 日納品締切、翌々月５日支払の支払制度を採っているため、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

④ 納期前納入品を受領していたことによる支払遅延

委託事業者Ｄ社は、プリント基板等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、毎月末日納品締切、翌月 20 日支払の支払制度を採っているが、中小受託事業者から指定納期の属する月より前に納品があった場合にはその時点で受領しているにもかかわらず、当該物品に係る買掛金を指定納期の属する月に計上していた。そのため、指定納期の属する月より前に納品された分について支払遅延が生じていた。

⑤ 事務処理の遅れを理由とした支払遅延

委託事業者Ｅ社は、合成樹脂の成形加工等を中小受託事業者に委託しており、毎月 20 日納品締切、翌月 20 日支払の支払制度を採っているところ、締切日間近に納品されたものの事務処理が 20 日過ぎになることがあり、この場合、翌月の締切対象とされ代金が翌々月 20 日に支払われていたため、一部の代金の支払が遅延していた。

⑥ 請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

委託事業者Ｆ社は、板金の修理等を中小受託事業者に委託し毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、中小受託事業者からの請求書の提出遅れや伝票処理の遅れを理由に、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

（注） 委託事業者においては、あらかじめ中小受託事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、中小受託事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を採ることが望まれる。

⑦ 支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者Ｇ社は、自動車の修理等を中小受託事業者に委託しており、毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、支払日が金融機関の休業日に当たってしまい、翌営業日に支払われていたが、中小受託事業者との間であらかじめ書面等で合意していなかったため、一部の代金の支払が遅延していた。

（注） 金融機関の休業日による支払日の順延が認められるのは、順延する期間が２日以内である場合であって、委託事業者と中小受託事業者との間であらかじめ書面等で合意しているときに限られる。

⑧ 消化仕入による支払遅延

委託事業者Ｈ社は、自社の店舗で販売する衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、一部の衣料品等について、納入された時点では中小受託事業者から受領したとみなさず、一般消費者に販売した時点を中小受託事業者から受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っており、当該衣料品等が納入された日の経過後に代金を支払っていたため、代金の支払が遅延していた。

（注） 一般消費者に販売した日を中小受託事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化

仕入取引は代金の支払期日が定められておらず、本法第３条第２項の規定により、中小受託事業者の給付を受領した日が代金の支払期日と定められたものとみなされるため、その日のうちに代金を支払う必要がある（51 ページ、Q68 参照）。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑨　支払制度に起因する支払遅延

委託事業者Ｉ社は、ソフトウェアの作成を中小受託事業者に委託しているところ、毎月末日検収締切、翌々月 25 日支払の支払制度を採っているため、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を経過して代金を支払っていた。

⑩　手形払から期日現金払に変更することによる支払遅延

委託事業者Ｊ社は、音楽、映像ソフトの製造等を中小受託事業者に委託しており、毎月末日納品締切、翌月 16 日現金又は手形払の支払制度を採っていたところ、代金を従来の手形払の満期相当日に現金で支払う方法（期日現金払）に変更したことから、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を経過して代金を支払っていた。

⑪　放送日を支払起算日とする支払制度を採用したことによる支払遅延

ａ　委託事業者Ｋ社は、放送番組の制作を中小受託事業者に委託しており、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後 60 日を超えて代金を支払っていた。

ｂ　委託事業者Ｌ社は、毎月１本ずつ放送される放送番組の作成を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての代金が納入後 60 日を超えて支払われていた。

⑫　検査の遅れを理由とした支払遅延

委託事業者Ｍ社は、中小受託事業者にプログラムの作成を委託し、検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に３か月を要したため、代金が納入後 60 日を超えて支払われていた。

⑬　事務処理の遅れを理由とした支払遅延

委託事業者Ｎ社は、放送番組等の制作を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

⑭　請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

委託事業者Ｏ社は、商品のデザイン等の作成を中小受託事業者に委託しており、一部の中小受託事業者に対し、毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、伝票処理の遅れや中小受託事業者からの請求書の提出遅れを理由に、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

（注）　委託事業者においては、あらかじめ中小受託事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、中小受託事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を採ることが望まれる。

⑮　取引先の都合を理由とした支払遅延

委託事業者Ｐ社は、中小受託事業者に対してユーザー向けソフトウェアの開発を委託しているが、ユーザ

ーからの入金が遅れていることを理由として、中小受託事業者に対して、あらかじめ定めた支払期日に代金を支払っていなかった。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑯　請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

委託事業者Q社は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

⑰　手形払から期日現金払に変更することによる支払遅延

委託事業者R社は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、代金を従来の手形払の満期相当日に現金で支払う方法（期日現金払）に変更したことから、中小受託事業者から役務の提供を受けた日から 60 日を超えて代金を支払っていた。

⑱　支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者S社は、森林の管理及び立木の伐採作業を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者とあらかじめ書面等で合意していないにもかかわらず、代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、中小受託事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

⑲　支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者T社は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者とあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、中小受託事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

⑳　請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

委託事業者U社は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

〈その他の想定される違反行為事例〉

㉑　手形の交付による支払遅延

委託事業者V社は、中小受託事業者に対して、手形を交付することによって代金を支払った。

㉒　電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者W社は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

㉓　一括決済方式による支払遅延

委託事業者X社は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

ウ　代金の減額の禁止（第５条第１項第３号）

> 第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
>
> 三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

〔運用基準第４の３　185 ページ参照〕

委託事業者が、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても本法違反となる。

これまでに違反とされたことのある減額の名目は、「歩引き」「仕入歩引」「不良品歩引き」「分引き」「リベート」「基本割戻金」「協定販売促進費」「特別価格協力金」「販売奨励金」「販売協力金」「一時金」「オープン新店」「協賛金」「決算」「協力金」「協力費」「値引き」「協力値引き」「協賛店値引」「一括値引き」「原価低減」「コストダウン協力金」「支払手数料」「手数料」「本部手数料」「管理料」「物流及び情報システム使用料」「物流手数料」「センターフィー」「品質管理指導料」「年間」「割引料」「金利」など、多様である。

また、仮に委託事業者と中小受託事業者との間で代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく代金の額を減ずる場合は本法違反となる。

なお、委託事業者が中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注時に定めた代金の額を減じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に年率 14.6％（167 ページ、資料４参照）を乗じて得た額を遅延利息として支払う義務がある。この場合の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日となる。

●　この規定が設けられたねらい

受託取引においては、中小受託事業者の立場が弱く、一旦決定された代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、中小受託事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、代金の額が減じられると、直接、中小受託事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

●　中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

ア　受領拒否にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当するとき。

(ｱ)　当該理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(ｲ)　当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と異なること等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

イ　返品にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当するとき。

(ｱ)　中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(ｲ)　中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と異なること等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

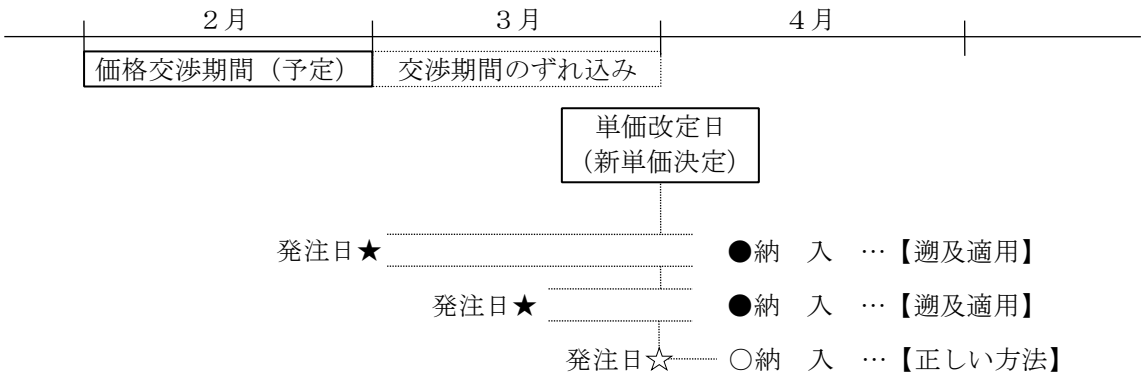
● **代金の額を減ずる方法**

代金の額を「減ずること」には、代金から減ずる金額を差し引く方法のほか、委託事業者の金融機関口座へ減ずる金額を振り込ませる方法等も含まれる。

● **代金の額を減ずることの例**

(ｱ)　中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意が成立し単価改定した場合、単価の引下げの合意日前に旧単価で発注されているものにまで新単価を遡及適用して代金の額から旧単価と新単価の差額を差し引くこと。

＜　遡　及　適　用　の　例　＞



※〔正しい方法〕
（単価改定日以降の発注分から新単価を適用すること）

(ｲ)　消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

(ｳ)　中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くこと。

(ｴ)　委託事業者からの作成に必要な原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして、納期遅れによる商品価値の低下分とする額を代金の額から差し引くこと。

(ｵ)　代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を１円以上の単位で切り捨てて支払うこと。

(ｶ)　委託事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に代金の額から不要品の対価に相当する額を差し引くこと。

(ｷ)　販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、代金の額の何%かを代金の額から差し引くこと。

(ｸ)　単価の引下げ要求に応じない中小受託事業者に対して、あらかじめ定められた代金の額から一定の

割合又は一定額を差し引くこと。

(ｹ) 代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

● **代金の額を減ずることに当たらない場合**

以下の場合は、代金の額を「減ずること」には当たらない。

・ 中小受託事業者に販売した商品等の対価や貸付金等の弁済期にある債権を代金から差し引くこと。

● **システム利用料等の徴収**

委託事業者が中小受託事業者に電磁的記録の提供を行うこととした場合に、システム開発費、保守費、発注情報の提供に要する費用（４条の明示義務は委託事業者にあることに留意）等の本来委託事業者が負担すべき費用をシステム利用料等として代金から徴収している場合や、システムが稼動していないのにシステム利用料等を徴収しているなど単にシステム利用料等の名目で徴収しているにすぎない場合などには、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに代金の額を減ずることに該当する。

【減額の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q94： 業界では「歩引き」や「手数料」等の名目で、慣行として中小受託事業者に支払う代金の額から差し引くことが行われているが、このような行為も本法違反となるのか。

Ａ： 業界で慣行として行われていることであっても、差し引く名目にかかわらず、発注時に決定した代金の額を発注後に減ずることは本法違反となる。

Q95： 代金の減額に当たらないとされるボリュームディスカウントとはどのようなものか。

Ａ： ①例えば、委託事業者が、中小受託事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、中小受託事業者が委託事業者に対して支払う割戻金であって、あらかじめ、②当該割戻金の内容が取引条件として書面等で合意されており、③当該書面等における記載と４条明示されている代金の額とを合わせて実際の代金の額とすることが合意され、かつ、④４条明示と割戻金の内容が記載されている書面等との関連付けがなされている場合には代金の減額には当たらない。

運用基準にいう「合理的理由」とは、ボリューム及び割戻金の設定に合理性があるものであって、具体的には発注数量の増加とそれによる単位コストの低減により、当該品目の取引において中小受託事業者の得られる利益が、割戻金を支払ってもなお従来よりも増加することを意味する。

したがって、①対象品目が特定されていない発注総額の増加のみを理由に割戻金を求めることはボリュームディスカウントには該当しない。また、②単に、将来の一定期間における発注予定数量を定め、発注数量の実績がそれを上回るものは該当しない。特定の品目の一定期間Ａ（例えば新年度の１年間）における発注予定数量が、基準となる過去の対応する一定期間Ｂ（例えば前年度の１年間）において実際に発注した実績を上回るとともに、それに伴い、中小受託事業者が、割戻金を支払ったとしても、期間Ａにおいて得る利益が期間Ｂにおける利益を上回ることとなる必要がある。

なお、現在のところ、合理的な理由に基づく割戻金と認められるものは、ボリュームディスカウントのみである。

Q96： 委託事業者と中小受託事業者との間で代金の額を減ずることについてあらかじめ合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく、代金の額を減じている場合は本法違反となるとされているが、例えば、事前に契約書等の書面において、歩引きとして５％を代金の額から差し引

く旨の合意を記載していても問題になるのか。

A： 本法第５条第１項第３号は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、委託事業者が中小受託事業者の給付に対し支払うべき代金の額を減ずることを禁止しているものであり、委託事業者と中小受託事業者との間で、歩引きとして５％を代金の額から減ずることについてあらかじめ合意し契約書等で書面化していても、問題となる。

Q97： 単価改定を行う場合、遡及適用に関して留意すべき点は何か。

A： 本法においては、発注時の単価を発注後に引き下げる行為は、代金の減額として問題となる。

したがって、単価の引下げ交渉が合意に至った際に、既に発注済みのものにまで当該新単価を適用すると、新単価の遡及適用として問題となる。

例えば、委託事業者と中小受託事業者とが７月１日に「本年４月１日発注分から引き下げた新単価を遡って適用する」と合意しても、この合意のとおり４月１日発注分から遡って新単価を適用すれば、代金の減額として問題となる。また、委託事業者と中小受託事業者とが６月１日に「本年７月１日納品分から新単価を適用する」と合意しても、この合意前に発注していた７月１日以降の納品分に新単価を適用すれば、代金の減額として問題となる。

このほか、単価の引下げ交渉中は、発注単価が幾らであるのかが曖昧になりやすいこと（４条明示における代金の額を明確にすることが重要である。）や、「○月○日の納品分から単価を引き下げる」という交渉を行うと、旧単価で発注されているにもかかわらず、納品時期を基準に新単価を適用してしまいやすいことにも留意する必要がある。

なお、中小受託事業者から新単価を記載した見積書が提出されただけでは合意したことにはならないことにも留意する必要がある。

Q98： 代金の支払に際し端数が生じた場合、当該端数を四捨五入の方法によって処理することは問題ないか。

A： 支払時点において、代金の額に円未満の端数があった場合、これを四捨五入又は切捨てのいずれの方法により支払ったとしても、代金の額を減ずる行為とはみなされない。切捨ての場合には、例えば、代金の額が 1,008,005 円 80 銭だった場合、代金の額を 1,008,005 円とすることは問題ない。ただし、1,008,000 円とするなど１円以上の単位で切り捨てる場合は、代金の減額として本法違反となる。

Q99： 中小受託事業者の了解を得た上で、代金を中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を代金の額から差し引いて支払うことは問題ないか。

A： 当該手数料を中小受託事業者が負担する旨の合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは、本法違反として、問題となる。

Q100： 中小受託事業者の給付に委託内容と異なること等があり、代金の支払日よりも前（受領後 60 日以内）に返品する場合には、代金を支払わなくてよいか。また、代金の支払後に返品した場合には、返品した給付に係る代金相当額を返却するよう求めることは問題ないか。

Ａ：　中小受託事業者の責めに帰すべき理由があり返品が認められる場合（81 ページ参照）には、ともに本法違反とはならない。

Q101：　委託事業者は、毎年上期（４月～９月）及び下期（10 月～３月）の２回単価改定を行い、各期首に提供される役務から新単価を適用しているが、中小受託事業者との単価改定交渉が長引き、各期の半ばくらいの時点で合意することがある。中小受託事業者とは各期首に提供される役務から新単価を適用するという合意が成立しており、期首から適用しても問題ないか。

Ａ：　新単価が適用できるのは委託事業者と中小受託事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からである。したがって、この場合は新単価決定に係る合意日よりも前に既に発注した分に新単価を適用するわけであるから、新単価が旧単価より引き下げられているのであれば、代金の減額（遡及適用）となる。各期首から新単価を適用するのであれば、各期首に提供される役務が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。新単価適用時期について中小受託事業者と合意が成立したとしても、代金の減額として本法違反となる。

Q102：　委託事業者が、物流センターに商品を納品している中小受託事業者に対して、当該センターの利用料等の名目でセンターフィーと称して代金の額から差し引くことは問題ないか。

Ａ：　中小受託事業者からセンターフィーと称して代金の額から差し引く行為が本法上問題となるか否かについては、代金の額を定めた際の取引条件上、中小受託事業者が本来納品すべき場所がどこまでとされているかが重要となる。

例えば、取引条件上、本来納品すべき場所が各店舗であれば、中小受託事業者は各店舗への納品に係る物流コストを負担する責任を負うことになる。この場合において、中小受託事業者が物流センターを利用するか否かを自由に選択でき、さらにセンターフィーの額についてその自由意思に基づく交渉の上決定されるなどの事情の下、物流センターへ一括納品して各店舗への納品は委託事業者に任せることで、物流コストの軽減につながるなどの利益を得られるのであれば、中小受託事業者が物流センターのサービスを受ける別の取引があり、その場合のセンターフィーはそのサービスの対価であると評価することが可能である。こうした評価が可能であれば、センターフィーを代金から差し引いたとしても、代金の減額には当たらない。

一方、取引条件上、本来納品すべき場所が物流センターであれば、中小受託事業者は物流センターに納品した後に発生する店舗までの配送コストについて負担すべき理由はなく、センターフィーは中小受託事業者にとって一方的な不利益となることから、これを代金から差し引くことは代金の減額として本法違反となる。

Q103：　代金の支払について支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用することとしているが、中小受託事業者の希望により一時的に現金で支払うことがある。この場合、委託事業者が現金を調達するために必要であるとして、一定額を割引料として差し引くことは問題ないか。

Ａ：　中小受託事業者との間で支払手段を電子記録債権と定めている場合に、満期日・決済日等が代金の支払期日より後に到来するものについて中小受託事業者に支払期日における割引料等を負担させることは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえず、支払遅延として本法違反となる。このため、中小受託事業者の希望により一時的に現金で支払う場合であっても、一定額を割引料と

して代金の額から差し引くことは認められない。

Q104： 物品を預けて加工のみを委託する場合、当該物品は当社（委託事業者）が所有するものであるため、不良品があったとしても中小受託事業者に引き取らせることはせず、当該給付に係る代金相当額を差し引くことは問題ないか。

A： 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があり減額が認められる場合（72 ページ参照）には、本法の減額として問題とはならない。他方、例えば、委託事業者が、所有する物品の加工を中小受託事業者へ委託し、中小受託事業者から当該物品を受領した後、遅滞なく検査を行わず、後日、当該物品に不適合が判明した際に、委託先の中小受託事業者へその旨を直ちに通知せずに、自社で所有し続けた上、代金から当該不良品に係る額を差し引いて支払う場合は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとは認められず、本法の減額として問題となる。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

① 代金の額から一定額を差し引くことによる減額

a 委託事業者Ａ社は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託し、中小受託事業者から納品される部品を使って製作した製品を国内向け及び輸出向けに販売しているところ、輸出向けの製品に用いる部品については、「輸出特別処理」と称して、発注価格（国内向け製品に用いる部品の発注価格と同一）から一定額を差し引いて代金を支払った。

b 委託事業者Ｂ社は、機械の板金加工を中小受託事業者に委託しているところ、「製品を安値で受注した」との理由であらかじめ定められた代金から一定額を減額した。

c 委託事業者Ｃ社は、金属製品のめっき加工等を中小受託事業者に委託しているところ、１か月分の代金を納品締切日（月末）から 90 日後に現金で支払っていたが、本法違反であるとの指摘を受け、60 日間早めて翌月末に支払うこととした。Ｃ社は、その後、支払期日を早めたことを理由として代金から一定額を減じて支払った。

d 委託事業者Ｄ社は、溶接材料の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社工場が水害を被ったことを理由に損害回復協力金として代金から一定額を６か月間にわたって減額した。

e 委託事業者Ｅ社は、建築用金属製品の製造を中小受託事業者に委託しており、月末納品締切翌月末現金支払で代金を支払っているところ、業界他社は４か月（120 日）サイトの手形で支払っているとして、代金から一定額を差し引いて支払った。

f コンビニエンスストア本部である委託事業者Ｆ社は、消費者に販売する食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に代金から一定額を差し引いて支払った。

g 委託事業者Ｇ社は、家具及びインテリア用品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、コストダウンを図るため、「協定販売促進費」と称して、一定期間における代金の額が一定額を超えた場合又は一定期間における代金の額が前年の同一期間における代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には、代金に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、代金の額を減じていた。

h 委託事業者Ｈ社は、機械器具の半製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対し、発注後中小受託事業者の使用する原材料の市場価格が下落したことから、下落分を値引きするよう要請し、一定額を代金から減じて支払っていた。

② 新単価の遡及適用による減額

a 委託事業者Ｉ社は、溶接材料の製造を中小受託事業者に委託しており、４月と 10 月との年２回、単価の改定を行っているところ、従来は、単価改定時の２か月前頃から改定交渉を開始していたが、上記の単価改定については、需要見通し作業が遅れたため中小受託事業者への発注量が決まらず、このため中小受託事業者との単価改定交渉の開始が遅れ、単価の引下げについての合意をみたのが、新決算期に入った４月 20 日であった。引下げ後の新単価は、合意日（４月 20 日）以降に発注する分について適用すべきであるところ、同社は合意日前に発注した分について新単価を適用することにより旧単価と新単価の差額分を減額した。

b 委託事業者Ｊ社は、自動車等の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて代金を支払った。

③ 歩引きによる減額

委託事業者Ｋ社は、既製服の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、中小受託事業者に対し、「歩引き」と称して代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から差し引いた。

④ 金利引きによる減額

委託事業者Ｌ社は、自動車の修理を中小受託事業者に委託しているところ、手形を交付することによって代金を支払っていたが、支払期日に現金での支払を希望する中小受託事業者に対しては、代金から一定額を割引料として減じて支払った。

⑤ 無理な納期短縮による納期遅れを理由とした減額

委託事業者Ｍ社は、文具の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初、発注日の１週間後を納期としていたが、急に発注日から２日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが、Ｍ社は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。中小受託事業者がその翌日納品したところ、Ｍ社は受領したが、納期遅れを理由として代金を減額した。

⑥ 納品数量を増加させることによる減額

委託事業者Ｎ社は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、中小受託事業者に対して、代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、代金を減額した。

⑦ 単価の引下げに応じない中小受託事業者に対する減額

委託事業者Ｏ社は、部品の製造等を中小受託事業者に委託しているところ、単価改定の要請に応じない中小受託事業者に対し、「出精値引き」と称して、代金の額を減じた。

⑧ 達成リベートの減額

委託事業者Ｐ社は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、「達成リベート」として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、中小受託事業者に対し、当該一定期間の代金の額に一定率を乗じて得た額をＰ社の金融機関口座に振り込ませた。

⑨ システム利用料の減額

委託事業者Ｑ社は、日用品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、中小受託事業者が得る利益がないにもかかわらず、「オンラ

イン処理料」と称して、代金の額を減じた。

⑩　振込手数料を負担させることによる減額

委託事業者Ｒ社は、メガネフレームの製造を委託している中小受託事業者との間で、代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を差し引くことにより、代金の額を減じた。

⑪　１円以上の切捨てによる減額

委託事業者Ｓ社は、自動車の修理業務を中小受託事業者に委託しているところ、支払時に 100 円未満の端数を切り捨てることにより、代金の額を減じた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑫　業績悪化を理由とした減額

委託事業者Ｔ社は、オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザインやＢＧＭの制作を中小受託事業者に委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、代金の額を減じた。

⑬　無理な仕様変更による納期遅れを理由とした減額

委託事業者Ｕ社は、中小受託事業者に対してプログラムの作成を委託しているところ、作業の途中で当初指示した仕様を一方的に変更したため、中小受託事業者がこの変更に対応しようとして納期に間に合わなかったことから、納期遅れを理由として代金を減額した。

⑭　振込手数料を負担させることによる減額

委託事業者Ｖ社は、プログラムの作成等を中小受託事業者に委託しているところ、代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料相当額を差し引くことにより、代金の額を減じた。

⑮　取引先からの代金の減額を理由とした減額

委託事業者W社は、テレビＣＭの制作等を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの代金の減額を理由として、代金の額を減じていた。

⑯　取引先の都合を理由とした減額

委託事業者Ｘ社は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を代金から差し引いた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑰　新単価の遡及適用による減額

ａ　委託事業者Ｙ社は、清掃等のビルメンテナンス業務を中小受託事業者に委託しており、中小受託事業者との間で毎月の役務の提供に対して代金を支払うこととしているところ、契約を改定することにより、単価の引下げを行い、引き下げられた単価をさかのぼって適用し、当初の単価で計算された代金と新単価で計算された代金との差額を翌月の代金の支払から一括して差し引いた。

ｂ　委託事業者Ｚ社は、中小受託事業者に対して特定運送委託を行っており、運賃については、発注書面に記載した単価表によって定めているところ、発注書面に記載している単価表を改定し、当初の単価で計算された代金と新単価で計算された代金との差額を翌月の代金の支払から一括して差し引いた。

⑱　協力金等を理由とした減額

ａ　委託事業者Ａ社は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しており、中小受託事業者との間で年間の役務提供契約を締結しているところ、年度末に、年間の一定の期間についてその期間は契約の対象外であ

ったことにする旨の通知を行い、「季節協力金」という名目で代金から差し引いた。

b　委託事業者Ｂ社は、旅行者等に提供する海外における現地手配業務を委託している中小受託事業者に対し、「販売促進費」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から差し引いた。

c　委託事業者Ｃ社は、港湾運送等を委託している中小受託事業者に対し、「協力金」として代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を代金から差し引いた。

d　建設工事を請け負う委託事業者Ｄ社は、施主から請け負った建設工事現場の警備を委託している中小受託事業者に対し、「割戻金」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金の額から差し引いた。

⑲　積荷の量が減少したことを理由とした減額

委託事業者Ｅ社は、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の代金の額を下回る額を支払った。

⑳　予算不足を理由とした減額

新商品の総合的な販売促進業務を請け負った委託事業者Ｆ社は、中小受託事業者に対してポスターに使用するデザインの作成を委託したが、Ｆ社が他の事業者に委託した他の販売促進に係る経費に予定よりも多く出費したため、予算がないことを理由として代金を減額した。

㉑　振込手数料を負担させることによる減額

委託事業者Ｇ社は、道路貨物運送を中小受託事業者に委託しているところ、代金を中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を、代金から差し引いて支払うことにより、代金の額を減じていた。

㉒　１円以上の切捨てによる減額

委託事業者Ｈ社は、貨物運送等を委託している中小受託事業者に対し、代金の支払時に 1,000 円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、代金の額を減じた。

㉓　取引先の都合を理由とした減額

a　委託事業者Ｉ社は、環境分析等を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の作業着手後に、取引先から値下げ要求があったことを理由に、代金の額を減じた。

b　委託事業者Ｊ社は、自ら請け負った運送を中小受託事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、代金から毀損額を上回る一定額を差し引いた。

㉔　業務実績の評価結果を理由とした減額

委託事業者Ｋ社は、電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等の業務を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の業務実績に対する評価結果が一定の水準に満たなかった場合、「戻入金」とする金額を代金の額から差し引くことにより、評価期間中の代金の額を減じていた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

㉕　協力金等を理由とした減額

委託事業者Ｌ社は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対し、「協力金」等として代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を代金から差し引いた。

㉖　１円以上の切捨てによる減額

委託事業者Ｍ社は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、代金の支払時に１万円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、代金の額を減じた。

エ　返品の禁止（第５条第１項第４号）

第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

四　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

〔運用基準第４の４　189 ページ参照〕

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者から納入された物品等又は情報成果物を受領した後に、中小受託事業者に当該物品等又は情報成果物を返品すると本法違反となる。

委託事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に委託事業者と中小受託事業者との間で返品することについて合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく返品することは、本法違反となる。

●　この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等又は情報成果物を返品されることは、中小受託事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するためである。

●　中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付を受領した後に中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なる等の場合であって、次に該当するときに限られる。

(ｱ)　当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合

(ｲ)　給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な受託取引において、当該給付の受領後の当該給付に係る代金の最初の支払時までに引き取らせる場合。（この場合にあっては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、当該明示と発注時の４条明示との関連付けがされていなければならない。）

※　ただし、以下のような場合は、委託内容と異なること等を理由として返品することは認められない。

①　委託内容が４条明示されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

②　検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なるなどとする場合

③　給付に係る検査を中小受託事業者に文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな過失の認められる給付であっても、受領後６か月を経過した場合

④　委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後６か月（中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対し６か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長１年）を経過した場合

⑤　給付に係る検査を省略する場合

⑥　給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を中小受託事業者に文書で委任していない場合

●　検査と返品することのできる期間

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして返品することができる期間は、中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なること等（不適合）があることが直ちに発見できるものであるか否かや、検査方法によって異なる。

(ｱ)　直ちに発見することができる不適合がある場合

中小受託事業者の給付に直ちに発見することができる不適合がある場合、受領後速やかに返品することは認められる（この場合であっても、委託事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。）。

※　ただし、以下のような場合は、それぞれに記載の期間に返品することは認められる。

○　委託事業者がロット単位で抜取検査を行っているときに合格ロット中の不良品について返品する場合：当該給付に係る代金の最初の支払時までに行う返品（ただし、①継続的な受託取引の場合において、②あらかじめ返品の条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、③当該明示と発注時の４条明示との関連付けがされていなければならない。①～③を全て満たさない場合には、合格ロット中の不良品について返品することは認められない。）。この場合、委託事業者と中小受託事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、委託事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたき（本法第５条第１項第５号違反）に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

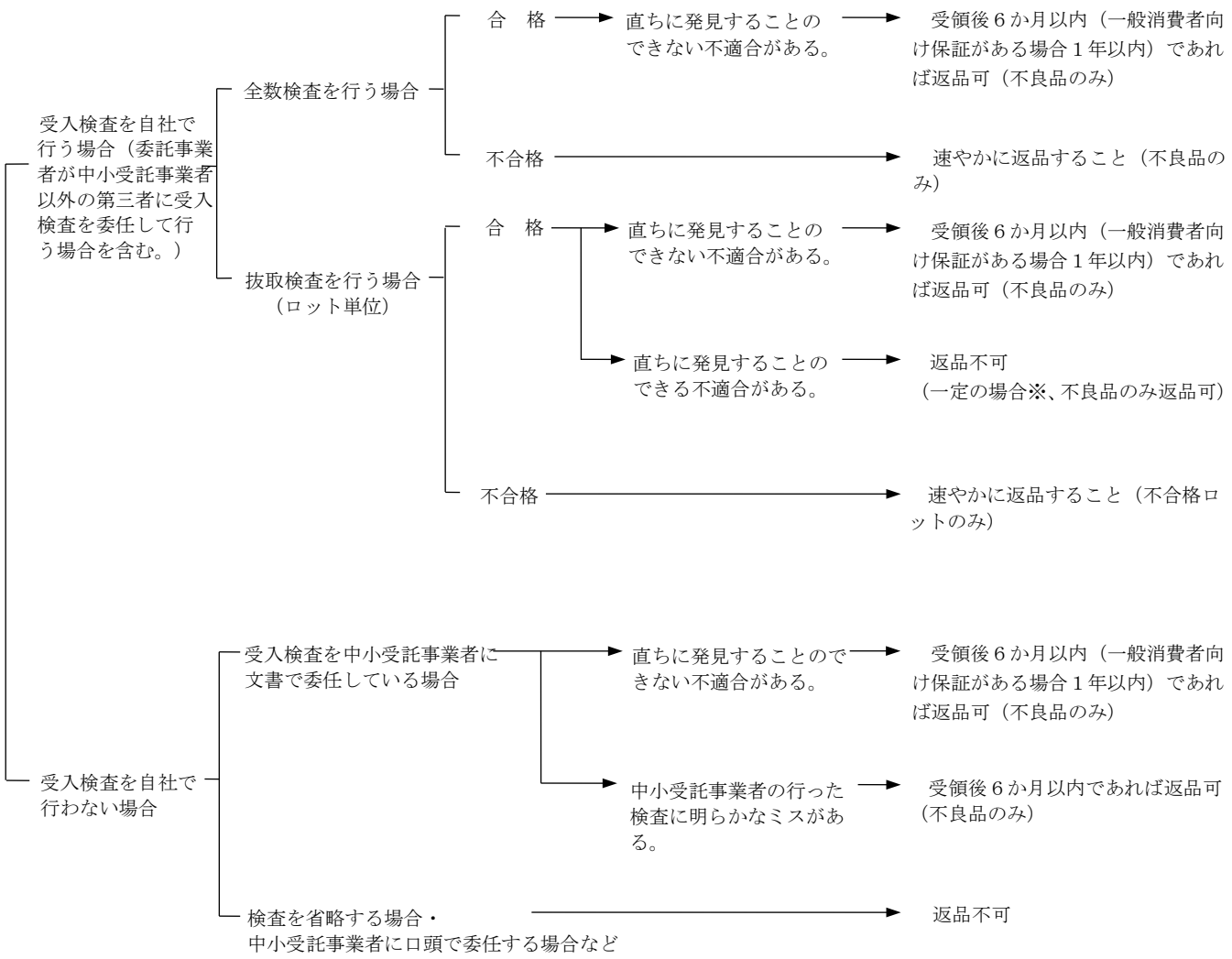
○　中小受託事業者に検査を文書により明確に委任している場合：中小受託事業者の検査に明らかな過失があって、受領後６か月以内に返品する場合

(ｲ)　直ちに発見することができない不適合がある場合

中小受託事業者の給付に直ちに発見することができない不適合がある場合は、給付の受領後６か月以内に返品することは、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして認められるが、６か月を超えた後に返品すると本法違反となる。

ただし、中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対して６か月を超えて保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長１年以内であれば返品することが認められる。

● **検査方法と返品期間の関係**



※　①継続的な受託取引が行われている場合において、②あらかじめ返品の条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、③当該明示と発注時の４条明示との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

【返品の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q105：　中小受託事業者に対し再び受け取ることを約束すれば、受領した物品等を一旦返品しても、不当な返品に該当しないと考えてよいか。

Ａ：　不当な返品とは、本法第５条第１項第４号のとおり、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに中小受託事業者に給付に係る物品等を引き取らせることであり、将来再び受け取ることを約束して返品したとしても、本法違反となる。

Q106：　当社が受入検査をした結果、中小受託事業者からの納入品が不良品であった場合、いつまでなら返品できるか。

Ａ：　委託事業者が受入検査を行い、不良品とされたものについては、受領後速やかに返品する場合に限り認められるため、受領後しばらく放置した後に返品すれば本法違反となる。また、委託事業者が受入検査を行い、一旦合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない不適合があったものについては、受領後６か月以内（一般消費者に６か月を超える保証期間を定めている場合は、その保証期間に合わせて最長１年）であれば返品することができるが、直ちに発見することができる不適合があったものについては、返品すると本法違反となる。

Q107：　抜取検査でロット合格したが、顧客に渡った時点で使用上重大な不適合が見つかったため、販売店を経由して返品されてきた。納入後１か月を経過しているが中小受託事業者に返品することは問題ないか。

Ａ：　その不適合が、直ちに発見できない不適合であった場合、受領後６か月（一般消費者に６か月を超える保証期間を定めている場合は最長１年）以内であれば返品することが認められる。

一方、その不適合が、直ちに発見することができる不適合であった場合、返品することは認められない。ただし、この場合であっても、①給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な受託取引の場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが書面等で合意されており、かつ、③当該書面等と４条明示との関連付けがなされている場合には、物品を受領後、当該受領に係る最初の代金の支払時までに返品することは認められる。この場合、委託事業者と中小受託事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、委託事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたきに該当するおそれがある。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

①　販売期間終了等を理由とした返品

ａ　委託事業者Ａ社は、自己のブランドを付した衣料品を中小受託事業者に作らせ納入させているところ、シーズン終了時点で売れ残った分を中小受託事業者に引き取らせた。

ｂ　委託事業者Ｂ社は、土産品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に、中小受託事業者に引き取らせた。

②　商品の入替えを理由とした返品

委託事業者Ｃ社は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自己の店舗における商品の入替えを理由に、中小受託事業者に衣料品等を引き取らせた。

③　恣意的な検査基準の変更による返品

委託事業者Ｄ社は、染加工を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の納品したものをいったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、中小受託事業者に引き取らせた。

④　受領後６か月を超えた後の返品

委託事業者Ｅ社は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者から納入された機械部品を受領し、10 か月後に不適合があるとの理由で中小受託事業者にこれを引き取らせた。

⑤　受入検査を行わない場合の返品

委託事業者Ｆ社は、衣服の製造を中小受託事業者に委託しているところ、納入された製品の検査を行っていない場合に、中小受託事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。

⑥　受入検査を文書で委任していない場合の返品

委託事業者Ｇ社は、菓子の製造を中小受託事業者に委託しているところ、受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、中小受託事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、中小受託事業者に引き取らせた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑦　事業計画の変更を理由とした返品

委託事業者Ｈ社は、放送番組の作成を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者から受領した放送番組について、毎週継続的に放送する予定であったが、視聴率が低下したことを理由として放送を打ち切り、納入された放送番組が記録されたＶＴＲテープを中小受託事業者に引き取らせた。

⑧　取引先の都合を理由とした返品

委託事業者Ｉ社は、広告の制作等を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由として、中小受託事業者に引き取らせた。

オ　買いたたきの禁止（第５条第１項第５号）

> 第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
>
> 五　中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

〔運用基準第４の５　190 ページ参照〕

委託事業者は、発注に際して代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

委託事業者が中小受託事業者と代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に

比べて著しく低い額を中小受託事業者に押し付けることは、中小受託事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

● **「買いたたきの禁止」と本法第５条第１項第３号（代金の減額）との関係**

「買いたたき」は、委託事業者が中小受託事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「製造委託等代金の減額」は、一旦決定された代金の額を事後に減ずるものである。

● **「通常支払われる対価」とは**

(ｱ)　中小受託事業者の給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち、市価のこと）をいう。

(ｲ)　市価の把握が困難な場合は、次のような額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。

ａ　中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額

ｂ　中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

● **買いたたきに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。**

(ｱ)　代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法

(ｲ)　差別的であるかどうか等の対価の決定内容

(ｳ)　「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況

(ｴ)　当該給付に必要な原材料等の価格動向

● **以下のような方法で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。**

(ｱ)　多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として代金の額を定めること。

(ｲ)　量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めること。

(ｳ)　中小受託事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたのにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を代金の額として定めること。

(ｴ)　一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。

(ｵ)　委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で代金の額を定めること。

(ｶ)　短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い代金の額を定めること。

(ｷ)　合理的な理由がないにもかかわらず、特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い代金の額を定めること。

(ｸ)　同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で代金の額を定めること。

(ｹ)　給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

(ｺ)　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(ｻ)　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(ｼ)　発注内容に対応するため、中小受託事業者が品質改良等に伴う研究開発費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い対価で代金の額を定めること。

(ｽ)　金型のみを納品する取引から金型に加えて中小受託事業者のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料を納品する取引に変更したにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、従来どおりの代金の額に据え置くこと。

（留意事項）労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第 90 号）

第 196 回国会において成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律では、衆議院における法案の修正として、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第２条第４項が、以下のように改正されている（平成 31 年４月１日施行）。

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第 90 号）

（事業主等の責務）

第２条　（略）

２・３　（略）

４　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

（傍線部分は改正部分）

〔働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例　239 ページ、資料 18 参照〕

（留意事項）円滑な価格転嫁の実現に向けた関係事業者団体向け要請文書の発出

○「円滑な価格転嫁の実現に向けて（要請）」（令和５年３月 15 日公取企第 34 号）

１　公正取引委員会は、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの急激な上昇という経済環境においては、

・　受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと

・　受注者からの取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと

が発注者に求められている旨を明確化してきたところであり、令和５年アクションプランにおいて改めて記載しました。

貴団体におかれましては、発注者となる会員事業者が積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設け、適正な価格転嫁が実現するよう、御協力をお願いいたします。

２・３　（略）

【買いたたきの禁止についてのＱ＆Ａ】

Q108：　指値で中小受託事業者に注文を出すことは問題ないか。

Ａ：　委託事業者が、中小受託事業者と十分協議することなく一方的に単価を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い単価で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

代金は、中小受託事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。

Q109：　委託事業者が決算対策のため、発注単価を一律に引き下げることは問題ないか。

Ａ：　個別の発注内容の違いを考慮することなく、全ての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行うことは、買いたたきに該当するおそれがある。

Q110：　委託事業者が、製品を国内にも海外にも販売しており、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上げが伸びないため、海外向け製品に用いる部品を国内向け製品に用いる部品よりも低い単価で発注することとしたいが問題ないか。

Ａ：　海外向けに限らず、国内においても、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の販売先に対して安く販売するという理由で中小受託事業者が納入する同一の部品について、他の販売先向けの製品に用いる部品よりも低い単価を定めるのであれば買いたたきに該当するおそれがある。

Q111：　作業内容を中小受託事業者に提示し見積りを出してもらい、それを基に単価を決定したいと思うが、見積書が提出された後に、作業内容が当初の予定を大幅に上回ることとなった場合に、見積書を取り直さずに発注することは問題ないか。

Ａ：　中小受託事業者に見積書を提出させた段階より作業内容が増えたにもかかわらず、当初の見積単価で発注すれば、代金の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたとはいえず、買いたたきに該当するおそれがある。したがって、中小受託事業者からの申出の有無にかかわらず、最終的な作業内容を反映した再見積りを取り単価の見直しを行う必要がある。

Q112：　中小受託事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託することを検討しているが、当該知的財産権の譲渡対価の設定が困難なため、知的財産権は譲渡させるが、その対価を含めない通常の取引価格と同じ価格で発注することは問題ないか。

Ａ：　知的財産権の譲渡価格の設定が困難という理由で、一方的に情報成果物の価格に知的財産権の譲渡対価を含まないとすることは、買いたたきに該当するおそれがある。

Q113：　最低賃金の引上げや原油価格の高騰によりコストが上昇した場合、その上昇分を取引価格に反映しないことは、問題となるのか。また、取引価格の反映以外で本法上留意すべき点は何か。

Ａ：　最低賃金の引上げにより労務費等のコストが上昇した場合や、原油価格の高騰に伴いエネルギーコストが上昇した場合、運用基準第４の５(2)ウ及びエ（190 ページ参照）のような方法で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

その他の留意点としては、例えば、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によ

って委託事業者自らの資金繰りが厳しくなったことを理由に、あらかじめ定められた支払期日までに代金を支払わないことは支払遅延に該当するほか、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって委託事業者自らのコストが増加したことを理由に、あらかじめ定められた代金の額を減じて支払うことは減額に該当する。

なお、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが下落した場合において、中小受託事業者のコストが減少したことを理由に、あらかじめ定められた代金の額を減じて支払うことも減額に該当する。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

① 大量発注を前提にした単価での少量の発注による買いたたき

委託事業者Ａ社は、産業用機械の部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、単価の決定に当たって、中小受託事業者に１個、５個及び 10 個製作する場合の見積書を提出させた上、10 個製作する場合の単価（この単価は１個製作する場合の通常の対価を大幅に下回るものであった。）で１個発注した。

② 量産品と同単価での補給品の発注による買いたたき

委託事業者Ｂ社は、中小受託事業者に製造を委託している自動車部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

③ 代金を据え置くことによる買いたたき

ａ 委託事業者Ｃ社は、ゴム製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、Ｃ社から中小受託事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、中小受託事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

ｂ 委託事業者Ｄ社は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、円高や景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、一部の中小受託事業者に対し、収益が回復するまでの間の一時的な代金の引下げによる協力を要請したところ、中小受託事業者は、Ｄ社の収益が回復した場合には代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に受け入れた。その後、円安となり、景気が回復し、Ｄ社の収益も回復したところ、Ｄ社は、中小受託事業者から、代金の引上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、代金を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

ｃ 委託事業者Ｅ社は、建設資材の製造を中小受託事業者に委託しているところ、従来から製造委託している製品について、価格交渉時に中小受託事業者から環境対策に係る法規制等に対応するためのコストが増大したとして、当該対策費用を代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に代金の額を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

ｄ 委託事業者Ｆ社は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、原材料費が高騰している状況において、集中購買に参加できない中小受託事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして中小受託事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するようＦ社に求めたにもかかわ

らず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

e　委託事業者Ｇ社は、プラスチック部品の成型を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対してＩＳＯの品質マネジメントシステム構築に係る認証の取得を要請し、当該要請に応じない場合には以後の取引を停止する旨通知する一方で、中小受託事業者における同認証の取得のためには多額の費用を要することが明らかであるにもかかわらず、当該多額の費用を考慮することなく、一方的に、従来どおりに代金を据え置いた。

④　一律一定率の単価引下げによる買いたたき

委託事業者Ｈ社は、配水機械部品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常の対価を大幅に下回るものとなった。

⑤　一律一定額の引下げによる買いたたき

委託事業者Ｉ社は、消防用設備の修理を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、それまで代金の額から一定額を差し引いて支払っていた著しく低い金額を、一律に、そのまま代金の額として定めた。

⑥　合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき

委託事業者Ｊ社は、自社の取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○％減」という自己の目標を達成するために、自動車部品の製造を委託している中小受託事業者に対して、半年毎に加工費の○％の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑦　納品後の代金の決定による買いたたき

委託事業者Ｋ社は、機械部品の加工等を中小受託事業者に委託しているところ、代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に中小受託事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。（代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、代金の額を定めないまま委託することは、本法第４条に違反する。）

⑧　短納期発注による買いたたき

a　委託事業者Ｌ社は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。Ｌ社は、週末に発注し週明け納入を指示した。中小受託事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした単価で見積書を提出した。しかし、Ｌ社は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で代金の額を定めた。

b　委託事業者Ｍ社は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑨　多頻度小口納入による買いたたき

委託事業者Ｎ社は、包装容器の製造を中小受託事業者に委託しているところ、従来、週一回であった配

送を毎日に変更するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って１回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、Ｎ社は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。

⑩　その他の買いたたき

ａ　委託事業者Ｏ社は、電線等の加工を委託している中小受託事業者に対し、単価改定の際、当該中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

ｂ　委託事業者Ｐ社は、自動車部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、品質が異なるにもかかわらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、十分な協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る代金の額を一方的に定めた。

ｃ　委託事業者Ｑ社は、プライベートブランド商品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者に対する発注単価の決定に当たり、個々の中小受託事業者と十分協議することなく、一部の中小受託事業者と協議して決めた通常の対価を大幅に下回る単価を、その他多数の中小受託事業者の単価として決定していた。

ｄ　委託事業者Ｒ社は、店舗で販売する自社ブランドの日用品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に中小受託事業者と協議して決定していた予定単価を一方的に引き下げて著しく低い単価を定めて発注していた。

ｅ　委託事業者Ｓ社は、電動工具の部品等の製造を委託する中小受託事業者から、原材料価格の上昇等を背景とした単価の引上げを求められたものの、実際には具体的な単価引上げの計画などないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、段階的に単価を引き上げる旨を説明し、自社の利益を優先し、中小受託事業者の製造原価等を考慮することなく、製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑪　一律一定率の単価引下げによる買いたたき

委託事業者Ｕ社は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を委託している中小受託事業者に対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑫　納品後の代金の決定による買いたたき

委託事業者Ｖ社は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、中小受託事業者に対して代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。（代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、代金の額を定めないまま委託することは、本法第４条に違反する。）

⑬　短納期発注による買いたたき

委託事業者Ｗ社は、データベース用ソフトウェアの作成を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑭　その他の買いたたき

a　委託事業者Ｘ社は、看板のデザインの制作を委託している中小受託事業者に対し、十分な協議をすることなく、過去に他の事業者に対し同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

b　委託事業者Ｙ社は、中小受託事業者に制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権をＸ社に譲渡させることとしたが、その代金は代金に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

c　委託事業者Ｚ社は、アニメーションの原画の作成を中小受託事業者である個人のアニメーターに委託しているところ、Ｚ社の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積りよりも割高となることを理由に中小受託事業者から代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑮　代金を据え置くことによる買いたたき

a　委託事業者Ａ社は、中小受託事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業はＡ社が行うものとしていたが、これを中小受託事業者が行うこととし、変更を通知したところ、中小受託事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして代金の改定を求める見積書を提出したにもかかわらず、Ｚ社は中小受託事業者と十分な協議をすることなく、従来どおりに価格を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

b　委託事業者Ｂ社は、貨物の運送を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑯　一律一定率の単価引下げによる買いたたき

a　委託事業者Ｃ社は、貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

b　委託事業者Ｄ社は、広告物の取付けを委託している中小受託事業者に対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑰　取引先の都合を理由とした買いたたき

委託事業者Ｅ社は、荷主から前年比○％の運送料金の引下げ要請があったことを理由として、中小受託事業者と協議することなく、一方的に前年から○％引き下げた単価により、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑱　その他の買いたたき

a　委託事業者Ｆ社は、ビルの機器設備保守点検等を委託している中小受託事業者に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

b　委託事業者Ｇ社は、道路貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者と協議することなく、自社の目標額をもって著しく低い代金の額を決定していた。

c　委託事業者Ｇ社は、中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

⑲　代金を据え置くことによる買いたたき

委託事業者H社は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、燃料価格の高騰や労務費の上昇が明らかな状況において、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、十分に協議することなく一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

⑳　その他の買いたたき

委託事業者Ｉ社は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

カ　購入・利用強制の禁止（第５条第１項第６号）

第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

六　中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

〔運用基準第４の６　193 ページ参照〕

委託事業者は、中小受託事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する物の購入又は役務の利用を強制することにより、中小受託事業者にその対価を負担させると本法違反となる。

● **この規定が設けられたねらい**

この規定は、正当な理由がある場合を除き、委託事業者が指定した物又は役務を中小受託事業者に強制して購入・利用させることを禁止し、委託事業者が自社商品やサービス等を中小受託事業者に押し付け販売することを防止するためである。

● **「自己の指定する物」又は「役務」**

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、委託事業者又は関連会社等が販売する物であって、中小受託事業者の購入の対象として特定した物が全て含まれる。また、「役務」とは、委託事業者又は関連会社等が提供するものであって、中小受託事業者の利用の対象となる役務が全て含まれる。

つまり、委託事業者の指定する「物」に限らず、例えば、保険、リース、インターネットプロバイダ等のサービスも含まれる。また、自社の製品やサービスだけではなく、自社の取引先である特約店・卸売店又は自社の子会社・関係会社等の製品やサービスも含まれる。

● **「強制して」**

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購

入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。つまり、取引においては、委託事業者が任意の購入等を依頼したと思っても、中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、本法違反となる。

● <u>以下のような方法で中小受託事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。</u>

(ｱ) 購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に購入・利用を要請すること。

(ｲ) 中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。

(ｳ) 中小受託事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。

(ｴ) 中小受託事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。

(ｵ) 中小受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に中小受託事業者に物を送付すること。

【購入・利用強制の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q114： 放送局が放送番組の作成を番組制作会社に委託するに当たり、放送局が特定のタレントを起用するよう指示することは、購入・利用強制に該当するか。

Ａ： 放送局が放送番組の作成を番組制作会社に委託するに当たり、放送番組の質を確保するために、有償で放送局の指名するタレントを起用させることは、購入・利用強制には該当しない。ただし、有償で放送局の指名するタレントを起用させることが発注時には明確にされておらず、この費用を負担しない（又は対価に反映させない）場合には、不当な給付内容の変更（又は買いたたき）に該当するおそれがある。

Q115： 委託事業者である当社（広告会社）が、自社が企画したイベントチケットの販売促進を図ることとし、外注担当者を含めた全社員が販売目標数を定めて販売していたところ、取引先である中小受託事業者から、当該イベントチケットを当社の外注担当者から買わされたとの苦情を受けた。当社としては、どのような点に留意すべきだったか。

Ａ： 委託事業者が中小受託事業者に対し物品等を販売する場合、外注担当者等の取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、中小受託事業者に対し購入を余儀なくさせることとなるので、購入・利用強制として本法上問題となるおそれがある。

したがって、今後、外注担当者等を通じて販売しないようにすべきであり、とりわけ外注担当者等に販売目標数（ノルマ）を定めること等は問題を生じやすいので留意する必要がある。

Q116： 委託事業者が製品の加工を中小受託事業者に委託するに当たり、加工前の製品を自社又は関連会社等から購入させ、加工後の製品を改めて買い戻すこととしている場合に、加工前の製品を中小受託事業者に購入させることは購入・利用強制に該当するか。

Ａ： 委託事業者が、加工を委託した中小受託事業者に対し、加工前の製品を自社又は関連会社等から有償で支給することは、給付の内容の均一性を維持する等の正当な理由がある場合には購入・利用

強制には該当しない。ただし、中小受託事業者が自ら調達する製品であっても給付の内容の均一性を維持することができる場合であって、中小受託事業者が購入する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入を要請することは、購入・利用強制として本法上問題となるおそれがある。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

① 自社製品等の購入強制

a 委託事業者Ａ社は、肉製品の加工を中小受託事業者に委託しているところ、自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて中小受託事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させた。

b 委託事業者Ｂ社は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社製品拡販運動を実施するに当たり、自社工場入口に「当社製車両以外構内乗入れは御遠慮下さい。」と表示した看板を立て、中小受託事業者が納入のため他社製車両で乗り入れる都度「他社製車両乗入れ願」を提出させるとともに、納入カード・納品書に「納入は当社の車でお願いします。」と表示して、中小受託事業者に自社製車両の購入を要請し、購入させた。

c 委託事業者Ｃ社は、食料品の加工を中小受託事業者に委託しているところ、自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、中小受託事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて中小受託事業者に自社製品の購入を再三要請し、購入させた。

d 委託事業者Ｄ社は、自動車部品の組立加工等を中小受託事業者に委託しているところ、自社の取扱部品の販売キャンペーンとして、購買・外注担当者と協力工場との会議の席上及び協力工場の製品納入時に、当該部品の販売先の紹介を要請するとともに、中小受託事業者の紹介先の購入実績を購買・外注窓口に貼り出すこと等により、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

e 委託事業者Ｅ社は、自動車の修理を中小受託事業者に委託しているところ、外注担当者を通じ中小受託事業者に対して自社が取り扱っている損害保険の利用を要請し、契約させた。

② 取引先製品の購入強制

委託事業者Ｆ社は、自動車部品の組立加工等を委託している中小受託事業者に対し、外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

③ 自社が指定する役務の利用強制

a 委託事業者Ｇ社は、家電製品の部品の製造を中小受託事業者に委託し、当該部品の製造委託をする際に、インターネットを利用した電磁的方法により４条明示することとしたところ、中小受託事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。

b 委託事業者Ｈ社は、精密機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、中小受託事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

④　自社製品等の購入強制

a　委託事業者Ｉ社は、機器管理プログラムの作成等を委託しているところ、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、委託内容とは関係のない自社製品である暗号化プログラムの購入を要請し、購入させた。

b　委託事業者Ｊ社は、番組の制作を中小受託事業者に委託しているところ、自社が開催する有料イベントの売上を増やすため、中小受託事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請し、購入させた。

c　広告会社である委託事業者Ｋ社が、広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したのに対して、名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨をＫ社に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせた。

⑤　自社の関連会社の商品の購入強制

委託事業者Ｌ社は、放送番組の制作を中小受託事業者に委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、あらかじめ中小受託事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させた。

⑥　取引先の製品の購入先の紹介要請

広告会社である委託事業者M社は、広告の制作を中小受託事業者に委託しており、購買担当者を通じて、自社の取引先の映画チケットの購入先を紹介するよう中小受託事業者に要請したところ、中小受託事業者は購入先を紹介することができず、自ら映画チケットを購入することを余儀なくさせた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑦　自社製品等の購入強制

a　家庭用電気製品製造・販売事業者の物流子会社である委託事業者Ｎ社は、中小受託事業者である運送事業者に対して毎年末にノルマを定めて家庭用電気製品製造・販売事業者の取扱い商品の購入を要請し、今後の契約を懸念した中小受託事業者に当該商品を購入させた。

b　委託事業者Ｏ社は、冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させた。

c　委託事業者Ｐ社は、貨物運送を委託している中小受託事業者に対して、自社が行う物品販売キャンペーンにおいてラーメン等の物品を販売するに当たり、あらかじめ、自社の部門ごとに販売目標数量を定め、中小受託事業者との取引に係る交渉等を行っている支店長等を通じて具体的な数量を示して、中小受託事業者に対し、ラーメン等の物品の購入を要請し、購入させた。

d　委託事業者Ｑ社は、ビル等の清掃を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させた。

⑧　取引先製品の購入強制

委託事業者Ｒ社は、貨物運送等を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受

託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社の取引先からの購入要請があった自動車の購入を要請し、購入させた。

⑨　自社が指定する役務の利用強制

委託事業者Ｓ社は、自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して要請し、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたい事情にあるにもかかわらず、度々要請し、貸渡業者にＳ社の薦める保険に加入させた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

⑩　自社商品の購入強制

委託事業者Ｔ社は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社商品の購入を要請し、当該商品を購入させた。

⑪　自社が指定する役務の利用強制

委託事業者Ｕ社は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、子会社が取り扱う保険への加入を度々要請し、中小受託事業者は既に別の保険に加入しているため、断りたい事情があるにもかかわらず、Ｕ社の薦める保険に加入させた。

キ　報復措置の禁止（第５条第１項第７号）

> 第５条第１項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。
>
> 七　委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

委託事業者は、中小受託事業者が委託事業者の本法違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する主務大臣に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会、中小企業庁又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするためである。

ク　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第５条第２項第１号）

第５条第２項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一　自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

委託事業者は、中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の全部又は一部の対価を中小受託事業者に支払わせたり代金から控除したりすることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

委託事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、中小受託事業者の受け取るべき代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど中小受託事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

● 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」としては、以下のような場合が考えられる。

(ｱ)　中小受託事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、委託事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合

(ｲ)　支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合

(ｳ)　支給された原材料等を他に転売した場合

● 「控除」

「控除」とは、代金から原材料等の対価の全部又は一部を差し引く事実上の行為をいい、その結果、支払期日に代金を全く支払わないことも含む。

なお、これは、民法上の相殺が成立したか否かとは関係がなく、そのため、「相殺」という民事法上の用語ではなく、「控除」という一般的な用語が用いられている。

● 「自己から購入させた場合」に適用

この規定には、委託事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」とあることから、中小受託事業者が納入すべき給付に必要な原材料等を、委託事業者以外の者から購入させた場合には本規定は適用されない。

なお、本法第５条第１項第６号（購入強制の禁止）の規定は、委託事業者から購入させた場合のほか、委託事業者以外の者から購入させた場合も適用される。

● 早期決済にならないための留意点

原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償支給原材料等を使って製造等を行い、納入される物品の代金の支払制度や検査期間、中小受託事業者の加工期間を考慮して、代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切である。

【有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q117：　有償支給原材料の支払代金の決済については、代金との相殺によらず、別途支払わせる方法は問題ないか。

Ａ：　別途支払わせる方法でもよいが、有償で支給した原材料の代金を、これを用いて製造した製品の代金よりも早く支払わせてはならない。

Q118：　中小受託事業者の希望により委託事業者が中小受託事業者に代わって原材料等を調達したときには、直ちに決済しても問題ないか。ただし、この調達分には中小受託事業者が独自に使用する分も含まれている。

Ａ：　中小受託事業者の希望により中小受託事業者に代わって委託事業者が原材料等を調達した場合であっても、委託に係る中小受託事業者の給付に必要な分については、早期決済は禁止される。

なお、中小受託事業者が独自に使用する分は受託取引と関係がないので、その分については、本法は適用されない。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

○　加工期間を考慮しない決済方法を採ったことによる有償支給原材料の対価の早期決済

委託事業者Ａ社は、ヒューム管等の製造を中小受託事業者に委託し、中小受託事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る代金の支払期日よりも早い時期に代金から当該原材料の対価を控除した。

ケ　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第５条第２項第２号）

第５条第２項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

二　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

〔運用基準第４の７　195 ページ参照〕

委託事業者は、中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

● <u>この規定が設けられたねらい</u>

中小受託事業者が委託事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、中小受託事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

● <u>「金銭、役務その他の経済上の利益」</u>

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、製造委託等代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

● **中小受託事業者の利益を不当に害する**

中小受託事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、直接の利益になる（経済上の利益を提供することにより実際に生じる利益が不利益を上回るもので、将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。）ものとして、自由な意思により提供する場合には「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえない。しかし、委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金の要請等中小受託事業者の直接の利益とならない場合や、中小受託事業者が「経済上の利益」を提供することと、中小受託事業者の利益との関係を委託事業者が明確にしないで提供させる場合（負担額及び算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない場合。虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

● **以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。**

(ｱ) 購買・外注担当者等受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。

(ｲ) 中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。

(ｳ) 中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。

(ｴ) 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

● **知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合**

情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者に知的財産権が発生する場合があるが、委託事業者が中小受託事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、委託事業者が、情報成果物の二次利用について、中小受託事業者が知的財産権を有するにもかかわらず、収益を配分しなかったり、収益の配分割合を一方的に定めたり、利用を制限するなどして中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。さらに、製造委託においても、発注時に中小受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

● **システム利用料等の徴収**

委託事業者が中小受託事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等委託事業者が負担すべき費用を中小受託事業者に負担させることは本法違反となるおそれがあるが、中小受託事業者の当該電磁的記録の利用状況に応じて追加的に発生する費用について、中小受託事業者が得る利益の範囲内で中小受託事業者に負担を求めることはこの限りではない。

● **無償での技術指導、試作品の製造等**

委託事業者が中小受託事業者に対し、無償での技術指導や試作品の製造等を行わせることにより中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

● **型等の保管**

委託事業者が、部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払

わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様である。

委託事業者は、中小受託事業者に部品等の発注を長期間行わない等の事情がある型等を保管させる場合には、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかも含めて中小受託事業者と協議の上、保管期間（型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう。）中に発生した保管費用を支払わなければならない。なお、型等の稼働状況を常に把握することが委託事業者及び中小受託事業者にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容される。

● **運送の役務以外の役務の提供**

運送の役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務を提供することをあらかじめ合意していた場合や、中小受託事業者に運送の役務以外の役務を有償で提供させる場合であっても、そのような運送の役務以外の役務を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでないとき（例：附帯業務等の内容及びその対価があらかじめ明確になっていないとき）や、当該役務を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならないとき（例：附帯業務等の対価として支払われた手数料が当該附帯業務等に通常必要な費用を上回るものでなかったとき）は、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとして本法上問題となる。

他方で、運送の役務提供委託又は特定運送委託を受けた中小受託事業者にとって運送の役務以外の役務を提供することが直接の利益になるものとして自由な意思により提供する場合には、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとはいえず、当該役務を提供させても本法上問題とならない。そのため、運送の役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者は、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務も提供させる場合には、本法違反を未然に防止するため、その内容及びその対価等の条件（※中小受託事業者にとって当該役務の提供により実際に生じる利益が不利益を上回るものでなければならない。）についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

【不当な経済上の利益の提供要請の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q119：　部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等の保管費用を支払わず、当該型等を保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するとのことだが、どのような場合が「その発注を長期間行わない等の事情」に該当するか。

Ａ：　「その発注を長期間行わない等の事情」については、個別事案ごとに異なるものであるが、例えば、以下のような場合が挙げられる。

①　部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を１年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に

当該金型等を無償で保管させていた場合

② 中小受託事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

中小受託事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた場合

③ 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について今後１年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた場合

④ 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該木型等を無償で保管させていた場合

Q120： 金型の納品に当たり、製造の過程で中小受託事業者が作成した金型の図面を無償で提供させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A： 金型の製造委託を行った際に、４条明示した給付の内容に金型の図面が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を納品するよう要請することは不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

金型と併せてその図面を提供させたいという場合には、別途対価を支払って買い取るか、又はあらかじめ発注内容には金型の図面を含むことを明らかにし、当該図面を含んだ対価を中小受託事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

Q121： あらかじめ知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることを通知し、情報成果物に係る知的財産権の譲渡対価・許諾対価が含まれるような代金の額を見積ってもらい、中小受託事業者の見積額で発注する場合には、不当な経済上の利益の提供要請又は買いたたきには該当しないと考えてよいか。

A： 該当しない。ただし、この場合、４条明示するべき「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。

Q122： デザインの作成委託において、当初の発注内容は中小受託事業者に複数のデザインを提出させ、その中から１つを採用し委託事業者に知的財産権を譲渡させるというものであったが、納品後、採用デザインだけではなく不採用デザインの知的財産権も譲渡させることは問題ないか。

A： 当初の発注内容にない不採用デザインの譲渡を中小受託事業者に無償で要求することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。この場合、委託事業者と中小受託事業者は双方よく話し合いの上、不採用デザインの知的財産権に係る譲渡対価を決定する必要がある。

Q123： 年末セールの販売活動の手伝いとして、中小受託事業者から無償で人員を派遣してもらうことを考えている。当該セールでは中小受託事業者の製品も販売するため、中小受託事業者にとっても利益があるものと考えるが問題ないか。

A： 中小受託事業者の金銭・労働力の提供と中小受託事業者の利益との関係を明確にしないで提供を

要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。また、中小受託事業者が、金銭・労働力の提供をすることが直接の利益になるものとして、自由な意思により提供するものでなければ、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。よって、例えば、中小受託事業者が本件セールに手伝いとして人員を派遣することでどれだけの利益が見込めるかについて、合理的根拠を示して明らかにし、それが派遣することによって発生する不利益を上回ることを明確に示して、中小受託事業者の同意を得て人員を派遣させれば、不当な経済上の利益の提供要請には該当しないが、そうでなければ本法違反のおそれがある。

Q124：　運送の役務提供委託又は特定運送委託について、中小受託事業者に対し、運送の役務以外の役務である従業員の派遣、関税・消費税の立替えなどについてあらかじめ合意の上有償で提供させる場合に、留意すべき点は何か。

A：　中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務を提供することをあらかじめ合意していた場合や、中小受託事業者に運送の役務以外の役務を有償で提供させる場合であっても、そのような運送の役務以外の役務を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでないときや、当該役務を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならないときは、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとして本法上問題となる。そのため、運送の役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者は、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務も提供させる場合には、本法違反を未然に防止するため、その内容及びその対価等の条件（※中小受託事業者にとって当該役務の提供により実際に生じる利益が不利益を上回るものでなければならない。）についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

①　協賛金等の提供要請

a　委託事業者Ａ社は、食料品の製造を委託している中小受託事業者に対して年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、Ａ社の指定した銀行口座に振込みを行わせた。

b　委託事業者Ｂ社は、繊維製品の製造を委託している中小受託事業者に対し、購買担当者を通じて自社が発行する製品カタログ製作のための協賛金を提供させた。

c　委託事業者Ｃ社は、自動車の修理を委託している中小受託事業者に対し、自社の催事に対する協賛金の提供を要請し、協賛金を提供させた。

d　委託事業者Ｄ社は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、中小受託事業者に対し、センターフィー協力費として、代金の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。

②　景品の提供要請

委託事業者Ｅ社（協同組合）は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自組合が行う催事の抽選会において景品として使用するため、中小受託事業者に対し、無償で商品を提供させた。

③　返品時における送料の負担要請

委託事業者Ｆ社は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、販売期間終了後、中小受託事業者が納品した衣料品等の在庫商品の返品を行うに当たり、中小受託事業者に対し、返品に係る送料

を負担させた。（この場合、販売期間終了後の在庫商品の返品についても本法に違反する。）

④　展示用商品の提供要請

委託事業者Ｇ社は、インテリア製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、中小受託事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。

⑤　サンプルの提供要請

委託事業者Ｈ社は、キャラクター商品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対し、納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させた。

⑥　設計図等の無償譲渡要請

ａ　委託事業者Ｉ社は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を対価を支払わず、提出させた。

ｂ　委託事業者Ｊ社は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型設計図面等を無償で譲渡させた。

⑦　型・治具の無償保管要請

ａ　委託事業者Ｋ社は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該中小受託事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

ｂ　委託事業者Ｌ社は、自動車用部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

ｃ　委託事業者Ｍ社は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に無償で金型・治具を保管させた。

⑧　受領拒否に伴う商品の無償保管要請

委託事業者Ｎ社は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法に違反する。）

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑨　協賛金の提供要請

鉄道業を営む委託事業者Ｐ社は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を中小受託事業者に委託しているところ、広告宣伝のための費用を確保するため、中小受託事業者に対し、「協賛金」として、一定額を提供させた。

⑩　労務の提供要請

委託事業者Ｑ社は、ソフトウェアの作成を委託している中小受託事業者の従業員をＱ社の事業所に常駐させ、実際には当該中小受託事業者への発注とは無関係の事務を行わせた。

⑪　委託内容にない情報成果物の提供要請

委託事業者Ｒ社は、中小受託事業者にデザイン画の作成を委託し、中小受託事業者はＣＡＤシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

⑫　知的財産権の無償譲渡の要請

ａ　委託事業者Ｓ社は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

ｂ　委託事業者Ｔ社は、放送番組の制作を中小受託事業者に委託しているところ、完パケ又は一部完パケという形態で放送番組の制作を委託する場合、通常、中小受託事業者に知的財産権が発生するにもかかわらず、知的財産権を無償で譲渡させた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑬　従業員の派遣要請

大規模小売業者である委託事業者Ｕ社は、自らが貨物自動車運送事業を営み、顧客から商品の配送を請け負っているところ、荷物の配送を委託している中小受託事業者に対して、店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させた。

⑭　労務の提供要請

ａ　委託事業者Ｖ社は、貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

ｂ　委託事業者W社は、中小受託事業者に船舶の運航を委託しているところ、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又はW社の負担であるとされているにもかかわらず、その一部を手伝わせた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

⑮　従業員の派遣要請

委託事業者Ｘ社は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、Ｘ社の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。

⑯　労務の提供要請

委託事業者Ｙ社は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

⑰　関税・消費税の立替え要請

委託事業者Ｚ社は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

コ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第５条第２項第３号）

> 第５条第２項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。
>
> 三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

〔運用基準第４の８　198 ページ参照〕

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領前（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける前）にその内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付のやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

●　この規定が設けられたねらい

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、委託事業者が中小受託事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、中小受託事業者に当初委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより中小受託事業者の利益が損なわれるので、これを防止するためである。

●　「中小受託事業者の給付の内容を変更させること」と「受領後に給付をやり直させること」

「中小受託事業者の給付の内容を変更させること」とは、委託事業者が給付の受領前に、４条明示されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせることである。発注を取り消すこと（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。

また、「受領後に給付をやり直させること」とは、委託事業者が給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

●　中小受託事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は中小受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは、中小受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。

ただし、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

●　中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、中小受託事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限られる。

(ｱ)　給付を受領する前に、中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(ｲ)　給付を受領する前に中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が４条明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合

(ｳ)　中小受託事業者の給付の受領後、中小受託事業者の給付の内容が４条明示された委託内容と異なること等があるため、やり直しをさせる場合

● 「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当する場合

以下の場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められない。

(ｱ)　中小受託事業者の給付の受領前に、中小受託事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず委託事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、中小受託事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

(ｲ)　取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

(ｳ)　検査基準を恣意的に厳しくして委託内容と異なること等があるとする場合

(ｴ)　委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付について、受領後１年を経過した場合

ただし、委託事業者の保証期間が１年を超える場合において、委託事業者と中小受託事業者がそれに応じた保証期間を定めている場合は除く。

(注)　通常の検査で直ちに発見できる不適合の場合、発見次第速やかにやり直しをさせる必要があることはいうまでもない。

● 放送番組等の情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、中小受託事業者が作成した情報成果物が委託事業者の当初委託した内容を満たしているかどうかは、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を正確に４条明示することが不可能な場合がある。このような場合において、委託事業者が、給付の受領の前後を問わず、４条明示された内容上は必ずしも明確ではないが中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し等をさせることは、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、本法違反とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、本法違反となる。

なお、この場合においても、前記「●「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当する場合」の(ｱ)から(ｴ)に該当する場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること等があることを理由としてやり直し等を要請することは認められない。

● ４条明示と取引記録の保存

取引の過程で、４条明示されている給付の内容を変更し又は明確化した場合には、委託事業者は、委託内容が明確でないことに起因する本法違反を未然に防止するため、これらの内容を中小受託事業者に明示する必要があり、なおかつ、本法第７条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類等の一部として保存する必要がある。

また、情報成果物作成委託においては、事前に給付の内容を正確に４条明示することが不可能な場合に、４条明示された内容上は必ずしも明確ではないが中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容

と異なること等があるとし、やり直し等をさせた際には、委託事業者は、これらの内容を記載した書類等を作成し、保存する必要がある。

なお、当初委託した内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、改めて４条明示する必要がある。

（留意事項）労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第 90 号）

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法では、事業主は他の事業主との取引を行う場合において、発注の内容の頻繁な変更を行わないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならないとされている（87 ページ参照）。

【不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止についてのＱ＆Ａ】

Q125： 発注後に当初の発注数量を増加させることは給付内容の変更に当たるか、それとも新たな発注となるか。

Ａ： 発注後に当初の発注数量を増加させることは、給付内容の変更ではなく、増量分についての新たな発注をしたと認められる。したがって、改めて４条明示することが必要となる。

Q126： 中小受託事業者との契約に当たり３年の保証期間を契約しているが、当社の顧客に対する保証期間は１年である。この場合に、受領から３年後にやり直しを要求することは問題ないか。

Ａ： 顧客に対する保証期間が１年を超えない場合は、中小受託事業者の給付に委託内容と異なること等がある場合に委託事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後１年までである。保証期間について、中小受託事業者との間でそれ以上に長い契約を締結することは直ちに問題となるものではないが、契約の定めにかかわらず、１年を超えて費用の全額を負担することなくやり直しをさせることは本法違反となる。

Q127： 最終顧客への保証期間が５年であれば、受領から５年後にやり直しを要求することは問題ないか。

Ａ： 最終顧客への保証期間が５年であり、中小受託事業者との間でも事前に受領から５年の保証期間を定めているのであれば、その期間内に中小受託事業者の給付に直ちに発見できない不適合があることが判明した場合に、費用を負担せずにやり直しを要求しても不当なやり直しには該当しない。

Q128： 情報成果物作成委託においては、作成が遅延して中小受託事業者が納期を守らないことがある。この場合、発注内容を変更しなければ中小受託事業者が不利益を受けることがあり得るので、中小受託事業者との合意の上で給付内容を変更することは問題ないか。

Ａ： そのような場合であっても、中小受託事業者に実質的に損害が生じなければ、不当な給付内容の変更には該当しない。

Q129： 委託事業者は、放送番組の制作を委託するに当たり、給付を充足する条件を４条明示することが不可能なため、中小受託事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している。この場合においても、４条明示していない事項を充足させるためのやり直しについて、別途、その費用を負担せずにやり直しさせることは問題ないか。

Ａ：　当初から中小受託事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定の範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に４条明示されていない事項について無制限にやり直しをさせることができるものではないため、代金の額の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要がある。

Q130：委託事業者が発注を取り消す際には、中小受託事業者が当該給付の目的物を作成するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、中小受託事業者が当該給付の目的物の作成に必要な機器と人員を手配している場合に、中小受託事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないか。

Ａ：　結果として中小受託事業者が負担することとなった費用を委託事業者が全て負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

Q131：　受領した情報成果物に、中小受託事業者の責任による不適合等が発見され、やり直しが必要な場合にも、当初の受領日から 60 日以内に支払う必要があるか。

Ａ：　支払期日が到来する前に不適合等が発見され、やり直しをさせる場合は、当初の受領日から 60 日以内に代金を支払う必要はない。この場合、やり直し後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となる。

Q132：　長時間の荷待ち時間を発生させる行為は、不当な給付内容の変更に該当するか。

Ａ：　運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、貨物の荷積み、荷下ろし予定時刻等を変更させることにより、中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない長時間の待機が必要となった場合、委託事業者がその待ち時間について必要な費用を負担しないことにより中小受託事業者の利益を不当に害するときには、不当な給付内容の変更として本法上問題となる。

【違反行為事例】

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

①　販売不振を理由とした発注取消し

委託事業者Ａ社は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、中小受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

②　設計変更を理由とした発注内容の変更

委託事業者Ｂ社は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、中小受託事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

③　恣意的な検査基準の変更によるやり直し

委託事業者Ｃ社は、中小受託事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、中小受託事業者に無償でやり直しを求めた。

④　取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

a　委託事業者Ｄ社は、印刷・製本等を中小受託事業者に委託しているところ、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

b　委託事業者Ｅ社は、自動車の修理を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から修理の依頼を取り消されたため、それまでに中小受託事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消した。

c　委託事業者Ｆ社は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの発注内容が変更されたことを理由として、中小受託事業者に対し、やり直しをさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。

d　委託事業者Ｇ社は、食品用包装容器の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの要請により当初の発注から仕様を変更したため、その対応のために大幅に増加した人件費の負担を中小受託事業者から求められたことを理由に、その費用を負担せず、発注を取り消した。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

⑤　不明確な指示を原因としたやり直し

委託事業者Ｈ社は、中小受託事業者に対してソフトウェアの開発を委託したが、仕様についてはユーザーを交えた打合せ会で決めることとしていたところ、決められた内容については書面で確認することをせず、中小受託事業者から確認を求められても明確な指示を行わなかったため、中小受託事業者は自分の判断に基づいて作業を行い納入をしようとしたところ、決められた仕様と異なるとして中小受託事業者に対して無償でやり直しを求めた。

⑥　取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し

a　委託事業者Ｉ社は、既に一定の仕様を示して中小受託事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため中小受託事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しなかった。

b　委託事業者Ｊ社が、定期的に放送されるテレビＣＭの作成を中小受託事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビＣＭを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、Ｊ社は、中小受託事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビＣＭについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しなかった。

⑦　その他の発注内容の変更・やり直し

a　委託事業者Ｋ社は、中小受託事業者に対してデザインの作成を委託したところ、Ｋ社の担当者が人事異動により交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用をＫ社が負担しなかった。

b　委託事業者Ｌ社は、テレビ番組の制作を委託していた中小受託事業者に対して、いったんＬ社のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見たＬ社の役員の意見により、中小受託事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した中小受託事業者の費用を負担しなかった。

c　委託事業者Ｍ社は、アニメーションの動画の作成を中小受託事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、Ｍ社が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

d　委託事業者Ｎ社は、広告物の制作等を中小受託事業者に委託しているところ、販売予測の見込み違い

を理由に発注内容の変更を行ったが、中小受託事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担しなかった。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

⑧　不明確な指示を原因としたやり直し

委託事業者Ｏ社は、ダイレクトメールの封入等を委託するに当たり、中小受託事業者に十分な説明をしないまま作業を行わせ、後日、自社の都合で作業のやり直しをさせたにもかかわらず、変更に要した費用を負担しなかった。

⑨　取引先の都合を理由とした発注取消し

ａ　委託事業者Ｐ社は、貨物の運送を委託していた中小受託事業者に対して、発注元からの発注が取り消されたことを理由として発注を取り消したにもかかわらず、中小受託事業者が要した費用を負担しなかった。

ｂ　委託事業者Ｑ社は、貨物の運送等を委託していた中小受託事業者に対して、取引先からの発注内容の変更を理由として、中小受託事業者に対する発注内容を変更したが、中小受託事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担しなかった。

⑩　その他の発注内容の変更・取消し

ａ　委託事業者Ｒ社は、中小受託事業者に清掃を委託し、中小受託事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、Ｒ社が発注を取り消したにもかかわらず、中小受託事業者が要した費用を負担しなかった。

ｂ　委託事業者Ｓ社は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻にＳ社の物流センターに到着したものの、Ｓ社が貨物の積込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

（注）代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去１年間分を返還している。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

⑪　取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者Ｔ社は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が負担した費用を支払わなかった。

⑫　自社の都合を理由とした発注内容の変更

ａ　委託事業者Ｕ社は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

ｂ　委託事業者Ｖ社は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、自社の都合により貨物の到着日時を当初の予定より遅く変更し、中小受託事業者に対し長期にわたって商品を保管させたにもかかわらず、保管について必要な費用を負担しなかった。

サ　協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第５条第２項第４号）

第５条第２項　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

四　中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

〔運用基準第４の９　200 ページ参照〕

委託事業者は、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

● **この規定が設けられたねらい**

委託事業者が中小受託事業者との交渉力の差に乗じ、代金の額に関する協議に応じず又は対等な協議のために前提となる説明や情報提供を行わず、委託事業者が決定した額を押し付けることは、中小受託事業者の自由かつ自主的な判断が阻害されることとなり、それにより中小受託事業者の利益が損なわれるので、これを防止するためである。

● **中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合**

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引き下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

● **「中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」**

「中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。

なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められるような場合を含む。協議を希望する意図が客観的に認められるような場合としては、例えば、中小受託事業者が委託事業者に対し、従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合がこれに当たる。

● **「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」**

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示し

た内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

なお、中小受託事業者の求めた事項が代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、当該事項に応じなくとも、「必要な説明若しくは情報の提供をせず」とはいえない。

● 「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する場合

中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、次のような方法をとり、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合には、通常は、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定するものといえ、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する。なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。

(ｱ) 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと

(ｲ) 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること

(ｳ) 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること

(ｴ) 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること

● 受託事業者の利益を不当に害することとならない場合

多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、受託事業者の利益を不当に害するものであるとはいえない。

【協議に応じない一方的な代金決定の禁止についてのＱ＆Ａ】

Q133： 中小受託事業者からの代金の引上げの求めに対し、協議を行った結果、中小受託事業者から引上げを要請された額の全部又は一部を受け入れないことになったとしても問題ないか。

Ａ： 本号の該当性は、実質的な協議が行われているか否かにより判断され、中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定することは、協議に応じない一方的な代金決定として、本法違反となる。最終的な代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものであるが、中小受託事業者からの要請額を委託事業者が受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となる。

Q134：　中小受託事業者からの協議の求めに応じなくとも、コスト上昇分を踏まえて代金の額を定めれば、協議に応じない一方的な代金決定には該当しないと考えてよいか。

Ａ：　委託事業者が自ら妥当と判断するコスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、一方的に当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る代金の額を決定する場合には、通常、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉によって実現される利益が害されるといえ、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものに当たり、協議に応じない一方的な代金決定に該当するおそれがあることから、中小受託事業者と協議を行った上で、代金の額を決定する必要がある。

Q135：　入札・せり上げ等によって代金の額を決定する方式や、多数の類似取引を委託する委託事業者が代金の額を提示して中小受託事業者を募る方式の場合には、個別の協議を実施しなくとも問題ないか。

Ａ：　協議に応じず、又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合には、通常は、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定するものといえ、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する。

もっとも、入札・せり上げ等の方式における代金の額の決定に際し、以下の事情をいずれも満たす場合には、代金決定に係るプロセスの過程で、その額で取引を行うか否かに関し中小受託事業者が自由な意思に基づき判断していると認められるため、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」には該当しない。

① あらかじめ代金の額以外の主要な取引条件（給付の内容等）が確定していること
② 委託事業者が指名する者でない①の取引条件で取引し得る複数の受託候補者が、代金の額を提示することのできる仕組みが整えられていること
③ ②の受託候補者において、代金の額の決定方法に関する考え方その他取引を行うか否かを判断するために必要な情報を認識し得る状態にあること

また、多数の類似取引を委託する委託事業者が代金の額を提示して中小受託事業者を募る方式においても、上記の事情をいずれも満たす場合には（※②については「委託事業者が指名する者でない①の取引条件で取引し得る複数の受託候補者に対し、代金の額を提示する仕組みが整えられていること」）、通常は「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」には該当しない。

ただし、例えば、委託事業者が中小受託事業者に対し、自ら提示する代金の額での受注を見送る場合には取引を減らしたり、打ち切ったりすることを示唆した上で、これを代金の額と定めるような場合など、中小受託事業者が、取引を行うか否かに関し、自由な意思に基づき判断することを通じ、自ら代金の額を決定しているとはいえないときには、本法上問題となる。

Q136：　中小受託事業者からの代金の額に関する協議の求めの有無や、その協議経過について、委託事業者と中小受託事業者との間の認識に齟齬を生じないようにするためにはどうするべきか。

A：　中小受託事業者は、委託事業者に協議を求める際には、当事者間の認識に齟齬を生じることのないよう、書面、電子メール等の形に残る方法で行い、その記録を作成・保存しておくことが望ましい。

また、委託事業者においても、中小受託事業者から求められた事項について必要な説明若しくは情報の提供をする際には、協議経過を議事録に残すなど、記録化しておくことが望ましい。

【想定される違反行為事例】

①　拒否等により委託事業者が協議に応じない例

委託事業者Ａ社は、中小受託事業者から、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求められたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価を適用した。

②　詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

委託事業者Ｂ社は、中小受託事業者からコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求められたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を代金の額と定めた。

③　中小委託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

ａ　委託事業者Ｃ社は、中小受託事業者からコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求められたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた。

ｂ　委託事業者Ｄ社は、中小受託事業者に原価低減要請を行い、当該中小受託事業者よりその理由に関する説明を求められたのに対し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引き下げた額を代金の額と定めた。

(6) 立入検査・指導及び助言・勧告・罰則等（第８条～第 14 条）

ア 報告・立入検査

(ｱ) 公正取引委員会

公正取引委員会は、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(ｲ) 中小企業庁

中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(ｳ) 製造委託等に関する取引に係る事業の所管官庁

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣（例:運送･･･国土交通省、テレビ放送･･･総務省）も、中小企業庁の調査に協力するため、所管事業を営む委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

（注） 公正取引委員会と中小企業庁では、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして違反行為の発見に努めてきている。

〔令和６年度定期調査状況〕

親事業者調査 145,000 名（公正取引委員会 90,000 名、中小企業庁 55,000 名）

下請事業者調査 570,000 名（公正取引委員会 330,000 名、中小企業庁 240,000 名）

イ 指導及び助言・勧告等

(ｱ) 指導及び助言等

公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

また、公正取引委員会、中小企業庁及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報で、製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

なお、公正取引委員会は、必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(ｲ) 勧告等

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。勧告した場合は原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁長官は、違反委託事業者に対して、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

委託事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがある。

なお、委託事業者の自発的な改善措置が、中小受託事業者の受けた不利益を早期に回復させることに役立つことから、公正取引委員会又は中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、委託事業者か

ら当該違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、一定の事由が認められた場合には、勧告（公正取引委員会）又は措置請求（中小企業庁）を行わないこととしている（209・210 ページ、資料９・10 参照）。

ウ　罰則

罰則は両罰規定であり、以下のような場合は、代表者・行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50 万円以下の罰金）。

(ｱ)　発注内容等の明示義務違反

※　電磁的方法により明示した場合においても、中小受託事業者から書面の交付の求めがあれば、遅滞なく書面を交付しなければならない。

(ｲ)　書類等の作成・保存義務違反

(ｳ)　報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告

(ｴ)　立入検査の拒否、妨害、忌避

Q137：　委託事業者が、本法第５条の委託事業者の禁止行為に違反すると、どのような勧告が行われるのか。

A：　委託事業者が本法第５条に規定する禁止行為を行っている場合は、本法第 10 条に基づいて以下のような勧告が行われる（過去の勧告事例を参考に記載しているが、具体的な勧告内容は、個別事件ごとに検討される。）。

1　違反行為の取りやめ及び原状回復措置

○　受領拒否を行っている場合（第５条第１項第１号）

委託事業者は、中小受託事業者から、いまだ受領していない給付を速やかに受領すること。

○　代金の支払遅延を行っている場合（第５条第１項第２号）

委託事業者は、中小受託事業者に対し、代金及び本法第６条の規定による遅延利息を支払うこと。

○　代金の減額を行っていた場合（第５条第１項第３号）

委託事業者は、中小受託事業者に対し、代金の額から減じた額及び本法第６条の規定による遅延利息を支払うこと。

○　返品を行っていた場合（第５条第１項第４号）

委託事業者は、中小受託事業者に返品した物について、返品後引き取っていない物を再び引き取ること。

○　買いたたきを行っていた場合（第５条第１項第５号）

委託事業者は、中小受託事業者に対する代金の額について、中小受託事業者との間で協議を行い、中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低いものではない相当額まで、当該著しく低いものとした時期に遡って引き上げること。

○　購入利用強制を行っていた場合（第５条第１項第６号）

委託事業者は、要請に基づき中小受託事業者が購入した物を引き取り、又は中小受託事業者が当該物の購入若しくは当該役務の利用に要した金額を中小受託事業者に支払うこと。

○　有償支給原材料等の対価の早期決済を行っていた場合（第５条第２項第１号）

委託事業者は、中小受託事業者に対し、有償支給原材料の対価として代金の額から控除し、又は支払わせた金額を支払うこと。

○　不当な経済上の利益の提供要請を行っていた場合（第５条第２項第２号）

委託事業者は、中小受託事業者から提供させた金額を中小受託事業者に支払うこと。

２　取締役会等での決議

○　委託事業者は、中小受託事業者に対する行為が本法第５条の規定に違反するものであること及び今後、同様の行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること。

３　社内体制の整備

○　委託事業者は、今後、同様の行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

４　役員及び従業員への周知徹底

○　委託事業者は、前記１から３までに基づいて採った措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

５　中小受託事業者への通知

○　委託事業者は、前記１から４までに基づいて採った措置の内容を取引先中小受託事業者に通知すること。

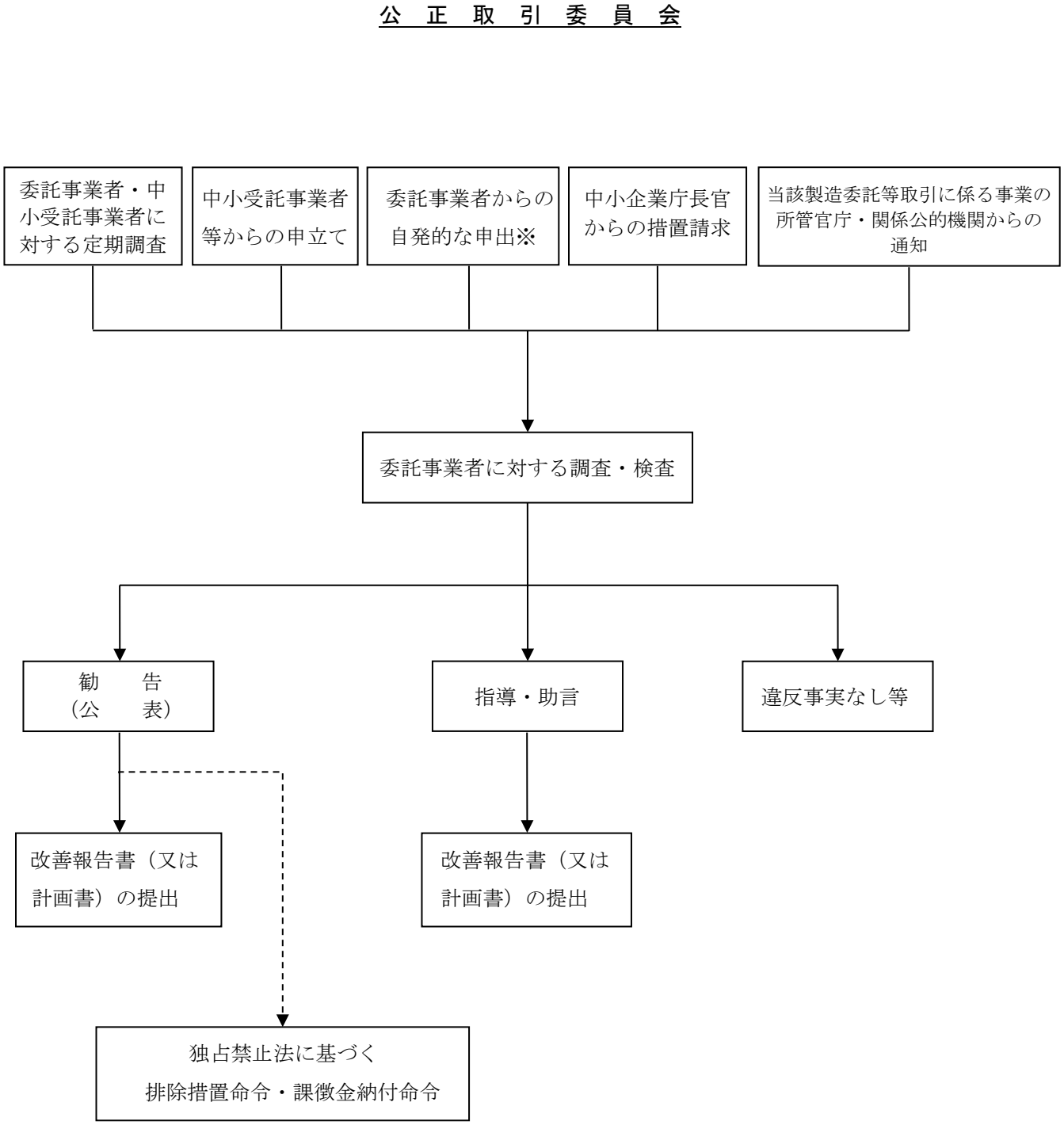
※　最近の勧告事例については公正取引委員会ホームページに掲載している。

（https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekikankoku/）

Q138：　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領した物品等を返品し、その代金を支払わなかった場合、どのような勧告がされるか。

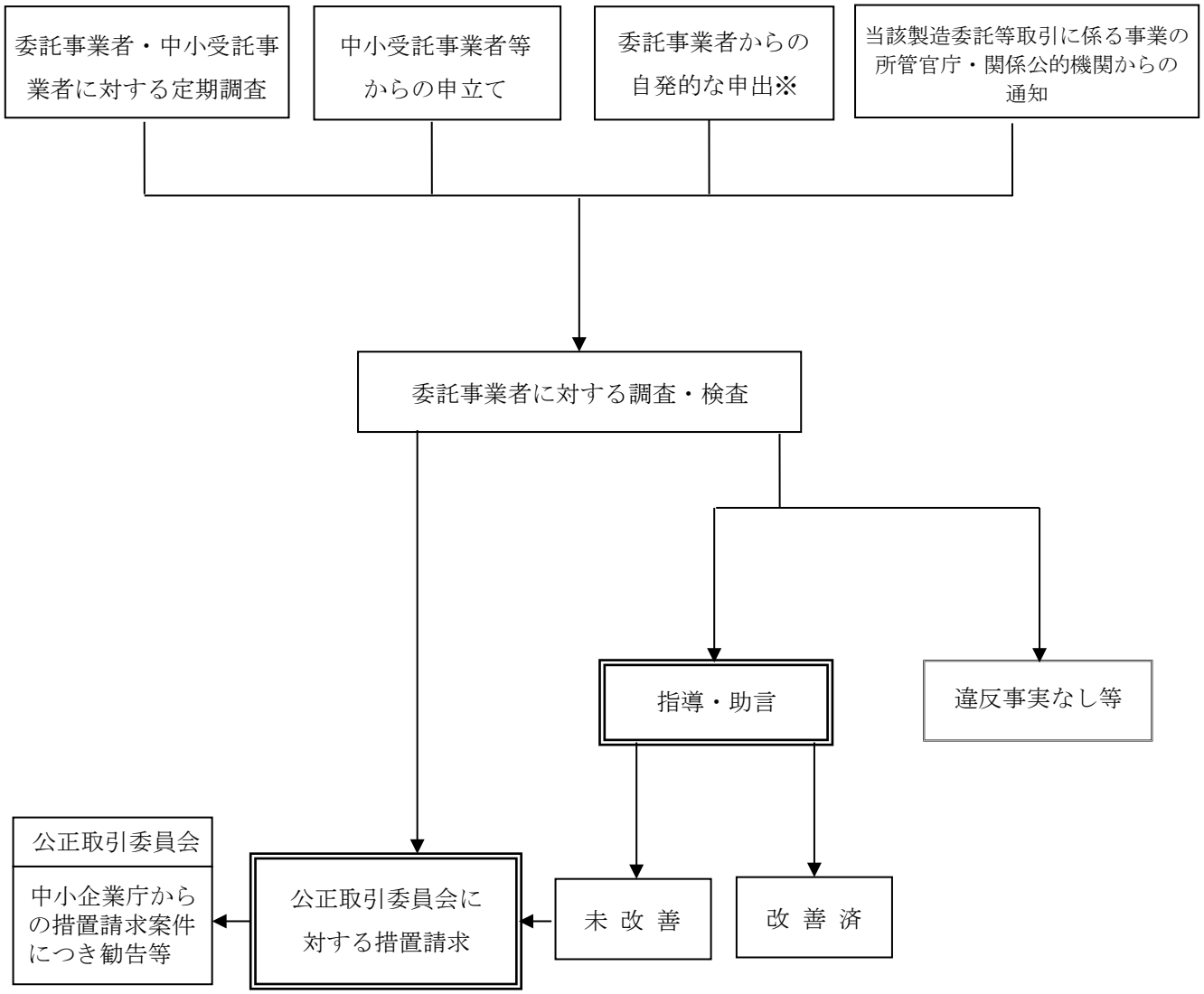
A：　速やかに中小受託事業者の給付に係る物を引き取るべきことのほか、状況に応じ、その代金若しくはその減じた額又は本法第６条の規定による遅延利息を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことが勧告されることとなる。

(7) 本法事件処理フローチャート



※ 「委託事業者からの自発的な申出」については、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる場合に、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱っている（209 ページ、資料９参照）。

中　小　企　業　庁



※　「委託事業者からの自発的な申出」については、中小企業庁が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる場合に、公正取引委員会に対する措置請求を行う必要はないものとして取り扱っている（210 ページ、資料 10 参照）。

２　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第４条に規定する明示に係る参考例

１　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第４条第１項の規定による明示（４条明示）には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第４条の明示に関する規則」（明示規則）に定める事項を全て４条明示しなければならないが、その様式には特に制約はないので、それぞれの委託事業者において、発注、納品、経理等の個々の受託取引の内容に即したものを作成することが可能である。また、委託事業者と中小受託事業者の間で取り交わされる契約書等の内容が、明示規則で定める明示事項を全て網羅している場合には、当該契約書等を交付する方法により４条明示とすることが可能であるので、別に書面又は電磁的記録を作成する必要はない。

２　一般に、４条明示に関し、

①　明示規則に定める全ての事項を１つの様式に含める場合

②　代金の額を算定方法により明示する場合

③　明示事項のうちその内容が定められないことについて正当な理由があり明示しない事項（未定事項）がある場合

④　明示事項のうち一定期間共通である事項（共通事項）をあらかじめ中小受託事業者に明示しておく場合

が考えられる。このそれぞれの場合について、４条明示の様式の参考例を作成したので、４条明示に当たり参考とされたい。

３　なお、４条明示に係る書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、当事者間（委託事業者と中小受託事業者との間）において請負契約等の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断することとなる。

参考例は、そのいずれも単に委託事業者から中小受託事業者に対して、一方的に取引条件等を通知するとともに、その作業を依頼するために作成される文書（いわゆる「発注書」）であって、契約の成立を証明する文書には該当しないことから、課税文書には該当しない。

（注）　これらの書面に請負契約等の課税事項が追加記載される場合には、課税文書となる場合があるので留意すること。例えば、中小受託事業者が署名又は押印の上返送する若しくは「承諾した」旨の記載をした上返送する場合には、依頼文書（発注書）に対して承諾文書（請書）を作成・交付したこととなることから、この場合の承諾文書（請書）が印紙税法上の課税文書となり、中小受託事業者が印紙税の納税義務者となる。

参考例（汎用）

（書式例１）汎用的な４条明示の例（明示規則で定める事項を１つの書式に含めた場合）

注　文　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等

納　期	納入場所	検査完了期日

数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払手段

〇　本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

注：１　発注する数量が１個の場合は、「数量」と「単価」欄は不要。

２　「製造委託等代金」については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額も明示することが望ましく、例えば以下のような記載方法がある。

①　本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。

②　本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を「製造委託等代金」として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税等込みの「製造委託等代金」を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

３　それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、以下のとおり。

『納　期』　注文品を受領する期日を具体的に記入する。社内作業の場合は、その作業を完了する期日を記入する。

『納入場所』　注文品を受領する場所を具体的に記入する。社内作業の場合は、その作業を行う場所を記入する。

（例）　ア．弊社本社〇〇課

イ．弊社〇〇工場〇〇係

ウ．〇〇市〇〇町〇〇　〇〇株式会社〇〇課（他社に納入させる場合）

『品名及び規格・仕様等』　注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する（仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する。）。

中小受託事業者の知的財産権を発注の内容に含み譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要がある。

（例）「当社の発注の作成過程において発生する貴社の○○権については、発注の内容に含み、当社が譲渡を受けるものとします。」

『検査完了期日』　いかなる締切制度を採っているかにかかわらず、検査を行う場合は必ず記入しなければならない。検査完了の年月日を記入する代わりに、「納品後○日」、「納品後○日以内」としても差し支えない。

『支払期日』　代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。

なお、「支払条件」として、以下のように「支払期日」と「支払手段」とを合わせて記入してもかまわない。

（例）　ア．毎月○日納品締切、翌月○日支払

イ．検収締切日毎月○日、支払日翌月○日

ウ．納品締切日毎月○日、現金支払日翌月○日

※「納品後○日以内」との記載は、支払期日が特定されないので認められない。

『支払手段』　代金の支払手段として一括決済方式を用いる場合には、①中小受託事業者がこの方式により「製造委託等代金」の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができる金融機関の名称、②当該貸付け又は支払を受けることができることとする額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）、③当該貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期（譲渡承諾時等）、④この方式により支払う代金の額に相当する額の金銭を委託事業者が金融機関に支払う期日（決済日）を記載する。

代金の支払手段として電子記録債権を用いる場合には、①委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合の当該電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）、②中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期（発生・譲渡記録時等）、③電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第１項第２号に規定する当該電子記録債権の支払期日）を記載する。

（例）　ア．全額現金払（口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。）

イ．①現金○％

②一括決済方式○％（金融機関名、現金化が可能となる日○年○月○日、金融機関との決済期日○年○月○日）

又は（金融機関名、現金化が可能となる日は納品締切日から起算して○日目、決済は納品締切日から起算して○日目）

ウ．①現金○％

②電子記録債権○％（現金化が可能となる日○年○月○日、満期日○年○月○日）

又は（現金化が可能となる日は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目）

エ．支払総額○万円未満全額現金

支払総額○万円以上のときは、①電子記録債権○％（現金化が可能となる日は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目））

②残額現金

（書式例２）汎用的な４条明示の例（算定方法による場合）

(1)　４条明示の例

注　文　書

令和○年○月○日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

品名及び規格・仕様等

納　期	納入場所	検査完了期日

支払期日	支払手段

○　本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

○　代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

（別添：作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例）

ﾊﾟﾀｰﾝ	内容等	単価
1	基本作業○○	円
2	ランクＡ技術者	１Ｈ　円
3	ランクＢ技術者	１Ｈ　円
4	ランクＣ技術者	１Ｈ　円

(2)　代金が確定した後に委託事業者が中小受託事業者に通知する例

支払代金通知書

令和○年○月○日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

○月分の＿＿＿＿代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。

内　　容	単　　価	数	代　　金

合　　計	
消費税等	
支 払 額	

（書式例３）汎用的な４条明示の例（未定事項がある場合）

(1)　当初の明示における４条明示の例

注　文　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等 品名「〇〇」 詳細仕様は未定（後日交付する「〇〇仕様書」による。）

納　期 未定	納入場所 弊社本社〇〇課	検査完了期日 納品後〇日

代金(円) 未定	支払期日 毎月〇日納品締切 翌月〇日支払	支払手段 全額現金払

- 未定事項の内容が定められない理由　　ユーザーの仕様が未確定
- 未定事項の内容を定めることとなる予定期日　令和〇年〇月〇日

注：　未定事項がある場合には、当初の明示には、未定事項の内容が定められない理由と未定事項の内容を定めることとなる具体的な予定期日を記載する必要がある（46 ページ、Q54 参照）。

(2)　補充の明示における４条明示の例

注　文　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等 「〇〇仕様書」のとおり

納　期 令和〇年〇月〇日	納入場所	検査完了期日

代金(円) 〇〇〇〇円	支払期日	支払手段

・　本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

・　本注文書は、令和〇年〇月〇日付け注文書の明示事項を補充するものです。

注：　補充の明示には、当初の明示との関連性を確認することができるようにする必要がある（関連付けについては、当初の明示をした日付でなくても、当初の明示と補充の明示の注文番号を同じとするなど、当初の明示の内容を補充する趣旨であることが分かる記載があればよく、形式・内容は問わない。）。

（書式例４）汎用的な４条明示の例（共通事項がある場合）

(1)　４条明示の例

注　文　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等

納　期	納入場所

数量(単位)	単価(円)	代金(円)

・　本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

・　支払期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。

注：　「支払方法等について」の書面又は電磁的記録（契約書、規定等これと同性格のものを含む。以下同じ。）を交付又は電磁的方法による提供により明示するときは、個々の４条明示の際に、その他の取引条件については当該書面又は電磁的記録による旨を明記して、発注の都度の４条明示と共通事項の明示との関連性を明らかにする必要がある。

(例)　　ア．支払条件等は〇年〇月〇日付け「支払方法等について」による。

　　イ．支払条件等は〇年〇月〇日交付の当社支払規定による。

(悪い例)ア．支払条件等は別途通知のとおり。【通常、別途通知形式の書面又は電磁的記録がいくつもあり、不明確である。】

　　イ．その他当社規定による。【何の規定か不明確である。】

(2)　共通事項の明示の例

令和○年○月○日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1　支払制度　　毎月○日納品締切　翌月○日払

2　支払手段　　支払総額○円未満現金

〃　○円以上
- ①現金○％
- ②一括決済方式○％
 （金融機関名、現金化が可能となる日は納品締切日から起算して○日目、決済は納品締切日から起算して○日目）
- ③電子記録債権○％
 （現金化が可能となる日は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目）

なお、現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料については、当社が負担するものとします。

3　検査完了期日　　納品後○日

4　実施期間　　令和○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間

注：1　「支払方法等について」の内容に変更があった場合、当該変更部分のみ通知するのではなく、全体を通知し直す必要がある。

2　なお、委託事業者から「支払方法等について」の承諾の通知を求められた場合、中小受託事業者がその通知を文書で行うこととすると、その承諾書が印紙税課税文書となる。

3　代金を金融機関への口座振込により支払う場合において、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には、書面又は電磁的記録で合意する必要があるため、その旨記入する（ただし、順延後の支払期日が受領日から 60 日を超える場合には、順延期間は２日以内に限られる。）。

4　代金を中小受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料は委託事業者が負担する必要がある。

（書式例５）製造委託の４条明示の例（規則で定める事項を１つの書式に含めた場合）

注　文　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

注番	注文年月日	納期	納入場所

品名・規格			数量(単位)	単価(円)	金額(円)
原材料 支給なし 有償 無償	有償支給原材料の品名	原材料引渡日	数量(単位)	単価(円)	金額(円)

検査完了期日	支払期日	支払手段	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法

〇　本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

注：　「有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法」欄には、有償支給原材料代金の決済期日及びその方法を記入する。決済制度を記入しても差し支えない。

（例）　ア．決済期日及び決済方法

支給原材料のうち、製品として納入された分について、その代金の支払期日に控除

イ．納品分の代金支払時にその使用原材料分を控除

（悪い例）　毎月〇日買掛金と相殺【有償支給原材料の締切日があいまいである。】

※　その他については、汎用的な４条明示の例（書式例１）の注に同じ。

（書式例６）製造委託の４条明示の例（有償支給原材料に係る明示事項を別の書面に記載する場合）

(1)　４条明示（有償支給原材料の品名等に係る記載を除く。）の例

①　発注内容ごとに単価と消費税等額分を分けてそれぞれの額を記載する場合

注　文　書

令和　　年　　月　　日

注文番号＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

整理番号	品名及び規格	数量(単位)	納　　期	単価(円)	消費税等額(円)	金額(消費税等込み)(円)

合　　計(消費税等込み)		
購買条件	納入場所 検査完了期日 支払期日 支払手段 有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法　※	
	原 材 料	~~支給なし~~　有償　~~無償~~

※　有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

・　消費税等額は、法定税率による消費税額と地方消費税額を合わせたものです。

②　発注内容ごとに消費税等抜き単価を記載し、４条明示ごとに消費税等額を記載する場合

注　文　書

令和　　年　　月　　日

注文番号＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

整理番号	品名及び規格	数量(単位)	納　　期	単　価(円)	金　額(円)

合　　計(消費税等抜き)		
消費税等額		
支　払　額		
購買条件	納入場所 検査完了期日 支払期日 支払手段 有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法　※	
	原 材 料	~~支給なし~~　有償　~~無償~~

※　有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

・　消費税等額は、法定税率による消費税額と地方消費税額を合わせたものです。

③　４条明示に、消費税等抜き単価を記載し、支払期日には、消費税等額分を加算して支払う旨を記載する場合

注　文　書

令和　　年　　月　　日

注文番号＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

整理番号	品名及び規格	数　量(単位)	納　　期	単　価(円)	金　額(円)
			合　　計(消費税等抜き)		

※　有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

・　本注文書の金額は消費税・地方消費税抜きの金額です。
　支払期日には、法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

購買条件		
	納入場所	
	検査完了期日	
	支払期日	
	支払手段	
	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法	※
	原 材 料	~~支給なし~~　有償　~~無償~~

(2)　４条明示（有償支給原材料の品名等に係る記載に限る。）の例

有償支給原材料明細書

令和　　年　　月　　日　No. ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿御中

○○○株式会社

原材料引渡日　　令和　　年　　月　　日

注　番	品名及び規格	数　量(単位)	単　価(円)	金　額(円)

・　本明細書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。決済期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。

・　本明細書は、令和○年○月○日付け注文書に記載すべき事項のうち、有償支給原材料の品名等に係る事項を別紙として記載したものです。

（書式例７）役務提供委託の４条明示の例（規則で定める事項を１つの書式に含めた場合）

作　業　依　頼　書

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

注文年月日	委託内容	委託期間(日)

場所	代金(円)	検査完了期日	支払期日	支払手段

○　本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

注：１　代金については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額も明示することが望ましく、例えば以下のような記載方法がある。

①　本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。

②　本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を代金として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税等込みの代金を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

２　それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、以下のとおり。

『委託期間(日)』　役務を提供する期間(日)を具体的に記入する。

（例）　○月○○日～○月○○日

『場所』　役務を提供する場所を具体的に記入する。

（例）　ア．ビルメンテナンスの委託の場合…㈱○○本社ビル

イ．イベントの委託の場合…日比谷公会堂

ウ．情報処理サービスの委託の場合…弊社本社○○課

なお、委託内容に委託場所が記されている場合には、委託場所の記載は不要である。

（例）　運送の委託の場合…

委託内容：貨物積込先　○○㈱（○○区○○町所在）→取卸先　△△㈱（△△市△△町所在）

また、委託内容から場所の特定が不可能な委託内容の場合には、場所の記載は要しない。

（例）　委託内容：○○商品のサポートサービス業務（場所が記載できない。）

『委託内容』　委託内容が十分に理解できるように記入する（仕様書等の別に詳細に内容を記した書面を交付し又は電磁的方法により提供している場合は、そのことを付記する。）。

『検査完了期日』　いかなる締切制度を採っているかにかかわらず、検査を行う場合は必ず記入しなければならない。検査完了の年月日を記入する代わりに、「提供後○日」、「提供後○日以内」としても差し支えない。

『支払期日』　代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。

なお、「支払条件」として、以下のように「支払期日」と「支払手段」とを合わせて記入してもかまわない。

（例）　ア．毎月○日締切、翌月○日支払

イ．締切日毎月○日、現金支払日翌月○日

※「提供後○日以内」との記載は、支払期日が特定されないので認められない。

『支払手段』　代金の支払手段として一括決済方式を用いる場合には、①中小受託事業者がこの方式により「製造委託等代金」の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができる金融機関の名称、②当該貸付け又は支払を受けることができることとする額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）、③当該貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期（譲渡承諾時等）及びその期間の始期、④この方式により支払う代金の額に相当する額の金銭を委託事業者が金融機関に支払う期日（決済日）を記載する。

代金の支払手段として電子記録債権を用いる場合には、①委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合の当該電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）、②中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期（発生・譲渡記録時等）、③電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第１項第２号に規定する当該電子記録債権の支払期日）を記載する。

（例）　ア．全額現金払（口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。）

イ．①現金○％

②一括決済方式○％（金融機関名、譲渡承諾日（現金化が可能となる日）○年○月○日、金融機関との決済期日○年○月○日）

又は（金融機関名、譲渡承諾は納品締切日から起算して○日目、決済は納品締切日から起算して○日目）

ウ．①現金○％

②電子記録債権○％（電子記録債権の発生・譲渡記録日（現金化が可能となる日）○年○月○日、満期日○年○月○日）

又は（電子記録債権の発生・譲渡記録は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目）

エ．支払総額○万円未満全額現金

支払総額○万円以上のときは、①電子記録債権○％（電子記録債権の発生・譲渡記録は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目））

②残額現金

（書式例８）一定期間の連続的な役務提供委託における４条明示の例（算定方法による場合）

(1)　４条明示の例

作　業　依　頼　書

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

注文年月日	委託内容・場所 （別添のとおり）	委託期間

検査完了期日	支払期日	支払手段

○　本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。

○　代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、提供に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

注：　代金の支払が月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われる場合には、その旨を記載する必要がある（「支払期日」欄に「毎月○日締切、翌月（翌々月）○日支払」と記載することで可）。

※　その他については、役務提供委託の４条明示の例（書式例７）の注に同じ。

別　添

（作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例）

ﾊﾟﾀｰﾝ	作業内容等	場所	単価
1	○○作業	弊社本社○○課	１Ｈ　　円
2	△△作業（ランクＡ）	弊社○○事務所	１Ｈ　　円
3	△△作業（ランクＢ）	同　上	１Ｈ　　円
4	△△作業（ランクＣ）	同　上	１Ｈ　　円

（運送委託における単価表の記載例）

ﾊﾟﾀｰﾝ	運送区間等	車種	運送料	備考
1	集荷配達業務（○○エリア内）	２トン	１日　　円	８Ｈ以上の業務は１Ｈ当たり○○円割増
2	東京～大阪間輸送業務（往復）	10 トン	１運行　　円	
3	東京～静岡～浜松間輸送（片道）	10 トン	１運行　　円	

(2)　代金が確定した後に委託事業者が中小受託事業者に通知する例

支払代金通知書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

〇月分の＿＿＿＿代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。

内　　容	単　　価	数	代　　金

合　　計	
消費税等	
支 払 額	

（書式例９）一定期間の連続的な役務提供委託の４条明示の例（更に共通事項がある場合）

(1)　４条明示の例

作　業　依　頼　書

令和〇年〇月〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

〇〇〇株式会社

委託内容	場所	委託期間(日)

〇　本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。

〇　支払代金・期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。

注：　「支払方法等について」の書面又は電磁的記録（契約書、規定等これと同性格のものを含む。以下同じ。）を交付又は電磁的方法による提供により明示するときは、個々の４条明示の際に、その他の取引条件については当該書面又は電磁的記録による旨を明記して、発注の都度の４条明示と共通事項の明示との関連性を明らかにする必要がある。

（例）　ア．支払条件等は〇年〇月〇日付け「支払方法等について」による。

イ．支払条件等は〇年〇月〇日交付の当社支払規定による。

（悪い例）ア．支払条件等は別途通知のとおり。【通常、別途通知形式の書面又は電磁的記録がいくつもあり、不明確である。】

イ．その他当社規定による。【何の規定か不明確である。】

(2)　共通事項の明示の例

令和○年○月○日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

○○○株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1　支払制度　　毎月○日締切　翌月○日払

2　支払手段　　支払総額○円未満現金

〃　○円以上
- ①現金○％
- ②一括決済方式○％
 （金融機関名、現金化が可能となる日は納品締切日から起算して○日目、決済は納品締切日から起算して○日目）
- ③電子記録債権○％
 （現金化が可能となる日は検収締切日から起算して○日目、満期は検収締切日から起算して○日目）

なお、現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料については、当社が負担するものとします。

3　支払代金　　下記に基づき算定された金額に、提供に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

ﾊﾟﾀｰﾝ	処理内容等	場所	単価
1	○○作業	弊社本社○○課	１Ｈ　　円
2	△△作業（ランクＡ）	弊社○○事務所	１Ｈ　　円
3	△△作業（ランクＢ）	同　上	１Ｈ　　円
4	△△作業（ランクＣ）	同　上	１Ｈ　　円

4　検査完了期日　　提供後○日

5　実施期間　　令和○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間

注：1　「支払方法等について」の内容に変更があった場合、当該変更部分のみ通知するのではなく、全体を通知し直す必要がある。

2　なお、委託事業者から「支払方法等について」の承諾の通知を求められた場合、中小受託事業者がその通知を文書で行うこととすると、その承諾書が印紙税課税文書となる。

3　代金を金融機関への口座振込により支払う場合において、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には、あらかじめ書面により合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）する必要があるため、その旨記入する（ただし、順延後の支払期日が受領日から 60 日を超える場合には、順延期間は２日以内に限られる。）。

4　代金を中小受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料は委託事業者が負担する必要がある。

３　電磁的方法による発注・取引記録の保存

(1)　費用負担

ア　電磁的方法による４条明示に係るシステム開発費等

委託事業者が中小受託事業者に対し電磁的方法により４条明示をするに当たって、システム開発費等委託事業者が負担すべき費用を中小受託事業者に負担させることは、本法第５条第２項第２号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）又は独占禁止法第 19 条（同法第２条第９項第５号　優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。ただし、中小受託事業者の利用に応じて追加的に発生する費用については、中小受託事業者が得る利益の範囲内での負担を求めることはこの限りでない。「中小受託事業者の利用に応じて追加的に発生する費用」とは、例えば、委託事業者が電子受発注（情報通信の技術を利用した受注及び発注）に利用しているシステムにおいて、中小受託事業者に対して、統計情報、商品の需要予測等の情報も提供できる仕組みとなっている場合、中小受託事業者が、このような情報を利用することによって発生する費用等が該当する。

イ　電子情報機器等の購入等

中小受託事業者が電磁的方法による４条明示を受けるために必要な通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入することやインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けることがある。このような場合において、委託事業者が中小受託事業者に対して、電磁的方法による４条明示をすること自体は、直ちに、本法又は独占禁止法上問題となるものではないが、例えば、次のような場合には、本法第５条第１項第６号（購入・利用強制の禁止）又は独占禁止法第 19 条（同法第２条第９項第５号優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。

○　正当な理由がないのに、自己の指定する通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入させ、又は自己の指定するインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けさせること。

○　委託事業者が提供するシステムの一部の機能しか中小受託事業者が利用しないにもかかわらず、そのほとんどの機能を利用することを前提とした費用の負担を求めること。

ウ　通信費用等の負担

電磁的方法による４条明示に伴う通信費用を代金から減額するなどして中小受託事業者に負担させることは、本法第５条第１項第３号（減額の禁止）又は独占禁止法第 19 条（同法第２条第９項第５号　優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。ただし、中小受託事業者が委託事業者から４条明示を受けるために要する通信費用について、あらかじめ中小受託事業者の承諾を受けたときは、この限りではない。

(2)　電磁的方法による４条明示をすることができないときの措置

委託事業者がシステムの故障等により電磁的方法による４条明示をすることができない場合であっても、委託事業者は、発注時点で直ちに当該中小受託事業者に対して明示事項を記載した書面を交付する方法によって４条明示をする必要がある。また、発注時点で直ちに４条明示をしなかった場合において、中小受託事業者が発注時点の納期までに納品できないこと等を理由に、受領を拒否したり、代金の額を減じることは、本法第５条第１項第１号（受領拒否の禁止）及び第３号（減額の禁止）に違反する。

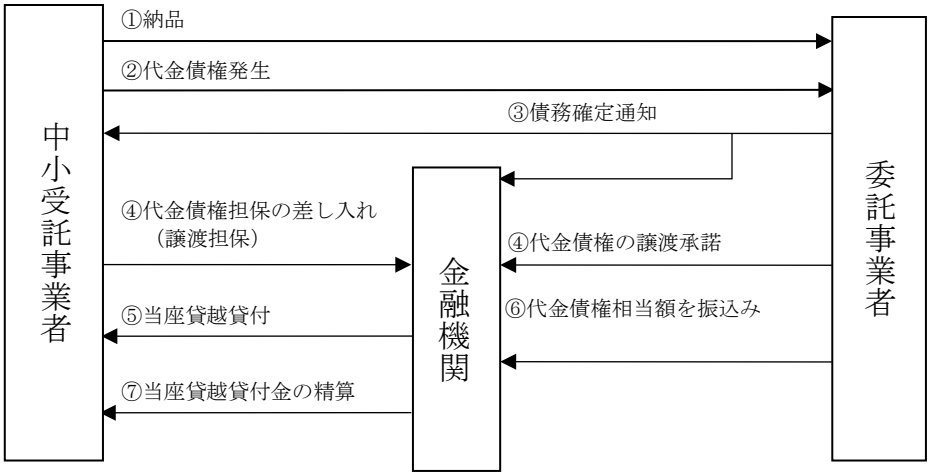
４　一括決済方式の概要

一括決済方式は、手形の発行量の増大に伴い手形発行・受取に係る業務量が委託事業者・中小受託事業者双方にとって大きな負担となってきたため、手形に代わる手段として考案されたものである。なお、本法では、支払手段として手形を用いることが禁止されており、一括決済方式を使用する場合についても、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないものを用いることは認められない。

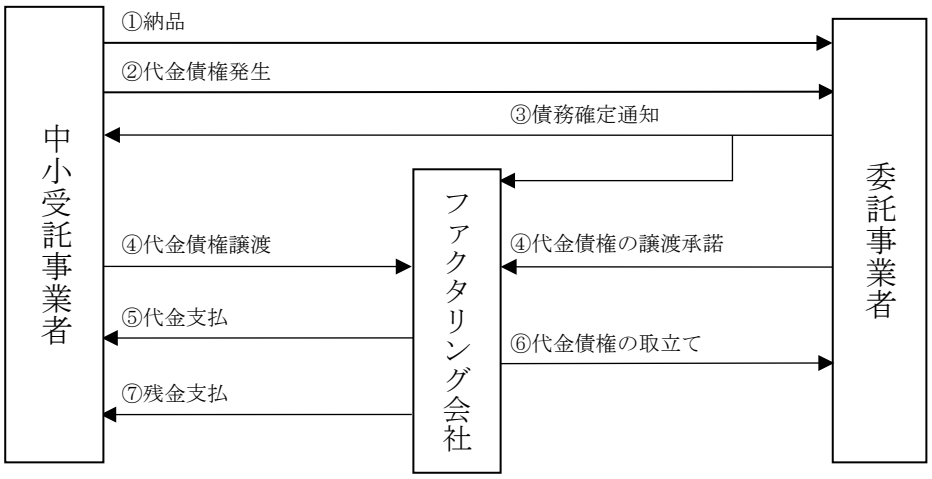
（注）一括決済方式とは、代金の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

債権譲渡担保方式、ファクタリング方式及び併存的債務引受方式の概要は、以下のとおりである。

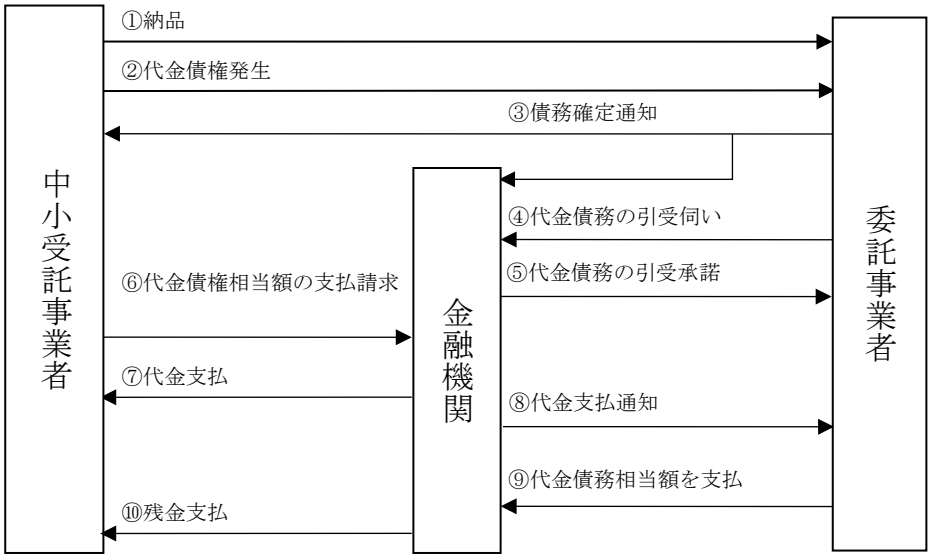
第１図　債権譲渡担保方式の概要



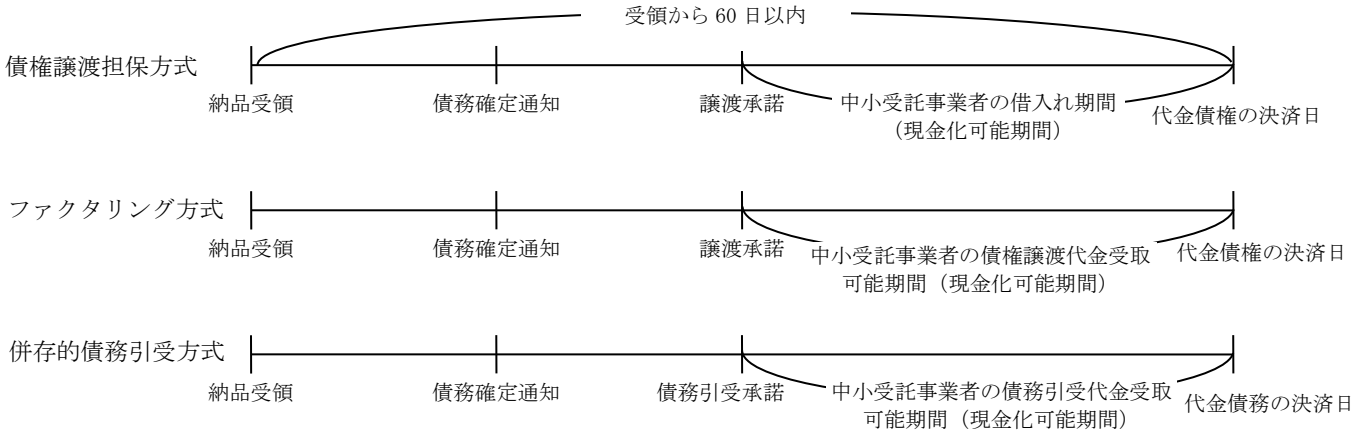
第２図　ファクタリング方式の概要



第３図　併存的債務引受方式の概要



第４図　一括決済方式



(1)　一括決済方式は、現金に準ずる支払手段として、代金の支払手段として認められ得る。一括決済方式により代金を支払う場合の本法第４条の明示事項及び本法第７条の記録事項を、現金払の場合と対比の上で整理すると、以下のとおりである。

（本法第４条の明示事項）

現金払の場合	一括決済方式の場合
代金の支払期日	代金の支払期日
代金の額	代金の額
―	中小受託事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額
―	中小受託事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期
―	代金債権又は代金債務の額に相当する額の金銭を委託事業者が金融機関に支払う期日（決済日）
―	中小受託事業者が貸付け又は支払を受けることができることとする金融機関の名称

（本法第７条の記録事項）

現金払の場合	一括決済方式の場合
代金の支払額	中小受託事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額
―	中小受託事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした期間の始期
代金の支払日	代金債権又は代金債務の額に相当する額の金銭を委託事業者が金融機関に支払った日（決済日）
―	その他貸付け又は支払に関する事項

(2)　一括決済方式を代金の支払手段として用いる場合には、中小受託事業者の利益を保護する観点から、以下の事項を遵守し、かつ、(ｳ)から(ｷ)までに掲げる事項については一括決済方式に関する契約において明確にするものとする。

(ｱ)　一括決済方式への加入は、中小受託事業者の自由な意思によることとし、

・加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。

・加入しない中小受託事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

(ｲ)　委託事業者、中小受託事業者及び金融機関（組合員に対する事業資金の貸付けを行なう中小企業等協同組合及び商工組合を含む。）の間の三者契約（金融機関が複数となる契約を含む。）によること。

(ｳ)　契約期間は１年以内とし、かつ、契約期間の中途においても相当の予告期間をおいて解約できるものとすること。なお、契約を自動更新とする場合には、当分の間、中小受託事業者に対して文書等により更新の意思の有無を確認すること。

(ｴ)　代金の支払期日以前に金融機関から一括決済方式により支払う代金の全額について中小受託事業者が貸付け又は支払を受けられるものとし、中小受託事業者が当該金銭の貸付け又は支払を受けられな

くなったときは、自らその全額を支払うこと。

(ｵ) 中小受託事業者が金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期は、委託事業者が代金債権の担保差し入れ若しくは譲渡を承諾する期日又は金融機関が代金債務を委託事業者と共に負うことを承諾する期日と一致するようにすること。

(ｶ) 一括決済方式のうち債権譲渡担保方式により代金の支払を行う場合には、中小受託事業者が当該代金債権以外のものを担保とする必要がないようにすること。当該貸付けに係る金銭が預金として拘束されることのないようにすること。また、一括決済方式に係る中小受託事業者の口座は、この方式専用のものとすること。

(ｷ) 一括決済方式のうちファクタリング方式及び併存的債務引受方式により代金の支払を行う場合には、理由のいかんを問わず、金融機関が中小受託事業者に当該代金の額に相当する金銭を支払った後にその返還を求めることのないようなものとすること。

(ｸ) 公正取引委員会等の本法第 12 条の規定に基づく調査に際し、一括決済方式による代金の支払状況に関する報告をすることができるよう、金融機関からこれに関する資料の提供を受けられるようにしておくこと。

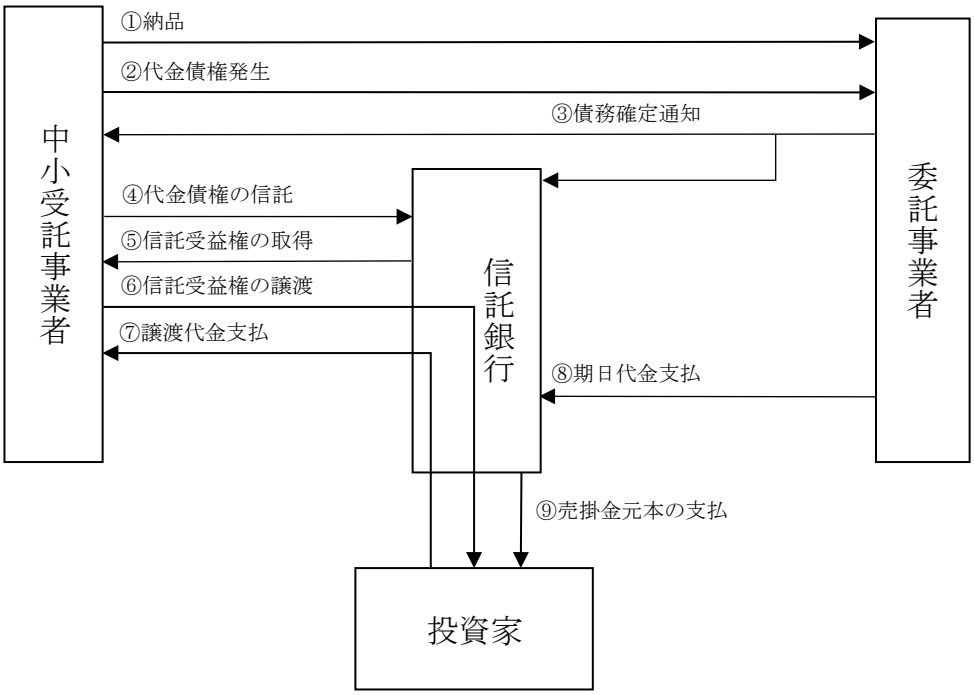
(ｹ) 債権譲渡担保方式による場合には、中小受託事業者が従来取引している金融機関からもこの方式による貸付けが受けられるように配慮すること。

【一括決済方式についてのＱ＆Ａ】

Q139: 信託方式（委託事業者に対する中小受託事業者の債権を信託銀行に信託譲渡することにより中小受託事業者が信託受益権を取得し、中小受託事業者の要望に応じて信託銀行が当該信託受益権を投資家に販売することにより、中小受託事業者が信託銀行から金銭の支払を受ける方式）による一括決済の方式は、本法又は独占禁止法上問題ないか。

A: 本問のような信託を用いた一括決済方式は、いわゆる「ファクタリング方式」に該当すると考えられるので、制度自体が本法又は独占禁止法上禁止されるものではないが、上記のとおり、一括決済方式の使用に関する留意点に則った形で実施される必要がある。

第５図　信託を用いた一括決済方式の概要

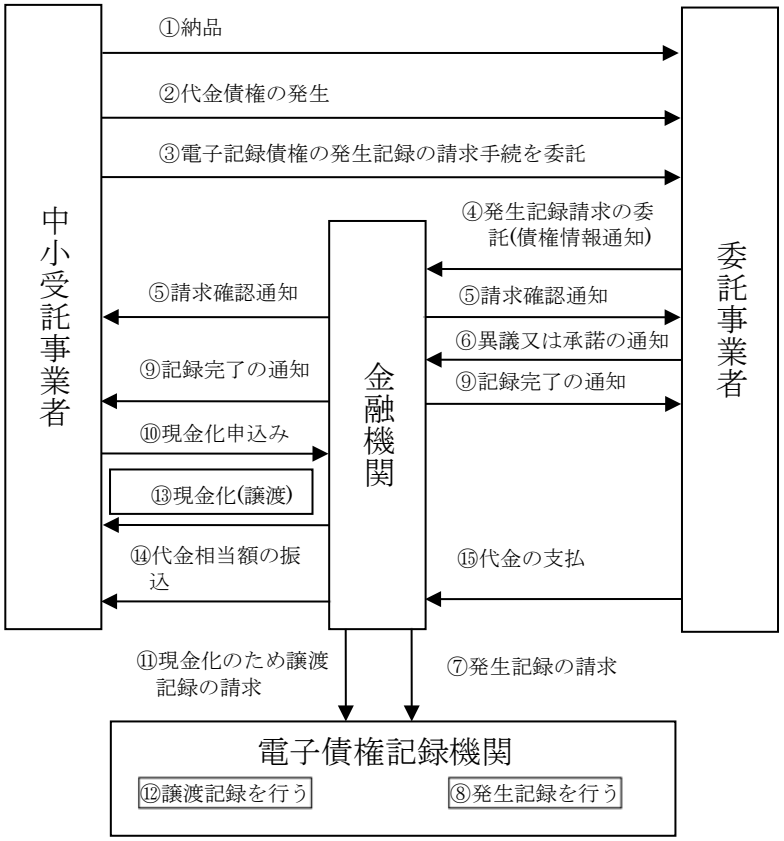


５　電子記録債権を用いた支払の概要

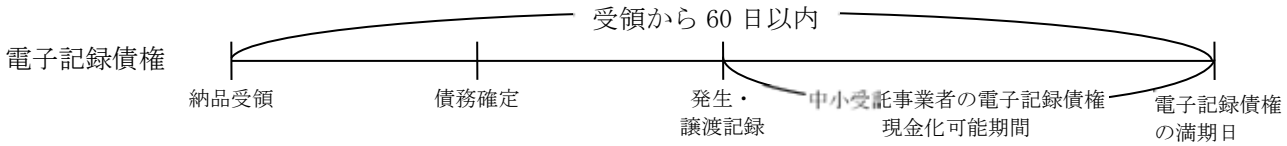
電子記録債権は、事業者の資金調達の円滑化等を図るために、手形とも指名債権とも異なる新しい類型の金銭債権として新たに創設されたものである。手形と異なり、発行・管理・交換上の不便さと印紙税の負担等を要せず、また、権利取得の不確実性や権利実現の不確実性を克服するような制度設計がなされており、取引においても、電子記録債権を用いた支払が手形に代わる手段として利用されることが想定されるものである。なお、本法では、支払手段として手形を用いることが禁止されており、電子記録債権を使用する場合についても、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないものを用いることは認められない。

（注）　電子記録債権を用いた代金の支払形態は１つに限られるものではないため、以下では一例として委託事業者、中小受託事業者、金融機関及び電子債権記録機関の４者による場合の概要を記載する。

第１図　電子記録債権を用いた支払の概要



第２図　電子記録債権を用いた支払



(1)　電子記録債権を用いた代金の支払は、現金に準ずる支払手段として、認められ得る。電子記録債権を代金の支払手段として用いる場合の本法第４条の明示事項及び本法第７条の記録事項は、以下のとおりである。

（本法第４条の明示事項）

現金払の場合	電子記録債権を用いた支払の場合
代金の支払期日	代金の支払期日
代金の額	代金の額
―	電子記録債権の額
―	中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期
―	電子記録債権の満期日

（本法第７条の記録事項）

現金払の場合	電子記録債権を用いた支払の場合
代金の支払額	電子記録債権の額
―	中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとした期間の始期
代金の支払日	電子記録債権の満期日
―	その他電子記録債権の使用に関する事項

(2)　電子記録債権を代金の支払手段として用いる場合には、中小受託事業者の利益を保護する観点から、以下の事項を遵守するものとする。

(ｱ)　電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により代金の支払を受けた中小受託事業者が、金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとすること。

(ｲ)　電子記録債権の譲渡記録により代金の支払を行う場合には、委託事業者は当該電子記録債権に電子記録保証（電子記録債権法第２条第９項に規定する電子記録保証をいう。）を付すこと。

(ｳ)　支払手段を電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による支払に変更する場合に、中小受託事業者に対し支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと。また、電子記録債権に係る支払が行われる際に、中小受託事業者が利用する一般の金融機関の預金口座を利用できないこととしないこと。

(ｴ)　公正取引委員会等の本法第 12 条の規定に基づく調査に際し、電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による代金の支払状況に関する報告をすることができるよう、金融機関及び電子債権記録機関か

らこれに関する資料の提供を受けられるようにしておくこと。

６　本法違反行為の未然防止の取組

受託取引を公正化するためには、取締りの強化だけでなく、委託事業者及び中小受託事業者に対して、本法の趣旨・内容を周知徹底して違反行為の未然防止を図ることが肝要である。

そのため、通年を通して各種動画の配信、新聞・雑誌等のマスメディアによる広報等を幅広く実施している。

以上のほか、

(1)　公正取引委員会では、

本法の的確な運用に資するため、以下のような事業を実施し、必要な情報や意見等の提供を受け、違反行為の未然防止に努めている。

ア　取引適正化協力委員

中小企業の経営者等の民間有識者等に取引適正化協力委員（定員 153 名）を委嘱し、取引等の状況等について意見・要望を聴取。

イ　都道府県との相互協力体制

本法をきめ細かく、かつ、的確に運用して全国各地の中小事業者の利益保護を図るためには、地域経済に密着した行政を行っている都道府県との協力が必要であることから、昭和 60 年４月から都道府県と相互に協力し、本法を普及・啓発。

ウ　トリテキ会議

「取引改善のススメ」をテーマとして、全国各地の商工会議所や中小企業団体中央会等の協力の下、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催。

エ　各種講習等

取適法や優越的地位の濫用規制に関し、講習動画の配信のほか、講習会の開催、事業者団体等が開催する研修会等への出講等を実施。

(2)　中小企業庁では、

受託中小企業の不合理な取引慣行を排除し、適正な受託取引の推進を図るため、以下のような事業を実施している。

ア　適正取引講習会

受発注企業の外注担当者等を対象に本法等の知識修得のための講習会を開催。

イ　受託適正取引等の推進のためのガイドライン及びベストプラクティス集の作成・普及

委託事業者と中小受託事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種別の「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（業種別ガイドライン）を策定し、それぞれの業種の特性に応じて本法や独占禁止法上問題となる行為の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を紹介。また、その望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としたベストプラクティス集を作成し、普及・啓発。

ウ　中小受託取引に関する相談・紛争処理、価格交渉サポート

中小企業庁及び各経済産業局で相談に応じているほか、全国 48 ヶ所に設置した「取引かけこみ寺」で企業間取引に関する相談及び裁判外紛争解決（ADR）手続を実施。また、価格交渉力強化に向けた支援として、価格交渉ノウハウの個別相談及びセミナーを開催。

7　取適法違反行為を自発的に申し出た委託事業者の取扱いについて

公正取引委員会では、当委員会が調査に着手する前に、委託事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととしている（209 ページ、資料９参照）。

委託事業者から自発的な申し出がなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、委託事業者の法令遵守を促す観点から、前記の取扱いをすることになる。

1　公正取引委員会が違反行為に係る調査に着手する前に、違反行為に該当する事実を自発的に申し出ていること。
2　違反行為を既に取りやめていること。
3　違反行為によって中小受託請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じていること。
4　違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしていること。
5　違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力していること。

（注）　例えば、これまでに自発的申出がなされて勧告をしないこととされた事案において、第３号の措置に際し、中小受託事業者に対して少なくとも過去１年分の不利益額が返還されたものがある。

【参考】

〔令和６年度における自発的申出事案の適用状況〕

36 件（下請事業者 525 名、代金の減額分の返還等、総額３億 5328 万円分の原状回復）

〔これまでの自発的申出事案のうち勧告相当事案に対する適用状況〕

29 件（平成 20 年度２件、平成 24 年度３件、平成 25 年度１件、平成 26 年度１件、平成 27 年度２件、平成 28 年度 10 件、平成 29 年度５件、令和元年度２件、令和２年度１件、令和３年度１件、令和４年度１件、令和５年度０件）

参考　受託中小企業振興法の内容

(1) 受託中小企業振興法による施策の概要

受託中小企業振興法（以下「振興法」という。）の目的は、受託取引に係る関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう受託中小企業の振興を図ることにあり、次の５つの柱からなっている。

第１は、受託中小企業の振興のための中小受託事業者、委託事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導、助言及び勧奨である。（振興基準の詳細は(4)参照、振興基準の全文は 221 ページ、資料 13 参照）

第２は、中小受託事業者がその委託事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度である。この制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の支援措置等が講じられている。なお、現在までに 12 件の計画が承認されている。

第３は、２以上の特定中小受託事業者（※）が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定の委託事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の委託事業者への依存の状態の改善を図る特定連携事業計画制度である。この制度に基づく計画が適当である旨の認定を受けた場合は、金融上の支援措置等が講じられている。

第４は、受託中小企業の取引機会を創出する事業者を認定する制度（自らが委託事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する受託中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し再発注する事業を行う者であって、一定の基準を満たす場合には認定を受けることができる制度）である。認定を受けた受託中小企業取引機会創出事業者のうち中小企業者である場合には、その事業の遂行に必要な金融上の支援措置等が講じられている。

第５は、受託中小企業と委託事業者との取引円滑化のための受託中小企業振興協会の業務の充実・強化である。受託中小企業振興協会の主な業務は次のとおりである。

○　受託取引のあっせんを行うこと。

○　受託取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。

○　受託中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

※　特定中小受託事業者とは、「中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの」をいう。

(2) 基本的性格

振興法は、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として、あるべき取引の在り方等を示す振興基準を定めるなどして、中小受託事業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするために必要な措置を講じ、その振興を図るものである。

したがって、同じく中小受託事業者との取引の適正化を図ることを目的とする取適法が規制法規であるのに対し、振興法は、受託中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律である。したがって、振興法は、取適法よりも対象となる取引の概念は大きい。

(3) 法の適用範囲

振興法では、「委託事業者」を、資本金若しくは出資金又は従業員数（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し、「中小受託事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

一　その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二　その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物※の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五　その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六　その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

※　「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二　映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　上記のほか、これらに類するもので政令で定めるもの

次に、振興法と取適法とでは法の適用範囲が次の５点において異なる。

第１は、対象となる事業者の決め方である。

取適法は、規制法規であることから、その対象を限定する必要があるため、資本金等に一定の区分を設けて委託事業者と中小受託事業者の関係を決めているのに対し、振興法は単に資本金等の大小又は従業員数の大小で決めている。

第２は、建設請負の取扱いである。

建設工事に係る下請事業者保護の観点から、建設業法において取適法と類似する規定が既になされていることから、取適法では役務提供委託において建設請負が対象取引から除外されている。一方、振興法は、広く受託中小企業振興を図る観点から、全ての受託取引を対象としている。

第３は、対象となる取引の範囲の違いである。振興法は、前述のとおり、受託中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であるため、取適法よりも、対象となる取引の範囲が広くなっている。具体的

には、次のとおりである。

取適法では、委託事業者が自ら使用する製造設備（金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具（以下「金型等」という。）以外）については、委託事業者自らが業として製造・修理している場合のみ対象となるのに対し、振興法では、製造設備とこれに類する器具（金型等含む。）については、委託事業者自らが業として製造・修理しない場合も対象となる。

また、委託事業者が自ら使用する物品や情報成果物については、取適法では、委託事業者自らが業として製造・作成している場合に限り対象となるのに対し、振興法では、委託事業者が自ら業として製造・作成しているかを問わず、委託事業者が自ら使用する事業の遂行上必要となる物品の製造や情報成果物の作成も対象となる。

さらに、取適法では、他者に提供する情報成果物の作成に必要な役務である場合に、当該役務の提供を他者に委託することは対象とならないのに対し、振興法では、例えば映画を作成するために俳優に出演を依頼する等の役務は、役務を構成する役務として、役務提供委託の対象となる。

第４は、取適法は規制法としての性格上、１回限りの委託もその対象となるが、振興法は、「委託することを業として行う」と規定しているので、継続的な委託関係にあるものを対象としている。

第５は、取適法における中小受託事業者は個人又は法人たる事業者であるが、振興法における中小受託事業者は会社、個人、企業組合、協業組合となっている。

したがって、取適法では、公益法人や事業協同組合等も中小受託事業者となるが、振興法では、公益法人や事業協同組合等は中小受託事業者とはならない。

(4) 振興基準

振興基準は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として振興法第３条第１項の規定に基づき、具体的内容が定められている。

また、振興基準は、主務大臣（中小受託事業者、委託事業者の事業を所管する大臣）が必要に応じて中小受託事業者及び委託事業者に対して指導、助言又は勧奨を行う際に用いられている。

振興基準は、昭和 46 年３月 12 日に策定・公表され、その後の経済情勢の変化等を踏まえ、昭和 61 年、平成３年、平成 15 年、平成 25 年、平成 28 年、平成 30 年、令和２年、令和３年、令和４年、令和６年及び令和７年に改正されている。令和７年 10 月１日には、令和７年５月に下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正法が成立・公布されたことを受け、振興基準の一部の規定についても改正・追加が必要となったことに伴い、振興基準の趣旨・理念の明記、改正下請法に準じた規定の追加（協議を行わない一方的な代金決定の禁止、約束手形による支払の禁止）、振興事業計画の活用促進、「下請」等の用語の見直し等、所要の改正が行われた。

○　主な改正内容

（令和７年 10 月）

１．振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者双方が適正な利益を得て、直接の取引先から更に先の取引先も含めた事業者間の協力や、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指す旨を明確化。

２．中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努める旨を追記。

また、「契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化」「発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議」を促す旨を規定。

３．振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（例：Tier１→２→３）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

４．振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の中小受託事業者が活用しやすいよう、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど構成を整理。中小企業が、本基準を交渉等で活用すべき旨も明記。

５．「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

(5) 振興事業計画

委託事業者と受託中小企業が、当該受託中小企業の振興に関する事業について計画を作成し、主務大臣の承認を受けることにより金融上の支援策等が活用できる制度。

振興事業計画の内容の具体例

① 中小受託事業者の施設又は設備の導入計画
② 共同利用施設の設置計画
③ 中小受託事業者の技術の向上計画
④ 委託事業者の発注分野の明確化
⑤ 委託事業者の発注方法の改善及び取引条件の改善

振興事業計画に対する支援策は以下のとおり。

① 高度化資金貸付［中小企業基盤整備機構、都道府県］
受託中小企業者が共同で行う事業（共同利用施設の設置事業、設備リース業等）に必要な資金を無利子で貸付

② 中小企業信用保険法における普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険の限度額の別枠化等の特例

(6) 特定連携事業計画

２以上の特定中小受託事業者が有機的に連携して特定委託事業者以外の者との取引を開始・拡大するための新事業活動を行うことで、特定委託事業者への依存の状態の改善を図る計画を作成し、経済産業大臣及び主務大臣の認定を受けることにより金融上の支援策等が活用できる制度。

特定連携事業計画は、次の①～④を踏まえた事業内容とする必要がある。

① 組織体制中核的な役割を担う者の具体的な役割の内容等
② 知識連携と取引連携の組合せ
③ 特定委託事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

また、特定中小受託事業者は、事業計画期間内（３～５年）に特定親事業者への取引依存度を年１％以上低下させる事業目標を設定する必要がある。

特定連携事業計画に対する支援策は以下のとおり。

① 中小企業信用保険法における普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化等の特例
② 中小企業信用保険法における新事業開拓保険の限度枠の拡大の特例
③ 中小企業投資育成株式会社法における、会社設立時の新株予約権等の引受等の特例

※ その他、金融上の支援措置（日本政策金融公庫による低利融資）がある。

(7) 受託中小企業取引機会創出事業者

受託中小企業取引機会創出事業者の認定制度は、自らが委託事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する受託中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し再発注する事業を行う者であって、一定の基準を満たす場合には認定を受けることができ、認定を受けた受託中小企業取引機会創出事業者のうち中小企業者である場合には、その事業の遂行に必要な金融上の支援措置等を受けることができる制度。

受託中小企業取引機会創出事業者の認定基準

① 振興基準に適合していること
② 委託事業者等から発注を受けた行為全てを、再委託しないこと
③ 継続的に実施できる組織体制・事業基盤を備えていること　　等

※ 適合すべき振興基準については、取引対価の適切な決定といった委託事業者が遵守すべき事項のほか、認定を受けた受託中小企業取引機会創出事業者特有の事項がある。

認定を受けた受託中小企業取引機会創出事業者に対する支援策は以下のとおり。

① 中小企業信用保険法における普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化等の特例
② 中小企業信用保険法における新事業開拓保険の限度枠の拡大の特例
③ 中小企業投資育成株式会社法における、会社設立時の新株予約権等の引受等の特例

※ その他、独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援（情報提供等）がある。

(8) 受託中小企業振興協会

受託中小企業振興協会は、振興法第 24 条に基づき受託取引の円滑化を図ることによって受託中小企業を振興しようとする一般財団法人又は一般社団法人で全都道府県に設置されており、「取引のあっせん」や「受託取引に関する苦情又は紛争の処理」、「受託中小企業に対する各種情報提供」等を主たる事業としている。

また、都道府県の協会の中核機関として、昭和 54 年に財団法人全国下請企業振興協会が設立され、以来、広域かつ組織的な取引のあっせん体制の強化をはじめとする受託中小企業の振興に努めている（平成 30 年 10 月 1 日より公益財団法人全国中小企業振興機関協会へと名称変更を行った。）。

資　料

資料１

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

（制定）昭和３１．６．１法律第１２０号
（改正）昭和３７．５．１５法律第１３５号
（改正）昭和３８．７．２０法律第１５７号
（改正）昭和４０．６．１０法律第１２５号
（改正）昭和４８．１０．１５法律第１１５号
（改正）平成１１．１２．３法律第１４６号
（改正）平成１２．１１．２７法律第１２６号
（改正）平成１５．６．１８法律第８７号
（改正）平成１７．４．２７法律第３５号
（改正）平成１７．７．２６法律第８７号
（改正）平成２１．６．１０法律第５１号
（改正）令和７．５．２３法律第４１号

（目的）

第１条　この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

２　この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

３　この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

４　この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

５　この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若

しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

6　この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7　この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一　プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前３号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8　この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が３億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第５号並びに次項第１号、第２号及び第５号において同じ。）をするもの

二　資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え３億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三　資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第１号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第６号並びに次項第３号、第４号及び第６号において同じ。）をするもの

四　資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え 5000 万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五　常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第１号又は第２号に該当する者がそれぞれ次項第１号又は第２号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六　常時使用する従業員の数が 100 人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第３号又は第４号に該当する者がそれぞれ次項第３号又は第４号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）

9　この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下の法人たる事業者であつて、前項第１号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第２号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第３号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第４号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五　常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第５号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六　常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第６号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10　資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が 100 人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第８項第１号、第２号又は第５号に該当する者がそれぞれ前項第１号、第２号又は第５号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第８項第３号、第４号又は第６号に該当する者がそれぞれ前項第３号、第４号又は第６号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11　この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第３条　製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

２　製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第４条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

２　委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（委託事業者の遵守事項）

第５条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号及び第４号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二　製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五　中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

六　中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七　委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

２　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第１号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一　自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

四　中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

（遅延利息）

第６条　委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

２　委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算し

て 60 日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第７条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 14 条第３号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（指導及び助言）

第８条　公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

（中小企業庁長官の請求）

第９条　中小企業庁長官は、委託事業者について第５条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第 10 条　公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

２　公正取引委員会は、第５条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第 11 条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 20 条及び第 20 条の６の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従つたときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

（報告及び検査）

第 12 条　公正取引委員会は、委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）の中小受託事業者（中小受託事業者（法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　前３項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等）

第 13 条　公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

2　公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

（罰則）

第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50 万円以下の罰金に処する。

一　第４条第１項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。

二　第４条第２項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

三　第７条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第 15 条　第 12 条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 16 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則　　略
附　則（昭和 37 年法律第 135 号）　　略
附　則（昭和 38 年法律第 157 号）　　略
附　則（昭和 40 年法律第 125 号）　　略
附　則（昭和 48 年法律第 115 号）　　略
附　則（平成 11 年法律第 146 号）　　略
附　則（平成 12 年法律第 126 号）　　略
附　則（平成 17 年法律第 35 号）　　略
附　則（平成 17 年法律第 87 号）　　略
附　則（平成 21 年法律第 51 号）　　略
附　則（令和 7年法律第 41 号）

（施行期日）

第１条　この法律は、令和８年１月１日から施行する。ただし、附則第５条の規定は、公布の日から施行する。

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下この条において「新支払遅延等防止法」という。）の規定は、この法律の施行前にした行為であって新支払遅延等防止法第２条第８項に規定する委託事業者（同項第１号から第４号までに該当する者に限る。）による同条第１項に規定する製造委託（同項に規定する型（金型を除く。）又は同項に規定する工具の製造に係るものに限る。）及び同条第５項に規定する特定運送委託並びに同条第８項に規定する委託事業者（同項第５号及び第６号に該当する者に限る。）による同条第６項に規定する製造委託等に該当するものについては、適用しない。

２　新支払遅延等防止法第４条、第５条、第６条第２項及び第 10 条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第２条第６項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第１条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第２条第５項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

３　この法律の施行前に旧支払遅延等防止法第７条の規定によりされた勧告（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた勧告を含む。）は、新支払遅延等防止法第 10 条の規定によりされた勧告とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第４条　この法律の施行前にした行為及び附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第５条　前３条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第６条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料２

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第二条第八項第一号の情報成果物及び役務を定める政令

（制定）平成 13．1．4 政令第　5 号
（改正）平成 15.10．3 政令第 452 号
（改正）令和　7.10．1 政令第 338 号

内閣は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第３条第２項の規定に基づき、この政令を制定する。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）第２条第８項第１号の政令で定める情報成果物はプログラムとし、同号の政令で定める役務は次に掲げるものとする。

一　運送
二　物品の倉庫における保管
三　情報処理

附　則

この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成 12 年法律第 126 号）の施行の日（平成 13 年４月１日）から施行する。

附　則（平成 15 年政令第 452 号）

この政令は、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成 16 年４月１日）から施行する。

附　則（令和７年政令第 338 号）

この政令は、令和８年１月１日から施行する。

資料３

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則

（全部改正）平成 15.12.11 公正取引委員会規則第 7 号
（改正）平成 21. 6.19 公正取引委員会規則第 3 号
（改正）令和 5.12.25 公正取引委員会規則第 3 号
（全部改正）令和 7.10. 1 公正取引委員会規則第 8 号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第 41 号）の施行に伴い、並びに製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）第４条第１項及び第２項の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第３条の書面の記載事項等に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第７号）の全部を改正する規則を次のように定める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する
法律第４条の明示に関する規則

第１条　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第４条第１項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

一　委託事業者及び中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって委託事業者及び中小受託事業者を識別できるもの

二　製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容並びにその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間））及び場所

三　中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日

四　製造委託等代金の額及び支払期日

五　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項

イ　当該金融機関の名称

ロ　当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

ハ　当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

六　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成19年法律第102号）第２条第１項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合は、次に掲げる事項

イ　当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始

ロ　電子記録債権法第16条第１項第２号に規定する当該電子記録債権の支払期日

七　製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びにその決済の期日及び方法

八　法第４条第１項ただし書の規定により前各号に掲げる事項のうち明示しないもの（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日

２　前項第４号の製造委託等代金の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、製造委託等代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。

３　第１項各号に掲げる事項が一定期間における製造委託等について共通であるものとして、あらかじめその旨を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内における製造委託等に係る当該事項の明示は、あらかじめ明示したところによる旨を明示することをもって足りる。

４　法第４条第１項ただし書の規定に基づき未定事項を明示するときは、未定事項以外の事項の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

第２条　法第４条第１項の公正取引委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法

二　電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

２　前項の方法は、明示すべき事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

第３条　法第４条第２項の書面には、第１条第１項各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、同条第２項から第４項までの規定を準用する。

第４条　法第４条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　中小受託事業者から法第４条第１項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く。

二　当該製造委託等について既に法第４条第１項又は第２項の規定に基づき書面の交付がされていた場合

三　前２号に掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）第２条第５項に規定する業務委託事業者による同条第３項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第３条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合に該当するとき

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。

資料４

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第６条第１項及び第２項の率を定める規則

（制定）昭和 37．5．15 公正取引委員会規則第 1 号
（改正）昭和 45．5．　8 公正取引委員会規則第 1 号
（全部改正）令和　7．10．1 公正取引委員会規則第 9 号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第 41 号）の施行に伴い、並びに製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）第６条第１項及び第２項の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第４条の２の規定による遅延利息の率を定める規則（昭和 37 年公正取引委員会規則第１号）の全部を改正する規則を次のように定める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する
法律第６条第１項及び第２項の率を定める規則

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の公正取引委員会規則で定める率は、年 14.6 パーセントとする。

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。

資料５

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則

（全部改正）平成 15.12.11 公正取引委員会規則第 8 号
（改正）平成 21. 6.19 公正取引委員会規則第 4 号
（全部改正）令和 7.10. 1 公正取引委員会規則第 10 号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第 41 号）の施行に伴い、及び製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）第７条の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第５条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第８号）の全部を改正する規則を次のように定める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する
法律第７条の書類等の作成及び保存に関する規則

第１条　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第７条の規定により作成する書類又は電磁的記録（以下「書類等」という。）には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。

一　中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって中小受託事業者を識別できるもの

二　製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容及びその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間））並びにその受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（期間を定めて提供を受けたものにあっては、当該期間））

三　中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、その検査の結果及びその検査に合格しなかった給付の取扱い

四　中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又はその給付の受領後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させた場合には、その内容及びその理由

五　製造委託等代金の額及び支払期日並びにその額に変更があった場合は増減額及びその理由

六　製造委託等代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法

七　製造委託等代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合（次号及び第９号に規定する場合を除く。）は、次に掲げる事項

イ　当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項

ロ　当該支払手段を使用した日

ハ　中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項

八　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代

金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとした場合は、次に掲げる事項

イ　当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期

ロ　当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払った日

ハ　その他当該貸付け又は支払に関する事項

九　製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成19年法律第102号）第２条第１項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をした場合は、次に掲げる事項

イ　当該電子記録債権の額

ロ　中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期

ハ　電子記録債権法第16条第１項第２号に規定する当該電子記録債権の支払期日

ニ　その他当該電子記録債権の使用に関する事項

十　製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びにその代金の決済をした日及びその決済の方法

十一　製造委託等代金の一部を支払い又は製造委託等代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額

十二　遅延利息を支払った場合は、その支払った額及び支払った日

十三　法第４条第１項ただし書の規定により明示しないこととした事項がある場合には、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

２　製造委託等代金の額について具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合においてその算定方法の明示をしたときは、前項第５号の製造委託等代金の額について、当該算定方法及びこれにより定められた具体的な金額並びに当該算定方法に変更があったときは変更後の算定方法、当該変更後の算定方法により定められた具体的な金額及びその理由を明確に記載し又は記録しなければならない。

３　第１項及び第２項に規定する事項は、その相互の関係を明らかにして、それぞれ別の書類等に記載又は記録をすることができる。

第２条　前条第１項及び第２項に規定する事項の記載又は記録は、それぞれその事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに当該事項について行わなければならない。

２　前条第１項及び第２項に規定する事項を書類に記載する場合には、中小受託事業者別に記載しなければならない。

３　前条第１項及び第２項に規定する事項を電磁的記録に記録する場合には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　前条第１項及び第２項に規定する事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

二　必要に応じ、電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を書面に出力することができること。

三　電磁的記録に記録された事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を有していること。

イ　前条第１項第１号に掲げる事項を検索の条件として設定することができること。

ロ　製造委託等をした日については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

第３条　書類等は、その記載又は記録をすべき事項の全部の記載又は記録をした日から２年間、保存しなければならない。

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。

資料６

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準

全部改正　平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号
改正　平成 28 年 12 月 14 日公正取引委員会事務総長通達第 15 号
改正　令和４年１月 26 日公正取引委員会事務総長通達第１号
改正　令和６年５月 27 日公正取引委員会事務総長通達第４号
全部改正　令和７年 10 月１日公正取引委員会事務総長通達第 13 号

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和７年法律第 41 号。以下「令和７年改正法」という。）により「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）が改正され、同法における下請事業者その他の用語が中小受託事業者等に改められるとともに、特定運送委託や従業員基準の追加、協議に応じない一方的な代金決定や手形による代金支払の禁止等が行われることとなる。

令和７年改正法により措置された前述の事項を含め、改正後の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「法」という。）の違反行為に関する具体的な解釈や考え方を明らかにするため、この運用基準を策定する。

第１　運用に当たっての留意点

１　法の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることに鑑み、特に次のような点に留意する必要がある。

(1) 委託事業者が遵守しなければならない事項のうち、受領拒否の禁止、代金の減額の禁止、返品の禁止並びに不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止は、発注時に中小受託事業者との間で取り決めた取引条件及び支払条件を、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、誠実に履行することを求めているものである。

したがって、これらの違反行為の未然防止の観点からも、発注時の取引条件等を明確にする事項の明示（法第４条第１項の規定に基づく明示）を徹底させることとする。

(2) 委託事業者が遵守しなければならない事項のうち、買いたたきの禁止、購入・利用強制の禁止及び経済上の利益の提供要請の禁止については、これらの違反行為が、代金の決定に当たって中小受託事業者と十分協議を尽くさないこと、あるいは中小受託事業者に物の購入・役務の利用の要請や経済上の利益の提供の要請をすること等によって発生することが多いことに鑑み、その未然防止の観点から、委託事業者に対し、代金の決定、物の購入・役務の利用の要請や経済上の利益の提供要請をする際に配慮すべき事項についても指導することとする。

なお、令和７年改正法により、協議に応じない一方的な代金決定が禁止されたことに留意する必要がある。

(3) 違反行為の未然防止のためには、法遵守のための委託事業者の内部の体制整備が不可欠であることに鑑み、委託事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ事業者内部に周知徹底するよう指導することとする。

２　違反事件については、迅速かつ適正な処理に努め、違反行為が認められた場合には、委託事業者に対して、中小受託事業者が被った不利益の原状回復措置を講じるよう指導するとともに、必要があれば、委託事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ事業者内部に周知徹底するよう指導する等の再発防止措置を講じさせる等効果的な対応を図ることとする。

なお、どのような行為が違反となるかの判断の参考として、第３（委託事業者の明示の義務）及び第４（委託事業者の禁止行為）の各項に違反行為事例を掲げているが、これらは代表的なものであって、これら以外は問題とならないということではないので留意する必要がある。

3　令和７年改正法により、違反行為をした委託事業者に加え、当該委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し又は合併により設立された法人、当該委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を承継した法人、当該委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者（以下「承継事業者」と総称する。）に対しても所要の措置をとるべきことを勧告できること、また、違反行為が現にある場合（中小受託事業者の利益侵害状態がある場合）のみならず、既になくなっている場合（中小受託事業者の利益侵害状態がなくなっている場合）においても委託事業者及び承継事業者に対して所要の措置をとるべきことを勧告することができることが規定されたことを踏まえ、これらの事業者についても対応を図ることとする。

第２　法の対象となる取引・事業者

法の対象となる取引は、「製造委託」（法第２条第１項）、「修理委託」（法第２条第２項）、「情報成果物作成委託」（法第２条第３項）、「役務提供委託」（法第２条第４項）及び「特定運送委託」（法第２条第５項）の５種類の委託取引であり、これらの対象取引を「製造委託等」と総称する（法第２条第６項）。

法の対象となる事業者は、規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）に該当する事業者であり、いずれかの基準の下でそれぞれの規模に係る要件を満たす事業者間で製造委託等が行われる場合に、当該製造委託等をする事業者が「委託事業者」（法第２条第８項）として規制の対象となり、また、当該製造委託等を受ける事業者が「中小受託事業者」（法第２条第９項）として保護の対象となる。

なお、「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼することをいう。

１－１　製造委託

(1)「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第１項）。

(2)「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す（修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託においても同様である。）。

(3)「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

「物品」とは、有体物をいう。

「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいい、「部品」とは、目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり、目的物たる物品に附属されたりすることによって、その効用を増加させる製造物をいい、「原材料」とは、目的物たる物品を作り出すための基になる資材（原料・材料）をいう。

「専らこれらの製造に用いる型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のものをいい、「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい、「その他の物品の成形用の型」には、金型や木型のほか、例えば、樹脂製の型がこれに該当する。

「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう。

なお、「専らこれらの製造に用いる」型又は工具には、型又は工具の製造を委託した委託事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその型又は工具を用いて製造するよう委託する場合の型又は工具も含まれる。

(4) 製造委託には、次の４つの類型がある。

類型１－1　事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

（例）

○　自動車製造業者が、販売する自動車を構成する部品の製造を部品製造業者に委託すること。

○　大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者等に委託すること。

○　出版社が、販売する書籍の印刷を印刷業者に委託すること。

○　電気器具製造業者が、販売する電気器具を構成する部品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

類型１－2　事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

（例）

○　精密機械製造業者が、製造を請け負う精密機械の部品の製造を部品製造業者に委託すること。

○　建築材製造業者が、製造を請け負う建築材の原材料の製造を原材料製造業者に委託すること。

○　金属製品製造業者が、製造を請け負う金属製品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

○　繊維製品卸売業者が、製造を請け負う衣料品の製造を繊維製品製造業者に委託すること。

○　部品製造業者が、製造を請け負う部品の製造に用いる鋳造用砂型の製造に用いる木型の製造を製造業者に委託すること。

類型 １－3　事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託すること。

（例）

○　家電製品製造業者が、消費者向けに家電製品の修理を行うために必要な部品の製造を部品製造業者に委託すること。

○　工作機械製造業者が、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品製造業者に委託すること。

類型 １－4　事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

（例）

○　輸送用機器製造業者が、自社の工場で使用する輸送用機器を自社で製造している場合に、当該輸送用機器の部品の製造を部品製造業者に委託すること。

○　工作機器製造業者が、自社の工場で使用する工具を自社で製造している場合に、一部の工具の製造を他の工作機械製造業者に委託すること。

１－２　修理委託

(1)「修理委託」とは、「事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第２項）。

(2)「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。

「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行われる修理も含まれる。

(3) 修理委託には、次の２つの類型がある。

類型 2－1　事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○　自動車ディーラーが、請け負う自動車修理を修理業者に委託すること。

○　船舶修理業者が、請け負う船舶修理を他の船舶修理業者に委託すること。

類型 2―2　事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○　製造業者が、自社の工場で使用している工具の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。

○　工作機械製造業者が、自社の工場で使用している工作機械の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。

１－３　情報成果物作成委託

(1)「情報成果物作成委託」とは、「事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第３項）。

(2)「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

①　プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）（法第２条第７項第１号）

例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

②　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（法第２条第７項第２号）

例：テレビ番組、テレビＣＭ、ラジオ番組、映画、アニメーション

③　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（法第２条第７項第３号）

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

④　①から③までに掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの（法第２条第７項第４号）

現時点において、「政令で定めるもの」はない。

(3) 情報成果物の「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいい、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容、ＣＤのライナーノーツ）として提供する場合、制御プログラムとして物品に内蔵して提供する場合、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体して提供する場合等も含む。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいい、例えば、①事務用ソフトウェア開発業者が社内で使用する会計用ソフトを自ら作成する場合、②ビデオ制作会社が自社の社員研修用のビデオを自ら作成する場合がこれに該当する。他方、社内にシステム部門があっても作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合等、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は作成を「業として」行っているとは認められない。

(4)「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。

（例）

情報成果物	構成することとなる情報成果物
ゲームソフト	（例） ・プログラム ・映像データ ・ＢＧＭ等の音響データ ・シナリオ ・キャラクターデザイン
放送番組	（例） ・コーナー番組 ・番組のタイトルＣＧ ・ＢＧＭ等の音響データ ・脚本 ・オリジナルテーマ曲の楽譜
アニメーション	（例） ・セル画、背景美術等 ・ＢＧＭ等の音響データ ・脚本 ・絵コンテ ・キャラクターデザイン ・オリジナルテーマ曲の楽譜

(5) 事業者が提供等する情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合がある。この場合、当該役務が、事業者が他者に提供する目的たる役務であるときには、法第２条第４項の「役務提供委託」に該当するが、当該役務が専ら自ら用いる役務であるときには、当該委託取引は、法の対象とならない（下記の「１－４　役務提供委託」を参照）。

(6) 情報成果物作成委託には、次の３つの類型がある。

類型 3―1　事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○　ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。

○　パッケージソフトウェア販売業者が、販売するソフトウェアの内容に係る企画書の作成を他のソフトウェア業者に委託すること。

○　家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

○　家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者に委託すること。

類型 3－2　事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○　広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビＣＭを広告制作業者に委託すること。

○　ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

○　デザイン業者が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成を他のデザイン業者に委託すること。
○　テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のＢＧＭ等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。
○　テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。
○　アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託すること。
○　建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。
○　建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託すること。
○　工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

類型 3―3　事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）
○　事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
○　デザイン業者が、コンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成を他のデザイン業者に委託すること。

１－４　役務提供委託

(1)「役務提供委託」とは、「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第２項に規定する建設業をいう。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第１項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）」をいう（法第２条第４項）。

(2)「業として行う提供の目的たる役務」のうち「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であればこれに当たらない。また、「提供の目的たる役務」とは、事業者が他者に提供する役務のことであり、事業者が自ら用いる役務はこれに該当しないので、自ら用いる役務を他の事業者に委託することは、法にいう「役務提供委託」に該当しない。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部若しくは一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

(3) 役務提供委託の類型は、次のとおりである。

類型 4－1　事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）
○　貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうちの一部の経路における運送を他の貨物自動車運送業者に委託すること。
○　貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。
○　貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。
○　旅客自動車運送業者が、請け負った旅客運送を他の運送事業者に委託すること。
○　内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
○　自動車ディーラーが、請け負う自動車整備の一部を自動車整備業者に委託すること。
○　ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託すること。
○　広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。

○　ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
○　ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。
○　冠婚葬祭事業者が、消費者から請け負う冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等を他の事業者に委託すること。
○　旅行業者が、旅行者から請け負う宿泊施設、交通機関等の手配を他の事業者に委託すること。

１－５　特定運送委託

(1)「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第２条第５項）。

(2)「情報成果物が記載された物品」とは、広告用ポスター、設計図等をいい、「情報成果物が記録された物品」とは、会計ソフトのＣＤ-ＲＯＭ等をいい、「情報成果物が化体された物品」とは、建築模型、ペットボトルの形のデザインの試作品等をいう。

(3)「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。「当該相手方が指定する者」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方が当該取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合の当該者をいい、例えば、取引の相手方との間で、目的物等の物品の保管を受託する者（倉庫業者）がこれに該当する。

「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

(4) 特定運送委託の類型は次のとおりである。

類型 5－1　事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）
○　家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を他の事業者に委託すること。

類型 5－2　事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品の当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）
○　精密機器メーカーが、製造を請け負い完成させた精密機器を顧客に引き渡す場合に、その精密機器の運送を他の事業者に委託すること。

類型 5－3　事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）
○　自動車修理業者が、修理を請け負い完成させた自動車を顧客に引き渡す場合に、その自動車の運送を他の事業者に委託すること。

類型 5－4　事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

（例）

○　建築設計業者が、作成を請け負い完成させた建築模型を顧客に引き渡す場合に、その建築模型の運送を他の事業者に委託すること。

2　規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）

(1) 法の対象となる取引当事者の資本金の額若しくは出資の総額の区分（資本金基準）又は常時使用する従業員の数の区分（従業員基準）は、取引の類型ごとに定められている（法第２条第８項及び第９項）。

(2) 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第 108 条及び第 109 条、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 55 条及び様式第 20 号等）の数によって算定するものとする。

(3) 規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。

なお、例えば、２事業者が相互に委託取引を行っている場合には、資本金基準で委託事業者に該当する者が従業員基準で中小受託事業者に、資本金基準で中小受託事業者に該当する者が従業員基準で委託事業者に、それぞれ該当することがある。

第３　委託事業者の明示の義務

1　明示すべき事項

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」（令和７年公正取引委員会規則第８号。以下「明示規則」という。）で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容その他の事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

委託事業者は、原則として製造委託等をした都度、明示規則第１条第１項各号に掲げる事項（以下「明示事項」という。）の明示をする必要があるが、明示事項のうち、一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）がある場合に、あらかじめ当該事項を書面の交付又は電磁的方法による提供により明示したときは、その期間内においては製造委託等の都度明示することは要しない（明示規則第１条第３項）。この場合において、その都度明示の際に、「代金の支払方法等については○年○月○日付けで通知した文書によるものである」等を明示することにより、その都度の明示と共通事項の明示との関連性を明らかにする必要がある。

(2) 「製造委託等代金の額」は、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金の額であり、具体的な金額を明示することが原則である。ただし、「具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合」には、「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することも認められている。この算定方法は、代金の額の算定の根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定することとなるものでなければならず、代金の具体的な金額を確定した後、速やかに、中小受託事業者に明示する必要がある。

「具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情」があり、具体的な金額ではなく「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが認められる場合とは、例えば、次のような場合である。

○　原材料費等が外的な要因により変動し、これに連動して代金の額が変動する場合

○　プログラム作成委託において、プログラム作成に従事した技術者の技術水準によってあらかじめ定められている時間単価及び実績作業時間に応じて代金の総額が支払われる場合

○　一定期間を定めた役務提供において、当該期間における提供する役務の種類及び量に応じて代金の額が支払われる場合であって、その提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められているとき

(3) 「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明示する必要がある。

また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者は、情報成果物を作成させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「中小受託事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。

2　明示の時期

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託等をした場合は、「直ちに」明示しなければならない。ただし、明示事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない」とされており、明示事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項(以下「未定事項」という。)がある場合には、これらの未定事項以外の事項を明示した上で、未定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該未定事項を明示しなければならない。また、これらの明示については、相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

(2) 「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では当該事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、委託事業者は、未定事項がある場合には、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を明示する必要がある。また、これらの未定事項については、中小受託事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該未定事項を明示しなければならない。

○　ソフトウェア作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、中小受託事業者に対する正確な委託内容を決定することができない等のため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」、「中小受託事業者の給付を受領する期日」又は「受領場所」が定まっていない場合

○　広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」又は「中小受託事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合

○　修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、「中小受託事業者の給付の内容」、「製造委託等代金の額」又は「中小受託事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合

○　過去に前例のない試作品等の製造委託であるため、委託した時点では、「中小受託事業者の給付の内容」又は「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

○　放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「製造委託等代金の額」が定まっていない場合

(3) 委託事業者は、製造委託等をした時点で、明示事項の内容について決定できるにもかかわらず、これを決定せず、これらの事項の内容を明示しないことは認められない。また、製造委託等代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を明示することが可能である場合には、代金の額について「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とはいえず、当該算定方法を明示する必要がある。

3　明示の方法

法第４条第１項の規定による明示は、明示事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

ア　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（明示規則第２条第１項第１号）

「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、電子メール、EDI 等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。

イ　電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法（明示規則第２条第１項第２号）

例えば、委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルのデータを保存した USB メモリや CD-R 等を中小受託事業者に交付することは、これに該当する。

４　中小受託事業者から書面の交付を求められた場合の対応

委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、中小受託事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として明示規則で定める場合には、必ずしも当該書面を交付する必要はない。そのような場合は、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合である。

ア　中小受託事業者から法第４条第１項の規定による明示について当該電磁的方法による提供を希望する旨の申出（書面又は電磁的方法によるものに限る。）があった場合。ただし、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該明示を受けた事項をその使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧することができない場合を除く（明示規則第４条第１号）。

イ　当該製造委託等について既に法第４条第１項又は第２項の規定に基づき書面の交付がされていた場合（明示規則第４条第２号）

ウ　ア又はイに掲げる場合のほか、当該製造委託等に係る行為が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和５年法律第 25 号）第２条第５項に規定する業務委託事業者による同条第３項に規定する業務委託に該当する場合において、同法第３条第２項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合（同法第２条第１項に規定する特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合）に該当するとき（明示規則第４条第３号）。

〈明示における違反行為事例〉

①　緊急を要するため、委託事業者が中小受託事業者に口頭（電話）で発注し、その後、当該発注に係る明示事項を書面又は電磁的方法により明示しない場合

②　委託事業者が中小受託事業者に対して、発注単価をコンピュータに登録してこれを帳票に印字する方法で書面を作成しているが、新規部品の製造委託の発注時に、既に単価が決定しているにもかかわらずコンピュータには未登録のため、結果として書面に単価が表示されることなく発注する場合

③　委託事業者は中小受託事業者に対して、原材料Ａ金属の加工を委託しているところ、代金の額は、中小受託事業者が原材料Ａ金属を購入した日のＡ金属〇〇市場の終値に使用した数量を乗じた金額に加工賃を加えて定められることとなっており、中小受託事業者に委託した時点では、中小受託事業者が購入するＡ金属の終値が分からないので具体的金額を明示することができないとして算定方法を明示することが可能であるにもかかわらず、当初の明示の際に具体的金額も算定方法も明示しない場合

④　委託事業者は中小受託事業者に対して、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部のプログラムの作成を委託しているところ、委託した時点では、ユーザーの求める仕様が確定しておらず、正確な仕様を決定することができないため発注の内容及び代金の額を定めることができないことを理由として、これらが確定するまで、一切明示をしない場合

第４　委託事業者の禁止行為

１　受領拒否

(1) 受領拒否（法第５条第１項第１号）とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと」である。

ア　「給付の受領」とは、物品の製造又は修理委託においては、給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付の目的物を受け取り、自己の占有下に置くことである。

イ　情報成果物の作成委託における「給付の受領」とは、情報成果物を記録した媒体がある場合には、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した媒体を自己の占有下に置くことであり、また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物が委託事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることである。

ウ　「受領を拒む」とは、中小受託事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、納期を延期すること又は発注を取り消すことにより発注時に定められた納期に中小受託事業者の給付の全部又は一部を受け取らない場合も原則として受領を拒むことに含まれる。

(2)「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして中小受託事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア　中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合

なお、次のような場合には委託内容と異なることがある等として受領を拒むことは認められない。

(ｱ) 委託内容が明示されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

(ｲ) 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なるなどとする場合

(ｳ) 取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

イ　中小受託事業者の給付が明示された納期に行われない場合

なお、次のような場合には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

(ｱ) 納期が明示されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合

(ｲ) 中小受託事業者の給付について委託事業者が原材料等を支給する場合において、委託事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合

(ｳ) 納期が中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

1－1　生産計画の変更を理由とした受領拒否

委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、中小受託事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。

1－2　設計変更を理由とした受領拒否

委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が生産を開始したところ、委託事業者はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この中小受託事業者が既に完成させた旨を伝えると、委託事業者は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。

1－3　無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否

委託事業者は、当初、発注日の１週間後を納期としていたが急に発注日から２日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが委託事業者は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産した部品の受領を拒否した。

1－4　受領態勢が整わないことを理由とした受領拒否

委託事業者は、中小受託事業者に革小物の修理を委託していたが、繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が修理した革小物を受領しなかった。

1－5　取引先の都合を理由とした受領拒否

(1)　委託事業者は、中小受託事業者に金属製品の製造を委託していたが、自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した金属製品を受領しなかった。

(2) 委託事業者は、中小受託事業者に建装材の製造を委託していたが、自社の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した建装材を受領しなかった。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

1－6 製造計画の変更を理由とした受領拒否

委託事業者は、中小受託事業者に対して設計図面の作成を委託していたが、自社製品の製造計画が変更になったとして当該設計図面を受領しなかった。

1－7 仕様変更を理由とした受領拒否

委託事業者は、中小受託事業者にシステムプログラムの開発等を委託していたが、仕様を変更したことを理由として、あらかじめ定めた納期に中小受託事業者が当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。

1－8 取引先等の都合を理由とした受領拒否

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対してホームページの制作を委託していたが、発注元からの仕様の変更を理由に、中小受託事業者が当初の仕様に従って制作したホームページのデータを受領しなかった。

(2) 委託事業者は、中小受託事業者に対して広告の制作を委託していたが、広告主の意向により、テレビ放送を用いた広告を行うことを取りやめたため、既に中小受託事業者が制作したテレビＣＭのＶＴＲテープを受領しなかった。

(3) 委託事業者が中小受託事業者に放送番組の制作を委託し、中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、委託事業者が指定した番組出演者に係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のＶＴＲテープを受領しなかった。

1－9 その他の受領拒否

委託事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を中小受託事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、中小受託事業者が作成した原画を受領しなかった。

2　支払遅延

(1) 支払遅延（法第５条第１項第２号）とは、「製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと」である。「支払期日」は、「給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供受けた日。以下同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない」（法第３条第１項）。この「支払期日」の起算日は「給付を受領した日」であることから、納入以後に行われる検査や最終ユーザーへの提供等を基準として支払期日を定める制度を採っている場合には、制度上支払遅延が生じることのないよう、納入以後に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。

(2) 製造委託において、中小受託事業者が委託事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託し、委託事業者は当該部品を倉庫から出庫し、使用する方式を採用することがある。このような方式の下では、中小受託事業者が、明示された受領日以前に、委託事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託する場合には、預託された日が支払期日の起算日となる。しかし、例えば、中小受託事業者が倉庫に預託した部品のうち、明示された納期日前に預託された部品については、委託事業者又は倉庫事業者を占有代理人として、中小受託事業者が自ら占有していることとし、明示された納期日に、明示された数量の部品の所有権が委託事業者に移転することについてあらかじめ書面で合意されている場合（当該合意がその内容を記録した電磁的記録によってされた場合を含む。）には、倉庫に預託した部品のうち、明示された受領日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、明示された納期日（ただし、委託事業者が当該納期日前に出庫し、使用した場合においては、出庫した日）に受領があったものとして取り扱い、「支払期日」の起算日とする（ただし、このような方式の下では、支払遅延のほか、受領拒否、買いたたき等の規定に抵触しないよう留意する必要がある。）。

(3) また、情報成果物作成委託においては、委託事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業についての指示等を行うために、情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことがある。委託事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、委託事業者が支配下に置いた当該情報

成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領」したものとは取り扱わず、支配下に置いた日を「支払期日」の起算日とはしない。ただし、明示された納期日において、委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該期日に給付を受領したものとして、「支払期日」の起算日とする。

(4) 役務提供委託又は特定運送委託にあっては、「支払期日」の起算日は、「中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日」（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）であり、原則として、中小受託事業者が提供する個々の役務に対して「支払期日」を設定する必要がある。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。

○　代金の支払は、中小受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が明示されていること。

○　明示において、当該期間の代金の額が示されていること、又は代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明記されていること。

○　中小受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

(5) 代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、支払遅延に該当する。

「金銭及び手形以外の支払手段」には、例えば、一括決済方式（明示規則第１条第１項第５号に規定する債権譲渡担保方式又は同号に規定するファクタリング方式若しくは同号に規定する併存的債務引受方式をいう。）、電子記録債権（同項第６号に規定する電子記録債権をいう。）が該当する。

「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」とは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段をいう。例えば、①一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるものや、②一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものがこれに該当する。

これらの支払手段のうち、満期日・決済日等が代金の支払期日以前に到来するものを使用することは認められるが、当該支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当するため、委託事業者は、支払期日までに、当該代金を支払う必要がある。他方、満期日・決済日等が代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う。

(6) 次のような場合は、代金の支払遅延に当たる。

ア　委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日以内に定められている場合に、その定められた支払期日までに代金を支払わないとき。

イ　委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日を超えて定められている場合に、受領日から60日目までに代金を支払わないとき（この場合、法に定める範囲を超えて支払期日が定められており、それ自体に問題がある。）。

ウ　委託事業者と中小受託事業者との間で支払期日が定められていない場合に、その給付の受領日に代金を支払わないとき。

エ　「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」等の月単位の締切制度を採っている場合に、締切後 30 日以内に支払期日を定めていないことにより、給付の受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき。

オ　「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、検収に相当日数を要したため、給付の受領日から60日目までに代金を支払わないとき。

カ　委託事業者と中小受託事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないとき。

キ　中小受託事業者に代金を支払う際に、手形を交付したとき。

ク　中小受託事業者に代金を支払う際に、法第３条第１項の規定により定められた支払期日又は同条第２項の支払期日に代金の満額に相当する現金を受け取ることができない一括決済方式又は電子記録債権を使用したとき。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

2－1　検収締切制度を採用したことによる支払遅延

委託事業者は、毎月末日納入締切、翌月末日支払とする支払制度を採っていたが、検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する代金の支払が、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて支払われていた。

2－2　使用高払方式による支払遅延

委託事業者は、一部の材料について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ、代金の額として支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

2－3　支払制度に起因する支払遅延

委託事業者は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、毎月 25 日納品締切、翌々月５日支払の支払制度を採っているため、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

2－4　請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

委託事業者は、板金の修理等を中小受託事業者に委託し毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、中小受託事業者からの請求書の提出遅れや伝票処理の遅れを理由に、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

2－5　放送日を支払起算日とする支払制度を採用したことによる支払遅延

(1)　委託事業者は、放送番組の制作を中小受託事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後 60 日を超えて代金を支払っていた。

(2)　委託事業者は、毎月１本ずつ放送される放送番組の作成を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての代金が納入後 60 日を超えて支払われていた。

2－6　検査の遅れを理由とした支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者にプログラムの作成を委託し、検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に３か月を要したため、代金が納入後 60 日を超えて支払われていた。

2－7　事務処理の遅れを理由とした支払遅延

委託事業者は、放送番組等の制作を中小受託事業者に委託しているところ、自社の事務処理が遅れたことを理由に、中小受託事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

2－8　取引先の都合を理由とした支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対してユーザー向けソフトウェアの開発を委託しているが、ユーザーからの入金が遅れていることを理由として、中小受託事業者に対して、あらかじめ定めた支払期日に代金を支払っていなかった。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

2－9 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

委託事業者は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

2－10 手形払から期日現金払に変更することによる支払遅延

委託事業者は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、手形払に係る経費の削減等を図るため、代金を従来の手形払の満期相当日に現金で支払う方法に変更したことから、中小受託事業者から役務の提供を受けた日から 60 日を超えて代金を支払っていた。

2－11 支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者は、森林の管理及び立木の伐採作業を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者とあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、中小受託事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

2－12 支払日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者とあらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）がされていないにもかかわらず、代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、中小受託事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

2－13 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、中小受託事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて代金を支払っていた。

〈その他の想定される違反行為事例〉

2－14 手形の交付による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、手形を交付することによって代金を支払っていた。

2－15 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

2－16 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

3　代金の減額

(1) 法第５条第１項第３号で禁止されている代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。

代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、

ア　消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ　中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。

ウ　委託事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして代金の額を減ずること。

エ　代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

オ　代金の支払時に、１円以上を切り捨てて支払うこと。

カ　中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引くこと。

キ　毎月の代金の額の一定率相当額を割戻金として委託事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、委託事業者が、一の中小受託事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該中小受託事業者が委託事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がされ、その内容について書面又は電磁的記録の作成がされており、当該書面又は電磁的記録における記載又は記録と明示されている代金の額とを合わせて実際の代金の額とすることが合意されており、かつ、当該明示と割戻金の内容が記載されている書面又は電磁的記録との関連付けがされている場合には、当該割戻金は代金の減額には当たらない。

(2)「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして代金の額を減ずることが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア　「１　受領拒否」（2）にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当するとき。

(ｱ) 当該理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(ｲ) 当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

イ　「４　返品」（2）にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当するとき。

(ｱ) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(ｲ) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

3－1　代金の額から一定額を差し引くことによる減額

(1)　委託事業者は、中小受託事業者から納品される部品を使って製作した製品を国内向け及び輸出向けに販売しているところ、輸出向けの製品に用いる部品については、「輸出特別処理」と称して、発注価格（国内向け製品に用いる部品の発注価格と同一）から一定額を差し引いて代金を支払った。

(2)　委託事業者は、「製品を安値で受注した」との理由であらかじめ定められた代金から一定額を減額した。

(3)　委託事業者は、１か月分の代金を納品締切日（月末）から 90 日後に現金で支払っていたが、法に違反するとの指摘を受け、60 日間早めて翌月末に支払うこととした。委託事業者は、その後、支払期日を早めたことを理由として代金から一定額を減じて支払った。

(4)　委託事業者は、自社工場が水害を被ったことを理由に損害回復協力金として代金から一定額を６か月間にわたって減額した。

(5)　委託事業者は、月末納品締切翌月末現金支払で代金を支払っているところ、業界他社は４か月（120 日）サイトの手形で支払っているとして、代金から一定額を差し引いて支払った。

(6)　コンビニエンスストア本部である委託事業者は、消費者に販売する食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、代金から一定額を差し引いて支払った。

3－2　新単価の遡及適用による減額

(1) 委託事業者は、4月と10月との年２回、単価の改定を行っているところ、従来は、単価改定時の２か月前頃から改定交渉を開始していたが、上記の単価改定については、需要見通し作業が遅れたため中小受託事業者への発注量が決まらず、このため中小受託事業者との単価改定交渉の開始が遅れ、単価の引下げについての合意をみたのが、新決算期に入った４月20日であった。引下げ後の新単価は、合意日（４月 20 日）以降に発注する分について適用すべきであるところ、同社は合意日前に発注した分について新単価を適用することにより旧単価と新単価の差額分を減額した。

(2) 委託事業者は、自動車等の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて代金を支払った。

3－3 歩引きによる減額

委託事業者は、既製服の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、中小受託事業者に対し、「歩引き」と称して代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から差し引いた。

3－4 金利引きによる減額

委託事業者は、手形を交付することによって代金を支払っていたが、支払期日に現金での支払を希望する中小受託事業者に対しては、代金から一定額を割引料として減じて支払った。

3－5 無理な納期短縮による納期遅れを理由とした減額

委託事業者は、当初、発注日の１週間後を納期としていたが、急に発注日から２日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが、委託事業者は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。中小受託事業者がその翌日納品したところ、委託事業者は受領したが、納期遅れを理由として代金を減額した。

3－6 納品数量を増加させることによる減額

委託事業者は、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、中小受託事業者に対して、代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、代金を減額した。

3－7 単価の引下げに応じない中小受託事業者に対する減額

委託事業者は、部品の製造等を中小受託事業者に委託しているところ、単価改定の要請に応じない中小受託事業者に対し、「出精値引き」と称して、代金の額を減じた。

3－8 達成リベートの減額

委託事業者は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、「達成リベート」として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、中小受託事業者に対し、当該一定期間の代金の額に一定率を乗じて得た額を委託事業者の金融機関口座に振り込ませた。

3－9 システム利用料の減額

委託事業者は、日用品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、中小受託事業者が得る利益がないにもかかわらず、「オンライン処理料」と称して、代金の額を減じた。

3－10 １円以上の切捨てによる減額

委託事業者は、自動車の修理業務を中小受託事業者に委託しているところ、支払時に100円未満の端数を切り捨てることにより、代金の額を減じた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3－11 業績悪化を理由とした減額

委託事業者は、オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザインやＢＧＭの制作を中小受託事業者に委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、代金の額を減じた。

3－12 無理な仕様変更による納期遅れを理由とした減額

委託事業者は、中小受託事業者に対してプログラムの作成を委託しているところ、作業の途中で当初指示した仕様を一方的に変更したため、中小受託事業者がこの変更に対応しようとして納期に間に合わなかったことから、納期遅れを理由として代金を減額した。

3－13 振込手数料を負担させることによる減額

委託事業者は、プログラムの作成等を中小受託事業者に委託しているところ、代金の額から中小受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料相当額を差し引いた。

3－14 取引先の都合を理由とした減額

委託事業者は、機器管理ソフトウェアのプログラムの作成を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から一部のプログラムをキャンセルされたことを理由に、そのキャンセルされたプログラムの対価に相当する額を代金から差し引いた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

3－15 新単価の遡及適用による減額

(1) 委託事業者は、中小受託事業者との間で毎月の役務の提供に対して代金を支払うこととしているところ、契約を改定することにより、単価の引下げを行い、引き下げられた単価を遡って適用し、当初の単価で計算された代金と新単価で計算された代金との差額を翌月の代金の支払から一括して差し引いた。

(2) 委託事業者は、中小受託事業者に対して運送委託を行っており、運賃については、発注書面に記載した単価表によって定めているところ、発注書面に記載している単価表を改定し、当初の単価で計算された代金と新単価で計算された代金との差額を翌月の代金の支払から一括して差し引いた。

3－16 協力金等を理由とした減額

(1) 委託事業者は、中小受託事業者との間で年間の役務提供契約を締結しているところ、年度末に、年間の一定の期間についてその期間は契約の対象外であったことにする旨の通知を行い、季節協力金という名目で代金から差し引いた。

(2) 委託事業者は、旅行者等に提供する海外における現地手配業務を委託している中小受託事業者に対し、「販売促進費」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から差し引いた。

(3) 委託事業者は、港湾運送等を委託している中小受託事業者に対し、「協力金」として代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を代金から差し引いた。

(4) 建設工事を請け負う委託事業者は、施主から請け負った建設工事現場の警備を委託している中小受託事業者に対し、「割戻金」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金の額から差し引いた。

3－17 積荷の量が減少したことを理由とした減額

委託事業者は、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の製造委託等代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の代金の額を下回る額を支払った。

3－18 予算不足を理由とした減額

新商品の総合的な販売促進業務を請け負った委託事業者は、中小受託事業者に対してポスターに使用するデザインの作成を委託したが、委託事業者が他の事業者に委託した他の販売促進にかかる経費に予定よりも多く出費したため、予算がないことを理由として代金を減額した。

3－19 １円以上の切捨てによる減額

委託事業者は、貨物運送等を委託している中小受託事業者に対し、代金の支払時に 1,000 円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、代金の額を減じた。

3－20 取引先の都合を理由とした減額

(1) 委託事業者は、環境分析等を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の作業着手後に、取引先から値下げ要求があったことを理由に、代金の額を減じた。

(2) 委託事業者は、自ら請け負った運送を中小受託事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、代金から毀損額を上回る一定額を差し引いた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

3―21 協力金等を理由とした減額

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者に対し、「協力金」等として代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を代金から差し引いた。

3―22 １円以上の切捨てによる減額

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、代金の支払時に1,000円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、代金の額を減じた。

4　返品

(1) 返品（法第５条第１項第４号）とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。

(2) 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付を受領した後に中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なる等の場合であって、次のア又はイに該当するときに限られる。

ア　当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合

イ　給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な取引において、当該給付の受領後の当該給付に係る代金の最初の支払時までに引き取らせる場合。（この場合にあっては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、当該明示と発注時の明示との関連付けがされていなければならない。）

(3) なお、次のような場合には委託内容と異なること等があることを理由として中小受託事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

ア　委託内容が明示されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

イ　検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なるなどとする場合

ウ　給付に係る検査を中小受託事業者に文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな過失の認められる給付であっても、受領後６か月を経過した場合

エ　委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後６か月（中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対し６か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長１年）を経過した場合

オ　給付に係る検査を省略する場合

カ　給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を中小受託事業者に文書で委任していない場合

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

4－1　販売期間終了等を理由とした返品

(1)　委託事業者は、自己のブランドを付した衣料品を中小受託事業者に作らせ納入させているところ、シーズン終了時点で売れ残った分を中小受託事業者に引き取らせた。

(2)　委託事業者は、土産品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に、中小受託事業者に引き取らせた。

4－2　商品の入替えを理由とした返品

委託事業者は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自己の店舗における商品の入替えを理由に、中小受託事業者に衣料品等を引き取らせた。

4－3　恣意的な検査基準の変更による返品

委託事業者は、染加工を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の納品したものをいったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、中小受託事業者に引き取らせた。

4－4　受領後６か月を超えた後の返品

委託事業者は、中小受託事業者から納入された機械部品を受領し、10か月後に委託内容と異なることがあるとの理由で中小受託事業者にこれを引き取らせた。

4－5　受入検査を行わない場合の返品

委託事業者は、納入された製品の検査を行っていない場合に、中小受託事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。

4－6　受入検査を文書で委任していない場合の返品

委託事業者は、受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、中小受託事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、中小受託事業者に引き取らせた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

4－7　事業計画の変更を理由とした返品

委託事業者は、中小受託事業者から受領した放送番組について、毎週継続的に放送する予定であったが、視聴率が低下したことを理由として放送を打ち切り、納入された放送番組が記録されたＶＴＲテープを中小受託事業者に引き取らせた。

4－8　取引先の都合を理由とした返品

委託事業者は、中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由として、中小受託事業者に引き取らせた。

5　買いたたき

(1) 買いたたき（法第５条第１項第５号）とは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。

ア　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額

イ　当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

買いたたきに該当するか否かは、代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

(2) 次のような方法で代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア　多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として代金の額を定めること。

イ　量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めること。

ウ　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

オ　一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。

カ　委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

キ　短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い代金の額を定めること。

ク　給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めること。

ケ　合理的な理由がないにもかかわらず特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い代金の額を定めること。

コ　同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5－1　大量発注を前提にした単価での少量の発注による買いたたき

委託事業者は、単価の決定に当たって、中小受託事業者に１個、５個及び10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価（この単価は１個製作する場合の通常の対価を大幅に下回るものであった。）で１個発注した。

5－2 量産品と同単価での補給品の発注による買いたたき

委託事業者は、中小受託事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－3 代金を据え置くことによる買いたたき

(1) 委託事業者は、委託事業者から中小受託事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、中小受託事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、円高や景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、一部の中小受託事業者に対し、収益が回復するまでの間の一時的な代金の引下げによる協力を要請したところ、中小受託事業者は、委託事業者の収益が回復した場合には代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に受け入れた。その後、円安となり、景気が回復し、委託事業者の収益も回復したところ、委託事業者は、中小受託事業者から、代金の引上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、代金を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(3) 委託事業者は、建設資材の製造を中小受託事業者に委託しているところ、従来から製造委託している製品について、価格交渉時に中小受託事業者から環境対策に係る法規制等に対応するためのコストが増大したとして、当該対策費用を代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に代金の額を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(4) 委託事業者は、原材料費が高騰している状況において、集中購買に参加できない中小受託事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして中小受託事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう委託事業者に求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－4 一律一定率の単価引下げによる買いたたき

委託事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常の対価を大幅に下回るものとなった。

5－5 合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき

委託事業者は、委託事業者の取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○％減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している中小受託事業者に対して、半年毎に加工費の○％の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－6 納品後の代金の決定による買いたたき

委託事業者は、代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に中小受託事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。（代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、代金の額を定めないまま委託することは、法第４条に違反する。）

5－7 短納期発注による買いたたき

(1) 委託事業者は、中小受託事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。委託事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。中小受託事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通

常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－8 多頻度小口納入による買いたたき

委託事業者は、従来、週１回であった配送を毎日に変更するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って１回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。

5－9 その他の買いたたき

(1) 委託事業者は、電線等の加工を委託している中小受託事業者に対し、単価改定の際、当該中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、品質が異なるにもかかわらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、十分な協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る代金の額を一方的に定めた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5－10 一律一定率の単価引下げによる買いたたき

委託事業者は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を委託している中小受託事業者に対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－11 納品後の代金の決定による買いたたき

委託事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、中小受託事業者に対して代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。（代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、代金の額を定めないまま委託することは、法第４条に違反する。）

5－12 短納期発注による買いたたき

委託事業者は、データベース用ソフトウェアの作成を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－13 その他の買いたたき

(1) 委託事業者は、看板のデザインの制作を委託している中小受託事業者に対し、十分な協議をすることなく、過去に他の事業者に対し同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権を委託事業者に譲渡させることとしたが、その代金は「製造委託等代金」に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(3) 委託事業者は、アニメーションの原画の作成を中小受託事業者である個人のアニメーターに委託しているところ、委託事業者の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積りよりも割高となることを理由に中小受託事業者から代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

5－14 代金を据え置くことによる買いたたき

(1) 委託事業者は、中小受託事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業は委託事業者が行うものとしていたが、これを中小受託事業者が行うこととし、変更を通知したところ、中小受託事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして代金の改定を求める見積書

を提出したにもかかわらず、委託事業者は中小受託事業者と十分な協議をすることなく、従来どおりに価格を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、貨物の運送を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－15 一律一定率の単価引下げによる買いたたき

(1) 委託事業者は、貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、広告物の取付けを委託している中小受託事業者に対し、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－16 取引先の都合を理由とした買いたたき

委託事業者は、荷主から前年比○%の運送料金の引下げ要請があったことを理由として、中小受託事業者と協議することなく、一方的に前年から○%引き下げた単価により、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－17 その他の買いたたき

(1) 委託事業者は、ビルの機器設備保守点検等を委託している中小受託事業者に対し、十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(2) 委託事業者は、中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

5－18 代金を据え置くことによる買いたたき

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、燃料価格の高騰や労務費の上昇が明らかな状況において、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

5－19 その他の買いたたき

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者に送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

6　購入・利用強制

(1) 購入・利用強制（法第５条第１項第６号）とは、「中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること」により、中小受託事業者にその対価を負担させることである。

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、委託事業者又は関連会社等が販売する物であって、中小受託事業者の購入の対象として特定した物が全て含まれる。また、「役務」とは、委託事業者又は関連会社等が提供するものであって、中小受託事業者の利用の対象となる役務が全て含まれる。

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用をしないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。

(2) 次のような方法で中小受託事業者に自己の指定する物の購入又は役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

ア　購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に購入又は利用を要請すること。

イ　中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請すること。
ウ　中小受託事業者に対して、購入又は利用をしなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入又は利用を要請すること。
エ　中小受託事業者が購入若しくは利用をする意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入若しくは利用をする意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入又は利用を要請すること。
オ　中小受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に物を中小受託事業者に送付すること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

6－1　自社製品の購入強制

(1)　委託事業者は、自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて中小受託事業者に対し、中小受託事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させた。

(2)　委託事業者は、自社製品拡販運動を実施するに当たり、自社工場入口に「当社製車両以外構内乗入れは御遠慮下さい。」と表示した看板を立て、中小受託事業者が納入のため他社製車両で乗り入れる都度「他社製車両乗入れ願」を提出させるとともに、納入カード・納品書に「納入は当社の車でお願いします。」と表示して、中小受託事業者に自社製車両の購入を要請し、購入させた。

(3)　委託事業者は、自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、中小受託事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて中小受託事業者に自社製品の購入を再三要請し、購入させた。

(4)　委託事業者は、自社の取扱部品の販売キャンペーンとして、購買・外注担当者と協力工場との会議の席上及び協力工場の製品納入時に、当該部品の販売先の紹介を要請するとともに、中小受託事業者の紹介先の購入実績を購買・外注窓口に貼り出すこと等により、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

6－2　取引先製品の購入強制

委託事業者は、自動車部品の組立加工等を委託している中小受託事業者に対し、外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

6－3　自社が指定する役務の利用強制

(1)　委託事業者は、物品の製造委託をする際に、インターネットを利用する方法により明示することとしたところ、中小受託事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。

(2)　委託事業者は、中小受託事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、中小受託事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

6－4　自社製品等の購入強制

(1)　委託事業者は、機器管理プログラムの作成等を委託しているところ、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、委託内容とは関係のない自社製品である暗号化プログラムの購入を要請し、購入させた。

(2)　広告会社である委託事業者が、広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したのに対して、名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨を委託事業者に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせた。

6－5　自社の関連会社の商品の購入強制

委託事業者は、中小受託事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、あらかじめ中小受託事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

6－6　自社製品等の購入強制

(1)　家庭用電気製品製造・販売事業者の物流子会社である委託事業者が、中小受託事業者である運送事業者に対して毎年末にノルマを定めて家庭用電気製品製造・販売事業者の取扱い商品の購入を要請し、今後の契約を懸念した中小受託事業者に当該商品を購入させた。

(2)　委託事業者は、冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させた。

(3)　委託事業者は、ビル等の清掃を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させた。

6－7　取引先製品の購入強制

委託事業者は、貨物運送等を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社の取引先からの購入要請があった自動車の購入を要請し、購入させた。

6－8　自社が指定する役務の利用強制

委託事業者は、自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を、船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して要請し、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたい事情があるにもかかわらず、度々要請し、貸渡業者に委託事業者の薦める保険に加入させた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

6－9　自社商品の購入強制

委託事業者は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対して、発注担当者を通じて、中小受託事業者が必要としていないにもかかわらず、自社商品の購入を要請し、当該商品を購入させた。

6－10　自社が指定する役務の利用強制

委託事業者は、自社の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、子会社が取り扱う保険への加入を度々要請し、中小受託事業者は既に別の保険に加入しているため、断りたい事情があるにもかかわらず、委託事業者の薦める保険に加入させた。

7　不当な経済上の利益の提供要請

(1)　不当な経済上の利益の提供要請（法第５条第２項第２号）とは、委託事業者が中小受託事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(2)　「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等の名目のいかんを問わず、「製造委託等代金」の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

委託事業者が中小受託事業者に「経済上の利益」の提供を要請する場合には、当該「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど中小受託事業者にとっても直接の利益となる場合もあり得る。「経済上の利益」が、その提供によって得ることとなる直接の利益の範囲内であるものとして、中小受託事業者の自由な意思により提供する場合には、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

他方、委託事業者と中小受託事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合、委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、法第５条第２項第２号に該当する。

(3)　委託事業者が、次のような方法で、中小受託事業者に経済上の利益の提供を要請することは、法第５条第２項第２号に該当するおそれがある。

ア　購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭、労働力等の提供を要請すること。

イ　中小受託事業者ごとに目標を定めて金銭、労働力等の提供を要請すること。

ウ　中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭、労働力等の提供を要請すること。

エ　中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭、労働力等の提供を要請すること。

(4) 部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様である。

(5) 情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

(6) 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、法第５条第２項第２号に該当する。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7－1　協賛金等の提供要請

(1) 委託事業者は、食料品の製造を委託している中小受託事業者に対して年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、委託事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせた。

(2) 委託事業者は、繊維製品の製造を委託している中小受託事業者に対し、購買担当者を通じて自社が発行する製品カタログ製作のための協賛金を提供させた。

(3) 委託事業者は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、中小受託事業者に対し、センターフィー協力費として、代金の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。

7－2　返品時における送料の負担要請

委託事業者は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、販売期間終了後、中小受託事業者が納品した衣料品等の在庫商品の返品を行うに当たり、中小受託事業者に対し、返品に係る送料を負担させた。（この場合、販売期間終了後の在庫商品の返品についても法に違反する。）

7－3　展示用商品の提供要請

委託事業者は、インテリア製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、中小受託事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。

7－4　設計図等の無償譲渡要請

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させた。

(2) 委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で譲渡させた。

7－5　型・治具の無償保管要請

(1) 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該中小受託事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

(2) 委託事業者は、自動車用部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

(3) 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に無償で金型・治具を保管させた。

7－6 受領拒否に伴う商品の無償保管要請

委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法第５条第１項に違反する。）

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7－7 協賛金の提供要請

鉄道業を営む委託事業者は、自社の住宅販売部門が販売する住宅の設計図の作成を中小受託事業者に委託しているところ、広告宣伝のための費用を確保するため、中小受託事業者に対し、「協賛金」として、一定額を提供させた。

7－8 労務の提供要請

委託事業者は、ソフトウェアの作成を委託している中小受託事業者の従業員を委託事業者の事業所に常駐させ、実際には当該中小受託事業者への発注とは無関係の事務を行わせた。

7－9 委託内容にない情報成果物の提供要請

委託事業者は、中小受託事業者にデザイン画の作成を委託し、中小受託事業者はＣＡＤシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

7－10 知的財産権の無償譲渡の要請

委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

7－11 従業員の派遣要請

大規模小売業者である委託事業者は、自らが貨物自動車運送事業を営み、顧客から商品の配送を請け負っているところ、荷物の配送を委託している中小受託事業者に対して、店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させた。

7－12 労務の提供要請

(1) 委託事業者は、貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた。

(2) 委託事業者は、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は委託事業者の負担であるとされているにもかかわらず、中小受託事業者である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせた。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

7－13 従業員の派遣要請

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会いのために従業員を派遣させた。

7－14 労務の提供要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

7－15 関税・消費税の立替え要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

8　不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

(1) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（法第５条第２項第３号）とは、委託事業者が中小受託事業者に対して「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(2) 「給付の内容を変更させ」るとは、委託事業者が給付の受領前に、明示されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。また、「給付をやり直させる」とは、委託事業者が給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは「中小受託事業者の利益を不当に害」することとなるものである。

やり直し等のために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(3) 「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、中小受託事業者に対して給付の内容を変更させることが認められるのは、中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合、又は給付を受領する前に委託事業者が中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合に限られる。また、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、受領後に給付をやり直させることが認められるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合に限られる。

なお、次の場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なること等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

ア　中小受託事業者の給付の受領前に、中小受託事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず委託事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、中小受託事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

イ　取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

ウ　検査基準を恣意的に厳しくして委託内容と異なること等があるとする場合

エ　委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付について、受領後１年を経過した場合（ただし、委託事業者の保証期間が１年を超える場合において、委託事業者と中小受託事業者がそれに応じた保証期間を定めている場合を除く。）

(4) 情報成果物作成委託においては、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明示することが不可能な場合がある。このような場合には、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは問題とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

なお、この場合においても、(3)アからエまでに該当する場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なること等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

(5) 当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、委託内容、代金の額等の明示事項を改めて明示する必要がある。

また、委託事業者は中小受託事業者に対して製造委託等をする際には、委託内容を満たしているか否か双方で争いが生じることのないよう、委託内容を明示する必要があり、製造委託等をした時点では委託内容が確定せず、明示していない場合であっても、委託内容が定められた後、直ちに委託内容を明示する必要がある。また、取引の過程で、明示された委託内容が変更され、又は明確化されることもあるので、このような場合には、委託事業者は、これらの内容を中小受託事業者に明示する必要があり、法第７条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類等の一部として保存する必要がある。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

8－1 販売不振を理由とした発注取消し

委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、中小受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

8－2 設計変更を理由とした発注内容の変更

委託事業者は、部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、中小受託事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

8－3 恣意的な検査基準の変更によるやり直し

委託事業者は、中小受託事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、中小受託事業者に無償でやり直しを求めた。

8－4 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

(1) 委託事業者は、印刷・製本等を中小受託事業者に委託しているところ、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

(2) 委託事業者は、自動車の修理を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から修理の依頼を取り消されたため、それまでに中小受託事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消した。

(3) 委託事業者は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの発注内容が変更されたことを理由として、中小受託事業者に対し、やり直しをさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。

(4) 委託事業者は、食品用包装容器の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの要請により当初の発注から仕様を変更したため、その対応のために大幅に増加した人件費の負担を中小受託事業者から求められたことを理由に、その費用を負担せず、発注を取り消した。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

8－5 不明確な指示を原因としたやり直し

委託事業者は、中小受託事業者に対してソフトウェアの開発を委託したが、仕様についてはユーザーを交えた打合せ会で決めることとしていたところ、決められた内容については書面又は電磁的方法で確認することをせず、中小受託事業者から確認を求められても明確な指示を行わなかったため、中小受託事業者は自分の判断に基づいて作業を行い納入をしようとしたところ、決められた仕様と異なるとして中小受託事業者に対して無償でやり直しを求めた。

8－6 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し

(1) 委託事業者は、既に一定の仕様を示して中小受託事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため中小受託事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しなかった。

(2) 委託事業者が、定期的に放送されるテレビＣＭの作成を中小受託事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビＣＭを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、委託事業者は、中小受託事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビＣＭについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しなかった。

8－7 その他の発注内容の変更・やり直し

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に対してデザインの作成を委託したところ、委託事業者の担当者が人事異動により交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用を委託事業者が負担しなかった。

(2) 委託事業者は、テレビ番組の制作を委託していた中小受託事業者に対して、いったん委託事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た委託事業者の役員の意見により、中小受託事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した中小受託事業者の費用を負担しなかった。

(3) 委託事業者は、アニメーションの動画の作成を中小受託事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

8－8 不明確な指示を原因としたやり直し

委託事業者は、ダイレクトメールの封入等を委託するに当たり、中小受託事業者に十分な説明をしないまま作業を行わせ、後日、自社の都合で作業のやり直しをさせたにもかかわらず、変更に要した費用を負担しなかった。

8－9 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、貨物の運送を委託していた中小受託事業者に対して、発注元からの発注が取り消されたことを理由として発注を取り消したにもかかわらず、中小受託事業者が要した費用を負担しなかった。

8－10 その他の発注内容の変更・取消し

(1) 委託事業者は、中小受託事業者に清掃を委託し、中小受託事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、委託事業者が発注を取り消したにもかかわらず、中小受託事業者が要した費用を負担しなかった。

(2) 委託事業者は、貨物の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

8－11 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が負担した費用を支払わなかった。

8－12 自社の都合を理由とした発注内容の変更

(1) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

(2) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、自社の都合により貨物の到着日時を当初の予定より遅く変更し、中小受託事業者に対し長期にわたって商品を保管させたにもかかわらず、保管について必要な費用を負担しなかった。

9 協議に応じない一方的な代金決定

(1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第５条第２項第４号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(2)「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

(3)「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。

なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

(4)「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

なお、中小受託事業者の求めた事項が代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。

(5)「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合が該当する。

なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。

(6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、「受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

(7) 中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第５条第２項第４号に該当する。

ア　中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

イ　中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

ウ　中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

エ　委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

〈想定される違反行為事例〉

9－1　拒否等により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合

9－2　詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合

9－3　中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

(1)　中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合

(2)　中小受託事業者が委託事業者による原価低減要請に関し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引き下げた額を代金の額と定めた場合

附　則

この通達は令和８年１月１日から施行する。

資料７

サプライチェーン全体での支払の適正化について（抄）

２０２５１０２４中庁第１号
公 取 企 第 ４ ０ ５ 号
令 和 ７ 年 １ ０ 月 ２ ８ 日

関係事業者団体代表者　殿

経済産業省　中小企業庁
事業環境部長

公正取引委員会事務総局
官 房 審 議 官

サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和７年５月 16 日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月 23 日に公布されました。この改正法は、令和８年１月１日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、令和８年１月１日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

１．令和８年１月１日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して 60 日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して 60 日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。

２．取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して 60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

資料８

サプライチェーン・マネジメントに関する考え方

公 取 企 第 29 号
平成 15 年３月 31 日

（ 親 事 業 者 ） 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長

事業者等の活動に係る事前相談について（回答）

貴社から平成 15 年３月 13 日付けで申出のあった事業者等の活動に係る事前相談について、下記のとおり回答します。

記

１　本件相談の概要

(1)　下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の適用を受ける取引（以下「下請取引」という。）において、以下の方式のサプライチェーン・マネジメント（以下「ＳＣＭ」という。）を採用した受発注を実施しようとしているところ、下請法に違反するおそれがあるかどうか。

(2)　当該方式では下請事業者が毎日配送する必要があるために、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者は倉庫から出庫・使用する方式を採用する場合があるが、この場合は下請法に違反するおそれがあるかどうか。

（相談の方式）

親事業者と下請事業者との間で、以下の内容を合意した基本契約を書面で締結した上で、製品の販売状況等に応じて発注量が変動する部品についてＳＣＭを採用した製造委託を実施。

ア　親事業者は、１週間に一度、先行所要情報（例：１週間毎に更新、先８週間程度の下請事業者に対する需要予測データ）をオンライン又はｗｅｂ上で下請事業者に提示する。

イ　親事業者は下請事業者に対して、当該部品の生産リードタイムをおいて（例えば１週間）、下請法第３条第１項に基づき、納期、部品の数量等を記載した書面（以下「３条書面」という。）を交付する。

ウ　親事業者は下請事業者に対して、３条書面記載の数量の微調整を行うため、納期の１日前に納入指示書を交付し、下請事業者は納入指示書の数量に基づき、親事業者に納品する。

エ　親事業者は、ＳＣＭを採用した部品の製造委託が終了した際に、親事業者が受領した数量の合計が３条書面記載の数量の合計を下回る場合には、書面記載の数量を引き取る。

オ　下請代金の支払は、親事業者が受領した数量を月末に締め、それに対応する下請代金を翌月末に支払う。

カ　先行所要情報は需要予測データであり、３条書面記載の数量を超えて、当該需要予測データに基づき生産した数量の部品は、親事業者は引き取る義務はない。

２　相談に対する考え方

(1)　親事業者が、下請取引において、ＳＣＭを採用することは、親事業者と下請事業者が長期の需要予測データを共有することによって、効率的な生産体制を構築し、市場の変化による需要の増減に対して機動的に対応することが可能となるなど、親事業者及び下請事業者の双方の利益となると考えられる。他方、親事業者が提示する需要予測データと実際の製造委託数量にかい離が生じる際に、親事業者の部品の引き取り範囲を明確にしていない場合には、下請事業者に在庫負担を強いるおそれもある。

(2)　相談の方式に対する下請法上の考え方を示すと以下のとおりである。

ア　下請法第３条に基づく書面の交付について

親事業者が下請事業者に対して製造委託をする場合は、直ちに、下請代金の額、納期、発注数量等を記載した書面を交付する必要がある。

相談の方式では、親事業者は下請事業者に対して、当該部品の生産から納品に要するリードタイムをおいて３条書面を交付することとしており、この方法自体は、下請法上、問題となるものではない。

相談の方式では、発注書面を交付した後、確定数量の納入の指示は納入指示書に基づき行われており、発注書面記載の数量は納入指示書によって微調整が行われることとなるが、次のような場合には、当該発注書面は発注数量が記載されているものであって、３条書面であると認められる。

①　発注書面記載の数量と納入指示書の数量のかい離が生じないように努め、かい離がある場合には、そのために下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）を親事業者が負担すること。

②　当該部品の製造委託が終了する際には、発注書面記載の数量の部品を発注書面記載の単価で親事業者がすべて受領すること。

イ　部品の受領及び下請代金の支払について

親事業者は下請代金の支払期日を「給付を受領した日」（受領日）から起算して 60 日の期間内において定める義務がある（下請法第２条の２）。また、親事業者は、３条書面に記載された数量の部品を下請事業者から受領し、支払期日までに下請代金を支払う義務がある（下請法第４条第１項第１号、第２号）。

(ｱ)　相談の方式では、３条書面に記載された日ごとの納入数量は日々の納入指示書によって調整が行われるため、３条書面に記載された数量が受領されない場合が発生することとなるが、以下の措置が講じられる場合には、下請事業者に不利益を与えるものでなく、下請法第４条第１項第１号（受領拒否）に違反しない。

①　３条書面記載の数量と納入指示書の数量のかい離が生じないように努めることとし、当該部品の製造委託が終了する際には、３条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。

②　毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に受領した数量が３条書面記載の数量の合計を下回る場合、そのかい離は親事業者と下請事業者であらかじめ合意した可能な限り最小限の範囲内とし、当該範囲を超えて下回る数量がある場合には、締切日において受領すること。

③　３条書面記載の数量と納入指示書の数量にかい離がある場合に、あらかじめ合意された範囲内であるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は親事業者が負担すること。

(ｲ)　次に、相談の方式では、下請事業者が毎日配送する必要があるため、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に部品を預託し、親事業者は倉庫から出庫し、使用する方式（以下「預託方式」という。）を採用する場合には、下請事業者は、３条書面記載の受領日以前にも、親事業者の指定する倉庫に部品を預託することとなる。

この預託方式を採用する場合、下請事業者が倉庫に預託した部品は、親事業者が自由に倉庫から出庫し、使用することが可能となることから、特別の定めがなければ、下請事業者が預託した日が受領日とされ、当該期日から起算して 60 日の期間内において下請代金を支払わなければ支払遅延が生じることとなる。

しかし、例えば、下請事業者が倉庫に預託した部品のうち、３条書面記載の受領日前に預託された数量の部品については、親事業者又は倉庫事業者を占有代理人として、下請事業者が自ら占有していることとし、３条書面記載の受領日に、同記載の数量の部品の所有権が親事業者に移転することがあらかじめ合意されていれば、下請法上は、倉庫に預託した部品のうち、受領日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、３条書面記載の受領日に受領があったものとして取り扱う。

また、一般的な預託方式では、親事業者が倉庫から出庫し、使用した数量の部品に対して下請代金の額を支払うこととなり、毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に出庫・使用した数量が３条書面記載の数量の合計を下回る場合が生じることとなるが、以下の措置が講じられる場合には、下請事業者に不利益を与えるものではなく、下請法第４条第１項第１号（受領拒否）及び第２号（支払遅延）に違反しない。

①　当該部品の製造委託が終了する際には、３条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。

②　毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に出庫・使用した数量が３条書面記載の数量の合計を下回る場合、そのかい離の範囲を親事業者と下請事業者との間で可能な限り最小限の範囲内にあらかじめ合意し、当該範囲を超えて下回る数量がある場合には、締切日に当該範囲を超えて下回る数量を親事業者が受領すること。

③　親事業者が実際に出庫・使用した数量と３条書面記載の数量の合計のかい離があらかじめ合意された範囲内であるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は、親事業者が負担すること。

ウ　下請代金の設定

下請取引においては、親事業者が下請事業者に対して、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第４条第１項第５号（買いたたき）に違反する。

したがって、下請取引においてＳＣＭを採用する場合にも、親事業者は、下請事業者と十分協議を行い、運送費など下請事業者に生じる費用を踏まえ、下請代金の額を設定しなければならない。

また、例えば、親事業者は、単価を、需要予測に基づく数量を前提に設定したにもかかわらず、実際の製造委託数量が当該予測を著しく下回る場合には、下請法第４条第１項第５号（買いたたき）に違反するおそれがあり、このような場合には、親事業者は下請代金の額の見直しが必要となる。

エ　ＳＣＭの採用に係る取引条件の設定

下請取引においてＳＣＭを採用する場合には、前記(ｱ)及び(ｲ)のとおり、下請法上の問題が生じるおそれがあることから、親事業者は下請事業者と十分協議の上で行うことが必要であり、下請事業者の自由な意思によることとし、参加しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならない。

また、前記のような問題点が生じないようにするために、親事業者は下請事業者と十分協議の上で、次のような事項についてあらかじめ書面で合意する必要がある。

① 親事業者は、下請事業者に対して正確な需要予測データを提示するよう努めること。また、親事業者が下請事業者に提示する需要予測データは予測であり、製造委託を確約するものではないこと。

② ３条書面の交付時期をリードタイムを踏まえて明確に定めること。

③ 毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に受領した数量が３条書面記載の数量の合計を下回る場合に、そのかい離の範囲を可能な限り最小限の範囲内にあらかじめ定めることとし、かい離が当該範囲を超えて下回る数量については、親事業者は締切日に受領すること。

④ 当該部品の製造委託が終了する際には、３条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。

⑤ 親事業者が実際に受領した数量と３条書面記載の数量の合計がかい離する場合に、数量のかい離があらかじめ合意された範囲内にあるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は親事業者が負担すること。

⑥ 親事業者が下請事業者に対して、十分な時間的余裕をもって製造委託の開始時期及び終了時期を通知すること。

３ 結論

親事業者は、下請取引においてＳＣＭを採用する場合には、前記２(2)アからウまでの点に留意し、下請事業者と十分協議し、前記(2)エの各事項についてあらかじめ書面で合意した上で実施する必要があり、相談の方式は、これらの点を十分踏まえて実施した場合には、下請法上問題となるものではない。

資料９

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

平成 20 年 12 月 17 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に違反し下請事業者に重大な不利益を与えた親事業者に対して、下請法第７条の規定に基づき、下請事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採ることなどを勧告することとしているところ、最近、下請法違反行為を行っていた親事業者が当委員会に対して自発的に違反行為を申し出た事案があった。

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、当該事案については、以下のような事由が認められたことから、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした。

今後、当該事案と同様の自発的な申出が親事業者からなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、同様の取扱いをすることになる。

１　公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
２　当該違反行為を既に取りやめている。
３　当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
４　当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
５　当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注）　下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去１年間分を返還している。

資料 10

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

令和２年６月３０日
中　小　企　業　庁

中小企業庁は、親事業者が下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第４条第１項第１号、第２号若しくは第７号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第３号から第６号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第２項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認められ、かつ、重大な違反行為であると判断した場合には、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求める措置請求を行ってきているところです。

下請法違反行為を行っていた親事業者が中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合には、この親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資すること及び親事業者の法令遵守を促す観点から、申出があった事案について、以下のような事由が認められた場合、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求める措置請求までの必要はないものとして取扱いを行います。

１　中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
２　当該違反行為を既に取りやめている。
３　当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
４　当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
５　当該違反行為について中小企業庁が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注）　下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去１年間分を返還している。

資料 11
下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について

令和４年５月２０日
公正取引委員会
中小企業庁

１．令和３年 12 月 27 日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、下記２．の取組を実施することとした。

２．公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に関する新たな取組として、本日から、再発防止が不十分と認められる事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。具体的には、下請法の違反行為について繰り返し指導を受けることとなる事業者等に対し、必要に応じて、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。

３．公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

資料 12

受託中小企業振興法

（制定）昭和45年12月26日法律第145号
（改正）昭和48年10月15日法律第115号
（改正）平成 7年 3月 1日法律第 55号
（改正）平成11年 3月31日法律第 18号
（改正）平成11年12月 3日法律第146号
（改正）平成11年12月22日法律第160号
（改正）平成15年 6月18日法律第 86号
（改正）平成17年 7月26日法律第 87号
（改正）平成18年 6月 2日法律第 50号
（改正）平成19年 6月 1日法律第 70号
（改正）平成23年 6月24日法律第 74号
（改正）平成25年 6月21日法律第 57号
（改正）平成27年 5月27日法律第 29号
（改正）令和 3年 6月16日法律第 70号
（改正）令和 7年 5月23日法律第 41号

（目的）

第１条　この法律は、製造委託等を受ける中小企業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、受託中小企業振興協会による受託取引のあつせん等を推進することにより、受託取引に係る関係を改善して、受託取引に係る関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう受託中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

一　その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二　その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五　その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六　その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

２　この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一　プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前３号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

３　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第３号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
四　企業組合
五　協業組合

4　この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

5　この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

6　この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

7　この法律において「特定中小受託事業者」とは、中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定委託事業者」とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。

8　この法律において「特定連携事業」とは、二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

第３条　経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2　振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
二　発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
三　中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
四　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
五　中小受託事業者の連携の推進に関する事項
六　中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
七　受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
八　受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

3　振興基準は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者の受託取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4　経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導等）

第４条　主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

（振興事業計画）

第５条　委託事業者及びその１若しくは２以上の中小受託事業者（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（２以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。）又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体（以下「中小受託事業者等」という。）は、当該委託事業者（関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。）の発注分野の明確化、当該１若しくは２以上の関係中小受託事業者又は当該団体の構成員である当該委託事業者の関係中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術

の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

２　振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　振興事業の目標及び内容

二　振興事業の実施時期

三　振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

３　委託事業者は、中小受託事業者等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該中小受託事業者等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

（承認の基準）

第６条　主務大臣は、前条第１項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一　前条第２項第１号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該委託事業者及び中小受託事業者等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二　前条第２項第２号及び第３号に掲げる事項が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　当該委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合において、その関係中小受託事業者であつて当該委託事業者の中小受託事業者以外の者が当該振興事業に参加するときは、当該関係中小受託事業者の先次の全ての関係中小受託事業者が当該振興事業に参加するものであること。

四　当該中小受託事業者等が前条第１項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

ロ　当該団体の構成員である中小受託事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

（振興事業計画の変更等）

第７条　第５条第１項の承認を受けた委託事業者及び中小受託事業者等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

２　主務大臣は、第５条第１項の承認を受けた委託事業者又は中小受託事業者等が当該承認に係る振興事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

３　前条の規定は、第１項の承認に準用する。

（特定連携事業計画）

第８条　２以上の特定中小受託事業者は、共同で行おうとする特定連携事業に関する計画（２以上の特定中小受託事業者が会社（１又は２以上の当該特定中小受託事業者が資本金の額又は出資の総額の２分の１以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」という。）と共同で特定連携事業を行おうとする場合にあつては、当該２以上の特定中小受託事業者が当該特定会社と共同で行う特定連携事業に関するものを含む。以下「特定連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　特定連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定連携事業の目標

二　特定連携事業の内容及び実施時期

三　特定連携事業を共同で行う特定中小受託事業者（特定会社を含む。）以外の事業者（以下「共同事業者」という。）がある場合又は特定連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

四　特定連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五　特定連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（認定の基準）

第９条　主務大臣は、前条第１項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前条第２項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであること。

二　当該特定連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善が行われるものであること。

三　前条第２項第２号、第４号及び第５号に掲げる事項が特定連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（特定連携事業計画の変更等）

第10条　第８条第１項の認定を受けた特定中小受託事業者（以下「認定特定中小受託事業者」という。）は、当該認定に係る特定連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　認定特定中小受託事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

３　主務大臣は、当該認定に係る特定連携事業計画（第１項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて特定連携事業が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

４　前条の規定は、第１項の認定に準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第11条　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条第１項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第３条の２第１項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第３条の３第１項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第３条の４第１項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、振興事業関連保証（同法第３条第１項、第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４第１項に規定する債務の保証（同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する委託事業者（当該承認計画に従つて振興事業を実施する関係中小受託事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の関係中小受託事業者の委託事業者であるもの及び第５条第１項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である関係中小受託事業者であつて当該団体の構成員である他の関係中小受託事業者の委託事業者であるものを含む。）に対する同法第３条の４第１項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第３条第１項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第11条第１項に規定する振興事業関連保証（以下「振興事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第１項、第３条の３第１項及び第３条の４第１項	保険価額の合計額が	振興事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第３項及び第３条の３第２項	当該借入金の額のうち	振興事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	振興事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

２　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定連携事業関連保証（中小企業信用保険法第３条第１項、第３条の２第１項又は第３条の３第１項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定連携事業（以下「認定特定連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第３条第１項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第11条第２項に規定する特定連携事業関連保証（以下「特定連携事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第１項及び第３条の３第１項	保険価額の合計額が	特定連携事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第３項及	当該借入金の額のうち	特定連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該

び第３条の３第２項		借入金の額のうち
	当該債務者	特定連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

３　中小企業信用保険法第３条の８第１項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、特定連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第２項の規定の適用については、同条第１項中「２億円」とあるのは「４億円（受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第11条第２項に規定する認定特定連携事業に必要な資金（以下「特定連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、２億円）」と、「４億円」とあるのは「６億円（特定連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、４億円）」と、同条第２項中「２億円」とあるのは「４億円（特定連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、２億円）」とする。

４　普通保険の保険関係であつて、振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第３条第２項及び第５条の規定の適用については、同項中「100分の70」とあり、及び同条中「100分の70（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、100分の80）」とあるのは、「100分の80」とする。

５　普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第４条の規定にかかわらず、保険金額に年100分の２以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第12条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第５条第１項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定特定連携事業を行うために資本金の額が３億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特定連携事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第５条第１項第２号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

２　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第５条第１項第１号及び第２号の事業とみなす。

（資金の確保）

第13条　政府は、承認計画又は認定計画に従つて振興事業又は特定連携事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（報告の徴収）

第14条　主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた委託事業者又は中小受託事業者等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

２　主務大臣は、認定計画に従つて特定連携事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

（受託中小企業取引機会創出事業者の認定）

第15条　次に掲げる事業（以下「受託中小企業取引機会創出事業」という。）を行う者は、申請により、第３項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一　法人又は個人から第２条第１項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二　前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。

三　第１号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

２　前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主たる事務所の所在地

三　受託中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ　受託中小企業取引機会創出事業の内容
ロ　受託中小企業取引機会創出事業の実施体制
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3　経済産業大臣は、第１項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　その行う受託中小企業取引機会創出事業の内容が中小受託事業者の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二　その行う受託中小企業取引機会創出事業を実施する体制が受託中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

4　第１項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第２項第１号又は第２号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第３号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定の更新）

第16条　前条第１項の認定は、２年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前条第２項及び第３項の規定は、前項の更新について準用する。

（報告の徴収）

第17条　経済産業大臣は、認定事業者に対し、受託中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第18条　経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第15条第３項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二　第15条第４項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　不正の手段により第15条第１項の認定又は第16条第１項の更新を受けたとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（指導及び助言）

第19条　経済産業大臣は、認定事業者に対し、受託中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第20条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証（中小企業信用保険法第３条第１項、第３条の２第１項又は第３条の３第１項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う受託中小企業取引機会創出事業（以下「認定受託中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第３条第１項	保険価額の合計額が	受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第20条第１項に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証（以下「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第１項及び第３条の３第１項	保険価額の合計額が	受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第３条の２第３項及び第３条の３第２項	当該借入金の額のうち	受託中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

	当該債務者	受託中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　新事業開拓保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第３条の８第１項及び第２項の規定の適用については、同条第１項中「２億円」とあるのは「３億円（受託中小企業振興法（昭和45年法律145号）第20条第１項に規定する認定受託中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「受託中小企業取引機会創出事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、２億円）」と、「４億円」とあるのは「６億円（受託中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、４億円）」と、同条第２項中「２億円」とあるのは「３億円（受託中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、２億円）」とする。

3　普通保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第３条第２項及び第５条の規定の適用については、同項中「100分の70」とあり、及び同条中「100分の70（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、100分の80）」とあるのは、「100分の80」とする。

4　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第４条の規定にかかわらず、保険金額に年100分の２以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第21条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第５条第１項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定受託中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が３億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が３億円を超える株式会社が認定受託中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第５条第１項第１号及び第２号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務）

第22条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、受託中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（国の責務等）

第23条　国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の国の施策とあいまつて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

3　国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

（受託中小企業振興協会）

第24条　国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて次に掲げる業務を行うもの（以下「受託中小企業振興協会」という。）に対し、受託取引の円滑化を促進して受託中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

一　受託取引のあつせんを行うこと。

二　受託取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。

三　受託中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

第25条　受託中小企業振興協会は、認定特定中小受託事業者その他の中小受託事業者に対する受託取引のあつせんその他の業務について、中小受託事業者の受託取引の実態その他の事情に配慮しつつ、公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う受託中小企業振興協会協力業務）

第26条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、受託中小企業振興協会の依頼に応じて、受託中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（調査）

第27条　国は、受託中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

（主務大臣等）

第28条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第４条の規定による指導、助言又は勧奨については、当該中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する大臣とする。

二　第５条第１項、第６条若しくは第７条第１項の規定による承認、同条第２項の規定による承認の取消し又は第１４条第１項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

三　第８条第１項、第９条若しくは第10条第１項の規定による認定、同条第３項の規定による認定の取消し又は第１４条第２項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定連携事業に係る事業を所管する大臣とする。

２　第８条第１項及び第10条第１項における主務省令は、前項第３号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。

３　経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、中小受託事業者及び委託事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

（権限の委任）

第29条　この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第30条　第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第31条　第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第32条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和48年10月15日法律第115号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成７年３月31日法律第55号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（平成11年３月31日法律第18号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成11年12月３日法律第146号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第14条　この法律（附則第１条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第15条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成11年12月22日法律第160号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第２項、第1326条第２項及び第1344条の規定　公布の日

附　則　（平成15年６月１８日法律第86号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
第２条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第８条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成17年７月26日法律第87号）　抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附　則　（平成18年６月２日法律第50号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成19年６月１日法律第70号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成23年６月24日法律第74号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附　則　（平成25年６月21日法律第57号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第５条の規定　公布の日
（罰則に関する経過措置）
第４条　この法律（附則第１条第２号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第５条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。
（検討）
第６条　政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成27年５月27日法律第29号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第２条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第５条から第12条まで及び第15条から第19条までの規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（令和３年６月16日法律第70号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置）
第11条　この法律の施行の際現に第７条の規定による改正前の下請中小企業振興法（以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。）第５条第１項の承認（旧下請中小企業振興法第７条第１項の変更の承認を含む。）を受けている旧下請中小企業振興法第５条第１項に規定する振興事業計画は、第７条の規定による改正後の下請中小企業振興法第５条第１項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

附　則　（令和７年５月23日法律第41号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

資料 13

受託中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準

令和７年 10 月１日　20251001 中第５号

本基準は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品やサービス等の価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて、協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。更に、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第１　中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

１　中小受託事業者の努力

中小受託事業者は、生産年齢人口の減少、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題にも適切に対応できるよう、技術開発、施設・設備の投資、他の事業者との連携等により、技術の向上、生産性の向上及び製品・役務等の品質の改善に努めるものとする。

２　委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第２　発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

１　基本契約の締結

委託事業者及び中小受託事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

2　契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

3　発注の手続事務の円滑化等

委託事業者は、中小受託事業者に対する発注手続及び支給材、設備貸与等に関する手続の事務の円滑化及び明確化に努めるものとする。

また、委託事業者は、中小受託事業者の労働時間の短縮のため、中小受託事業者の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うよう努めるものとする。

4　発注分野の明確化

⑴　委託事業者は、中小受託事業者が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、中小受託事業者に対する発注分野（※）をできる限り具体的に定め、提示するものとする。

その際、中小受託事業者は、委託事業者から提示された情報の秘密を保持するものとする。

※委託事業者自らがどのような物品を製造、修理若しくは販売し、どのような情報成果物を作成し、又はどのような役務を提供するのかを明らかにした上で、中小受託事業者に何を発注するのかを指し示す具体的内容をいう。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により提示した発注分野を、できる限り変更しないよう努めるものとする。

委託事業者は、自らの都合により、やむを得ず発注分野を変更しようとするときは、中小受託事業者に対し、その経営に著しい影響を及ぼさないよう、相当期間前に当該変更の内容を明示するものとする。

5　長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者が、安定的かつ合理的な生産又は提供を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、かつ、これに沿った発注を行うよう努めるものとする。

6　発注の安定化、リードタイムの確保等

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を委託事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統合に努めるものとする。

⑶　委託事業者は、中小受託事業者に発注するときは、中小受託事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。

⑷　委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

7　納期及び納入頻度の適正化等

⑴　納期及び納入頻度は、中小受託事業者にとって無理がなく、かつ、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、委託事業者及び中小受託事業者が協議して決定するものとする。その際、委託事業者の都合により、多頻度小口配送等を要請する場合には、その必要なコストは委託事業者が負担するものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者の労働時間短縮等の働き方改革の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等を抑制するとともに、中小受託事業者の納入事務の軽減に協力するものとする。

委託事業者の都合により、中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等を行う場合には、委託事業者はその追加コストを負担するものとする。

⑶　委託事業者は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材（委託事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が中小受託事業者にとって無理なものとなった場合には、中小受託事業者の不利益にならないよう、その納期を変更する等の措置を講ずるものとする。

8　設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

⑴　委託事業者は、契約後に不当なやり直しや受領拒否が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

⑵　委託事業者は、既に契約締結し、発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、中小受託事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更するものとし、かつ、その変更による追加コストは委託事業者が負担するものとする。

9　取引停止の予告

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者との取引を停止し、又は大幅に取引量を減少しようとする場合には、中小受託事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮をする観点から、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

10　知的財産の保護及び取引の適正化

⑴　委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和３年３月31日 20210319中庁第６号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下「知財ガイドライン」という。）に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。

⑵　知的財産の保護

①　中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

②　委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

イ　知的財産権等に係る対価の決定方法

ロ　知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

ハ　秘密保持義務等の期間

⑶　知的財産権の譲渡等の適正化

委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。

11　取引の適正化のための体制整備

委託事業者は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）、本基準及びパートナーシップ構築宣言（パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備するものとする。

第３　中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

⑴　中小受託事業者は、管理能力の向上、事務量の軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応するよう努めるものとする。

①　情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む。）

②　中小企業共通ＥＤＩ（電子データ交換）等による電子受発注

③　電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀ＥＤＩシステム等の活用）

⑵　委託事業者は、⑴の中小受託事業者による取組を支援するため、中小受託事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。

⑶　委託事業者は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、⑷に掲げる事項に留意しつつ、中小受託事業者に電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会社及び関連会社において中小受託事業者との取引に用いている自社の

電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

⑷　委託事業者は、中小受託事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。

①　中小受託事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。

②　電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、中小受託事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　中小受託事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

④　中小受託事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

⑤　自らが負担すべき費用を中小受託事業者に負担させないこと。

⑥　中小受託事業者が不測の不利益を被ることがないよう、委託事業者及び中小受託事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。

⑦　その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

１　中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止

委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。

２　対価の決定の方法の改善

⑴　取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

①　目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

②　過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。

③　もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

④　競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

⑵　委託事業者及び中小受託事業者は、毎年９月及び３月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に１回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

⑶　委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日　内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定す

る。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

⑷　委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑸　委託事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、中小受託事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、使途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、中小受託事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

⑹　委託事業者及び中小受託事業者は、⑴から⑸までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、受託取引に係る代金（以下「代金」という。）の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。

⑺　委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、委託事業者及び中小受託事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

①　具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。

②　原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。

③　口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

①　コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。

②　中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

⑻　委託事業者及び中小受託事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。

⑼　委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「代金を据え置くことによる買いたたき」等の、取適法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

この場合において、買いたたきとは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱うものとする。

①　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額

②　当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

①　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

②　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

3　代金の支払方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日（以下「受領日」という。）から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。

⑵　代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

⑶　一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

※委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

⑷　⑵及び⑶の取組は、サプライチェーンの川下側にあって川上側に与える影響の大きい委託事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する委託事業者、各業種において主導的な立場にある委託事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている委託事業者等は、率先して支払条件の見直し（手形の利用禁止、ファクタリング等のサイトの短縮、現金による支払への切替え等）を進めるものとする。

⑸　委託事業者は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

①　一括決済方式への加入及び脱退については、中小受託事業者に強要しないこと。

②　一括決済方式に加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない中小受託事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

⑹　委託事業者は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

⑺　建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努めるものとする。

4　納品の検査の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

⑶　委託事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は委任して中小受託事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、委託事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払等について、委託事業者がすべてを負担せず中小受託事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。委託事業者は、中小受託事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、委託事業者、中小受託事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、委託事業者及び中小受託事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に中小受託事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

5　支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に支給材を支給しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意しつつ、支給材の保管の方法及び契約不適合がある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理

の方法、支給の時期並びに対価の決定方法その他支給について必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

〔支給材に関する望ましくない事例〕

① 生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。

② 残材の買取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押し付けること。

⑵ 委託事業者は、中小受託事業者に設備等を貸与しようとする場合には、⑴の支給材と同様、必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善

⑴ 委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」（令和２年１月17日 20200110中第２号）を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月 型取引の適正化推進協議会）に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。

⑵ 委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

⑴ 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。

⑵ 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。

⑶ 大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更

② 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額

③ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延

④ 委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

⑥ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

第５ 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によってさらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、法第５条第１項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴ 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の振興に関する事業であること。

⑵ 振興事業の実施時期

振興事業の実施時期は、原則として１年以上３年以内とすること。

⑶ 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

2　特定連携事業

法第２条第７項の特定中小受託事業者が法第８条第１項の特定連携事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　特定連携事業の目標

特定委託事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定受託取引（※）への依存の状態を改善すること。

なお、特定受託取引への依存の状態の改善とは、３～５年以内の計画期間内に、特定委託事業者への取引依存度が年１％以上低下することをいう。

※長期にわたり特定の委託事業者に依存して行われている受託取引であって、おおむね総売上高の20%以上を占めている取引をいう。

⑵　特定連携事業の内容

①　組織体制

複数の中小受託事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が１つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。また、参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化すること。

②　中核となる者の存在

参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる者が存在すること。

③　知識連携及び取引連携の組合せ

ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）並びに取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、活動による個々の中小受託事業者における効果が目的等において明確となっていること。

④　特定委託事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれかの内容を行うものであること。

イ　連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動及び受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。

ロ　市場及び顧客との情報交換を実施し、取引先の課題及びニーズを把握していること。

ハ　自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。

二　顧客に対して企画及び提案を実施する等、顧客の課題及びニーズに対応した製品又は役務を提供すること。

⑤　その他留意事項

イ　特定連携事業計画は、特定中小受託事業者が主体的に参画する必要があること。

ロ　新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動である場合には、既に他の事業者において採用されている技術、方式等を活用する場合であっても、原則として該当すること。

第６　中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

1　一般的留意事項

委託事業者は、中小受託事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、中小受託事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等（以下「取引先の開拓等」という。）について、不当に干渉しないものとする。特に、委託事業者への取引依存度の高い特定中小受託事業者及び小規模事業者である中小受託事業者が自主的に行う取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しないものとする。

2　自然災害等への対応に係る留意事項

⑴　自然災害等への備えに係る留意点

委託事業者及び中小受託事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（ＢＣＰ：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ：ＢＣＰ等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

⑵　自然災害等が発生した場合に係る留意点

①　中小受託事業者が留意する事項

委託事業者及び中小受託事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

② 委託事業者が留意する事項

イ 自然災害等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。

ロ 自然災害等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

3 事業承継に向けた取組

⑴ 中小受託事業者は、事業承継計画の策定、事業承継・引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業承継に向けた計画的な取組を行うものとする。

⑵ 委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、中小受託事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん

⑴ 委託事業者は、中小受託事業者から取引条件の改善、代金支払等受託取引の紛争に関する協議の申出があった場合には、協議に応じるものとする。

⑵ 委託事業者は、受託取引の紛争に関する協議において、中小受託事業者から、受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

⑶ 中小受託事業者は、必要に応じて受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等を活用すること等により、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

2 受託取引に係る紛争の未然防止の体制整備

委託事業者は、中小受託事業者が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努めるものとする。

⑴ 中小受託事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、中小受託事業者が申出をしやすい環境を整備すること。

⑵ 調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、中小受託事業者からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的に中小受託事業者に通知すること。

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

1 業種別ガイドライン及び自主行動計画

⑴ 業種に応じて受託取引の実態、取引慣行等は異なることから、委託事業者及び中小受託事業者は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、委託事業者は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、業種別ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

⑵ 事業者団体等は、委託事業者及び中小受託事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準及び業種別ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、それに基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努めるものとする。委託事業者の取組はサプライチェーン全体に大きな影響を与えることから、委託事業者は、こうした事業者団体等の取組に対し積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない事業者団体等は、その策定に努めるものとする。

2 パートナーシップ構築宣言

⑴ 委託事業者は、受託中小企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言

を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。

⑵　パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

3　計算書類等の信頼性確保

中小受託事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年２月１日 中小企業の会計に関する検討会）又は「中小企業の会計に関する指針」（平成17年８月１日 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）に拠った、信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

4　報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

⑴　中小受託事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供又は債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、中小受託事業者の円滑な資金調達を推進するため、委託事業者は、中小受託事業者との間における基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）第２条第１項に規定する金融機関等並びに委託事業者及び中小受託事業者双方で適切と確認した相手先に対しては、債権の譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、当該申出を十分尊重して対応するとともに、当該申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないものとする。

⑶　委託事業者は、債権譲渡禁止特約を解除していない場合であっても、中小受託事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に応じるよう努めるものとする。

5　支援施策の活用

委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「型取引の適正化について」附属資料「型の取扱いに関する覚書」や「知的財産取引の適正化について」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

6　受託取引の機会の創出の促進

⑴　法第15条第１項の規定により受託中小企業取引機会創出事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の事業活動が、受託中小企業の取引先の拡大等受託中小企業の振興を図るために重要であることに鑑み、発注者は、認定事業者による取引先の開拓、変更等について不当に干渉すること等により、認定事業者の事業遂行を妨げないものとする。

⑵　認定事業者の事業活動は、中小企業者及び当該中小企業者に対する発注者の間に入り、当該中小企業者が有する技術、生産能力等の強みを踏まえ、適正な取引対価等の取引条件で当該中小企業者に対し再委託をすることであることに鑑み、認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者の強みを自ら把握するよう努めるものとする。

⑶　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者と提携契約等を締結する際は、他の事業者との取引を制限すること等、不当に中小企業者の取引の機会を減少させるような条件の取引を行わないものとする。

⑷　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者が当該再委託をした行為の一部について更なる再委託を認める場合においても、適正な取引の確保に努めるものとする。

⑸　認定事業者は、その事業活動を通じて受託中小企業の取引の機会の創出が適正に行われるよう、次の事項に留意しつつ事業を行うものとする。

①　発注者から委託を受けた行為につき再委託をする中小企業者を決定した場合において、再委託をしなかった中小企業者から理由の説明を求められたときは、原則として当該中小企業者に再委託をしないこととした理由を示すこと。

② 提携契約等を締結している中小企業者に対し、取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

⑹ 認定事業者との取引が中小企業者の経営において重要な役割を担い、影響力を持ち得るものであることに鑑み、認定事業者は、取引条件の書面等による明示及びその交付、中小企業者と共同して行う電子受発注及び電子的な決済等の導入に向けた努力、取引対価の適切な決定その他の本基準が示す内容のうち、委託事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行うものとする。

⑺ 認定事業者は、中小企業者との取引に当たり、取引対価と別に手数料等を設定し、又は変更する場合においては、中小企業者の不利益となる価格設定となることのないよう、中小企業者と十分に協議して決定するものとする。

附　則

１．この基準は、令和８年１月１日から施行する。

２．令和６年１１月１日付け２０２４１０１６中第４号は、令和７年１２月３１日限りで廃止する。

資料 14
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（抄）

（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第３章〔事業者団体〕の規定の適用については、これを事業者とみなす。

４　この法律において「競争」とは、２以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一　同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二　同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ　継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六　前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

ホ　自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

（不公正な取引方法の禁止）

第 19 条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

（排除措置）

第 20 条　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第８章第２節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（優越的地位の濫用に係る課徴金）

第 20 条の６　事業者が、第 19 条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為（第２条第９項第５号〔優越的地位の濫用〕に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第８章第２節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に 100 分の１を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が 100 万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第７章　差止請求及び損害賠償

（差止請求権）

第 24 条　第８条第５号〔事業者団体による不公正な取引方法の禁止〕又は第 19 条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

（無過失損害賠償責任）

第 25 条　第３条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕、第６条〔特定の国際的協定又は契約の禁止〕又は第 19 条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為をした事業者（第６条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第８条〔事業者団体の禁止行為〕の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

２　事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

（損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、消滅時効）

第 26 条　前条の規定による損害賠償の請求権は、第 49 条〔排除措置命令〕に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第 62 条第１項〔課徴金の納付命令〕に規定する納付命令（第８条第１号〔事業者団体による競争の実質的制限の禁止〕又は第２号〔事業者団体による国際的協定又は契約の禁止〕の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

２　前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から３年を経過したときは、時効によつて消滅する。

資料 15

不公正な取引方法

（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）
（改正）　平成 21 年 10 月 28 日公正取引委員会告示第 18 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項第 6 号の規定に基づき、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

不公正な取引方法

（共同の取引拒絶）

1　正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

(1) ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

(2) 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

（その他の取引拒絶）

2　不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

（差別対価）

3　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「法」という。）第２条第９項第２号に該当する行為のほか、不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

（取引条件等の差別取扱い）

4　不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

（事業者団体における差別取扱い等）

5　事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

（不当廉売）

6　法第２条第９項第３号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（不当高価購入）

7　不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（ぎまん的顧客誘引）

8　自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

（不当な利益による顧客誘引）

9　正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

（抱き合わせ販売等）

10　相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

（排他条件付取引）

11　不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

（拘束条件付取引）

12　法第２条第９項第４号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

（取引の相手方の役員選任への不当干渉）

13　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第２条第３項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

（競争者に対する取引妨害）

14　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

（競争会社に対する内部干渉）

15　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

附　則

この告示は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号）の施行の日（平成 22 年 1 月 1 日）から施行する。

資料 16
特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

（平成 16 年３月８日公正取引委員会告示第１号）
（改正）平成 18 年３月 27 日公正取引委員会告示第５号
（改正）令和７年 11 月 14 日公正取引委員会告示第１号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第２条第９項の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法を次のように指定する。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

１　特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一　特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。

二　特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。

三　特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること。

四　正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

五　代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

六　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

七　特定物流事業者の運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

八　特定物流事業者が前各号に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

２　特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備　考

１　この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）第２条第４項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。

一　資本金の額又は出資の総額が３億円を超える事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

二　資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え３億円以下の事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

三　前２号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であって、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの

２　この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下（資本金の額又は出資の総額が３億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第１号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下（資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第２号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

三　前２号に掲げるもののほか、前項第３号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの

３　事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。

４　この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。

５　この告示において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその１若しくは２以上の子会社又は当該会社の１若しくは２以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

附　則

この告示は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 27 日公正取引委員会告示第５号）

この告示は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日（平成 18 年５月１日）から施行する。

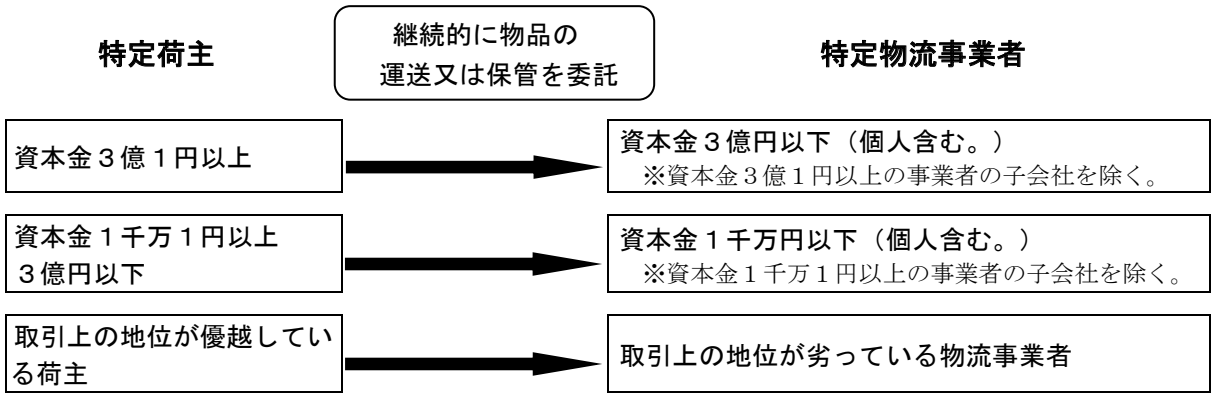
附　則（令和７年 11 月 14 日公正取引委員会告示第１号）

この告示は、令和８年１月１日から施行する。

資料 17

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）の概要

１　規制対象となる取引（取引の内容・事業者の格差）



（注１）会社が、議決権の過半数（間接保有によるものを含む。）を有する他の会社を「子会社」といいます。

（注２）荷主(a)が、自社の物流子会社(b)に継続的に物品の運送又は保管を委託し、当該物流子会社(b)が、物流事業者(c)に継続的に荷主から受託した物品の運送又は保管を再委託する場合において、荷主(a)と物流事業者(c)に上記の格差が認められるときは、当該物流子会社(b)を特定荷主とみなします。

（注３）取適法の対象となる役務提供委託は、物流特殊指定の規制対象から除かれます。

２　荷主の禁止行為（９類型）

類　　型	問題となり得る荷主の行為の概要
①支払遅延 （物流特殊指定第１項第１号）	特定物流事業者に責任がある場合を除き、代金を支払期日までに支払わないこと。
②減額 （同指定第１項第２号）	特定物流事業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定められた代金の額を減じること。
③買いたたき （同指定第１項第３号）	代金を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を特定物流事業者と十分協議することなく決定すること。
④購入・利用強制 （同指定第１項第４号）	正当な理由がないのに、特定物流事業者に対して物品又は役務を強制して購入・利用させること。
⑤割引困難な手形の交付 （同指定第１項第５号）	支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
⑥不当な経済上の利益の提供要請 （同指定第１項第６号）	自己のために、特定物流事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を提供させ、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
⑦不当な給付内容の変更及びやり直し （同指定第１項第７号）	契約内容を変更したり、運送若しくは保管をやり直し（追加）させたりすることで、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
⑧要求拒否に対する報復措置 （同指定第１項第８号）	上記①～⑦の各類型に該当する要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引量を減じたり、取引を停止したりすること。
⑨情報提供に対する報復措置 （同指定第２項）	上記①～⑧の各類型に該当する行為をしていたことを公正取引委員会に通報したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引量を減じたり、取引を停止したりすること。

資料 18

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例

はじめに

政府においては、中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた検討が省庁横断的に行われており、公正取引委員会としてもこの検討に参画してきたところである。政府を挙げて働き方改革を推進しているが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられる。また、自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい、享受できないこととなると、業務効率化への意欲を損ねることになり、このようなことが生じる場合には、社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながるところであり、公正取引委員会としては、このような場合を含めて、取引の相手方に対して不当な不利益となる行為について、取適法・独占禁止法の違反に対しては、厳正に対処していく。

ついては、事業者等がどのような行為が違反となるかについて具体的に理解することを助けるため、以下のとおり、想定例を示すこととした。想定例に記載されている行為は、取適法上の委託事業者が、同法上の中小受託事業者に対して行う場合には、同法に違反することになる。さらに、取適法の適用の対象とならない取引であっても、当該行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」行われ、独占禁止法の規定に該当する場合には、同法に違反することになる。

なお、具体的な行為が違反となるかどうかは、法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることに留意する必要がある。

１　買いたたき

取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、取引の相手方が当該要請を受け入れざるを得ない場合には、当該行為は買いたたきとして、違反行為となり得る。（取適法第5条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

１－１

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

１－２

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

１－３

事業者は、取引の相手方との間で取引単価等の取引条件については年間取決めを行っており、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。当該事業者は、週末に発注し週明け納入を指示したところ、取引の相手方は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした単価で見積書を提出したが、当該事業者は、取引の相手方と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で取引対価を定めた。

１－４

事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請を受け、部品の製造を委託している取引の相手方に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮し、その結果として取引の相手方の従業員に深夜

勤務を余儀なくさせるにもかかわらず、取引対価の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－５

事業者は、取引の相手方に対して船舶の製造を委託しており、書面において協議の上、1船当たりの作業時間を書面により定めていたが、一方的に、作業時間当たりの単価を据え置いたまま、1船当たりの作業時間を短く設定することにより、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。その結果、実際に必要となる作業時間との差分だけ人件費等の費用が取引の相手方の負担となった。

１－６

事業者は、取引の相手方に対して船舶の製造を委託しているところ、同型船の製造を連続で行う場合、必要な作業時間はどの船も同一であるにもかかわらず、合理的な理由もなく一方的に初回発注時の取引対価の額から次回以降の発注時の人件費を1船当たり5パーセントずつ減少させることにより、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－７

事業者は、取引の相手方に対して水産加工食品の製造を委託しているところ、委託契約の内容には明示されていないにもかかわらず、多頻度小口納入かつ指定時間での配送を要求し、そのため、多頻度生産を行うのに必要な調理加工設備の洗浄・点検作業や配送体制の待機に必要なコストが大幅に上昇するにもかかわらず、一方的に単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。また、発注に即座に対応する体制を敷くことを求め、従業員の待機を求めたにもかかわらず、待機時間に対する人件費を何ら考慮せず、一方的に、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－８

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。委託内容の商品は、品質基準について各種グレードがあり、労務費用及び製造費用は、そのグレードが上がるのに伴って上昇する。当該事業者は、自らと取引の相手方双方で同時期に行われた人事異動のタイミングを機に、従来よりも高いグレードの品質基準を満たすように求めたものの、単価については必要な労務費用及び製造費用の上昇を踏まえず、一方的に取引対価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－９

事業者は、取引の相手方に対して食品の加工業務を委託している。取引の対象となる食品は、鮮度の劣化・変色が早い性格を持つ。当該事業者は、自らの管理ミスにより、納期に納入された食品を倉庫に保管したまま劣化させていたところ、食品の変色を理由に、取引の相手方に返品し、かつ代替品を週明けまでに納入することを求めた。取引の相手方は従業員を超過勤務させることによってこれに対応することを余儀なくされ、人件費が大幅に上昇するにもかかわらず、当該事業者は、単価修正を認めず、一方的に通常単価に据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－１０

事業者は、取引の相手方に対して物品の修理業務を委託している。当該事業者は、これまで平日に発注してきたが、顧客からの休日の修理依頼にも対応することとし、取引の相手方にその体制を整えることを求めた。取引の相手方は、従業員を休日出勤させることによってこれに対応することを余儀なくされ、人件費が大幅に上昇するにもかかわらず、当該事業者は、その人件費をおよそ賄えないような取引対価をもって、通常の対価を大幅に下回る取引対価を一方的に定めた。

１－１１

事業者は、通常の発注内容にない特別の仕様を指示したり、配送頻度の変更を指示したりするなどしたため、取引の相手方の作業量が増加し、当該取引の相手方の人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の発注内容の場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

１－１２

事業者は、データベース用ソフトウェアの作成を委託している取引の相手方に対し、見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したことにより、取引の相手方が必要な体制を整備するためにフリーランスのプログラマーを緊急で募集する必要が生じ、通常よりも高い人件費が必要となるにもかかわらず、当初の見積単価により通常の取引対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

１－１３

事業者は、取引の相手方との間で運送業務を委託しており、協議を通じて運行時間を取り決めていたが、その変更の協議をすることなく、当初設定した業務開始の時間が漸次前倒しされ、かつ作業内容も追加的に変更された。こうして変更された内容が引き続き行われるにもかかわらず、当該事業者は、次期契約更新時、一方的に、これらに伴う料金を上乗せする見直しを認めず、通常の対価を大幅に下回る取引対価を定めた。

２　減額

取引の相手方に対し、商品又は役務を購入した後において、契約で定めた対価を減額することは、減額として違反行為となり得る。（取適法第5条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

２－１

事業者は、自己の一方的な都合により設計変更、図面提供の遅延等をしたにもかかわらず、取引の相手方の納期延長を認めなかったため、取引の相手方が、休日勤務することで対応したにもかかわらず、結果として納期に間に合わなかったことから、取引の相手方に対し、納期遅れのペナルティの額を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

２－２

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、あらかじめ協議によって納期及び対価並びに緊急時対応による労務費用追加分の上乗せに関する特約を定めていた。当該事業者は、緊急対応の必要があるとして、協議時点で定めた納期から短縮された期日での納品を求めた。取引の相手方は、当該期日に納品を間に合わせるため従業員に超過勤務をさせた上でこの要請に対応し、後日、従業員の残業代に相当する金額を上乗せして取引対価を請求したが、当該事業者は受け入れず、上乗せした金額を差し引いた、当初の見積書に記載の取引対価しか支払わなかった。

２－３

事業者は、自己の一方的な都合により取引の対象となる商品若しくは役務の仕様等の変更、やり直し又は追加的な提供を要請した結果、取引の相手方の作業量が大幅に増加し、深夜勤務を要することとなった。当初の契約では、当該作業量の増加分に係る対価は別途、追加的に支払うことを書面で合意していたにもかかわらず、その追加支払い分を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

２－４

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

２－５

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。契約書には、平日・日中の日（月）産能力及び週末・早朝夜間の人件費上昇分の上乗せを請求する旨が定められていた。当該事業者が契約書に示された生産能力を超えた数量を発注したため、取引の相手方は、これに応ずるべく、従業員の勤務時間を大幅に延長することで対応し、契約書に定められたとおりの人件費を上乗せした費用を請求したが、当該事業者は、追加費用を負担せず、当該費用を差し引いた、契約で定められた通常の取引対価しか支払わなかった。

２－６

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、その発注の納期が著しく短期である場合には、取引の相手方の従業員が超過勤務することなどにより発生した追加費用は当該事業者が負担するという取決めになっているにもかかわらず、当該事業者は、この費用を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

２－７

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。この委託は継続的に行われており、当期の単価は、前期の単価と同一と定められたところ、取引の相手方は自らが取得した特許を用いることにより、製造費用の低減を実現した。当期中、当該事業者は「工程監査」と称して、取引の相手方の工場の作業ラインを視察したところ、当該特許の利用及び費用低減の事実を認識し、このことを理由として、既に発注したものについてまで遡って単価を減額した。

２－８

事業者は、取引の相手方に対してプログラムの作成を委託しているところ、当該事業者が作業の途中で当初指示した仕様を一方的に変更したため、取引の相手方が深夜勤務をすることで対応したものの、納期に間に合わなかったことから、納期遅れを理由として取引対価を減額した。

２－９

事業者は、取引の相手方に対してソフトウェアの作成を委託しており、その取引対価は、その作成を担当した技術者の時間当たりの単価と工数から想定される作業時間数を乗じた額と定めていた。取引の相手方は、自らの業務を効率化するなどにより、成果物の品質を落とすことなく作業時間数を大幅に削減することに成功し、定められた納期内に納品を行ったが、当該事業者は、作業時間が想定されたほどかからなかったことを理由として、契約で定めた取引対価を減額した。

３　不当な給付内容の変更・やり直し

取引の相手方に対して、取引の相手方の責めに帰すべき理由がないのに、取引の相手方の給付の内容を変更させることや、商品を受領した後又は役務の提供を受けた後に、取引の相手方に対し、給付をやり直させることによって、取引の相手方の利益を不当に害する場合は、不当な給付内容の変更・やり直しとして違反行為となり得る。（取適法第5条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

３－１

事業者は、商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために長時間労働を余儀なくされた。

３－２

事業者は、取引の相手方が仕様の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にしないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、その後、取引の相手方が商品を納入したところ、発注内容と異なることを理由に、やり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために通常の体制よりも多くの従業員による作業を余儀なくされ、他の業務に支障が生じた。

３－３

事業者は、取引の相手方に対して印刷・製本等を委託しているところ、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

３－４

事業者は、取引の相手方に対して部品の製造を委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、取引の相手方にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

３－５

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、製品が納品された後に、当初の仕様を満たしているにもかかわらず、当該製品に不具合があるとして、その修正を行うようやり直しを指示し、取引の相手方は休日勤務によりこれに対応した。しかし、当該事業者は、やり直しによって発生した追加費用について、予算がないことを理由にこれを認めず、要した追加費用を負担しなかった。

３－６

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、取引の相手方に対して「未納入なので本日中に納品するように」と要求し、取引の相手方は超過勤務を行うことで対応して代替品を製造し、チャーター便で届けたが、当該事業者の勘違いであり、当初の納期どおり製品は納入されていた。しかし、当該事業者は、代替品の取引対価は支払ったものの、取引の相手方が代替品を製造するために要した従業員の残業代やチャーター便の費用等の追加費用は負担しなかった。

３－７

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

４　受領拒否

取引の相手方に対し、商品を発注した後において、取引の相手方の責に帰すべき理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒むことは、受領拒否として違反行為となり得る。（取適法第5条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

４－１

事業者は、発注した後になって、あらかじめ合意した納期を、取引の相手方の事情を考慮せず一方的に短く変更し、取引の相手方はこれに長時間勤務をすることで対応したものの、当該事業者は、その納期までに納入が間に合わなかったことを理由に商品の受領を拒否した。

４－２

事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが急きょ発注日から2日後に納入するよう取引の相手方に申し入れた。取引の相手方は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが当該事業者は取引の相手方の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで取引の相手方は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。当該事業者は、納期遅れを理由に、取引の相手方が生産した部品の受領を拒否した。

４－３

事業者は、特定の仕様を指示して部品の製造を発注し、これを受けて取引の相手方が既に従業員を割り当てて、原材料等を調達しているにもかかわらず、自己の一方的な都合により、取引の相手方が当該調達に要した費用を支払うことなく、部品の発注を取り消した。

４－４

事業者は、取引の相手方に対し、新たな機械設備の導入を指示し、当該機械設備の導入後ただちに一定数量を発注することを説明して発注を確約し、取引の相手方が当該機械設備の導入等の取引の実現に向けた行動を取っているのを黙認していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注数量を著しく減少する又は発注を取り消し、取引の相手方の人員配置を含め操業体制に影響が出た。

５　不当な経済上の利益の提供要請

取引の相手方に対し、自己のために経済上の利益を提供させることによって、取引の相手方の利益を不当に害する場合は、不当な経済上の利益の提供要請として、違反行為となり得る。ここでいう経済上の利益とは、金銭・人員、商品、役務を問わない。（取適法第5条第2項第2号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ）

５－１

運送業務を営む事業者は、あるスーパーから、商品の各店舗への配送と当該商品を配送先店舗別に分類する仕分作業を受託していたが、取引の相手方に対し、配送のみを再委託した。当該事業者は、契約に定めがないにもかかわらず、当該仕分作業を指示して取引の相手方に行わせたが、この作業に対する対価を支払わなかった。

５－２

小売業を営む事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、当該事業者の新規店舗及び改装店舗のオープンに際して、取引の相手方の従業員等が有する技術又は能力を要せず、取引の相手方に直接の利益がない作業又は他社の商品の陳列、補充等の作業を土日・深夜早朝にかけて取引の相手方の従業員に無償で行わせた。

５－３

小売業を営む事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、その従業員をしてセールの告知用ダイレクトメール（DM）の配布作業を無償で行わせたが、当該DMには一部の納入業者の商品しか掲載されておらず、その取引の相手方にとっては、その作業によって自社商品の販売額増加につながるものではなかった。

５－４

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は当該事業者自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

５－５

事業者は、取引の相手方が従業員等を派遣するための費用を自己が負担するとしながら、派遣費用として一律に日当の額を定めるのみであって、個々の取引の相手方の事情により交通費、宿泊費等の費用が発生するにもかかわらず、当該費用を負担することなく、従業員等を派遣させた。

５－６

事業者は、契約上、取引の相手方が自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、取引の相手方に対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させた。

５－７

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、取引の相手方に対して運送業務に関係のない自社の倉庫内の整理業務やダンボール等の回収作業等を行うことを要請し、取引の相手方は無償でこれに応ずることを余儀なくされた。

５－８

大規模小売業を営む事業者は、自らが貨物自動車運送事業を営み、顧客から商品の配送を請け負っているところ、荷物の配送を委託している取引の相手方に対して店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させた。

５－９

内航海運業を営む事業者は、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は当該事業者の負担であるとされているにもかかわらず、取引の相手方である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせた。

５－１０

事業者は、ソフトウェアの作成を委託している取引の相手方の従業員を当該事業者の事業所に常駐させ、実際には取引の相手方への発注とは無関係の事務を行わせた。

資料 19

下請法勧告一覧（平成 16 年度以降）

平成 16 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、板紙、特殊紙等の製造委託に関し、「協力金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を下請代金から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(15 名に対し、総額 2459 万 9623 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 16 年 9 月 28 日
2	Ｂ社は、自動車用等の各種ブレーキ装置等の製造委託に関し、単価引下げの合意日前に発注したもののうち、一定の期日以降に納入されたものに対して新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、また、「一時金」等と称して一定の金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(44 名に対し、総額 8418 万 4684 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 16 年 12 月 7 日
3	Ｃ社は、ダンボール等の製造委託に関し、支払うべき下請代金の額が一定額を超えた場合に手形を交付することとしているが、一部の下請事業者に対し、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を下請事業者に支払うべき下請代金から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(99 名に対し、総額 1936 万 3262 円)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 16 年 12 月 22 日
4	Ｄ社は、自動車部品の製造委託に関し、単価引下げの合意日前に発注したもののうち、一定の期日以降に納入されたものに対して新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(17 社に対し、総額 610 万 9374 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 1 月 27 日

平成 17 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、産業用モータの製造委託に関し、下請代金から「特別価格協力金」と称して一定額を差し引くことにより、また、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(95 名に対し、総額 2459 万 8792 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 5 月 25 日
2	Ｂ社は、自動販売機等の製造委託に関し、平成 15 年度下期(平成 15 年 10 月から同 16 年３月まで)における自動販売機等の部品の原価低減を要請し、それぞれの下請事業者との間で協力を求める額を取り決め、下請代金の額を減じていた(27 社に対し、総額 3255 万 6708 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 6 月 23 日
3	Ｃ社は、日用雑貨品等のプライベートブランド商品の製造委託に関し、下請代金から、仕入れに対する割戻し又は協賛の名目で「年間」、「決算」、「オープン新店」及び「協賛店値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことより、下請代金の額を減じていた(169 名に対し、総額１億 5585 万 3010 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 6 月 30 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
4	Ｄ社は、印刷物の企画、デザイン等に係る情報成果物作成委託に関し、自社が全額出資する子会社を発注業務に関与させ、事務手数料の名目で当該下請事業者に支払うべき下請代金から、下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(74 名に対し、総額 1384 万 1079 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 9 月 21 日
5	Ｅ社は、時計の部品等の製造委託に関し、下請事業者と半期ごとに、その期の取引金額が一定額を超えた場合には自社に協賛金を支払うことを内容とする覚書を締結し、下請代金の額から協賛金の額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(32 社に対し、総額 8714 万 7535 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 9 月 22 日
6	Ｆ社は、販売促進用品であるポスター等の製造委託に関し、下請代金から一定率の額を「歩引」等と称して徴収する旨要請し、これに合意した下請事業者に対し、下請代金の額を減じていた(291 名に対し、総額 9080 万 8820 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 12 月 26 日
7	Ｇ社は、貨物運送の役務提供委託に関し、下請代金から「協力費」と称して一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(130 名に対し､総額２億 874 万 7212 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 17 年 12 月 28 日
8	Ｈ社は、貨物運送の役務提供委託に関し、下請代金から「値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、また、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(130 名に対し、総額 1729 万 9224 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 3 月 2 日
9	Ｉ社は、貨物運送等の役務提供委託に関し、下請代金から「協力金」､「値引き」等の名目で下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、当該事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた(84 名に対し、総額 4938 万 3486 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 3 月 23 日
10	Ｊ社は、印刷物等の企画・デザイン等の情報成果物作成委託等に関し、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(128 名に対し、総額 2077 万 6496 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 3 月 23 日

平成 18 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、文具等のプライベートブランド商品の製造委託に関し､「協賛金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じた額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(64 名に対し、総額 2092 万 9831 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 4 月 4 日
2	Ｂ社は、レース製品等繊維製品の製造委託に関し､「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(74 名に対し、総額 1710 万 2860 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 6 月 30 日
3	Ｃ社は、親会社が製造販売する製品である温水洗浄便座等の修理委託に関し､「管理料」と称して一定の方法により算出した額を差し引くことにより､下請代金の額を減じていた(315 名に対し､総額 9222 万 9817 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 7 月 4 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
4	Ｄ社は、産業用ロボット等の部品の製造委託に関し、①「一括値引」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くこと、②単価の引下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価をさかのぼって適用することにより、下請代金の額を減じていた(48 名に対し、総額 4172 万 5554 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 7 月 26 日
5	Ｅ社は、プライベートブランド商品の製造委託に関し、「基本割戻金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引き又は別途支払わせることにより、下請代金の額を減じていた(40 社に対し、総額 1952 万 6410 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 10 月 27 日
6	Ｆ社は、業務用アミューズメントマシンの部品の製造委託に関し、単価の引下げの合意日前に発注した部品又は組立てについて引下げ後の単価をさかのぼって適用することにより、下請代金の額を減じていた(15 社に対し、総額 2171 万 9096 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 11 月 15 日
7	Ｇ社は、放射性医薬品の運送に係る役務提供委託に関し、「協力金」の名目で下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(49 名に対し、総額 1987 万 2107 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 11 月 16 日
8	Ｈ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、①「管理料」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額若しくは一定額を、②手形期間分の金利相当分として現金による支払を行うために必要とされる自己資金に係る預金金利相当額を超える額を、それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(54 名に対し、総額 5945 万 6401 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 18 年 12 月 15 日
9	Ｉ社は、トラックの修理委託等に関し、「協力値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(10 名に対し、総額 1816 万 2410 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 19 年 2 月 20 日
10	Ｊ社は、鶏肉の製造委託に関し、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(６名に対し、総額 1592 万 7557 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 19 年 3 月 28 日
11	Ｋ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、値引き等と称して下請代金の額からこれに一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(21 名に対し、総額 3107 万 5791 円を減額(勧告前に自主返還))。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 19 年 3 月 30 日

平成 19 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、照明器具等の製造委託等に関し、「出来高ＣＲ」と称して下請代金から一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(13 名に対し、総額 3659 万 3760 円を減額)。 （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する初めての事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 19 年 4 月 6 日
2	Ｂ社は、冷凍加工食品の製造委託に関し、「割戻金」又は「拡売費」と称して、４か月若しくは９か月ごとの発注数量に一定額を乗じて	第 4 条第 1 項第 3 号	平成 19 年 6 月 13 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	得た額又は１か月、半期若しくは１年ごとの下請代金に一定率を乗じて得た額を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた(９名に対し、総額１億 14 万 1407 円を減額)。	(下請代金の減額の禁止)	
3	Ｃ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(58 名に対し、総額 2332 万 452 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 19 年６月 22 日
4	Ｄ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」又は「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(63 名に対し、総額 3639 万 8034 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 19 年９月 28 日
5	Ｅ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(101 名に対し、総額 5303 万 4888 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 19 年 10 月２日
6	Ｆ社は、①消防用設備の保守点検に係る役務提供委託に関し、「出精値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(20 名に対し、総額２億 1551 万 5911 円を減額)。 ②前記①の減額行為を取りやめることとした上で単価改定を行ったが、その際、下請事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、下請代金の額を定めていた(下請事業者 20 名に対し、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止) 第４条第１項第５号 (買いたたきの禁止)	平成 19 年 12 月６日
7	Ｇ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(７名に対し、総額 4254 万 7476 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 19 年 12 月 17 日
8	Ｈ社は、ショッピングバッグ、紙器製品等の製造及びこれらのデザイン等の情報成果物の作成委託に関し、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(121 名に対し、総額 4462 万 7636 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 19 年 12 月 18 日
9	Ｉ社は、トラックへの部品の取付けに係る製造及びトラックの修理委託に関し、「レス」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(98 名に対し、総額 9894 万 7267 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 20 年１月 18 日
10	Ｊ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「割戻し」、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(344 名に対し、総額１億 1723 万 6276 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 20 年３月 26 日
11	Ｋ社は、印刷、製本、製版等の製造委託に関し、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(48 名に対し、総額 2763 万 7006 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 20 年３月 27 日
12	Ｌ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(21 名に対し、総額１億 5791 万 9405 円を減額)。	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 20 年３月 28 日
13	Ｍ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「単価修正額」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引き、さらに、	第４条第１項第３号	平成 20 年３月 28 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	「単価修正」と称して下請代金から前記「単価修正額」等と称して差し引いた金額が 30 万円以上の場合は同金額の 1000 円未満の端数の額を差し引くことなどにより、下請代金の額を減じていた(159 社に対し、総額 3341 万 9511 円を減額)。	(下請代金の減額の禁止)	

平成 20 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、菓子の内容物又は包装資材等の製造委託等に関し、「仕入歩引」、「物流手数料」若しくは「支払手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は「伝票代」と称して同社が下請事業者に代わり作成した当該下請事業者との取引に係る伝票の発行枚数若しくは当該伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(156 名に対し、総額 6924 万 1789 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 4 月 2 日
2	B社は、システムキッチン等の部品等の製造委託等に関し、「販売協力金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は取引数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(39 社に対し、総額 3995 万 4238 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する２件目の事案である	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 4 月 9 日
3	C社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、同社の部門ごとに販売目標数量を定め、取引に係る交渉等を行っている支店等の長等を通じて具体的な数量を示す等、ラーメン等の物品の購入を要請していた。下請事業者は、今後の取引を考えやむを得ずラーメン等の物品を購入した(241 社に対し、総額 2469 万 1440 円分の物品の購入を強制)。	第 4 条第 1 項第 6 号(購入・利用強制の禁止)	平成 20 年 4 月 17 日
4	D社ほか２社は、農業機械の部品の製造委託に関し、親会社がD社ほか２社の下請事業者に対して、「コストダウン協力金」と称して負担するように要請した額を、親会社の指示に基づき、下請代金の額からそれぞれ減じて支払っていた(延べ 67 名(実数 55 名)に対し、総額 10 億 9222 万 7023 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 5 月 16 日
5	E社は、家具及びインテリア用品の製造委託に関し、「協定販売促進費」と称して、一定期間における下請代金の額が一定額を超えた場合又は前記期間における下請代金の額がそれ以前の一定期間における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(71 名に対し、総額３億 2945 万 6054 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 6 月 17 日
6	F社は、乗用車及びトラックに使用する部品の製造委託に関し、単価決定の合意日前に発注した部品について単価改定後の単価をさかのぼって適用し、単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(58 社に対し、総額７億 7863 万 9485 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 6 月 27 日
7	G社は、看板、標識等の製造及びシルクスクリーン印刷により看板、標識等を印刷する際に用いるデータである情報成果物の作成委託に関し、「分引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た	第 4 条第 1 項第 3 号	平成 20 年 10 月 29 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(37 名に対し、総額 4155 万 1505 円を減額)。	(下請代金の減額の禁止)	
8	Ｈ社は、美粧段ボール製品の加工（製造委託）に関し、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を又は振込手数料として下請代金の額から自社が実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(34 名に対し、総額 1103 万 7999 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 11 月 6 日
9	Ｉ社は、バス車体に使用する部品の製造委託に関し、「一括値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(６名に対し、総額 1358 万 7634 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する３件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 12 月 11 日
10	Ｊ社は、自動車用部品の製造委託に関し、「一時金」と称して一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(30 名に対し、総額 2877 万 6923 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 12 月 18 日
11	Ｋ社は、家具等の製造委託に関し、「協賛金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(31 名に対し、総額 1930 万 1887 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 20 年 12 月 25 日
12	Ｌ社は、革製履物の製造委託及び修理委託に関し、「物流及び情報システム使用料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(68 名に対し、総額 2768 万 1545 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する４件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 2 月 2 日
13	Ｍ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（670 名に対し、総額５億 1810 万 7572 円を減額）。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 2 月 5 日
14	Ｎ社は、同社オリジナル記念グッズの製造委託に関し、同社は、同グッズの販売を取りやめたことから、下請代金の額のうち一部のみを支払うことにより、下請代金の額を減じていた(11 名に対し、総額１億 1172 万 4032 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 2 月 25 日
15	Ｏ社は、塗料等の製造委託に関し、「割引料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(53 名に対し、総額 4138 万 7392 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する５件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 3 月 25 日

平成 21 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、自動車製造業者が製造する自動車を出荷する前の修理委託及び貨物運送の役務提供委託に関し、「原価低減」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(28 名に対し、総額 3347 万 7511 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 4 月 16 日
2	Ｂ社は、エアゾール製品の製造委託に関し、「販売奨励金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(５社に対し、総額 7626 万 558 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する６件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 4 月 21 日
3	Ｃ社は、冷凍調理食品等の製造委託に関し、 ① 「協賛金」、「不良品歩引き」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(19 社に対し、総額 1966 万 8979 円を減額)。 ② 「販売対策協力金」等と称して、仕入数量に一定額を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を支払わせていた(22 社に、総額 1709 万 5550 円の不当な経済上の利益を提供させた)。	①第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止) ②第 4 条第 2 項第 3 号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 21 年 4 月 24 日
4	Ｄ社は、冷凍･空調用自動制御機器の部品の製造委託に関し、「原価低減」と称して一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(３社に対し、総額 1312 万 7565 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 6 月 23 日
5	Ｅ社は、生地又は婦人服等の既製服の製造委託に関し、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(104 名に対し、総額 2416 万 1351 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 6 月 24 日
6	Ｆ社は、貨物運送又は倉庫における保管に係る役務提供委託に関し、「取扱手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(６社に対し、総額 1673 万 7291 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 6 月 30 日
7	Ｇ社は、呉服等の製造委託に関し、 ① 「仕入値引」と称して一定額を ② 「宣伝引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ③ 支払うべき下請代金の額が一定額以上の場合には手形により、また、一定額に満たない場合には現金により、それぞれ支払を行うこととしているが、(1)手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を、(2)現金による支払を行うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(92 名に対し、総額 5686 万 6934 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 8 月 6 日
8	Ｈ社は、天窓等の部品又は額縁等の製造委託、温室等の設計図面の情報成果物作成委託及び天窓等の保守･点検の役務提供委託に関し、「値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (71 名に対し、総額 2129 万 4627 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 8 月 7 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
9	Ｉ社は、婦人服等の製造委託に関し、「歩引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(69 名に対し、総額 2555 万 6089 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 10 月 21 日
10	Ｊ社は、チラシ等の印刷の製造委託、チラシ等の印刷に用いるデータ等の情報成果物作成委託に関し、 ①　「決算協力値引き」又は「協力割戻し金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②　支払うべき下請代金の額が一定額以上の場合に手形により支払うこととしているが、手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(27 名に対し、総額 1099 万 5429 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 21 年 12 月 15 日
11	Ｋ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「取扱手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(30 名に対し、総額 3715 万 1656 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する７件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 22 年 1 月 27 日
12	Ｌ社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」又は「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(３社に対し、総額 1783 万 2868 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 22 年 1 月 27 日
13	Ｍ社は、タオル等の製造委託に関し、 ①　「歩引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②　下請代金を手形により支払うこととしているが、手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(15 名に対し、総額 1793 万 4880 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 22 年 1 月 29 日
14	Ｎ社は、食料品等の製造委託に関し、 ①　「仕入割戻金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②　「ＥＯＳ情報処理料」と称して一定額及び仕入伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額を ③　「ピッキングシール代」と称してシールの使用枚数に一定額を乗じ得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(32 社に対し、総額 1066 万 6388 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 22 年 2 月 2 日
15	Ｏ社は、電池製造用自動設備等の部品等の製造委託に関し、「協力値引き」又は「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(27 名に対し、総額 1086 万 7771 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号(下請代金の減額の禁止)	平成 22 年 3 月 24 日

平成 22 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、自動車の修理委託又は自動車整備に係る委託に関し、「レス」又は「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(35 名に対し、総額 2365 万 3822 円を減額)。 （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する８件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 4 月 16 日
2	Ｂ社は、繊維織物の製造委託に関し、「支払加工料値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(47 名に対し、総額 1325 万 9887 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 4 月 21 日
3	Ｃ社は、建築材料、園芸用品、日用品等の製造委託に関し、 ①「早期決済奨励金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②「伝票処理料」と称して電子発注システムにより発注している店舗数及び同システムによる発注に係る仕入伝票の記載行数又はファクシミリによる発注書の送付枚数に、それぞれ異なる一定額を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(14 名に対し、総額 1024 万 9880 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 4 月 22 日
4	Ｄ社は、建築金物の製造委託に関し、「歩引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(125 名に対し、総額 3233 万 891 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 9 月 27 日
5	Ｅ社は、婦人服等の製造委託に関し、 ①「各店商品振分け・発送経費負担分」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②「下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、下請事業者の給付を受領した後、その給付に係るものを引き取らせるに当たって、自社の店頭販売価格に一定率を乗じて得た額と当該給付に係る下請代金の額との差額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（115 名に対し、総額１億 3618 万 2776 円を減額）。 （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する９件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 9 月 28 日
6	Ｆ社は、スポーツ用品の製造及び修理の委託に関し、「支払歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(24 名に対し、総額 1272 万 493 円を減額)。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 9 月 28 日
7	Ｇ社は、大工用品、日用品、インテリア用品等の製造委託に関し、 ①「定時割戻し」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②「新店リベート」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ③「為替差益割戻し」と称して一定額又は下請代金の額に一定率	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 22 年 10 月 21 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	を乗じて得た額を ④ 「オンライン処理料」と称して一定額及び仕入伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額を ⑤ 「特売伝票及び配送代行費用」と称して、一定額、仕入伝票の作成枚数に一定額を乗じて得た額及び仕入伝票の送付回数に一定額を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（51名に対し、総額5183万9842円を減額）。		
8	H社は、ペットフード及びペット用雑貨の製造委託に関し、「販売協力金」、「早期決済手数料」、「営業サンプル補填分」又は「値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（12名に対し、総額3137万4686円を減額）。 （注）本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する10件目の事案である。	第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成22年11月29日
9	I社は、婦人服、服地等の製造（加工含む。）委託に関し、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた （131名に対し、総額8395万6812円を減額）。 （注） 本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する11件目の事案である。	第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成23年1月11日
10	J社は、トラック等の架装、修理又はレッカー移動作業の委託に関し、「レス」又は「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（72名に対し、総額7322万1775円を減額）。	第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成23年1月21日
11	K社は、かばん等の製造委託に関し、自社の店頭販売価格を一定率以上引き下げて商品を販売するに当たって、「値引き」と称して当該商品に係る下請代金の額と当該商品に係る自社の店頭販売価格に一定率を乗じて得た額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（6社に対し、総額1732万4960円を減額）。	第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成23年1月27日
12	L社は、自社のプライベートブランドを付した食料品等の製造委託に関し、「ＰＢ特別ご協賛」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を支払わせていた（59社に対し、総額4175万2429円の不当な経済上の利益を提供させた。）。	第4条第2項 第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	平成23年3月16日
13	M社は、故障車のレッカー移動作業等の委託に関し、「協力会会費」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（503名に対し、総額2億3623万6471円を減額）。	第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成23年3月18日
14	N社は、衣料品の製造委託に関し、 ⑴① 「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ② 「消化促進値引き」と称して自社の店頭在庫数に一定額を乗じて得た額を ③ 「事務手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（5名	⑴第4条第1項 第3号 （下請代金の減額の禁止）	平成23年3月29日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	に対し、総額 5757 万 7265 円を減額）。 ⑵　給付を受領した後、下請事業者に対し、「返品再納品」と称して給付に係る物を引き取らせていた（３名に対し、総額１億 3985 万 6353 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。）。	⑵第 4 条第 1 項 第 4 号 （返品の禁止）	
15	Ｏ社は、食料品等の製造委託に関し、 ①　「商品割戻し」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は納入数量に一定額を乗じて得た額を ②　「40 周年事業活動協力」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ③　「ＥＤＩ処理料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（22 名に対し、総額 5369 万 6850 円を減額）。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年 3 月 30 日

平成 23 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、貨物の運送又は倉庫における保管の委託に関し、「手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (273 名に対し、総額 4358 万 1757 円を減額) （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 12 件目の事案である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年 4 月 20 日
2	Ｂ社は、食料品等の製造委託に関し、 (1)　「情報処理料」又は「チラシ掲載料」として一定額等を差し引くことにより下請代金の額を減じていた。 (101 名に対し、総額１億 7257 万 5395 円を減額) (2)　「割り戻し金」として１年間に支払う下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 (53 名に対し、総額 2280 万 433 円の不当な経済上の利益を提供させた。)	(1)第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止） (2)第 4 条第 2 項 第 3 号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	平成 23 年 6 月 29 日
3	Ｃ社は、自動車等の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (69 名に対し、総額 7030 万 2042 円を減額) （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 13 件目の事案である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年 7 月 26 日
4	Ｄ社は、自動車等の部品の製造委託に関し、「口銭」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (12 名に対し、総額 3223 万 5317 円を減額)	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年 9 月 27 日
5	Ｅ社は、貨物の運送委託に関し、「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減	第 4 条第 1 項 第 3 号	平成 23 年 9 月 27 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	じていた。 （４名に対し、総額 1312 万 573 円を減額）	（下請代金の減額の禁止）	
6	Ｆ社は、貨物の運送委託に関し、 ①　下請代金の額が一定額を超えた場合に「割戻金」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を ②　「事務手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額又は一定額を ③　「金利手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を ①から③の全て又はいずれかの方法で差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （193 名に対し、総額 5526 万 4594 円を減額）	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年９月 30 日
7	Ｇ社は、衣料品等の製造委託に関し、 (1)　「消化促進値引き」として自社の在庫数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （11 名に対し、総額 433 万 6120 円を減額） (2)　下請事業者に対し、給付を受領した後、「一時返品特約」に基づき引き取らせていた。 （14 名に対し、総額１億 6280 万 5789 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。） (3)　(2)の返品を行うに当たり、下請事業者に対し、送料として金銭を提供させていた。	(1)第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止） (2)第４条第１項第４号 （返品の禁止） (3)第４条第２項第３号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	平成 23 年 10 月 14 日
8	Ｈ社は、食料品の製造委託に関し、 ①　「販促協賛」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ②　「『特別価格』協賛」として納入数量に一定額を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （34 名に対し、総額 2030 万 6149 円を減額）	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 23 年 12 月７日
9	Ｉ社は、菓子の製造委託に関し、 (1)①　「本部リベート」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は納入数量に一定額を乗じて得た額を ②　ファクシミリによる発注に係る費用として発注書面の送信枚数に一定額を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （109 名に対し、総額４億 6332 万 3216 円を減額） (2)　有償支給した包装材料等の対価の早期決済を行うとともに、早期決済後に不要となった包装材料の対価相当額を負担させていた。 （11 名に対し、総額 249 万 529 円を負担させていた。）	(1)第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止） (2)第４条第２項第１号 （有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）	平成 23 年 12 月 21 日
10	Ｊ社は、靴等の製造委託に関し、 (1)　「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （20 名に対し、総額１億 208 万 9137 円を減額） (2)　下請事業者に対し、給付を受領した後、商品を引き取らせていた。 （18 名に対し、総額 5046 万 2930 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。） (3)「広告協賛金」として一定額の金銭を提供させていた。 （３名に対し、総額 1936 万 595 円の不当な経済上の利益を提供させた。）	(1)第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止） (2)第４条第１項第４号 （返品の禁止） (3)第４条第２項第３号	平成 24 年１月 13 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
		(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	
11	Ｋ社は、菓子の製造委託に関し、 ①　自社の取引先に対する納入価格引下げのため、「特別条件」等として当該取引先に対する納入金額に一定率を乗じて得た額又は当該取引先に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を 又は ②　自社の取引先に対して支払う物流センターの使用料に充てるため、「センターフィ」として当該取引先に対する納入金額に一定率を乗じて得た額を 差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (35 名に対し、総額 2309 万 492 円を減額)	第 4 条第 1 項 第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 1 月 18 日
12	Ｌ社は、自動車検査・整備用機械器具の修理委託に関し、「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (97 名に対し、総額 3001 万 8315 円を減額) (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 14 件目の事案である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 1 月 24 日
13	Ｍ社は、衣料品等の製造委託に関し、 (1)①　「オンライン基本料」等として一定額等 ②　「超過保管料金」として物流センターへの納品後一定期間を経過した商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額 ③　「マークダウン」として自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額 のいずれかの額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (153 名に対し、総額 5948 万 1436 円を減額) (2)　下請事業者に対し、給付を受領した後、販売期間が終了し在庫となった季節商品であること等を理由として又は受領後６か月を経過して引き取らせていた。 (63 名に対し、総額 10 億 3332 万 1966 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。)	(1)第 4 条第 1 項第 3 号 (下請代金の減額の禁止) (2)第 4 条第 1 項第 4 号 (返品の禁止)	平成 24 年 1 月 25 日
14	Ｎ社は、陶磁器等の製造委託に関し、 (1)　発注書面に発注数量の全量を受領する期限として記載した「予約期間」の末日を経過しているにもかかわらず、給付の受領を拒んでいる。 (受領を拒んでいる給付の下請代金相当額は、26 名に対し、総額 3846 万 6752 円である(平成 23 年 11 月末日現在)。) (2)　「カタログ製作協力金」、「開発関与料」又は「仕入歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (34 名に対し、総額 7670 万 1096 円を減額)	(1)第 4 条第 1 項第 1 号 (受領拒否の禁止) (2)第 4 条第 1 項第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 3 月 2 日
15	Ｏ社は、衣料品等の製造委託に関し、 ①　「協賛金」として下請代金の額(後記②の「特別協賛金」として減じた額等除く。)に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ②　「特別協賛金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (23 名に対し、総額 6784 万 7667 円を減額)	第 4 条第 1 項 第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 3 月 13 日
16	Ｐ社は、日用品等の製造委託に関し、	第 4 条第 1 項 第 3 号	平成 24 年 3 月 27 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	①　下請代金の支払について、現金により行うこととしている下請事業者に対し、「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 又は ②　下請代金の支払について、５月及び 10 月は現金により、その他の月は手形の交付により行うこととしている下請事業者に対し、「歩引」として、５月及び 10 月に支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （178 名に対し、総額２億 7946 万 2435 円を減額） （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 15 件目の事案である。	（下請代金の減額の禁止）	
17	Ｑ社は、船舶の製造又は船舶の設計図若しくは現図の作成委託に関し、「割引料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (24 名に対し、総額 1346 万 514 円を減額)	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年３月 28 日
18	Ｒ社は、船外機の部品の製造委託に関し、引下げ前の単価で発注した部品について引下げ後の単価を適用することにより、下請代金の額から引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を差し引いていた。 (14 名に対し、総額 2928 万 6066 円を減額)	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年３月 30 日

平成 24 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、紳士服等の製造委託に関し、「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (10 名に対し、総額 3073 万 6907 円を減額) （注）本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 16 件目の事案である。	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年４月 24 日
2	Ｂ社は、婦人服の製造委託に関し、「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (49 名に対し、総額 5447 万 3654 円を減額)	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年４月 27 日
3	Ｃ社は、家庭用品等の製造委託に関し、「事務手数料等」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (16 名に対し、総額 2288 万 7807 円を減額)	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年５月 11 日
4	Ｄ社は、食料品等の製造委託に関し、 ①　「月次リベート」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を 又は ②　「年次リベート」として下請代金の額の６か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を 差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （８名に対し、総額 2837 万 9880 円を減額)	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 24 年６月 22 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
5	Ｅ社は、日用品、園芸用品、ペット用品等の製造委託に関し、次の①から③までの全て又はいずれかにより、下請代金の額を減じていた。 ① 現金払に伴う手数料として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ② 下請事業者からの請求書に基づき下請代金を支払うこととしているところ、「未請求取消」として、下請事業者がＥ社に１年間請求しない下請代金(納入数量の誤りによる過少請求等)について、下請代金の額のうち当該下請代金相当額を支払っていなかった。 ③ 「協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 (36 名に対し、総額 1977 万 3581 円を減額)	第４条第１項 第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年６月 29 日
6	Ｆ社は、婦人服等の製造委託に関し、「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (55 名に対し、総額 1500 万 8485 円を減額)	第４条第１項 第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年７月 20 日
7	Ｇ社は、衣料品等の製造委託に関し、 (1)① 「リベート」として下請代金の額の１年間の合計額が一定額以上となった場合に、当該合計額に一定率を乗じて得た額又は一定額を 又は ② 「値引き」として自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を 差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (７名に対し、総額 1621 万 3730 円を減額) (2) 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた。 (11 名に対し、総額１億 2364 万 2360 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。) (3) 前記(2)の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた。 (８名に対し、総額 279 万 5700 円の不当な経済上の利益を提供させた。)	(1)第４条第１項 第３号 (下請代金の減額の禁止) (2)第４条第１項 第４号 (返品の禁止) (3)第４条第２項 第３号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 24 年９月７日
8	Ｈ社は、婦人服等の製造委託に関し、 (1)① 「値引」等として自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を 又は ② 「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (10 名に対し、総額 2327 万 2972 円を減額) (2) 無償で発注データの入力作業を行わせていた。 (11 名(総額は未確定))	(1)第４条第１項 第３号 (下請代金の減額の禁止) (2)第４条第２項 第３号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 24 年９月 20 日
9	Ｉ社は、衣料品、家具、雑貨等の製造委託に関し、 (1) 「事務手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (133 名に対し、総額 1410 万 8202 円を減額) (2) 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後６か月を経過した商品を引き取らせていた。 (102 名に対し、総額 2841 万 799 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。)	(1)第４条第１項 第３号 (下請代金の減額の禁止) (2)第４条第１項 第４号 (返品の禁止) (3)第４条第２項 第３号	平成 24 年９月 21 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	(3)　前記(2)の受領後６か月を経過した商品の返品を行うに当たり返品に係る送料を提供させていた。 (75 名(総額は未確定))	(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	
10	Ｊ社は、食料品等の製造委託に関し、 (1)　次の①から⑦までのいずれかにより、下請代金の額を減じていた。 ①　「エリアバイイング」として会員たる乙組合等(以下「会員」という。)に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ②　「全国条件販促企画条件」として下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ③　「仕入割戻し」として下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ④　「新発売・リニューアル・追加供促企画条件」として下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額又は会員に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ⑤　「生産支援情報」として会員に対する納入数量を記載した書面のファクシミリによる送信枚数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ⑥　「販促ツール作成費用」として一定額を下請代金の額から差し引き又は別途支払わせていた。 ⑦　「販促コンテスト協賛費用」として一定額を下請代金の額から差し引いていた。 (449 名に対し、総額 25 億 6331 万 7863 円を減額) (2)　下請事業者の製造した商品を受領した後、会員による販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた。 (６名に対し、総額 484 万 4920 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。) (3)　「商品の組合員テスト費用」として一定額を提供させていた。 (24 名に対し、総額 262 万 1889 円の不当な経済上の利益を提供させた。)	(1)第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止) (2)第４条第１項第４号 (返品の禁止) (3)第４条第２項第３号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 24 年９月 25 日
11	Ｋ社は、手芸用品、生活雑貨等の製造委託に関し、次の①から⑥までのいずれかにより、下請代金の額を減じていた。 ①　「仕入割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ②　「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ③　「新規開設店販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から差し引いていた。 ④　「タイアップ本発刊に伴う販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から差し引いていた。 ⑤　「手配りチラシによる販促協賛金」として、一定額を下請代金の額から差し引いていた。 ⑥　「販促協賛金」として、下請代金の額の６か月ごとの合計額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 (78 名に対し、総額 7414 万 6867 円を減額)	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 11 月 12 日
12	Ｌ社は、設備資材、化成品等の製造委託に関し、 「金利引振込」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (15 名に対し、総額 1513 万 6963 円を減額)	第４条第１項第３号 (下請代金の減額の禁止)	平成 24 年 12 月 14 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
13	M社は、壁紙、床材、カーテン等(以下「インテリア製品」という。)の製造委託に関し、 (1) 次の①から③までの全て又はいずれかにより、下請代金の額を減じていた。 ① 「見本帳協力金」として見本帳に貼付した分のインテリア製品に係る下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ② 単価の引下げの合意日前に発注したインテリア製品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を差し引いていた。 ③ 「単価協力」として納入価格の引下げの対象としたインテリア製品の納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 (63名に対し、総額5億5701万481円を減額) (2) 自社のショールームに展示するためのインテリア製品を無償で提供させていた。 (38名に対し、総額478万2722円相当の不当な経済上の利益を提供させた。) (注)本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する17件目の事案である。	(1)第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止) (2)第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成25年2月12日
14	N社は、トラック、バス等のブレーキ等の部品の製造委託に関し、自社の原価低減活動への協力要請に応じることとした下請事業者について、 ① 不合格品が発生したことにして経理処理することにより、下請代金の額から一定額を 又は ② 単価の引き下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を 差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (59名に対し、総額3641万2290円を減額)	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成25年2月26日
15	O社は、事務用封筒、名刺用台紙等の製造委託に関し、「販売協力金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (16名に対し、総額3507万349円を減額)	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成25年2月27日
16	P社は、衣料品、雑貨等の製造委託に関し、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、当該下請事業者の給付を受領する方法を採ることにより、当該下請事業者の給付 を受領する期間である納品期間の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の給付の一部を受領していない(受領していない給付の下請代金相当額は、88 名に対し、総額8608万2291円である(平成25年3月1日現在)。)。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)	平成25年3月29日

平成 25 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、荷主から請け負う貨物の運送又は倉庫における貨物の仕分作業等の委託に関し、下請事業者に対し、運送ルートの見直しや倉庫内の商品配置の見直し等について改善提案を行ったことによりコスト削減効果が生じたとして、下請事業者におけるコスト削減の実態にかかわらず、Ａ社が算出したコスト削減額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （９名に対し、総額 2465 万 3977 円を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年４月 23 日
2	Ｂ社は、海外を旅行しようとしている者から請け負った海外の宿泊施設、交通機関、食事等の手配（予約等）の委託に関し、「ボリュームインセンティブ」等として、次の(1)又は(2)の全て又はいずれかを差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。 (1) 下請事業者が、一定期間に、海外の宿泊施設、交通機関、食事等を手配した旅行者数（以下「海外旅行者数」という。）に一定額を乗じて得た額 (2) 海外旅行者数が一定数を超えた場合に ① 一定額 ② 当該海外旅行者数に一定額を乗じて得た額 ③ 当該一定数を超えた人数に一定額を乗じて得た額 （18 名に対し、2853 万 8987 円及び１万 4826 ユーロ［参考：違反行為時点のレートで円換算すると 164 万 1186 円］を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年４月 26 日
3	Ｃ社は、[1]研磨工具の販売業者、自動車整備業者等に販売する研磨布紙又は研磨工具等の製造委託、[2]電動工具の製造業者から請け負う研磨布紙の製造委託及び[3]自動車整備業者等から請け負う研磨工具等の修理委託に関し、次の①又は②を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ① 「支払時値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 ② 「協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 （６名に対し、総額 1146 万 1447 円を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年５月 21 日
4	Ｄ社は、液晶パネルの製造業者に販売する液晶材料の原材料の製造委託に関し、単価の引下げの合意日前に発注した液晶材料の原材料について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。 （２名に対し、総額 3508 万 9268 円を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年６月６日
5	Ｅ社は、自社の店舗で販売する食料品の製造委託に関し、「仕入割戻」として、次の①から③までのいずれかを差し引くこと等により、下請代金の額を減じていた。 ① 下請代金の額に一定率を乗じて得た額 ② 下請事業者からの仕入数量に一定額を乗じて得た額 ③ 一定額 （12 名に対し、総額１億 7286 万 5514 円を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年６月 27 日
6	Ｆ社は、百貨店等に販売するハンドバッグ及び財布等の皮革小物の製造委託に関し、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 （21 名に対し、総額 4099 万 6060 円を減額）	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	平成 25 年６月 28 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
7	G社は、商社に販売する又は商社から製造委託を請け負う研究用機器及び看護・介護用品の製造委託に関し、次の①又は②を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ①「カタログ協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 ②「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 (68名に対し、総額2738万7532円を減額) (注) 本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する18件目の事案である。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成25年8月9日
8	H社は、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「生協」という。)に販売する冷凍食品等の製造委託並びに生協から製造を請け負う冷凍食品の製造委託 に関し、次の(1)から(5)までの全て又はいずれかを自己のために提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 (1) 「生協センターフィ協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 (2) 「サンプル無償納品協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 (3) 「チラシ協力費」として、一定額 (4) 「撮影協力費」として、一定額 (5) 「検査協力費」として、一定額 (6) 前記(1)から(5)までの「生協センターフィ協力費」、「サンプル無償納品協力費」、「チラシ協力費」、「撮影協力費」又は「検査協力費」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた場合に、その振込手数料を負担させていた。 (8名に対し、総額1200万6531円の不当な経済上の利益を提供させた。)	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成25年12月5日
9	I社は、建設機械の製造業者等から製造を請け負うトランスミッション等の動力伝達装置の部品の製造委託に関し、下請代金を手形の交付に代えて現金により支払うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (26名に対し、総額1119万1521円を減額)	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成26年1月30日
10	J社は、[1]文房具等の製造業者等から請け負うプラスチックフィルムを原材料とする包装資材等の製造委託、[2]文房具等の製造業者等から請け負うプラスチックフィルムを原材料とする包装資材等に用いるデザインの作成委託に関し、「値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (24名に対し、総額2180万7038円を減額)	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成26年2月27日

平成26年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、[1]ぱちんこ遊技機等の製造業者から製造を請け負うぱちんこ遊技機等の部品の製造委託、[2]ぱちんこ遊技機等の製造業者から製造を請け負うぱちんこ遊技機等の部品の製造に用いる金型の製造委託、[3]ぱちんこ遊技機等の製造業者から作成を請け負うぱちんこ遊技機等の部品の設計図の作成委託、[4]作	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)	平成26年6月27日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	成し自ら使用するぱちんこ遊技機等の製造業者への企画提案のために用いるぱちんこ遊技機等のデザイン画の作成委託に関し、次の①から④までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 製造を請け負ったぱちんこ遊技機等の部品について、当該部品をA社に発注したぱちんこ遊技機等の製造業者から値引き要請を受けたことを理由として、「顧客からの値引き要請を理由とする値引き」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 ② 自社の業績悪化を理由として、「業績悪化を理由とする値引き」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 ③ 「仕入値引」として、下請代金の額から下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いていた。 ④ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 （69名に対し、総額4806万7400円を減額）		
2	B社は、自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造委託に関し、 (1) 次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 自社の店頭小売価格の引下げを行った時点で店頭に在庫として残っていた下請事業者の給付について、「クリアランス値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 イ 「オンライン利用料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 ウ 下請事業者から受領した給付について、複数の伝票に分けて消費税相当額を計算し、その際、伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てていた。 エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 （45名に対し、総額1969万5336円を減額） (2)① 下請事業者の給付を受領した後、販売期間が終了したことを理由として、在庫商品を下請事業者に引き取らせていた。（２名に対し、総額8389万601円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。） ② 前記①の返品を行うに当たり、下請事業者１名に返品に係る送料を負担させていた。	(1)第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） (2)第4条第1項第4号（返品の禁止）	平成26年6月27日
3	C社は、自社の店舗等で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、次の①から④までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ② 「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 ③ 下請事業者に前記①の「基本リベート」の額又は前記②の「達成リベート」の額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。 ④ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	平成26年6月30日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	(25 名に対し、総額 6508 万 1058 円を減額)		
4	D社は、自社の店舗で販売する自社ブランドの日用品等の製造委託に関し、 (1) 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した商品、売行きが悪い商品及び受領後６か月を経過した商品を引き取らせていた。 (62 名に対し、総額 1 億 3915 万 7024 円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。) (2) 商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約 59 パーセントから 67 パーセント引き下げた単価を定めて発注した。 (当該予定単価を用いて計算した代金の額と実際の下請代金の額との差額は、２名に対し、総額 657 万 8897 円である。)	(1)第 4 条第 1 項第 4 号 (返品の禁止) (2)第 4 条第 1 項第 5 号 (買いたたきの禁止)	平成 26 年 7 月 15 日
5	E社は、自社の店舗で販売する鍋用材料セット等の食料品の製造委託に関し、次の①から⑤までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 「月次リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ② 「指定月リベート」として、自社が指定する月の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。 ③ 「本部手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金から差し引いていた。 ④ 「割戻金」として、1 年間分の下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 ⑤ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くこととしていたところ、インターネットバンキングを利用することによって振込手数料が下がった後も、従来どおりの振込手数料を差し引いていたことにより、実際の振込手数料を超える額を差し引いていた。 (20 名に対し、総額 1695 万 6919 円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 26 年 8 月 20 日
6	F社は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、次の①から④までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ② 「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払わせていた。 ③ 下請事業者に前記①の「基本リベート」の額又は前記②の「達成リベート」の額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。 ④ 「EOS 情報料」として、下請代金の額から一定額を差し引いていた。 (24 名に対し、総額 2981 万 4207 円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号 (下請代金の減額の禁止)	平成 26 年 8 月 28 日
7	G社は、[1] 娯楽施設の運営事業者に販売するぬいぐるみ等の製造委託、[2] 出版社等から請け負う雑誌の付録等の製造委託に関し、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (37 名に対し、総額 2103 万 5449 円を減額)	第 4 条第 1 項第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 27 年 3 月 31 日

平成 27 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、百貨店等に販売する又は自社の店舗で販売する婦人靴の製造委託に関し、「支払割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。（21 名に対し、総額 6514 万 2852 円を減額） （注） 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 19 件目の事案である。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 27 年 4 月 10 日
2	Ｂ社は、自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 25 年８月から平成 26 年８月までの間、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 (1)　下請代金の減額 ア　下請事業者が納入した商品の売行きが悪いことを理由に店頭販売価格の引下げを行うに当たって、「値引」として、下請代金の額から差し引いていた。 イ　単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から下請代金の額と引下げ後の単価を遡って適用した価格との差額を差し引いていた。 (2)　返品 ア　下請事業者の商品を受領した後、販売期間が終了したことを理由として、自社の在庫商品を引き取らせていた。 イ　商品を購入した顧客から商品に不具合があるとのクレームがあったことを理由として、受領後６か月を経過した商品を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者９名に対し、総額 1320 万 8977 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相 当額は、下請事業者４名に対し、総額 3828 万 3097 円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払うなどしている。	(1)第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止） (2)第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）	平成 27 年 7 月 31 日
3	Ｃ社は、給排水部材等の販売業者等に販売する給排水部材、及び、住宅メーカーから請け負う配管部材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の①から④までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ①　平成 25 年 11 月から平成 26 年４月までの間及び平成 26 年 11 月から平成 27 年４月までの間、「セール協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ②　平成 26 年８月から平成 27 年１月までの間、「カタログ協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ③　平成 25 年 10 月から平成 27 年２月までの間、「現金リベート」を下請代金の額から差し引いていた。 ④　下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くことについて下請事業者との間で合意していたところ、平成 25 年 10 月から平成 27 年２月までの間、実際の振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 14 名に対し、総額 2174 万 3475 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 27 年 10 月 23 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
4	Ｄ社は、自社が消費者及び小売業者に販売する食料品及び日用品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 26 年 10 月から平成 27 年 11 月までの間、下請事業者に対し、次の①又は②の行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 「基本販売協力奨励金」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ② 「追加販売協力奨励金」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 39 名に対し、総額 1485 万 5991 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 28 年 3 月 25 日

平成 28 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るビデオの制作及び冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を下請事業者に委託しているところ、平成 26 年５月から平成 27 年 11 月までの間、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、上記下請取引に係る交渉等を行っている冠婚葬祭式場の支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品（以下「おせち料理等」という。）の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入要請を行っていた。 下請事業者 144 名は、前記の要請を受け入れて、総額 3302 万 1500 円のおせち料理等を購入し、おせち料理等の購入に当たって、Ａ社の指定する金融機関口座に購入代金を振り込むための振込手数料を負担していた。	第 4 条第 1 項第 6 号（購入・利用強制の禁止）	平成 28 年 6 月 14 日
2	Ｂ社は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の①から⑤までの行為により、下請代金の額を減じていた。 ① 平成 26 年７月から平成 28 年６月までの間、「開店時販促費」を支払わせていた。 ② 平成 26 年７月から平成 28 年６月までの間、「カラー写真台帳制作費」を支払わせていた。 ③ 平成 26 年７月から平成 28 年６月までの間、「売価引き」を支払わせていた。 ④ 下請事業者に前記①の「開店時販促費」、前記②の「カラー写真台帳制作費」又は前記③の「売価引き」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 ⑤ 平成 26 年７月から平成 27 年９月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 20 名に対し、総額約６億 5000 万円であり、同社は勧告前に前記⑤の行為による減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 28 年 8 月 25 日
3	Ｃ社は、小売業者等に販売する食料品、日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 24 年６月から平成 25 年９月までの間、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額	(1) 第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止） (2) 第 4 条第 2 項第 3 号	平成 28 年 9 月 27 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	ア　「分荷・荷捌手数料」、「販促協力金」、「配送費」及び「キャンペーン企画条件」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　「達成リベート」、「拡売条件」等を支払わせていた。 ウ　「基本条件」、「販売促進費」、「売上割戻金」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 エ　前記イの「達成リベート」、「拡売条件」等、前記ウの「基本条件」、「販売促進費」、「売上割戻金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 (2)　不当な経済上の利益の提供要請 ア　創業 40 年に際して行う自社商品の値引販売等の費用を確保するため、「特別販促金」を提供させていた。 イ　自社商品のパッケージデザインの作成に係る費用を確保するため、「デザイン費」を提供させていた。 ウ　自社商品の値引販売の費用を確保するため、「拡販協賛金」を提供させていた。 エ　自社商品の販促費用を確保するため、「その他リベート」を提供させていた。 オ　自社活動の宣伝のために開催する展示会において試食に供する自社商品の費用を確保するため、「展示会サンプル代補填」として、金銭又は試食に供する自社商品の現品を提供させていた。 カ　前記オの試食に供する自社商品の現品を提供させた際に、その送料を支払わせていた。 キ　前記アの「特別販促金」、前記イの「デザイン費」、前記ウの「拡販協賛金」、前記エの「その他リベート」又は前記オの「展示会サンプル代補填」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者 23 名に対し、総額 4716 万 5685 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、提供させた金額は、下請事業者 25 名から、総額 1748 万 8932 円であり、同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。	(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	
4	Ｄ社は、自社が消費者に販売する衣料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額 ア　平成 26 年７月から平成 27 年 12 月までの間、「買先負担額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成 26 年 12 月又は平成 27 年５月、「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 (2) 返品 下請事業者から商品を受領した後、平成 26 年６月から平成 27 年 12 月までの間、注文受付期間の終了を理由として、当該商品を引き取らせていた。 (3) 不当な経済上の利益の提供要請 平成 26 年７月から平成 27 年 12 月までの間、消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させていた。 減額金額は、下請事業者９名に対し、総額 923 万 944 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 13 名に対し、総額３億 3313 万 138 円であり、同社は勧告前に返品した商品を再	(1) 第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止） (2) 第４条第１項第４号 （返品の禁止） (3) 第４条第２項第３号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 28 年 11 月 11 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	び引き取るなどして、その下請代金相当額等を支払っている。さらに、提供させた金額は、下請事業者13名から、総額39万132円であり、同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。		
5	E社は、自動車メーカー等から請け負うドアハンドル、キーセット、スイッチ等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年6月から平成28年6月までの間、下請事業者に対し、「特別費用」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者41名に対し、総額1億4268万2625円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	平成28年11月16日
6	F社は、海外旅行をしようとしている者から請け負った海外の宿泊施設、交通機関、飲食店等の手配（予約等）を下請事業者に委託しているところ、平成27年4月から平成28年5月までの間、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「奨励金」等を支払わせていた。 イ　前記アの「奨励金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者13名に対し、総額1163万3936円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	平成28年11月25日
7	G社は、小売業者等に販売する医薬品、日用品、化粧品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成26年10月から平成28年12月までの間、下請事業者に対し、次のアからウまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「展示会協賛金」を支払わせていた。 イ　「プラスワン登録料」を支払わせていた。 ウ　前記アの「展示会協賛金」又は前記イの「プラスワン登録料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者28名に対し、総額約1億1557万円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	平成29年2月23日
8	H社は、消費者に販売する弁当等の食材又は自社のフランチャイズ・チェーンに加盟する事業者に販売する食材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額 ア　平成26年11月から平成28年10月までの間、「半期協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成26年11月から平成28年5月までの間、「ディスカウントキャンペーン協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 (2) 返品 下請事業者から食材を受領した後、平成26年11月から平成28年8月までの間、当該食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として、当該食材を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額3160万8872円である。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者4名に対し、総額251万9315円である。	(1) 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） (2) 第4条第1項第4号（返品の禁止）	平成29年3月2日
9	I社は、小売業者に販売する化粧品、日用品、家庭用品、ペット用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年9月から平成28年12月までの間、下請事業者に対し、	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	平成29年3月7日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア　「現金引」の額 イ　「基本取引条件」等の額 ウ　「無返品分担金」の額 減額金額は、下請事業者 10 名に対し、総額 1501 万 6075 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。		
10	Ｊ社は、全国の神社仏閣等に対して販売する御守、御札、縁起物等の自社オリジナル商品及び神社仏閣等から請け負った商品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 27 年８月から平成 28 年７月までの間、下請事業者に対し、「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 40 名に対し、総額 1788 万 1006 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 29 年 3 月 16 日
11	Ｋ社は、建材メーカー等に販売する又は建材メーカー等から製造を請け負うドア用金物、引出・収納用金物等の内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 27 年６月から平成 28 年 11 月までの間、「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成 27 年６月から平成 28 年 11 月までの間、「協賛金」を支払わせていた。 ウ　平成 27 年６月から平成 28 年７月までの間、「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。 エ　下請事業者に前記イの「協賛金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者 39 名に対し、総額 4770 万 3052 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 29 年 3 月 22 日

平成 29 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、自社が飲食店に販売する食料品、調味料、洗剤等の製造及び飲食店から請け負う食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからカまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「特別条件」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ　「年間リベート」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ウ　「発注単価と「ユーザー特価」との差額」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 エ　「事務手数料」を下請代金の額から差し引いていた。 オ　「キャンペーン」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 カ　下請事業者に前記アの「特別条件」、前記イの「年間リベート」、前記ウの「発注単価と「ユーザー特価」との差額」又は前記オの「キャンペーン」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者 52 名に対し、総額 5043 万 9920 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 29 年 4 月 27 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
2	Ｂ社は、コンビニエンスストア事業において、消費者に販売する食料品（弁当、麺類等）等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからカまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 26 年２月から平成 27 年１月までの間、「ベンダー協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成 26 年２月から平成 27 年１月までの間、「箸・フォーク代」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　平成 26 年２月から同年 12 月までの間、「販売奨励金」等を支払わせていた。 エ　平成 26 年２月から平成 27 年１月までの間、「登録写真代」を下請代金の額から差し引いていた。 オ　平成 26 年２月から平成 27 年１月までの間、「販促協力金」を下請代金の額から差し引いていた。 カ　平成 27 年 12 月から平成 29 年１月までの間、「オープン販促費」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 10 名に対し、総額 4622 万 4401 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 20 件目の事案である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 29 年５月 10 日
3	Ｃ社は、自動車メーカーから請け負うフロアカーペット等の部材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 27 年９月から平成 28 年８月までの間、「原低」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成 27 年 10 月から平成 28 年７月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者８名に対し、総額 1870 万 5174 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 29 年６月 23 日
4	Ｄ社は、自動車メーカーから製造を請け負うシートベルト、エアバッグ等の部品等の製造及び小売業者に販売するチャイルドシートの部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからウの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 27 年 12 月から平成 29 年２月までの間、「一時金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成 27 年 12 月から平成 29 年２月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 ウ　原材料の市場価格の下落に伴い引き下げた単価を過去に発注し納品された分まで遡って適用することにより、平成 28 年１月から同年 10 月までの間、下請代金の額から、当該単価引下げによる差額分を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 64 名に対し、総額２億 4976 万 9538 円である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 29 年７月 18 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
5	Ｅ社は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「商品案内作成代」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　「新店協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 76 名に対し、総額２億 2746 万 1172 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 29 年７月 21 日
6	Ｆ社は、小売業者等に販売する緑茶等の清涼飲料の製造を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「特別協力金」を支払わせていた。 イ　前記アの「特別協力金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者２名に対し、総額１億 1880 万 1404 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 30 年２月５日
7	Ｇ社は、シール、ラベル等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 28 年６月から平成 29 年 12 月までの間、「生産システム利用料」、「ドットプリンタ保守料」及び「レーザープリンタ保守料」を下請代金から差し引いていた。 イ　平成 28 年６月から平成 30 年２月までの間、「通信回線利用料」、「パソコン利用料」、「バーコードプリンタ利用料」、「ドットプリンタ利用料」、「レーザープリンタ利用料」、「バーコードスキャナ利用料」及び「パソコン保守料」を下請代金から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 39 名に対し、総額 9881 万 5194 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 30 年３月 26 日
8	Ｈ社は、電設資材卸売業者等に販売するテレビ受信関連機器の製造及び電設資材卸売業者等から請け負うテレビ受信関連機器の製造を下請事業者に委託しているところ、次の行為により、下請代金の額を減じていた。 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した製品について引き下げた単価を遡って適用し、平成 28 年１月から平成 29 年４月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者１名に対し、総額 1254 万 2830 円である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 30 年３月 29 日
9	Ｉ社は、卸売業者等に販売する冷凍食品の製造及び卸売業者から請け負う冷凍食品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 28 年８月から平成 30 年２月までの間、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「品質管理指導料」を支払わせていた。 イ　前記アの「品質管理指導料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者 43 名に対し、総額約４億 6985 万円である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 30 年３月 30 日

平成 30 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、a 社から製造を請け負う業務用厨房機器の部品等の製造を下請事業者に委託し、a 社を通じて下請代金を支払っているところ、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの間、「事務手数料及び金利」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ　平成 28 年 11 月から平成 29 年 12 月までの間、「協賛割戻金」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　前記アの「事務手数料及び金利」を a 社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 エ　平成 28 年 11 月から平成 30 年２月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から a 社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 20 名に対し、総額 1680 万 6142 円である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 30 年 4 月 26 日
2	Ｂ社は、建設業者等から請け負う鋼材及び建材の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 27 年８月から平成 29 年５月までの間、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　「割引利息」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 1,368 名に対し、総額 3641 万 4345 円である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 30 年 6 月 15 日
3	Ｃ社は、小売業者に販売する食料品等及び小売業者から請け負うチラシ等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからコまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 28 年５月から平成 29 年９月までの間、「年契基本」を支払わせていた。 イ　平成 28 年５月から平成 29 年 11 月までの間、「発注オンライン料」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　平成 28 年５月から同年 12 月までの間、「基本（商品）」を支払わせていた。 エ　平成 28 年６月から同年 11 月までの間、「販促　スポット条件」を下請代金の額から差し引いていた。 オ　平成 28 年８月から平成 29 年４月までの間、「決算協力金」を下請代金の額から差し引いていた。 カ　平成 28 年８月から平成 29 年４月までの間、「販売奨励金」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 キ　平成 28 年６月から平成 29 年３月までの間、「厳選ＰＯＰ代」を下請代金の額から差し引いていた。 ク　平成 28 年５月から平成 29 年７月までの間、「西四国業務用惣菜リベート」を下請代金の額から差し引いていた。 ケ　平成 28 年５月から平成 29 年７月までの間、「西四国アイスリベート」を下請代金の額から差し引いていた。 コ　前記アの「年契基本」、前記ウの「基本（商品）」又は前記カの「販売奨励金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。	第 4 条第 1 項 第 3 号 （下請代金の減額の禁止）	平成 30 年 8 月 29 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	減額金額は、下請事業者 21 名に対し、総額 1290 万 2475 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。		
4	Ｄ社は、住宅内装金物、家具金物等（以下「住宅内装金物等」という。）の製造業者等から製造を請け負う住宅内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからウまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 29 年５月から平成 30 年５月までの間、「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成 29 年５月から平成 30 年５月までの間、「仕入値引」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ　平成 29 年５月から平成 30 年４月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 33 名に対し、総額 1113 万 1440 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 30 年 10 月 17 日
5	Ｅ社は、消費者及び小売業者に販売するキャラクター商品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 （１）返品 平成 28 年６月から平成 29 年 11 月までの間、下請事業者から商品を受領した後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領後６か月を経過した商品を引き取らせていた。 （２）不当な経済上の利益の提供要請 平成 28 年７月から平成 30 年８月までの間、納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させていた。 返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 14 名に対し、1067 万 5727 円及び 4317.10 ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると 50 万 2434 円）であり、同社は勧告前に返品した商品を再び引き取るなどして、その下請代金相当額を支払っている。 加えて、無償で提供させていた商品の対価は、下請事業者 175 名に対し、574 万 3335 円及び 9970.08 ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると 118 万 3435 円）であり、同社は勧告前に提供させていた商品の対価を支払っている。	(1)第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止） (2)第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	平成 30 年 12 月 12 日
6	Ｆ社は、消費者及び小売業者に販売する婦人服又は婦人服飾品雑貨、当該婦人服の原材料たる生地等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア　平成 29 年５月から平成 30 年５月までの間、「縫製会費」等を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成 29 年５月から平成 30 年５月までの間、「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者 53 名に対し、総額 1057 万 3048 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）	平成 31 年 1 月 23 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
7	Ｇ社は、消費者等に販売する畜肉加工品、畜肉加工品の附属品である包装用品、弁当の原材料たる畜肉等及び調味料の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 29 年５月から平成 30 年４月までの間、「販売協力金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者５名に対し、総額 1515 万 8869 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 31 年２月 21 日

平成 31 年度・令和元年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、小売業者等に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、単価の引下げ改定を行い、単価の引下げの合意日前に発注した食料品について引き下げた単価を遡って適用し、平成 28 年 11 月から平成 30 年５月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者５名に対し、総額 958 万 2853 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	平成 31 年４月 23 日
2	Ｂ社は、消費者に販売する日用品、園芸用品、大工用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、自社の店舗（ホームセンター）における商品、商品棚、什器等の移動、商品の陳列等の作業（売場手直し）を行わせるため、下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、その従業員等を派遣するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成 29 年 10 月から平成 30 年 12 月までの間、35 店舗において、延べ 812 人の従業員等を派遣させ、延べ 6,131 時間 26 分（休憩時間を含む。）にわたり、無償で当該作業を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 無償で提供させていた役務のために要した費用相当額は、下請事業者 43 名に対し、総額 973 万 7765 円である。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和元年９月 27 日
3	Ｃ社は、ゴム製品の製造業者等から製造を請け負うゴム射出成形機等の部品、半製品及び原材料の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア　「期間契約」の額（平成 29 年 11 月から平成 31 年１月までの間） イ　「特別物件価格協力」の額（平成 29 年 11 月から平成 30 年 12 月までの間） ウ　「手数料」の額（平成 29 年 11 月から平成 31 年３月までの間） 減額金額は、下請事業者 36 名に対し、総額 2010 万 4269 円である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和元年９月 27 日
4	Ｄ社は、自動車メーカーから製造を請け負うスイッチ、センサー等の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、単価の引下げ改定を行い、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し、平成 30 年１月から平成 31 年４月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 32 名に対し、総額 1567 万 8869 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和元年９月 30 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
5	Ｅ社は、日用品製造業者等から製造を請け負うプラスチック製品、その半製品、日用品製造業者等から製造を請け負う金型等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成 30 年２月から令和元年８月までの間、「仕入割引」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 54 名に対し、総額 2786 万 2291 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和元年 11 月 22 日
6	Ｆ社は、消費者に販売する女性向け既製服等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 （１）支払遅延 下請事業者に製造を委託している商品の一部について、顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第２条の２第２項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるところ、平成 30 年 11 月以降に下請事業者から受領した給付の一部について、当該下請事業者に対し、当該期日の経過後なお下請代金を支払っていない。 未払額は、下請事業者 10 名に対し、総額１億 7015 万 8471 円である。 （２）減額 次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額金額は、下請事業者 13 名に対し、総額 14 億 9105 万 8351 円である。 ア　「マークダウン等による値引き」の額（平成 30 年 11 月から令和元年 10 月まで） イ　「手数料」の額（平成 30 年 11 月から令和元年 12 月まで） ウ　「金利」の額（平成 30 年 11 月から令和元年 10 月まで） エ　下請代金をＦ社を通じて下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、Ｆ社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額（平成 30 年 11 月から令和元年 10 月まで） （３）返品 ア　下請事業者から商品を受領した後、当該商品が売れ残ったことを理由として、平成 30 年 11 月から令和元年 10 月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 13 名に対し、総額６億 5533 万 1070 円である。 イ　一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 同社は勧告前に、下請事業者に対し、前記（２）イからエまでの額及び前記（３）イの送料の額を支払っている。	(1)第４条第１項第２号（下請代金の支払遅延の禁止） (2)第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止） (3)第４条第１項第４号（返品の禁止）	令和２年２月 14 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
7	Ｇ社は、消費者等に販売する食料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、納品責任を負うべき場所を物流センターと指定した食料品等について、従前、物流センターの運営等に係る費用を徴収することなく物流センターに納品させていたが、下請代金の単価改定の機会及び物流センターに納品せず自社の各店舗等に直接納品するか否かの選択の機会を与えることなく、前記費用の一部として、「センターフィー」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収することとし、平成 29 年 12 月から令和元年７月までの間、「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 31 名に対し、総額 3725 万 4503 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	令和２年３月 19 日

令和２年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、消費者及び小売業者に販売する紳士靴、婦人靴等並びにその部材（以下「商品等」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの行為を行っていた。 ア　下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、平成 30 年８月から令和元年 10 月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品等を引き取らせていた。 イ　一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 返品した商品等の下請代金相当額は、下請事業者 26 名に対し、総額 1147 万 4218 円である。	第４条第１項 第４号 （返品の禁止）	令和２年４月 10 日
2	Ｂ社は、消費者に販売する食料品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア　「リベート」の額（平成 29 年１月から平成 30 年７月まで） イ　「ＰＯＰ代」の額（平成 29 年１月から平成 30 年１月まで） ウ　下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、Ｂ社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額（平成 29 年１月から令和２年２月まで） 減額金額は、下請事業者 14 名に対し、総額 1635 万 36 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 21 件目の事案である。	第４条第１項 第３号 （下請代金の減額の禁止）	令和２年６月 18 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
3	Ｃ社は、家電製品等の小売業者から請け負う家電製品の配送及び設置を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア　「ＣＳ管理費」の額（平成 29 年９月から平成 30 年 11 月までの間） イ　「防犯カメラ代」の額（平成 29 年９月から平成 30 年 12 月までの間） 減額金額は、下請事業者 12 名に対し、総額 2882 万 6725 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和２年７月 30 日
4	Ｄ社は、自社が販売する自動車等の原材料たる資材の製造を下請事業者に委託しているところ、次のア及びイの行為を行っていた。 ア　下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び使途について明確にせず、「手数料」として、平成 30 年 11 月から令和元年 10 月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。 イ　下請事業者に対し、前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。 提供させた金額は、下請事業者３名に対し、総額 5112 万 3981 円であり、同社は勧告前に前記ア及びイの行為により提供させた金額を下請事業者に返還している。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和３年３月 19 日

令和３年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等を下請事業者に委託しているところ、平成 30 年３月から平成 31 年４月までの間、「戻入金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者８名に対し、総額 5660 万 9388 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和３年６月 23 日
2	Ｂ社は、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う織ネーム、下げ札、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を下請事業者に委託しているところ、令和元年 11 月から令和２年 10 月までの間、「歩引」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 24 名に対し、総額 2015 万 166 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和３年６月 30 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
3	Ｃ社は、自社が販売又はレンタルするユニットハウスに使用する床材、壁材等の資材の製造及び自社がレンタルする建設機械器具の修理を下請事業者に委託しているところ、平成 30 年９月から令和元年９月までの間、「早期支払割引料」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 66 名に対し、総額 1911 万 9134 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年４月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 22 件目の事案である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和３年 11 月 12 日
4	Ｄ社は、消費者等に販売する婦人服等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、「物流費」（平成 30 年２月から平成 31 年４月まで）及び「物流業務委託料」（令和元年７月から令和３年４月まで）として下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 24 名に対し、総額 7094 万 8217 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している（清算結了している者を除く。）。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和４年３月１日

令和４年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、コンビニエンスストア等に対して販売する食料品及び飲料品の製造を下請事業者に委託しているところ、令和元年11月から令和２年 12 月までの間、「写真代」を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 46 名に対し、総額 3628 万 847 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和４年９月９日
2	Ｂ社は、①食品製造業者等に販売する包装資材等又は食品製造業者等から製造を請け負う包装資材、販売促進用商品等の製造、②食品製造業者等から作成を請け負う印刷物等のデザインの作成を下請事業者に委託しているところ、令和３年９月から令和４年 10 月までの間、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア　「歩引」の額 イ　「でんさい手数料」の額 ウ　下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、Ｂ社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者 87 名に対し、総額 1323 万 6486 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和５年３月８日
3	Ｃ社は、自社が販売する発電用バルブの部品の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和３年８月１日から令和４年 12 月６日までの間、自社が所有する木型及び金型を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和５年３月 16 日
4	Ｄ社は、消費者等に販売する食品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額	(1)第４条第１項第３号	令和５年３月 17 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	令和３年５月から令和４年 12 月までの間、オンラインストアで販売した商品の下請代金を支払う際に、「センターフィー」を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (2) 返品 ア　下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和３年５月から令和４年７月までの間、当該商品を引き取らせていた。 イ　一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 (3) 不当な経済上の利益の提供要請 令和３年５月から令和４年７月までの間、前記(2)の返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 減額金額は、下請事業者 58 名に対し、総額 748 万 4506 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 49 名に対し、総額 305 万 3210 円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払っている。さらに、提供させた金額は、下請事業者 46 名に対し、総額 313 万 160 円であり、同社は勧告前に提供させた金額を下請事業者に返還している。	（下請代金の減額の禁止） (2)第４条第１項第４号 （返品の禁止） (3)第４条第２項第３号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	
5	Ｅ社は、子会社又は卸売業者に販売する電動工具向けホースカバーセットの製造を下請事業者に委託していたところ、原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、令和３年１月、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。 本件下請事業者が提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額は、302 万 9268 円であり、同社は勧告前に差額分を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第５号 （買いたたきの禁止）	令和５年３月 27 日
6	Ｆ社は、消費者に販売する日用雑貨品、家具等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和３年２月から令和４年 12 月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 181 名に対し、総額 4042 万 6744 円である。	第４条第１項第４号 （返品の禁止）	令和５年３月 29 日

令和５年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、自社の店舗等で販売する家庭電気製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、令和元年７月から令和４年 10 月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア　「拡売費」の額 イ　「物流協力金」の額 ウ　「セールリベート」の額 エ　「キャッシュリベート」の額 オ　「オープンセール助成」の額	第４条第１項第３号 （下請代金の減額の禁止）	令和５年６月 29 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	カ　「発注手数料」の額 減額金額は、下請事業者２名に対し、総額 7310 万 9046 円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。		
2	Ｂ社は、遅くとも令和３年７月１日から令和５年 10 月 27 日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者に無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を１年間当たり２回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 Ｂ社は勧告前に、下請事業者 16 名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額 1136 万 9160 円を下請事業者に支払っている。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和５年 11 月 30 日
3	Ｃ社は、令和４年６月から令和５年５月までの間、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア　「春夏協賛」の額 イ　「秋冬協賛」の額 ウ　「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、Ｃ社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ　「特別値引き」の額 オ　「クレーム処理代」の額 (2) 返品 ア　下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ　下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 減額金額は、下請事業者 66 名に対し、総額 837 万 460 円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 50 名に対し、総額 66 万 1650 円であり、Ｃ社は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。	(1)第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止） (2)第４条第１項第４号（返品の禁止）	令和５年 12 月 22 日
4	Ｄ社は、令和４年５月から令和５年６月までの間、原材料を加工する際に生じる鉄スクラップを下請事業者が売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑（くず）費」と称して、下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者５名に対し、総額 6193 万 7555 円である。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年１月 23 日
5	Ｅ社は、令和３年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者１名に対し、2622 万 7735 円超であり、Ｅ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第２項第４号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）	令和６年２月 15 日
6	Ｆ社は、令和３年１月から令和４年８月までの間、下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。 利用させた金額は、下請事業者２名に対し、総額 6995 万 7800 円であり、Ｆ社は勧告前に、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益相当額を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第６号（購入・利用強制の禁止）	令和６年２月 21 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
7	G社は、遅くとも令和４年１月１日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する当該金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 G社は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者に支払っている。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和６年２月 28 日
8	H社は、令和３年１月から令和５年４月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 36 名に対し、総額 30 億 2367 万 6843 円であり、H社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年３月７日
9	Ｉ社は、次の行為を行っていた。 (1) 下請代金の減額 次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア　令和３年 11 月から令和５年 10 月までの間、「クーポンサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ　令和３年 11 月から令和５年６月までの間、「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 (2) 返品 令和３年 11 月から令和５年 12 月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。減額金額は、下請事業者 20 名に対し、総額 3350 万 3828 円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者 11 名に対し、総額 199 万 8476 円であり、Ｉ社は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。	(1)第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止） (2)第４条第１項第４号（返品の禁止）	令和６年３月 12 日
10	Ｊ社は、次の行為を行っていた。 (1) 買いたたき 令和３年 12 月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者１名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から 27.7 パーセント引き下げた単価を設定した。 (2) 購入等強制 令和３年 12 月頃から令和５年４月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者９名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。 (3) 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和３年８月頃から令和５年６月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪若しくは生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者５名に対し、経済上の利益を提供させていた。	(1)第４条第１項第５号（買いたたきの禁止） (2)第４条第１項第６号（購入・利用強制の禁止） (3)第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和６年３月 15 日
11	K社は、令和４年４月頃から令和５年１月頃までの間、下請事業者３名に対し、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。	第４条第１項第６号（購入・利用強制の禁止）	令和６年３月 15 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
12	Ｌ社は、次の行為を行っていた。 ① 令和４年１月から令和５年５月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ② 令和４年１月から令和５年６月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者 14 名に対し、総額 8205 万 2292 円であり、Ｌ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年３月 19 日
13	Ｍ社は、遅くとも令和４年５月１日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を１年間当たり２回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 Ｍ社は勧告前に、下請事業者 44 名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額 1812 万 4480 円を支払っている。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和６年３月 25 日

令和６年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	Ａ社は、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「月次リベート」の額（令和３年８月から令和６年４月まで） イ 「システム使用料」の額（令和４年７月から令和６年４月まで） ウ 「協賛金年契リベート」の額（令和３年 10 月から令和６年４月まで） エ 「達成割戻金」の額（令和４年５月） オ 「支払通知作成料」の額（令和３年８月から令和６年４月まで） 減額金額は、下請事業者 27 名に対し、2537 万 4079 円であり、Ａ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年５月 22 日
2	Ｂ社は、令和４年５月から令和５年８月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「物流協力金」の額 イ 「物流費」の額 ウ 「特売条件」の額 エ 「割戻金」の額 オ 「サンブル使用分」の額 カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、Ｂ社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者６名に対し、総額 988 万 6497 円であり、Ｂ社は勧告前に当該金額の一部を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年６月 14 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
3	Ｃ社は、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客からやり直しの依頼があったことを理由として、令和４年４月から令和５年 10 月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計 24,600 回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 デザインのやり直しをさせたことによる費用相当額は、下請事業者 36 名に対し、総額 984 万円であり、Ｃ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第２項第４号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）	令和６年６月 19 日
4	Ｄ社は、次の行為を行っていた。 ①　返品 令和４年７月から令和６年３月までの間、下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた。 ②　不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和４年７月１日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型等について、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 49 名に対し、合計 664 個）。 返品した製品の下請代金相当額等は、下請事業者 65 名に対し、総額 5427 万 3356 円であり、Ｄ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	①第４条第１項第４号（返品の禁止） ②第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和６年７月５日
5	Ｅ社は、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア　「特売条件」の額（令和５年４月から令和６年６月まで） イ　「ＤＣ利用料」の額（令和５年４月から令和６年５月まで） 減額金額は、下請事業者５名に対し、総額 2770 万 9078 円であり、Ｅ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）	令和６年９月４日
6	Ｆ社は、次の行為を行っていた。 ①　減額 令和４年７月から令和６年１月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ②　不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和４年７月１日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を１年間当たり１回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 50 名に対し、合計 692 型）。 減額金額は、下請事業者 10 名に対し、総額 470 万 9138 円であり、Ｆ社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	①第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止） ②第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和６年９月 26 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
7	G社は、令和4年11月から令和6年5月までの間、次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア　「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引いていた。 イ　「リベート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2320万1649円であり、G社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	令和6年10月23日
8	H社は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者23名に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを合計243回無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）	令和7年10月25日
9	I社及びJ社は、次の行為を行っていた。 なお、I社にあっては令和6年3月まで、J社にあっては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務（以下「本件業務」という。）を下請事業者に委託している。 ①　I社は、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げることを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者26名に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。 ②　J社は、令和6年4月1日にI社からレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者21名に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、I社が当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）	令和6年11月12日
10	K社は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。 K社は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和6年11月21日
11	L社は、遅くとも令和3年9月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、樹脂型又は治具について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名に対し、合計339個）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和6年12月5日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
12	M社は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者30名に対し、合計2,389型）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年1月23日
13	N社は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。 N社は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年2月18日
14	O社は、遅くとも令和5年8月1日から令和6年12月30日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。 O社は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1925万5498円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年2月18日
15	P社は、次の行為を行っていた。 ① 年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているところ、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。 ア 令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 イ 令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。 ② 令和5年6月から令和6年7月までの間、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 前記①アの減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2176万2009円、前記②の減額金額は、下請事業者154名に対し、総額1622万8500円、前記①イの行為により提供させた金額は、下請事業者10名に対し、総額255万944円であり、P社は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年2月19日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
16	Q社は、令和5年2月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する木型、金型、治具、工具等について、当該木型等を用いて製造する製品及び製品を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者176名に対し、合計8,900型）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年2月20日
17	R社は、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、R社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	令和7年2月28日
18	S社は、次の行為を行っていた。 ①　S社は、令和4年9月から令和5年12月までの間、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定め、販売活動を行っていた。 ②　S社は、前記①の販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請していた。 ③　下請事業者は、前記②の要請を受け入れて、おせち料理等を購入した。 前記③の購入させた金額は、下請事業者23名に対し、総額272万円である。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）	令和7年3月6日
19	T社は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又はT社の親会社であるU社から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。 T社は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年3月7日
20	V社は、令和5年9月から令和6年4月までの間、「One Time Bonus」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、V社は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）	令和7年3月19日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
21	W社は、次の行為を行っていた。 ① 受領拒否 商品の製造を委託するに際し、当該商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っており、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記①の受領していない商品を自己のために無償で保管等させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 前記①の受領していない商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額2382万9854円である。	①第4条第1項第1号（受領拒否の禁止） ②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）	令和7年3月27日

資料 20

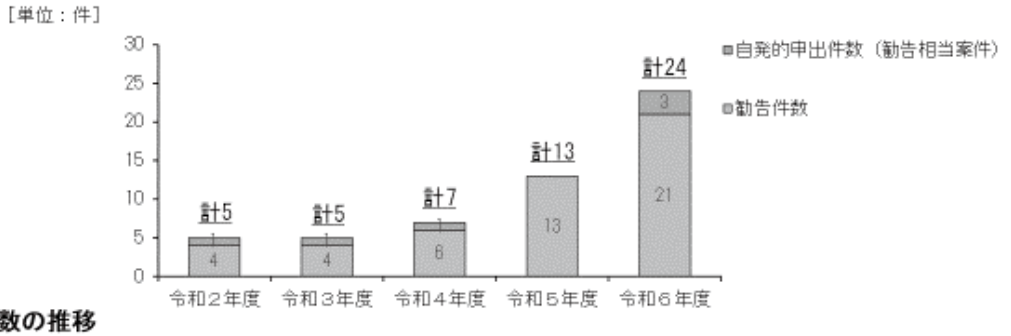
令和６年度における下請法の運用状況及び中小業者等の取引適正化に向けた取組

（令和７年５月１２日公正取引委員会）

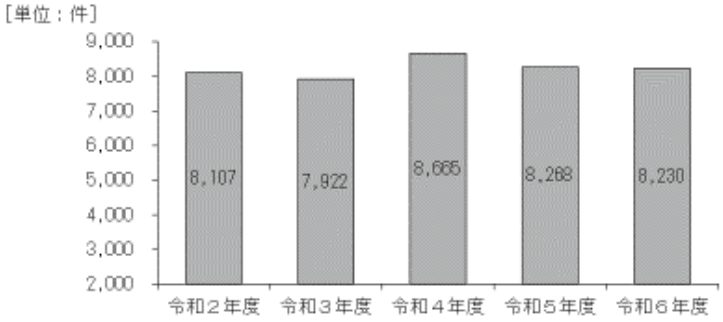
○勧告・指導件数等の推移

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移



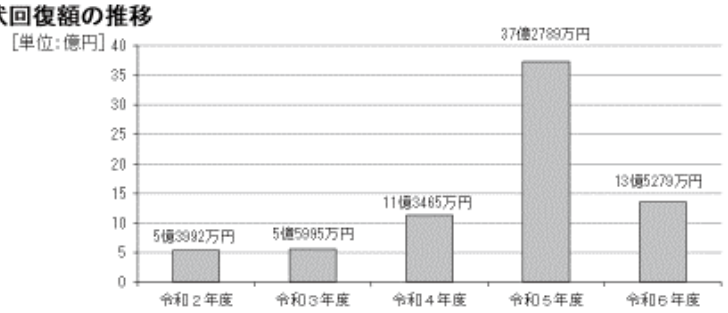
指導件数の推移



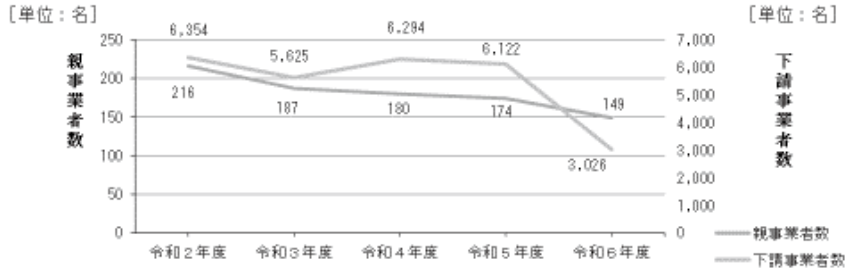
○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



令和６年度における下請法違反実例（勧告以外）

１　買いたたきの事例

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているＡ社は、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。 また、Ａ社は、下請事業者の取引価格を引き上げたものの、自社の予算単価のみを基準として、引上げ額の根拠を示さずその理由の説明も行っていないなど、下請事業者と十分に協議することなく、下請代金の額を定めていた。	第４条第１項第５号（買いたたきの禁止）
スポーツ用品等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、大量発注が終了し、少量発注になったにもかかわらず、取引価格の見直しをせず、一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 また、Ｂ社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇している状況下にあるとの認識を持っていたにもかかわらず、下請事業者から価格交渉の要請がない限り、それらのコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。	
楽器等の製造及び修理を下請事業者に委託しているＣ社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。 また、Ｃ社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。	
自社が販売するプライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、値上げの申入れのない下請事業者に対して、自ら取引価格について協議を申し出ることはなく、取引価格を据え置いていた。	

２　金型に関連する事例（型の無償保管に係る不当な経済上の利益の提供要請）

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
園芸用品等の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、自社が所有する金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、当該金型の保管費用は製品の発注金額に含まれているとの認識の下、下請事業者に対し、量産終了後の製品の製造に用いる金型の保管費用を支払わず、無償で金型を保管させていた。	第４条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
ねじ等の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、自社が所有する金型等を下請事業者に貸与して製品の製造を委託していたところ、Ｆ社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者との間で金型等の保管費用の支払等について取決めを行うことなく、無償で金型等を保管させていた。	

３　その他の行為類型に係る事例

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
画像収集業務等を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者に対し、あらかじめ検査基準を記載した発注書面を交付せず、検査基準を明確にしていなかったにもかかわらず、下請事業者から受領したデータの一部を不合格とし、受領しなかった。	第４条第１項第１号（受領拒否の禁止）
婦人服等のプライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者との間で締結している取引基本契約書において、下請代金の支払期日について、毎月末日締切、締切後 90 日以内に支払う旨等を定め、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。	第４条第１項第２号（下請代金の支払遅延の禁止）
消費者等に販売する自社オリジナル商品等の製造を下請事業者に委託しているＩ社は、下請事業者の商品の納入時に品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、下請事業者に商品を返品した。	第４条第１項第４号（返品の禁止）

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
溶接用部品等の製造等を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者に対し、自社の業務効率化の観点で導入した検収票や納品書等が一体となった専用伝票の購入を要請し、購入させていた。	第４条第１項第６号（購入・利用強制の禁止）
合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているＫ社は、下請事業者に有償で支給していた原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済していたため、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。	第４条第２項第１号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
段ボール製品等の製造を下請事業者に委託しているＬ社は、下請代金の支払条件について、サイト（手形期間又は決済期間）が60日を超える手形又は電子記録債権により下請代金を支払っていた。 （公正取引委員会は、令和７年１月、サイトが60日を超える手形、一括決済方式又は電子記録債権による下請代金の支払を行っていた親事業者に対し、本件を含め116件の指導を集中的に行った（第１の2(1)イ(ｶ)参照）。）	第４条第２項第２号（割引困難な手形の交付の禁止） 第４条第１項第２号（下請代金の支払遅延の禁止）
ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているＭ社は、下請事業者に対し、仕様変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、給付の内容を変更したにもかかわらず、当該変更に伴って生じた費用を負担しなかった。	第４条第２項第４号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）

○ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

（１）下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

＜企業取引研究会＞
✓優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討
✓計６回の会合を開催し、令和６年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

●下請法改正法案の国会提出
令和７年３月11日、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止等の措置を講ずること等を内容とする**下請法の改正法案**が、**第217回通常国会に提出**された

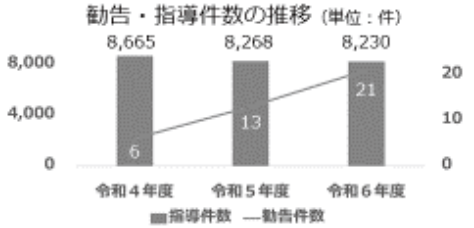
（２）令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和６年12月）

＜調査結果＞
✓労務費転嫁指針の認知度（令和６年５月時点）は約50%
✓指針を知っている事業者の方が、労務費上昇を理由とする取引価格引上げが実現しやすい傾向
✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展

●調査結果を踏まえた事業者名の公表
令和７年３月14日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者３名について、**独禁法第43条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

（３）買いたたき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行

＜令和６年度の下請法執行状況＞
✓8,230件の指導
✓21件の勧告（下請法違反の認定、事業者名の公表）



○ 下請法改正法案（背景・趣旨等）

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法改正法案を国会に提出した。

（令和７年３月11日閣議決定⇒第217回通常国会に提出）

施行期日
公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 下請法改正法案（主な改正事項一覧）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（５）面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

・題名について、以下のとおり改める。
「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

・用語について、以下のとおり改める。
「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

（参考）労務費転嫁指針の周知について

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向けプッシュ型広報・広聴企画
- 全国の商工会議所等で実施
- 令和６年度は24件実施

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和６年11月）

③下請取引適正化推進月間



- 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- 令和６年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和６年11月）

全体版等、詳細はウェブサイトに掲載しております。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512.html

資料 21

令和６年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取組

令和７年６月１１日
中 小 企 業 庁

１．下請事業者等に対するオンライン調査の状況

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請事業者（注）の保護及び取引の公正を図るため、協力してそれぞれが下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行にあたっている。その一環として、一般的に、その取引の性格から自発的に違反行為を申告しにくいとされる下請事業者に対しプッシュ型で状況を把握したり、同法の違反行為が認められた親事業者（注）に対し違反行為の是正を求めたりするため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的なオンライン調査を実施している。下請取引の内容は、必ずしも恒常的に同一の取引状態であるとは限らないことから、下請事業者の利益保護を図るため、中小企業庁は公正取引委員会とともに毎年継続的に調査を実施して違反行為の発見につながる情報収集に努めているところである。

令和 6 年度は、中小企業庁では、親事業者 5.5 万者、当該事業者と取引を行う下請事業者 24 万者に対して同調査を実施した。その結果、親事業者に対する調査において、下請法違反のおそれのある 5,801 者に対して、是正等を求める注意喚起文書を発出した。

（表１）下請事業者等に対するオンライン調査数の推移

年度等 ＼ 対象数等		調査対象数（事業者）	注意喚起文書の発送数（事業者）
令和４年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	4,758 者
	委託元との取引に関する調査	235,000	
令和５年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	7,065 者
	委託元との取引に関する調査	240,000	
令和６年度	下請事業者との取引に関する調査	55,000	5,801 者
	委託元との取引に関する調査	240,000	

※下請事業者との取引に関する調査＝親事業者に対する調査
委託元との取引に関する調査＝下請事業者に対する調査

（注）令和７年５月２３日に公布された「下請代金支払支援等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、令和８年１月１日より、「下請事業者」は「中小受託事業者」、「親事業者」は「委託事業者」と称されることとなる。

２．立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

中小企業庁は、下請事業者等に対するオンライン調査や、下請事業者からの申告など様々な端緒情報を踏まえ、下請法違反の可能性がある親事業者に対し立入検査を実施している。令和 6 年度は、703 者の親事業者への立入検査を行った結果、1,321 件の違反行為を確認し、584 者に対して改善指導を実施した。なお、このうち 1 件については公正取引委員会に対する措置請求を行い、公正取引委員会より下請法順守体制の整備等に関する「勧告」がなされている。

また、改善指導のフォローアップとして、令和 6 年度中に 594 件の改善報告が親事業者からなされた（令和 6 年度以前の改善指導案件によるものも含む）。

（表２）立入検査数の推移

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
立入検査数	716 者	755 者	703 者

（表３）措置請求件数の推移

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
措置請求件数	0 件	0 件	1 件

（表４）措置請求事案の概要

違反行為者	違反事実の概要	違反総額	下請事業者数
クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)	「One Time Bonus」等と称する減額	約 6,700 万円	9 名

（表５）違反行為・改善報告の内訳

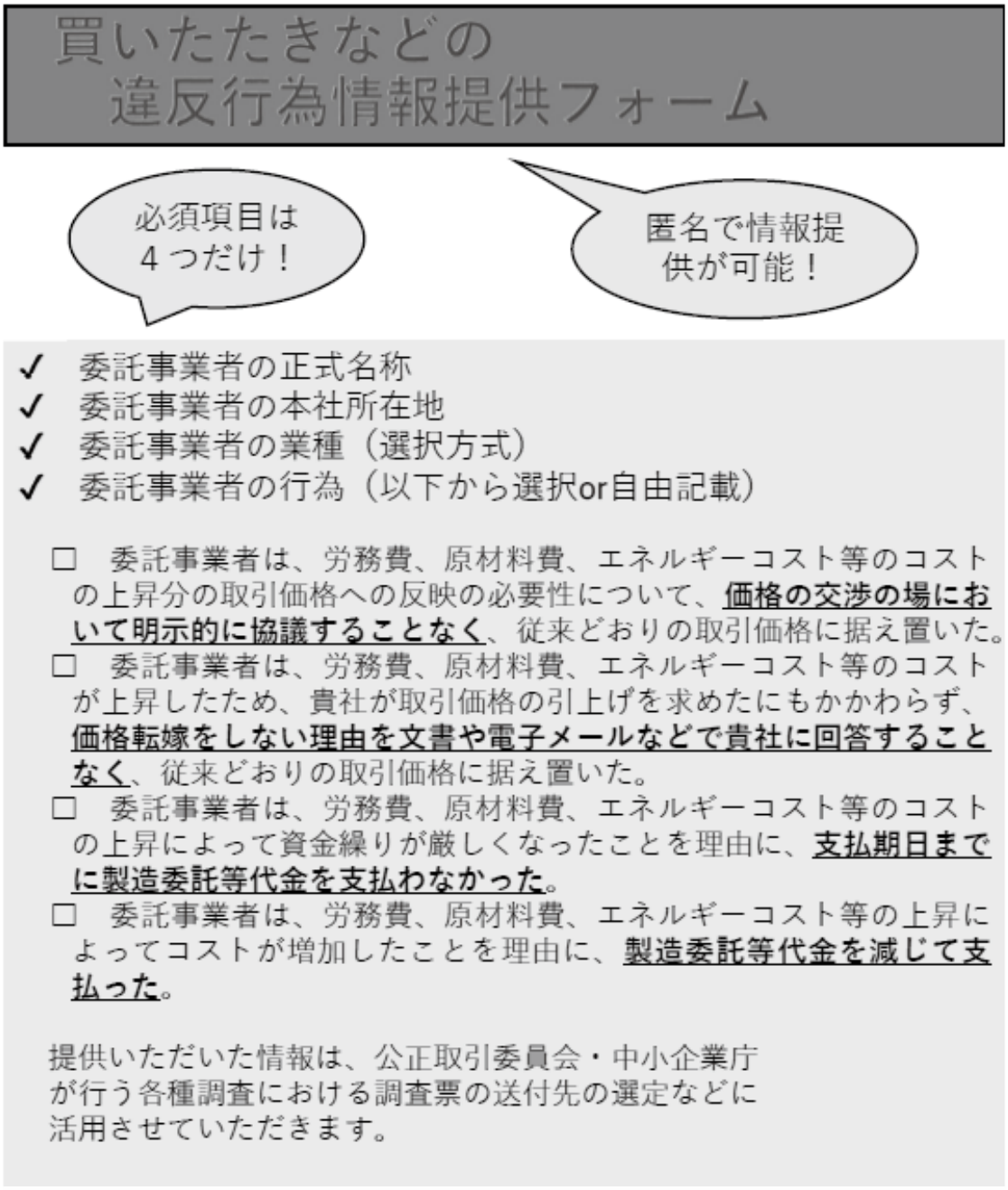
	改善指導が行われた違反行為の内訳件数		当該年度中に提出された改善報告件数（違反行為の内訳）	
	令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
実体＋手続規定違反合計	1,480	1,321	1,516	1,342
実体規定違反合計	583	497	589	484
受領拒否	1	0	1	1
支払遅延	218	189	217	188
下請代金減額	232	139	245	160
返品	0	0	0	0
買いたたき	76	106	56	90
購入・利用の強制	2	3	3	2
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期決済	11	9	11	8
割引困難手形	16	18	27	11
利益提供要請	24	32	28	23
変更やり直し	3	1	1	1
手続規定違反合計	897	824	927	858
下請見直	74	60	71	63
支払期日未定	104	71	96	87
書面不備・未交付	582	541	559	551
書類未保存	137	152	201	157

※　下請法違反のおそれのある改善指導件数も含む。

令和 6 年度においては、禁止行為の違反として支払遅延が 189 件、下請代金の減額が 139 件、買いたたきが 106 件認められ、改善指導の対象となった。この３類型で禁止行為違反の 87%を占めている。また、価格交渉の促進や型取引の適正化に重点的に取り組んだ結果、買いたたき及び不当な経済上の利益提供要請の改善指導件数は、それぞれ前年度比 139%、133%の増加となった。さらに、義務違反としては書面不備・未交付が 541 件、書類未保存が 152 件認められ改善指導対象となっており、手続規定違反の 84%を占めている。引き続き親事業者には法遵守にかかる社内体制の整備が求められる。

資料 22

違反行為情報提供フォームについて



○違反行為情報提供フォーム

https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html

※このフォームは違反行為の申告を受け付けるものではありませんので、具体的な違反行為の事実を報告し、個別事件調査を求め、より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は、このフォームではなく「インターネットによる申告」（https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html）から申告してください。

資料 23

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、
③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年１１月２９日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者）　御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額　　円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、**各コスト要素に分けて**、それぞれ単価、小計等を作成。
＜記載上の留意事項＞
労務費においては、自社だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

内訳

1　原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／単価上昇率（%）
材料・品番				
・・・				

小計　　円

2　エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
・・・					

小計　　円

3　労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例１）

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例２）

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	%	円

小計　　円

4　その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等
小計　　円

資料 24

インボイス制度について

インボイス制度への対応に関する Q＆Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度について

Q1 インボイス制度について教えてください。

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

免税事業者であり続けたとしても、売上先が以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。
①売上先が消費者又は免税事業者である場合
②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して、本来は仕入税額控除ができない免税事業者からの仕入れについても、支払った消費税相当額の一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。
なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・取適法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

Q4

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、これまでも取引をしてきた免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

課税事業者であっても、簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。
簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、本来は仕入税額控除ができない免税事業者からの仕入れについても、支払った消費税相当額の一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

課税事業者であっても、簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。
また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。
免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者であることを前提としたものとなっていることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度を踏まえて取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1　取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が仕入れ時に支払っていた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2　商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3　協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度を踏まえて、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4　購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度を踏まえて、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5　取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度を踏まえて、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が仕入れ時に支払っていた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6　登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイス制度を踏まえて、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は取適法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※　上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

資料 25

取引調査員(取引Ｇメン)による訪問調査について

【概要】

平成 29 年 1 月より、中小企業庁及び各経済産業局等では、取引調査員（取引Ｇメン）を配置して中小受託事業者を訪問しています。

秘密保持を前提としてお話を伺い、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促していきます。

これまでに、以下のような声を政府の基準改正に反映してきました。

(1) 「発注予定額の○○％」など合理性のない引き下げを要請される。

(2) 光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。

(3) 金型の返却や保管料負担の話をするが、何も対応してもらえない。

(4) 手形では代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる。

(5) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。

【「取引Ｇメン」によるヒアリングに関するお問い合わせ】

以下の担当課「取引Ｇメンヒアリング担当」宛てにお問い合わせください。

担当課	連絡先	所轄都道府県
中小企業庁 取引課取引調査室	03-3501-3649	
北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	011-700-2251	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	022-217-0411	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部適正取引推進課	048-600-0324	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	052-951-2860	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	06-6966-6037	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 産業部適正取引推進課	082-224-5745	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	087-811-8564	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室	092-482-5590	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	098-866-0035	沖縄県

資料 26

受託適正取引等推進のためのガイドラインについて

経済産業省、国土交通省、総務省及び農林水産省では、委託事業者と中小受託事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）を策定し、普及を推進しています。

１．業種別ガイドラインの目的

○大企業の生産性向上による収益性向上を中小企業へも波及させることを目指すもの。
（委託事業者と中小受託事業者の”win-win”の取引関係）

○例えば、委託事業者・中小受託事業者が改善提案等を出し合い、コスト削減となる生産性向上を行い価格上昇分を吸収し、その成果を共有することで競争力を高めつつ双方が収益性を確保するような関係構築を目指すもの。

２．業種別ガイドラインの内容

○各業界の特性に応じたベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）を例示。

○また、取適法等で問題となり得る行為、望ましくない取引慣行について例示。

３．業種別ガイドライン担当部署（令和７年 11 月時点）

	ガイドライン名称	問い合わせ先	
①	自動車産業適正取引ガイドライン	経済産業省　製造産業局　自動車課	TEL. 03-3501-1511 （経済産業省代表）
②	素形材産業取引ガイドライン（素形材産業における適正取引等の推進のためのガイドライン）	経済産業省　製造産業局　素形材産業室	
③	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　製造産業局　生活製品課	
④	産業機械・航空機等における受託適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　製造産業局　産業機械課 又は航空機武器宇宙産業課	
⑤	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　商務情報政策局　情報産業課	
⑥	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　商務情報政策局　情報技術利用促進課	
⑦	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　商務情報政策局　コンテンツ産業課	
⑧	建材・住宅設備産業取引ガイドライン（建材・住宅設備産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン）	経済産業省　製造産業局　生活製品課	
⑨	金属産業取引適正化ガイドライン	経済産業省　製造産業局　金属課	
⑩	化学産業適正取引ガイドライン	経済産業省　製造産業局　素材産業課	
⑪	紙・紙加工産業取引ガイドライン	経済産業省　製造産業局　素材産業課	
⑫	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　商務情報政策局　コンテンツ産業課	
⑬	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　商務情報政策局　コンテンツ産業課	
⑭	防衛産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省　製造産業局　航空機武器宇宙産業課 防衛装備庁	
⑮	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン	国土交通省　物流・自動車局　貨物流通事業課	TEL. 03-5253-8111 （国土交通省代表）
	（トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン）	国土交通省　物流・自動車局　貨物流通事業課	
⑯	建設業法令遵守ガイドライン（第９版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点	国土交通省　不動産・建設経済局　建設業課	
⑰	船舶産業取引適正化ガイドライン	国土交通省　海事局　船舶産業課	
⑱	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン	総務省　情報流通行政局　コンテンツ振興課 （情報通信作品振興課）	TEL. 03-5253-5111 （総務省代表）
⑲	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン（豆腐・油揚製造業）	農林水産省　大臣官房　新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	TEL. 03-3502-8111 （農林水産省代表）
	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン（牛乳・乳製品製造業）		

	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン		
⑳	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン	農林水産省　漁政部　水産経営課指導室	
㉑	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン	農林水産省　増殖推進部　栽培養殖課	
㉒	林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン	林野庁　林政部　木材産業課	

目的別索引

1　取引条件等について協議する
・支払期日を定める・・・

・検査方法と返品期間・・・

索　引（主要なページに限る。〔　〕内は関係する内容である。）

あ 行

ＥＤＩ（電子データ交換）〔４条明示〕……46、48
一括決済方式……141
医療法人……31
ＳＣＭ……205
役務提供委託……15
役務の提供を受けた日……68
親子会社間の取引〔適用範囲〕……25
委託事業者……5

か 行

確認…… 63、67
型〔製造委託〕……6、7
加工……6、29
化体……12、25
カタログ……35
課徴金納付命令……116、119、233
仮単価〔４条明示〕……47
勧告〔措置〕……116
規格……6、9、28、38
強制……93
給付内容……53、57、106
給付内容の変更……106
共通事項……37、121、128、129
業として〔適用範囲〕……6、10、12
業として行う提供……13、15
金銭、役務その他の経済上の利益……99
金融機関の休業日〔支払遅延〕……63
景品〔製造委託〕……29
減額の名目……72
検査方法と返品期間……83
原材料……6、29
検収締切制度〔支払遅延〕……62
建設工事〔適用範囲〕……15、25
控除〔有償支給原材料等の対価〕……98
コーディング作業〔適用範囲〕……31
子会社……21、25
コック方式〔支払遅延〕……66
合意に基づく減額……72、74

さ 行

再委託〔役務提供委託〕…… 15
指値〔買いたたき〕…… 88
サプライチェーン・マネジメント…… 66、205
算定方法〔４条明示〕…… 39
試作品〔４条明示〕……29、40
支払方法等について〔４条明示〕……37、129
ジャスト・イン・タイム生産方式〔受領拒否〕‥58
自家使用……8、9、10、14
自家修理……10
自家消費……8
支配下……62、63
締切制度……62
修理委託……10
修理……10
受託中小企業振興協会……151、155
受託取引……5
受領……62
使用高払方式〔支払遅延〕……66
消化仕入……51、69
商社〔適用範囲〕……24、65
消費税……38
情報処理〔適用範囲〕……5、16
情報成果物……12
情報成果物作成委託……12
振興基準……221
振興事業計画……154、213
製造委託……6
製造……6
請求書…… 64、69
製作委員会…… 30
正当な理由…… 41
責めに帰すべき理由……57、72、81、98、106
センターフィー……76
相殺〔早期決済〕……98
遡及適用……73、75、76、78
措置請求……3、116、119、120

た 行

立入検査……116
多頻度小口納入〔買いたたき〕……90
試打ち品〔支払遅延〕……66
単価改定……73、75、76、91
遅延利息……55、167
知的財産権……38、49、86、100、102、105
中小受託事業者……5
中小受託事業者の給付の内容……38
中小受託事業者の利益を不当に害する……100、106
直接の利益……100、101、103
著作権……30、68、92
通常支払われる対価……86
定期調査……116
提供の目的たる役務……15
電子記録債権……146
電磁的方法……38、140
当初の明示〔４条明示〕……42、126
特定運送委託……18

な 行

内航海運……32
抜取検査〔返品〕……82、84
納品締切制度…… 62

は 行

排除措置命令……116、119、233
発注の取消し……58、106
裸用船契約……32
半製品……6
罰金……4、117、161、162、219
罰則 ……117
標準品…… 6、28
ファクタリング方式……142、165、168
附属品……6
振込手数料〔減額〕……75、79、80
ＶＭＩ〔支払遅延〕……66
歩引き〔減額〕 ……72、74、78
物品……6
部品……6
プライベートブランド〔製造委託〕……6
プログラム〔適用範囲〕……12、16
ベンダー・マネージド・インベントリー……66
報告徴収……117
保証期間 ……81、82、84、107
補充の明示〔４条明示〕……41、42、127
ボリュームディスカウント〔減額〕……74、186

ま 行

自ら用いる役務〔役務提供委託〕 ……15、16
みなし委託事業者・中小受託事業者規定……21
無償〔適用範囲〕……13、15
メーカーブランド……28

や 行

やり直し……106
優越的地位……5、140、233
予定期日……42、46、47

ら 行

リベート〔減額〕……72、78
連続して提供される役務……63
労働者派遣〔適用範囲〕 ……25
ロット単位……81、82、83、84、189

～ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にお問い合わせください。～

公正取引委員会　事務総局
経済取引局　取引部　企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟

令和7年12月中旬から令和8年2月初旬にかけて、
〒105-0001東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー　に移転を予定しています。
また、12月15日以降、郵送物を送付される際には上記住所にお送りください。

TEL 03(3581)3375（直）

https://www.jftc.go.jp

（管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）

北海道事務所　取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎

TEL 011(231)6300（代）

（管轄区域:北海道）

東北事務所　取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎

TEL 022(225)8420（直）

（管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ）

中部事務所　取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

TEL 052(961)9424（直）

（管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ）

近畿中国四国事務所　取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

TEL 06(6941)2176（直）

（管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿中国四国事務所　中国支所　取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館

TEL 082(228)1520（直）

（管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

近畿中国四国事務所　四国支所　取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館

TEL 087(811)1758（直）

（管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州事務所　取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館

TEL 092(431)6032（直）

（管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄総合事務局　総務部　公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2号館

TEL 098(866)0049（直）

（管轄区域:沖縄県）

不当なしわ寄せに関する相談窓口

（不当な受託取引）ーゼロゼロー１１０ 番

電話番号 ０１２０－０６０－１１０

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
【受付時間】１０：００～１７：００（土日祝日・年末年始を除く。）

中小企業庁
事業環境部　取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03(3501)1732（直） 受付時間：9:30-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

https://www.chusho.meti.go.jp

北海道経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

TEL 011(700)2251（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:北海道）

東北経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟

TEL 022(217)0411（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1
さいたま新都心合同庁舎 1 号館

TEL 048(600)0325（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

中部経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2

TEL 052(951)2860（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）

近畿経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

TEL 06(6966)6037（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国経済産業局　産業部適正取引推進課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館

TEL 082(224)5745（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館

TEL 087（811）8564（直） 受付時間：8:30-12:00／13:00-17:15（閉庁日を除く）

（管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州経済産業局　産業部中小企業課　取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL 092(482)5450（直） 受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2号館

TEL 098(866)0035（直） 受付時間：8:30-12:00／13:00-17:00（閉庁日を除く）

（管轄区域:沖縄県）

取引かけこみ寺 電話相談窓口

相談用フリーダイヤル（通話料無料）

電話番号　０１２０－４１８－６１８

※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。
【受付時間】９：００～１２：００／１３：００～１７：００
（土日祝日・年末年始を除く。）

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO